

工事契約関係規程集

令和 7 年 2 月

北九州市

技術監理局

目 次

	頁
1 北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (S39.3.31 条例第 81 号)	1
2 北九州市契約規則 (S39.3.31 規則第 25 号)	2
3 北九州市契約規則の運用について (S52.4.1 財政局長通知)	12
4 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則 (H6.12.21 規則第 59 号)	16
4-2 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則の運用について (H 27.9.24 契約室長決裁)	22-4
5 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に 関する規則 (H6.12.21 規則第 60 号)	23
6 北九州市建設業者資格審査委員会設置規程 (H7.4.20 助役決裁) (抄)	28
7 「経営状態が著しく不健全であると認められる」者の取扱いについて (H6.8.16 助役決裁)	30
8 業者選定に係る指名基準の運用基準 (H6.6.15 助役決裁)	32
9 指名基準の例外的取扱いについて (H10.11.12 契約室長決裁)	34
10 北九州市建設工事等業者選定委員会設置規程 (H6.4.1 助役決裁) (抄)	38
11 北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱 (H6.6.29 助役決裁) (抄)	41
12 北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱の取扱要領 (H6.6.29 助役決裁)	49
13 北九州市建設業者指名停止委員会設置規程 (H6.6.29 助役決裁) (抄)	53
14 北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (H7.12.25 規則第 78 号)	54
15 北九州市建設工事一般競争入札実施要領 (H7.5.29 助役決裁) (抄)	58

16 【 欠 番 】

17	北九州市共同企業体取扱要綱（H7.6.1 助役決裁）	70
18	北九州市共同企業体取扱要綱運用基準（H7.6.1 助役決裁）	88
19	工事請負契約に係る最低制限価格の設定基準について（H5.12.15 助役通知）	90
20	北九州市建設工事低入札価格調査実施要領（H11.9.28 助役決裁）	91
21	公共工事における随意契約のガイドライン（H2.7.1 契約室長決裁）	96
22	入札・現説等に係る事務処理要領（S58.3.29 契約室長決裁）	99
23	入札心得（H6.6.20 契約室長決裁）	104
24	工事請負契約書・北九州市工事請負契約約款	106
25	北九州市工事請負契約約款の運用	127
25-2	現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要綱	142
		-2
26	北九州市工事請負契約約款第25条（スライド条項）の減額となる場合の運用について （H12.2.10 契約室長決裁）	143
27	委託契約書・北九州市設計業務等委託契約約款	153
28	北九州市設計業務等委託契約約款の運用	170
29	保証金の納付に代えて提供させる担保に関する規程（S39.9.1 告示第156号）	181
30	北九州市会計規則（S39年規則第49号）（抜粋）	183
31	公共工事の前金払及び部分払に関する取扱要綱（S44.3.31 市長決裁）	184
32	公共工事の発注に係る事務処理について	186
33	消費税の導入に伴う建設工事等の契約の事務手順について （H元.3.18 契約室長通知）	187
34	契約書作成に伴う印紙税の取扱いについて（S57.10.27 契約室長通知）	191

35	建設業退職金共済制度証紙購入基準の運用について（H28.3.7 契約室長通知）	192
36	【 欠 番 】	
37	【 欠 番 】	
38	工事請負契約に係る設計図書の実費徴収及び販売要領（H9.11.19 契約室長決裁）	201
39	工事履行証明書の交付に伴う手数料の徴収について（S57.2.1 契約室長決裁）	203
40	北九州市工事執行規則（S49.5.27 規則第 77 号）	205
41	軽微な工事の執行要領	209
42	軽微な工事の事務手順書	221
43	建設工事等の入札及び契約に係る公表要領（S56.7.9 助役決裁）	239
44	工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務処理及び様式について （S57.1.22 契約室長決裁）	242
45	北九州市入札等監視委員会規則（H24.3.29 規則第 17 号）	246
46	北九州市入札等監視委員会に係る苦情の処理手続に関する要綱 （H24.3.30 契約室長決裁）	249
47	談合情報対応マニュアル（H7.1.18 助役決裁）	251
48	北九州市建設工事公正入札調査委員会設置規程（H7.1.18 助役決裁）（抄）	258
49	公共工事に対する不当介入対処要領（H7.3.31 助役決裁）	259
50	公共工事に対する不当介入対処要領の運用について（H7.3.31 助役決裁）	262
51	工事現場における施工体制点検要領	266
52	建設業法の一部改正に伴う適切な技術者配置のための対応について （H2.6.6 契約室長通知）	268
53	北九州市建設工事登録業者調査要綱（H5.6.1 契約室長決裁）	270
54	企業実態調査実施要領（H5.6.1 契約室長決裁）（抄）	272

55	下請状況調査実施要領（H5.6.1 契約室長決裁）（抄）	274
56	特別調査実施要領（H5.6.1 契約室長決裁）（抄）	276
57	臨時調査実施要領（H5.6.1 契約室長決裁）（抄）	278
58	優良業者認定基準（H5.6.1 契約室長決裁）（抄）	280
59	北九州市電子入札実施要領（H16.12.1 契約室長決裁）	282
60	北九州市電子入札運用基準（H16.12.1 契約室長決裁）	285
61	北九州市電子入札用電子証明書（I Cカード）登録要領（H16.10.29 契約室長決裁）	293
62	電子入札心得（一般・工事用）（H17.4.1 契約室長決裁）	299
63	電子入札心得（指名・工事用）（H17.4.1 契約室長決裁）	303
64	電子入札心得（指名・委託用）（H17.4.1 契約室長決裁）	306
65	有資格業者以外の者の建設工事等に係る暴力団関係業者排除措置要綱 (H23.7.29 契約室長決裁) --	309
66	北九州市地元企業優先発注実施要綱	310

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和 39 年 3 月 31 日
最終改正
平成 5 年 10 月 7 日

(趣旨)

第 1 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(昭 52 条例 44・一部改正)

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5 億円以上の工事又は製造の請負とする。

(昭 47 条例 41・昭 52 条例 44・平 5 条例 26・一部改正)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 8,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1 件 1 万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(昭 47 条例 41・昭 52 条例 44・昭 61 条例 25・一部改正)

付 則

1 この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北九州市財産条例(昭和 38 年北九州市条例第 29 号)

(2) 北九州市契約条例(昭和 38 年北九州市条例第 30 号)

付 則(昭和 47 年 6 月 30 日条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 52 年 12 月 21 日条例第 44 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 61 年 10 月 6 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 5 年 10 月 7 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

昭和 39 年 3 月 31 日
最終改正
令和 6 年 1 月 15 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 一般競争入札（第 2 条－第 16 条の 2）
- 第 3 章 指名競争入札（第 17 条－第 18 条）
- 第 4 章 随意契約（第 19 条－第 20 条の 3）
- 第 5 章 せり売り（第 21 条）
- 第 6 章 契約の締結（第 22 条－第 30 条）
- 第 7 章 契約の履行（第 31 条－第 41 条）
- 付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 市における売買、貸借、請負その他の契約については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

第 2 章 一般競争入札

（一般競争入札の参加者の資格）

第 2 条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

第 3 条 地方自治法施行令第 167 条の 5 第 1 項に規定する一般競争入札の参加者の資格に関し必要な事項は、別に定める。

（一般競争入札の公告）

第 4 条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の前日から起算して 10 日前までに市公報または掲示場その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を 5 日に短縮することができる。

2 前項の公告には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格事項
- (3) 契約条項を示す場所および日時
- (4) 競争入札執行の場所および日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 無効入札に関する事項
- (7) その他入札に必要な事項

（一般競争入札の入札保証金）

第 5 条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札前に次に掲げる率以上の入札保証金を納付しなければならない。

(1) 市有財産の買受け又は工事の請負の場合は、入札価格（インターネットを利用して行う公有財産の売却に関する処理システムで市長が別に定めるもの（第25条第2項において「公有財産売却システム」という。）による市有財産の買受けの場合は、予定価格）の100分の10

(2) 市有財産の借受けの場合は、入札賃貸料の6月分

(3) 前2号に規定する場合以外の場合は、入札価格の100分の5

2 前項の保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

(1) 国債、地方債

(2) 政府の保証のある債券

(3) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が確実と認める担保

3 前項の担保の評価及びその提供の手続きは、別に定める。

4 入札保証金は、入札完了後又は入札の中止、延期若しくは取消しをしたときは還付する。

5 入札保証金には、利子を付さない。

6 入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

7 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に付する場合において、一般競争入札に参加しようとする者が過去2年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したとき、又はその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（入札条項の熟知）

第6条 一般競争入札に加わろうとする者は、あらかじめ仕様書、設計書、見本、入札者心得等入札に必要な事項について、熟知しておかなければならない。

（一般競争入札の入札所の規律）

第7条 一般競争入札の入札執行の場所には、入札者またはその代理人でなければ立ち入ることはできない。

2 入札者は、入札執行について係員の指示に従わなければならない。

（一般競争入札の入札方法）

第8条 一般競争入札の入札者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、所定の時間に入札しなければならない。

2 市長が特に定める場合は、入札は郵便をもってすることができる。この場合、入札保証金および納付書を添え「何々入札書」と朱書した書留郵便をもって市長の指名する職員宛郵送しなければならない。

（一般競争入札の代理入札）

第9条 代理人をもって一般競争入札に参加しようとする者は、入札前にその代理人をして委任状を提出させなければならない。

（一般競争入札の入札の中止等）

第10条 市長は、特別の事情のある場合は、一般競争入札の中止、延期又は取消しをすることができる。

2 前項の場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

(一般競争入札の開札の異議)

第11条 一般競争入札の入札者は、開札に出席しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることができない。

(一般競争入札の入札の無効)

第12条 次の各号の一に該当する場合は、入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しないとき。
- (3) 入札保証金を納付しないときまたはその額が不足するとき。
- (4) 入札書に記名押印のないとき、入札首標金額を訂正したときまたは記載事項について判読できないとき。
- (5) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき。
- (6) 代理入札で委任状を提出しないときまたは他人の代理を兼ねもしくは2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札者が協定して入札したと認められるとき。
- (8) その他入札に際し不正の行為があったとき。

(一般競争入札の予定価格及び最低制限価格)

第13条 市長は、一般競争入札に付する場合には、あらかじめ仕様書、設計書、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡及び履行期限の長短等によって予定価格を定めなければならない。

2 前項の予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 最低制限価格を設ける場合は、予定価格の100分の50を下らない範囲内で定めるものとする。

(一般競争入札の落札の通知)

第14条 落札者が決定したときは、ただちに入札者に対し落札決定のあった旨の通知をするものとする。

2 最低価格の入札者以外の者を落札者と決定したときは、ただちに当該落札者および最低価格入札者で落札とならなかった者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対しても落札の決定があった旨を通知するものとする。

(一般競争入札の落札の取消)

第15条 市長は、落札者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、落札を取り消すことができる。

- (1) 第22条の規定による契約書への記名押印をせず、又は契約内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)をしないとき(第24条第1項の規定により契約書又は契約内容を記録した電磁的記録(以下「契約書等」という。)の作成を省略するときを除く。))。
- (2) 入札の際、不正があったと認められるとき。
- (3) 入札資格に欠け、又は欠けたことを発見したとき。

(再度公告入札の公告期間)

第16条 市長は、入札者もしくは落札者がいない場合または落札者が契約を結ばない場合は、更に入札に付そうとするときは、第4条の公告期間を5日までに短縮することができる。

(電子入札)

第16条の2 一般競争入札の手続については、この章の規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子入札（電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。）の方法により行うことができる。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札者の指名)

第17条 市長は、指名競争入札に付すときは、なるべく5名以上の入札者を指名し、第4条第2項各号に規定する事項を通知するものとする。

2 前項の規定により入札者を指名する場合の基準は、別に定める。

(指名競争入札の入札の中止等)

第17条の2 市長は、特別の事情のある場合は、指名競争入札の中止、延期又は取消しをすることができる。

2 入札者が1人であるときは、その入札は中止する。

3 前2項の場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第18条 第2条、第3条、第5条から第9条まで、第11条から第15条まで及び第16条の2の規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第4章 随意契約

(随意契約ができる場合の予定価格の制限)

第19条 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負	250万円
(2) 財産の買入れ	160万円
(3) 物件の借入れ	80万円
(4) 財産の売払い	50万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

(随意契約の予定価格の決定)

第19条の2 市長は、随意契約の方法によろうとするときは、あらかじめ第13条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。

(随意契約の相手方の選定等)

第20条 市長は、随意契約の方法によろうとするときは、相手方の選定について別に定める基準により2人以上（特別の事情がある場合においては、1人）の者を選定し、見積書を徴するものとする。

(随意契約に係る手続の特例)

第20条の2 市長は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約の方法による契約を締結するときは、随意契約の締結を予定する日の原則として1箇月前までに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量
- (2) 随意契約に係る発注に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
- (3) 随意契約の締結を予定する日
- (4) その他必要な事項

- 2 市長は、前項の規定による公表後において、次に掲げる事項の決定後速やかに当該事項を公表しなければならない。
- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項
 - (2) 納入又は履行の期限又は期間
 - (3) 随意契約の相手方の選定基準
 - (4) その他必要な事項
- 3 市長は、第1項に規定する随意契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項を公表しなければならない。
- (1) 第1項第1号及び第2号に掲げる事項
 - (2) 随意契約を締結した日
 - (3) 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (4) 随意契約の相手方とした理由
 - (5) 随意契約に係る契約金額
 - (6) その他必要な事項
- 4 前3項の規定による公表は、技術監理局契約部契約制度課において閲覧に供する方法及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。
- (電子入札に関する規定の準用)

第20条の3 第16条の2の規定は、随意契約の場合に準用する。

第5章 せり売り

(せり売りの手続)

第21条 市長は、せり売りの方法によろうとするときは、第2条、第4条および第5条の規定に準じ、参加者の資格、公告および保証金について定めるものとする。

第6章 契約の締結

(契約の締結)

第22条 落札の決定通知を受けた者又は随意契約の相手方（以下「契約者」という。）は、落札の決定通知を受けたとき又は随意契約の相手方となったことを知ったときは、5日以内に契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名しなければならない。

2 前項に規定する期間は、市長が特別の理由があると認める場合には、これを伸縮することができる。

3 議会の議決に付すべき契約を結ぼうとするときは、市長は、議会の議決を経たときに当該契約が成立する旨を契約者に告げ、かつ、その旨を記載した仮契約書又は仮契約内容を記録した電磁的記録により仮契約を締結するものとする。

(契約書の記載事項等)

第23条 契約書に記載し、又は契約内容を記録した電磁的記録に記録する事項は、次のとおりとする。ただし、契約の性質により記載し、又は記録する事項を変更し、又は省略することができる。

- (1) 契約の目的又は物件の表示
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限又は期間
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約保証金
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 契約違反の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

- (9) 危険負担及び種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任
- (10) 前金払の限度及び時期
- (11) 交付材料の保管責任
- (12) 使用材料の検査
- (13) 登記の時期及び費用負担
- (14) 契約の費用負担
- (15) その他必要な事項
(契約書等作成の省略)

第 2 4 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書等の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が 100 万円以下のとき。
- (2) 官公署と契約するとき。
- (3) せり売りに付するとき。
- (4) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (5) 災害等で緊急を要するとき。
- (6) その他市長が契約書等の作成を要しないと認めるとき。

2 契約書等の作成を省略する場合で、前項第 1 号に該当するときは請書若しくは請書に記載すべき内容を記録した電磁的記録又は見積書を、同項第 2 号又は第 6 号に該当するときは公文書その他適当な文書を徴するものとする。

(契約保証金)

第 2 5 条 契約者は、落札の決定通知を受けたとき、又は随意契約の相手方となったことを知ったときは、直ちに次に掲げる率以上の契約保証金を納付しなければならない。

- (1) 市有財産の買受契約又は工事の請負契約の場合は、契約金額の 100 分の 10
- (2) 市有財産の借受契約の場合は、契約賃貸料の 6 月分
- (3) 前 2 号に規定する場合以外の場合は、契約金額の 100 分の 5

2 前項の場合において、公有財産売却システムによる市有財産の買受契約に係る契約保証金は、第 5 条第 1 項の入札保証金を充当し、その納付に代えることができる。

3 契約の変更により、契約金額に増減を生じたときは、これに相当する契約保証金を追加納付させ、又は還付する。ただし、市長が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 第 1 項の契約保証金は、契約の履行後又は第 27 条第 1 項の規定により契約を解除したときは還付する。ただし、契約により種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の期間を定めたときは、その期間内、契約保証金の全部又は一部を保留することができる。

5 第 5 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定は、契約保証金の場合に準用する。

6 工事の請負契約及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約については、前項において準用する第 5 条第 2 項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものを契約保証金の納付に代えて提供させることができる。この場合において、担保の評価及びその提供の手続は、別に定める。

- (1) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関の保証
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

7 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせな

いことができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 第3条の規定により市長が別に定めた資格を有する者による一般競争入札又は指名競争入札、せり売り若しくは随意契約による場合において、契約者が過去の実績から判断して、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (5) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な財産を直接に国又は他の公共団体その他公共的団体に売り払い、又は貸し付けるとき。
- (8) 公有財産取得に伴う随意契約を締結する場合において、市長が特に認めたとき。
- (9) 前各号に定めるもののほか、随意契約を締結する場合において、当該契約の目的又は性質からみて契約保証金を納めさせることが困難であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(保証人)

第26条 市長は、契約の締結に際し必要があると認めるときは、契約者（工事の請負契約及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約に係る契約者を除く。以下この条において同じ。）に保証人を立てさせることができる。

2 前項の保証人は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

- (1) 契約者に代わって契約を履行し得る者であること。
- (2) 第2条の規定に該当しない者で第3条に規定する資格を有するものであること。

(契約の解除、変更等)

第27条 市長において必要があると認めるときは、契約の全部又は一部を解除し、変更し若しくは中止することができる。この場合において、契約者に損害を与えたときは、契約者と協議して補償することができる。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は契約を解除することができる。この場合において、契約保証金は市に帰属するものとし、契約者に損害を与えても、市は補償の責めを負わない。

- (1) 期限内に契約を履行せず、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の締結又は履行に際し不正の行為があったとき。
- (3) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 契約条項に違反したとき。
- (5) 契約者としての資格を欠いたとき。
- (6) 契約の相手方として著しく不相当であることが判明したとき。
- (7) 契約者から契約解除の申し出があったとき。

(設計変更による契約金額)

第28条 前条第1項の規定により契約を変更したときの変更契約金額は、原設計工費をもって原契約金額を除して得た比率を、変更設計工費に乗じた金額とする。ただし、契約の性質により契約書等に特別の定めがあるとき、又は市長が別に定めたときは、この限りでない。

(契約解除による処置)

第29条 第27条第2項の規定により契約を解除したときは、契約者の費用で既成部分を取り除かせまたは搬入材料もしくは既納物品を引き取らせ、または市長においては相当と認める

金額を交付して、市の所有とすることができる。

(契約解除の通告)

第30条 契約の解除は、文書をもって契約者に通知する。

第7章 契約の履行

(期限の延長)

第31条 契約者は、天災その他の理由により履行遅延のおそれがあるときは、市長にこれを証明する書類を添え履行期限の延長の申出をしなければならない。

2 市長は、前項の申出によりその事実を審査し、これを承認することができる。

(権利義務の譲渡禁止)

第32条 契約に関する権利または義務は、市長の承認がなければ他人に譲渡し、または担保に供してはならない。

(契約の承継)

第33条 契約者が死亡その他の理由により、履行不能となった場合において、その相続人または後継者が契約の承継を申請したときは、市長は、第2条の規定に該当せず、第3条に規定する資格を有する者に限り承認することができる。

(危険負担)

第34条 物件供給契約において、目的物の引渡し前に生じた一切の損害は、契約者の負担とする。ただし、契約書等に特別の定めがあるとき、又は市の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

2 契約者は、前項に規定する損害を生じたときは、遅延なくその旨を市長に報告しなければならない。

(物件の納入の通知および検査)

第35条 契約者は、物件の納入が完了したときは、ただちに市長にその旨を届け出て、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査において必要があると認めるときは、納入物件の一部を分解または分析することができる。この場合、分析に要した費用および分解分析の結果生じた物件のき損、または減量は、契約者の負担とする。

3 市長が必要と認めるときは、物件の製作中に職員を常時または随時に派遣して検査をし、または指示させることができる。

(物件の取替え及び補足)

第36条 前条の検査の際又は検収後において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約者は、市長の定める期間内に供給物件の取替え又は修理その他の補足をしなければならない。

(1) 指定した設計書、仕様書、見本等と相違したとき。

(2) 品質、形状、数量等が相違したとき。

(3) 種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の期間を定めた場合において、その期間内に契約者の責めにより生じた破損、故障又は異状が発見されたとき。

2 前項の取替え又は補足に要する一切の費用は、全て契約者の負担とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その費用の全部または一部を免ずることができる。

(減価採用)

第37条 契約者が納入した物件の一部にきずなどがある場合においても、それが使用上支障がないときは、相当額を減価して採用することができる。

(完納または竣工前の使用)

第38条 市長は、物件の完納前に既納の検査合格品を使用することができる。この場合、契

約者は異議を申し立てることができない。

2 市長は、工事または製造の請負においてその一部が完成した場合、その部分の検査をして合格と認めたときは、その全部または一部を、請負人の同意を得て使用することができる。

3 市長は、前項の規定による使用部分については、管理の責めを負い、その使用により損害を生じたときは、その損害を補償するものとする。

（履行期限遅延の違約金）

第39条 契約者が契約の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、工事又は製造の請負にあつては契約金額から既済部分に対する代金相当額を控除した額に、物件の買入れにあつては未納部分の代金に、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額に相当する金額を違約金として徴収する。

2 前項の違約金は、契約者に支払うべき代金又は契約保証金から控除し、なお不足を生ずる場合は追徴するものとする。

（部分払）

第40条 市長は、工事若しくは製造の請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払うことができる。

2 前項の場合における支払金額は、工事又は製造の請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の100分の90、物件の買入契約にあつてはその既済部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事若しくは製造の請負契約に係る完済部分又は契約期間が2年度以上にわたる工事若しくは製造の請負契約のうち国若しくは県の補助金の交付の対象となるもので市長が特に必要があると認めるものに係る既済部分にあつては、その代価の全額まで支払うことができる。

3 第1項の規定による支払（以下「部分払」という。）は、工事又は製造の請負契約については既済部分が契約金額の100分の40以上に達し、その既済部分が部分払のための確認に係る検査に合格した場合、物件の買入契約については既納部分が検査に合格した場合でなければしてはならない。ただし、工事又は製造の請負契約について市長が特に必要があると認めるときは、既済部分が契約金額の100分の40未満であっても、その既済部分が部分払のための確認に係る検査に合格した場合には、部分払をすることができる。

4 工事又は製造の請負契約で部分払のできる回数は、次のとおりとする。

（1）契約金額100万円以上500万円未満 1回

（2）契約金額500万円以上1,000万円未満 2回以内

（3）契約金額1,000万円以上3,000万円未満 3回以内

（4）契約金額3,000万円以上5,000万円以下 4回以内

（5）契約金額が5,000万円を超える場合 4回に5,000万円を超える部分の3,000万円又はその端数ごとに1回を加えた回数以内

5 市長が契約者の同意を得て、既済部分を使用した場合は、前各項の規定にかかわらず、使用部分に相当する金額を支払うことができる。

（前金払の請求）

第41条 契約者は、北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第59条第8号に掲げる経費について前金払を受けようとするときは、前金払請求書に保証事業会社の交付する保証証書を添えて市長に請求しなければならない。

付 則

1 この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

2 北九州市契約条例施行規則（昭和38年北九州市規則第27号）は、廃止する。

3 この規則施行の際、現に契約中のものについては、なお従前の例による。

〔 省 略 〕

付 則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 47 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 25 条第 5 項及び第 26 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則（平成 18 年 3 月 29 日規則第 29 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 39 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則（平成 19 年 1 月 25 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 19 年 12 月 26 日規則第 86 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 20 年 2 月 29 日規則第 2 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市契約規則の規定は、一般競争入札に参加しようとする者がこの規則の施行の日以後の事実により地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 25 号。以下この項において「改正令」という。）による改正後の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められるときについて適用し、同日前の事実により改正令による改正前の地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者については、なお従前の例による。

付 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 18 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 39 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則（平成 21 年 2 月 26 日規則第 11 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 26 条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則（平成 21 年 5 月 15 日規則第 39 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第39条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則（平成22年3月17日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第39条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則（平成23年3月17日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第39条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則（平成25年3月21日規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第39条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則（平成26年3月14日北九州市規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第39条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則（平成28年3月29日北九州市規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第39条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則（平成29年1月18日北九州市規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年3月30日北九州市規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和6年1月15日北九州市規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の北九州市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

北九州市契約規則の運用について

(最終改正 令和6年2月1日)

第5条関係

第2項について、

- (1) 工事の請負の場合は、国債は日本国政府発行の利付国債、地方債は北九州市発行の利付市債のみとする。
- (2) 外国政府の保証のある債券又は外国銀行が振出し若しくは支払保証をした小切手については、為替リスク等不安定要因が多いため、対象外とする。
- (3) 工事の請負の場合は、銀行が振出し若しくは支払保証をした小切手については、
 - ・工期が1年を超える場合があること
 - ・当該小切手は、支払提示期間終了後から1年を経過すると無効となること
 - ・工期中は当該小切手を現金化できないことから、対象外とする。

第13条関係

- 1 最低制限価格は、原則としてすべての工事及び工事に付帯する測量その他の業務について設ける。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、最低制限価格を設けないこととする。
 - (1) 「政府調達に関する協定」の適用を受けて競争入札により契約を締結しようとする工事
 - (2) 総合評価落札方式により契約を締結しようとする工事
 - (3) 軽微な工事の執行要領により契約を締結しようとする工事
 - (4) 次に例示する工事その他既製品（一定の製品規格に基づき工場で製造する標準品を含む。）の組立て、据付工事又は取付工事
 - ・エレベーター工事
 - ・エスカレーター工事
 - ・電気計装工事
 - ・プレハブ住宅工事
 - ・PC桁の工場製作工事
 - ・鋼構造物の工場製作工事
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる工事に付帯する測量その他の業務については、最低制限価格を設けないこととする。
 - (1) 「政府調達に関する協定」の適用を受けて競争入札により契約を締結しようとするもの
 - (2) 総合評価落札方式により契約を締結しようとするもの
 - (3) 軽微な工事の執行要領により契約を締結しようとするもの

第13条関係の2

- 1 物品等供給契約における最低制限価格は、予定価格が500万円を超える次の業務について設ける。
 - (1) 建築物の清掃業務
 - (2) 建築物の警備業務（機械警備を除く。）

- (3) 前各号と併せて契約する設備の運転・監視業務及び日常点検保守業務並びに執務環境衛生管理業務
- (4) 樹木剪定業務、草刈業務及び除草業務
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる業務については、最低制限価格を設けないこととする。
 - (1) 「政府調達に関する協定」の適用を受けて競争入札により契約を締結しようとするもの
 - (2) 総合評価落札方式により契約を締結しようとするもの

第 19 条関係

- 1 随意契約とする場合でも、予算の適正な執行と公正な競争を確保する観点から、できるだけ多数の業者を選定すること。
- 2 工事の請負の場合は、便宜に流されず、厳正な事務処理をするよう、特に次の点について十分留意すること。
 - (1) 250 万円以下の工事で、軽微な工事の執行要領が適用される工事以外のものは、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号以下の各号に該当しない限り競争入札に付すること。
 - (2) 軽微な工事に該当しない工事であるにもかかわらず、随意契約をするために、分離・分割して発注するようなことはしないこと。
 - (3) 随意契約により発注する場合、特定の業者を再三選定する等、一部の業者に片寄ることがないように公正に選定すること。

第 20 条関係

- 次に掲げる契約の締結をする場合において、徴した見積書の見積額が適正な価格と認められるときは、この条の「特別な事情がある場合」に該当するものとして取り扱うことができる。
- (1) 物品等供給契約のうち、1 件の予定価格が 10 万円以下のもの。
 - (2) 軽微な工事の執行要領第 2 条第 1 項第 1 号に定める工事の契約のうち、1 件の予定価格が 30 万円以下のもの。
 - (3) 軽微な工事の執行要領第 2 条第 1 項第 2 号に定める工事に係る測量、設計、調査等の業務委託契約のうち、1 件の予定価格が 10 万円以下のもの。

第 22 条関係

第 2 項中「市長が特別の理由があると認める場合」とは、工事の請負契約及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約を締結する場合をいう。この場合において、契約者は 10 日以内（10 日目が土曜日、日曜日又は祝日の場合は翌勤務日を 10 日目とする。）に契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名しなければならない。

第 24 条関係

第 6 号の「市長が契約書等の作成を要しないと認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 北九州市工事執行規則（昭和 49 年北九州市規則第 77 号）第 18 条の規定に基づき、別に定める軽微な工事の契約をする場合
- (2) 物品の買入れ又は修繕に係る契約において、当該契約を適正かつ効率的に執行するものとして、別に定める契約手続による場合

第25条関係

- 1 第1項第1号に規定する「工事の請負契約の場合」は、契約金額300万円以上の工事に限ることとし、契約金額300万円未満の工事については、契約保証金の納付を要しない。
- 2 第3項ただし書の「市長が特にその必要がないと認めるとき」とは、工事の請負契約及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約について、
 - (1) 契約の履行に際し応急的に変更指示を行い、その後契約変更手続を執る場合で契約変更の時点では未済部分が僅少であり、かつ不履行となるおそれがないと認められるとき
 - (2) 契約変更を行った場合において、変更後の請負金額が30%未満で増減したときをいう。
- 3 工事の請負契約及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約の場合は、契約保証に関する事務の簡素化を図るため、保証金の納付に代えて提供させる担保に関する規程（昭和39年北九州市告示第156号）第2条第1項各号に掲げる担保のうち第4号に規定する担保のみを、規則第5条第2項第4号に規定する市長が確実と認める担保とする。
- 4 第7項第3号の適用を受ける「過去の実績」とは、次の条件をすべて満たすものをいう。ただし、工事の請負契約及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約の場合は、本号の規定は適用しない。
 - (1) 1件当たりの契約金額が締結しようとする契約の契約金額（以下「当該契約金額」という。）の5割以上の契約実績であること。ただし、物品等供給契約にあつては、100万円以下の場合は当該契約金額の5割に満たないものであっても妨げない。
 - (2) 締結しようとする契約と同じ種類の契約実績であること。
 - (3) 国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体（北九州市が出資する公社、事業団等を含む。）の発注に係るものであること。（下請は含まない。）
 - (4) 上記に該当する契約の履行実績が過去2年間に2回以上あること。
- 5 第7項第6号の「契約金額が少額」とは、次のものをいう。
 - (1) 工事に付帯する測量その他の業務の委託契約にあつては、契約金額200万円以下
 - (2) 物品等供給契約にあつては、契約金額100万円以下
- 6 第7項第9号の規定は次のものに限り適用する。
 - (1) 官報、法令集、その他定期刊行物の買入契約
 - (2) ガス（プロパンガス及び高圧ガスを除く。）及び電気の供給契約
 - (3) 地方公共団体の行為を秘密にする必要のあるものの契約
 - (4) 特定物の買入契約
 - (5) 一個人又は一法人において専有する物品の買入契約
 - (6) 特許及び実用新案等にかかる物品でその技術によらなければ製造することができないもので、他に販売権を有する業者のないときの買入契約又は製造の請負契約
 - (7) 非常災害時における救助物品及び施設等の保守又は保安のため急施を要する物品の売買契約
 - (8) 堤防の崩壊、道路の陥没等の災害に伴う応急工事及び電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事の請負契約
 - (9) テレビの放映契約
 - (10) 学術、技芸の保護、奨励及び調査、研究のための契約
 - (11) 医師等の診療等に関する委託契約
 - (12) 弁護士に対する訴訟等の委託契約

(13) 外国で締結する契約

(14) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に基づき許可を受けたガス事業者との契約に係るガス工事契約

第 27 条関係

工事の請負契約及び製造の請負契約に関して、契約変更を行う場合は、以下の点に注意すること。

- (1) 内容の変更に伴う契約変更については、契約の目的（内容の同一性）を失わしめない範囲でのみ可能であり、それ以外については原則として別途契約とする。
また、変更見込金額が請負金額の 30%を超えるものについては、原則として別途契約となり、契約変更はできない。
- (2) 前号の場合において、当該設計変更の内容が次の各号のいずれかに該当するときは契約担当課と事前協議すること。
 - ① 変更見込金額が請負代金の 20%又は 4,000 万円を超えるもの。
 - ② 構造、工法、位置等の変更で重要なもの。
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、設計変更に当たって疑義が生じた場合は、その都度契約担当課と協議すること。

第 28 条関係

- 1 変更後の契約金額は、原設計工費（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額）をもって原契約金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額）を除して得た比率（以下「請負比率」という。）を、変更設計工費（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額）に乗じて得た金額（当該金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えたものとする。ただし、法令等別に定めのある場合は、その定めるところによる。
- 2 請負比率の算定については、原設計工費が 7 桁までの場合は小数点以下第 4 位まで算出（小数点第 5 位以下切捨）し、原設計工費が 7 桁を 1 桁増すごとに小数点以下の位取を 1 位増すものとする。

第 39 条関係

違約金の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則

平成6年12月21日
規則第59号
最終改正令和7年1月10日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 一般競争入札（第3条～第10条）
- 第3章 指名競争入札（第11条～第15条）
- 第4章 随意契約（第16条）
- 第5章 補則（第17条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）その他の法令等に特別の定めがある場合を除くほか、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約を締結する場合の一般競争入札の参加資格及びその審査、指名競争入札の参加資格及びその審査、等級の格付並びに指名基準並びに随意契約の相手方の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（建設工事の種類）

第2条 市が発注する建設工事の種類（以下「工種」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事

- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事
- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

第2章 一般競争入札

(一般競争入札の参加者の資格)

第3条 一般競争入札に参加することができない者は、契約規則第2条本文に定める者のほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (2) 法第3条第1項に規定する許可を受けていない者
- (3) 法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- (4) 共同企業体でその構成員が政令第167条の4第1項に定める者、契約規則第2条本文に定める者又は前3号のいずれかに該当するもの

(一般競争入札参加資格の審査の申請)

第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、一般競争入札に参加することができる資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

- (1) 経営事項審査の結果の通知書の写し
- (2) 印鑑証明書
- (3) 使用印鑑届

(4) 前3号に掲げる書類のほか、第3項及び第4項の規定による公告において定める書類

2 申請書の受付は、随時に行う受付（以下「随時受付」という。）及び第7条第1項の有資格業者名簿を作成するために2年に1回行う受付（以下「定時受付」という。）とする。

3 市長は、随時受付を行うため、毎年度、北九州市公報により次の事項を公告するものとする。

る。

(1) 工種

(2) 一般競争入札参加資格に関する事項

(3) 一般競争入札参加資格の審査の申請の方法

(4) 一般競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(5) 一般競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段

(6) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

4 市長は、定時受付を行うときは、申請書の提出時期、受付場所、申請方法等を、あらかじめ、公告するものとする。

(資格審査委員会)

第5条 申請書を提出した者（以下「申請者」という。）の一般競争入札参加資格の有無について審査を行うため、北九州市建設業者資格審査委員会（以下この条、次条及び第13条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は北九州市副市長事務分担規則（昭和42年北九州市規則第30号）第2条に規定する技術監理局に属する事務を担当する副市長、副委員長は技術監理局長をもって充てる。

3 委員会の構成、運営その他必要な事項は、別に定める。

(資格の決定及び通知)

第6条 市長は、委員会の審査結果に基づき一般競争入札参加資格の有無を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(有資格業者名簿)

第7条 市長は、定時受付に係る審査結果に基づき一般競争入札参加資格を有すると決定した者（以下「有資格業者」という。）の名簿（以下この条、次条及び第9条において「有資格業者名簿」という。）を作成する。

2 市長は、随時受付に係る審査結果に基づき有資格業者となった者については、直前の定時受付に係る有資格業者名簿に追加して記載する。

3 定時受付に係る有資格業者の一般競争入札参加資格の有効期間は、第1項の規定に基づき記載された有資格業者名簿の有効期間とし、随時受付に係る有資格業者の一般競争入札参加資格の有効期間は、前項の規定により有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から当該有資格業者名簿の有効期間の末日までとする。

4 有資格業者名簿の有効期間は、当該有資格業者名簿の作成の日の翌日から起算して2年間とする。

(変更等の届出)

第8条 申請者又は有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第3条第2号又は政令第167条の4第1項に定める者に該当することとなったとき
申請者又は有資格業者

(2) 法第12条（法第17条において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当することとなったとき

当該各号に掲げる者

- 2 申請者又は有資格業者は、次に掲げる事項について変更を生ずることとなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所

- (2) 氏名又は名称

- (3) 代表者又は受任者の氏名

- (4) 前3号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

- 3 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに有資格業者名簿を訂正するものとする。

(一般競争入札参加資格を有する旨の決定の取消し)

第9条 市長は、有資格業者が、第3条第1号又は第2号に該当することとなったとき、又は偽りその他の不正な手段により有資格業者となったと認められるときは、一般競争入札参加資格を有する旨の決定を取り消し、有資格業者名簿から削除するとともに、その旨を当該決定を取り消された者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定による届出があったとき、又は有資格業者から一般競争入札参加資格について辞退の申出があったときは、直ちに、一般競争入札参加資格を有する旨の決定を取り消し、有資格業者名簿から削除するとともに、その旨を当該決定を取り消された者に通知するものとする。

(競争参加資格委員会)

第10条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、一般競争入札参加資格を有する者について、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地、その者の当該契約に係る建設工事の経験及び技術的適性の有無等並びに指名停止の状況に関する必要な資格を定め、当該一般競争入札参加資格を有する者による当該入札を行うことができる。

- 2 前項に規定する一般競争入札の参加者の資格を定め、審査を行うため、北九州市建設業者競争参加資格委員会（次項において「競争参加資格委員会」という。）を置く。
- 3 競争参加資格委員会の構成、所管、運営その他必要な事項は、別に定める。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格)

第11条 第3条、第4条及び第6条から第9条までの規定は、指名競争入札の参加者の資格について準用する。

(等級の区分)

第12条 指名競争入札に参加することができる資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）を有する者のうち、第2条第1号から第3号まで、第9号、第10号、第14号、第24号及び第27号の工種を申請している者については、当該工種ごとに金額に応じ、建設工事の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする等級の区分（以下「等級区分」という。）を設け、格付を行う。

- 2 前項の格付は、次に掲げる項目について、総合的に判定して行う。

- (1) 経営事項審査による建設工事ごとの総合評定値による評価
- (2) 市が発注した建設工事で第4条第3項及び第4項の規定による公告において定める日（以下「審査基準日」という。）の前日までの6年間にしゅん工したものに係る工事成績
- (3) 建設業の許可区分、監理技術者の状況及び保有器材等の状況
- (4) 審査基準日の前日までの2年間における指名停止等の状況
- (5) 前各号に掲げる項目のほか市長が必要と認める事項

3 第1項の規定により等級区分を設ける場合の各等級ごとの標準請負金額は、別表のとおりとする。

（資格及び等級別格付の審査）

第13条 指名競争入札参加資格及び前条第1項の規定に基づく等級別格付の審査は、委員会において行う。

（指名基準）

第14条 市長は、指名競争入札に参加させようとする者を指名する場合には、第11条において準用する第7条第1項の規定により作成する有資格業者名簿（以下「指名競争有資格業者名簿」という。）に記載されている業者のうちから選定し、等級区分のある工種については、当該建設工事の予定価格に応じた等級区分に属する業者を選定しなければならない。ただし、特に緊急を要する建設工事及び特別の技術を要する建設工事等特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による選定に当たっては、次に掲げる事項を勘案しなければならない。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 工事成績
- (4) 地理的条件
- (5) 技術的適性
- (6) 手持建設工事の状況
- (7) 指名及び契約の実績
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、当該建設工事についての適否

3 第1項本文に規定する場合のほか、市長が特に必要と認める建設工事の請負契約に係る指名競争入札については、当該建設工事ごとに結成された共同企業体を指名することができる。

4 前項の共同企業体は、指名競争有資格業者名簿に記載されている業者のうちから市長が選定した業者により結成され、かつ、市長が別に定める資格、要件等を有するものでなければならない。

（業者選定委員会）

第15条 前条第1項本文及び第4項の規定による選定を行うため、北九州市建設工事等業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）を置く。

2 第10条第3項の規定は、業者選定委員会について準用する。

第4章 随意契約

（随意契約の相手方の選定）

第16条 随意契約の相手方の選定については、前2条の規定を準用する。

第5章 補則

(様式)

第17条 この規則の施行に関し必要な帳票の様式については、技術監理局長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年6月1日から施行する。ただし、第2条から第8条まで、第11条（第3条、第4条及び第6条から第8条までの規定の準用に関する部分に限る。）、第12条、第13条及び第17条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の北九州市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査に関する規則第7条から第12条までの規定は、平成6年12月20日限りその効力を失う。
- 3 市が発注する建設工事の請負契約を締結する場合の指名競争入札に参加する者の選定及び随意契約の相手方の選定については、平成7年5月31日までの間は、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う指名競争入札に参加する者の選定及び随意契約の相手方の選定から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う指名競争入札に参加する者の選定及び随意契約の相手方の選定から適用する。

付 則（平成13年5月7日規則第32号）

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年5月31日規則第60号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。ただし、第10条第2項及び第12条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う指名競争入札に参加する者の選定及び随意契約の相手方の選定から適用する。

付 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年 5 月 31 日規則第 39 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 23 年 5 月 31 日規則第 39 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 26 年 4 月 15 日規則第 32 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 16 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

付 則

（施行期日）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）附則第 3 条第 1 項の規定により同法第 1 条の規定による改正後の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 の下欄に掲げる解体工事業に該当する営業を営む者で、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第 2 条第 6 号に掲げるとび・土工・コンクリート工事に係る一般競争入札参加資格を有する者として同規則第 7 条第 1 項に規定する有資格業者名簿に記載されているものは、平成 31 年 5 月 31 日までの間は、改正後の第 2 条第 30 号に掲げる解体工事に係る一般競争入札参加資格を有する者として当該有資格業者名簿に記載されているものとみなす。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 1 月 14 日から施行する。

（経過措置）

- 2 市が発注する建設工事の請負契約を締結する場合の一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査の申請の随時受付及びその審査（この規則による改正前の北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則の規定により作成された有資格業者名簿でこの規則の施行の際現に効力を有するものに係るものに限る。）については、当該有資格業者名簿の有効期間の末日までの間は、なお従前の例による。

別表（第 12 条関係） 標準請負金額

(1) 土木工事

等級	金 額
A	5, 0 0 0 万円以上
B	1, 0 0 0 万円以上 6, 0 0 0 万円未満
C	2, 5 0 0 万円未満
D	1, 0 0 0 万円未満

(2) 港湾工事

等級	金 額
A	6, 0 0 0 万円以上
B	1, 0 0 0 万円以上 1 億円未満
C	3, 0 0 0 万円未満

(3) 建築工事

等級	金 額
A	6, 0 0 0 万円以上
B	1, 5 0 0 万円以上 8, 0 0 0 万円未満
C	4, 5 0 0 万円未満
D	1, 5 0 0 万円未満

(4) 電気工事

等級	金 額
A	1, 2 0 0 万円以上
B	3, 0 0 0 万円未満
C	1, 2 0 0 万円未満

(5) 管工事

等級	金 額
A	1, 2 0 0 万円以上
B	3, 0 0 0 万円未満
C	1, 2 0 0 万円未満

(6) 舗装工事

等級	金 額
A	1, 0 0 0 万円以上
B	3, 5 0 0 万円未満
C	1, 0 0 0 万円未満

(7) 造園工事

等級	金 額
A	1, 0 0 0 万円以上
B	2, 0 0 0 万円未満
C	1, 0 0 0 万円未満

(8) 水道施設工事

等級	金 額
A	1, 200万円以上
B	500万円以上2, 500万円未満
C	1, 200万円未満
D	500万円未満

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則の運用について

(平成27年9月24日 契約室長決裁)

第4条関係

個人から法人への組織変更(いわゆる法人成り)をした建設業者や、個人から個人(配偶者、子及び事業をともに行っていた専従者の兄弟の場合のみ)に事業を継承した建設業者が、建設工事入札参加資格の審査を受ける場合については、同条第1項第1号で添付書類となっている「経営事項審査の結果の通知書の写し」について次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 競争入札参加資格の継承を申請時に、当該建設業者の「経営事項審査の結果通知書の写し」が、福岡県等から届いていない場合は、従前の「経営事項審査の結果通知書の写し」が記載された審査基準日から1年7箇月以内のものであるば、「経営規模等評価申請書」の写しを提出すれば、競争入札参加資格の継承を認める。
- (2) 前号の場合において、「経営事項審査の結果通知書の写し」が届けば、直ちに提出するように指導する。

北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査
等に関する規則

平成6年12月21日
最終改正
平成28年4月1日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 一般競争入札（第3条～第10条）
 - 第3章 指名競争入札（第11条～第13条）
 - 第4章 随意契約（第14条）
 - 第5章 補則（第15条）
- 付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）その他の法令等に特別の定めがある場合を除くほか、市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を締結する場合の一般競争入札の参加資格及びその審査、指名競争入札の参加資格及びその審査並びに指名基準並びに随意契約の相手方の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（業務の種類）

第2条 市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の種類（以下「業務の種類」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

第2章 一般競争入札

（一般競争入札の参加者の資格）

第3条 一般競争入札に参加することができない者は、契約規則第2条本文に定める者のほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

- (2) 一般競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とする資格を有しない者
(一般競争入札参加資格の審査の申請)

第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、測量業務及び建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、一般競争入札に参加することができる資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

- (1) 印鑑証明書
(2) 使用印鑑届
(3) 技術者経歴書
(4) 前3号に掲げる書類のほか、第3項及び第4項の規定による公告において定める書類

2 申請書の受付は、随時に行う受付（以下「随時受付」という。）及び第7条第1項の有資格業者名簿を作成するために2年に1回行う受付（以下「定時受付」という。）とする。

3 市長は、随時受付を行うため、毎年度、北九州市公報により次の事項を公告するものとする。

- (1) 業務の種類
(2) 一般競争入札参加資格に関する事項
(3) 一般競争入札参加資格の審査の申請の方法
(4) 一般競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
(5) 一般競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段
(6) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

4 市長は、定時受付を行うときは、申請書の提出時期、受付場所、申請方法等を、あらかじめ、公告するものとする。

（参加資格の審査）

第5条 申請書を提出した者（以下「申請者」という。）の一般競争入札参加資格の審査は、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「建設工事規則」という。）第5条第1項の規定により設置された北九州市建設業者資格審査委員会（次条において「委員会」という。）において行う。

（資格の決定及び通知）

第6条 市長は、委員会の審査結果に基づき一般競争入札参加資格の有無を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

（有資格業者名簿）

第7条 市長は、定時受付に係る審査結果に基づき一般競争入札参加資格を有すると決定した者（以下「有資格業者」という。）の名簿（以下この条、次条及び第9条において「有資格業者名簿」という。）を作成する。

2 市長は、随時受付に係る審査結果に基づき有資格業者となった者については、直前の定時受付に係る有資格業者名簿に追加して記載する。

3 定時受付に係る有資格業者の一般競争入札参加資格の有効期間は、第1項の規定に基づき記載された有資格業者名簿の有効期間とし、随時受付に係る有資格業者の一般競争入札参加資格の有効期間は、前項の規定により有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から当該有資格業者名簿の有効期間の末日までとする。

4 有資格業者名簿の有効期間は、当該有資格業者名簿の作成の日の翌日から起算して2年間とする。

(変更等の届出)

第8条 申請者又は有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第3条第2号又は政令第167条の4第1項に定める者に該当することとなったとき

申請者又は有資格業者

(2) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の9第1項各号又は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の6各号のいずれかに該当することとなったとき

当該各号に掲げる者

2 申請者又は有資格業者は、次に掲げる事項について変更を生ずることとなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所

(2) 氏名又は名称

(3) 代表者又は受任者の氏名

(4) 前3号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに有資格業者名簿を訂正するものとする。

(一般競争入札参加資格を有する旨の決定の取消し)

第9条 市長は、有資格業者が、第3条各号に該当することとなったとき、又は偽りその他の不正な手段により有資格業者となったと認められるときは、一般競争入札参加資格を有する旨の決定を取り消し、有資格業者名簿から削除するとともに、その旨を当該決定を取り消された者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による届出があったとき、又は有資格業者から一般競争入札参加資格について辞退の申出があったときは、直ちに、一般競争入札参加資格を有する旨の決定を取り消し、有資格業者名簿から削除するとともに、その旨を当該決定を取り消された者に通知するものとする。

(競争参加資格委員会)

第10条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、一般競争入札参加資格を有する者について、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地、その者の当該契約に係る業務の経験及び技術的適性の有無等並びに指名停止の状況に関する必要な資格を定め、当該一般競争入札参加資格を有する者による当該入札を行うことができる。

2 前項に規定する一般競争入札の参加者の資格の決定及び審査は、建設工事規則第10条第2項の規定により設置された北九州市建設業者競争参加資格委員会において行う。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格)

第11条 第3条から第9条までの規定は、指名競争入札の参加者の資格について準用する。

(指名基準)

第12条 市長は、指名競争入札に参加させようとする者を指名する場合においては、前条において準用する第7条第1項の規定により作成する有資格業者名簿に記載されている業者のうちから選定しなければならない。ただし、特に緊急を要する業務及び特別の技術を要する業務等特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による選定に当たっては、次に掲げる事項を勘案しなければならない。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 業務成績
- (4) 地理的条件
- (5) 技術的適性
- (6) 手持業務の状況
- (7) 指名及び契約の実績
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、当該業務についての適否
(業者の選定)

第13条 建設工事に係る測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等に係る前条第1項本文の規定による選定は、建設工事規則第15条第1項の規定により設置された北九州市建設工事等業者選定委員会において行う。

第4章 随意契約

(随意契約の相手方の選定)

第14条 随意契約の相手方の選定については、前2条の規定を準用する。

第5章 補則

(様式)

第15条 この規則の施行に関し必要な帳票の様式については、技術監理局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成7年6月1日から施行する。ただし、第2条から第8条まで、第11条（第3条から第8条までの規定の準用に関する部分に限る。）及び第15条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を締結する場合の指名競争入札に参加する者の選定及び随意契約の相手方の選定については、平成7年5月31日までの間は、なお従前の例による。

3 定時受付を平成7年に行う場合においては、その後3年間は、第4条第2項（第11条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、定時受付を行わないものとする。この場合において、当該定時受付に係る有資格業者名簿の有効期間は、第7条第4項（第11条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該有資格業者名簿の作成の日の翌日から起算して3年4月間とする。

付 則

(施行期日)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条中北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第 3 条第 2 項及び第 6 条第 4 項の改正規定は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を締結する場合の一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査の申請の随時受付及びその審査については、平成 10 年 9 月 30 日までの間は、なお従前の例による。
- 3 市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を締結する場合の一般競争入札に参加する者の参加資格、指名競争入札に参加する者の選定及び随意契約の相手方の選定については、平成 10 年 9 月 30 日までの間は、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

付 則

(施行期日)

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市建設業者資格審査委員会設置規程（抄）

（最終改正 令和6年4月1日）

（趣旨）

第1条 この規程は、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「建設工事規則」という。）第5条第3項の規定に基づき、北九州市建設業者資格審査委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（委員会の設置及び所掌事務）

第2条 委員会に第1資格審査委員会及び第2資格審査委員会を置く。

2 第1資格審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 建設工事規則第4条第1項の規定に基づき建設工事入札参加資格審査申請書を提出した者の一般競争入札に参加することができる資格の有無に関する事項
- (2) 建設工事規則第11条において準用する同規則第4条第1項の規定に基づき建設工事入札参加資格審査申請書を提出した者の指名競争入札に参加することができる資格の有無に関する事項
- (3) 建設工事規則第12条第1項の規定に基づく等級別格付に関する事項

3 第2資格審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「測量業務等規則」という。）第4条第1項の規定に基づき測量業務及び建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書を提出した者の一般競争入札に参加することができる資格の有無に関する事項
- (2) 測量業務等規則第11条において準用する同規則第4条第1項の規定に基づき測量業務及び建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書を提出した者の指名競争入札に参加することができる資格の有無に関する事項

（構成）

第3条 委員会の構成は、別表のとおりとする。

（委員長等の職務）

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 幹事は、委員会の庶務を総括し、委員を補佐する。

（委員会の招集）

第5条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。ただし、委員長が急施を要すると認める

とき等特別の理由があるときは、持回りにより審議することができる。

(委員会の定足数及び表決数)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議結果の報告)

第7条 委員会は、委員会の審議の結果を市長に報告しなければならない。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、技術監理局契約制度課において処理する。

(委員長への委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規程は、平成7年5月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成10年8月27日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年7月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

省略

「経営状態が著しく不健全であると認められる」者の取扱いについて

平成6年8月16日
平成12年4月1日
平成14年4月1日
平成19年12月21日
最終改正
令和元年7月23日

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第3条第1号、北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第3条第1号並びに北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第2条第1号に規定する経営状態が著しく不健全であると認められる者の取扱いについて次のとおり定める。

記

- 1 「経営状態が著しく不健全であると認められる」とは、業者について次の各号のいずれかに該当することとなった場合をいうものとする。
 - (1) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実を確認した場合
 - (2) 破産法（平成16年6月2日法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた場合又は破産手続開始の決定がなされた場合
 - (3) 清算中の株式会社である業者について、会社法（平成17年7月26日法律第86号）に基づく特別清算開始の命令がなされた場合
 - (4) 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合又は再生手続開始の決定がなされた場合（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）
 - (5) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた場合又は更生手続開始の決定がなされた場合（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）

2 資格の取消し

有資格業者が、前項各号に該当することとなった場合は、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第9条第1項、北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第9条第1項又は北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第8条第1項の規定により、一般競争入札参加資格を有する旨の決定（以下「入札参加資格」という。）を取り消すものとする。ただし、前項第4号又は第5号に該当することとなった場合においては、入札参加資格の取消を一時保留し、指名停止を行うものとする。

3 入札参加資格の取消後の取扱い及び指名停止の解除

- (1) 第1項第1号から第3号までに該当することにより入札参加資格が取り消された者については、当該取消の日から2年間は、定時受付又は随時受付において、再登録を行わない。
- (2) 前号に掲げる期間経過後に再登録のための申請を行う場合は、第1項各号に該当することとなった日以降の期間を含む決算期間を包含する経営事項審査結果通知書（以下「経審」という。）の写し又は財務諸表の写しを添付しなければならないものとする。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当することにより指名停止を受けた者について、裁判所による再生計画又は更生計画の認可の決定が確定した場合は、次により指名停止を解除することができる。

ア 物品等供給契約又は測量業務、建設コンサルタント業務の競争入札参加者

当該業者から再生計画又は更生計画の認可の決定に関する書類の写しが提出され、市長が契約の相手方として問題がないと認めたとき。

イ 建設工事競争入札参加者

当該業者から、再生計画又は更生計画の認可の日以降を審査基準日とする経審の写し及び再生計画又は更生計画の認可の決定に関する書類の写しが提出され、市長が契約の相手方として問題がないと認めたとき。

- (4) 第1項第4号又は第5号に該当することにより指名停止がなされた者について、裁判所により再生手続又は更生手続の廃止決定があったときは、第2項本文を適用して、入札参加資格を取り消すものとする。

4 建設工事競争入札参加者に関する再認定及び再認定後の指名

- (1) 前項第3号により建設工事競争入札参加者について指名停止を解除するに当たり、等級区分を設けている工種については、同号により提出された経審の総合評点を基に等級の再認定を行うものとする。この場合において、現行の等級より上位の等級となる場合は、現行の等級で認定するものとする。ただし、当該認定日から1月を経過した日において、なお、第1項各号のいずれにも該当しないと認められる場合には、その日以降において、上位の等級で再認定することができるものとする。
- (2) 再認定後の指名は、再認定後の等級によるものとする。

付 則

（施行期日及び経過措置）

- (1) この基準は、平成14年4月1日から適用し、同日以降取消事由に該当することとなった業者について適用する。
- (2) 平成14年4月1日前に改正前の基準により入札参加資格を取り消された者の再登録については、従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成19年12月21日から施行する。

付 則

この取扱いは、令和元年7月23日から施行する。

業者選定に係る指名基準の運用基準

平成6年6月27日
北九契一第142号通知
最終改正 平成7年6月1日

指名手続きのより一層の透明性を確保するため、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第14条第2項並びに北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第12条第2項に定める指名基準について、次のとおり運用基準を制定する。

記

(1) 経営及び信用の状況（第1号）

次に掲げる事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる場合は指名しないこと。

ア 手形交換所による取引停止処分となっていること。

イ 手形の不渡があり、その事実の日から6か月を経過していないこと。

ウ 市税ほか本市に対する納付金の滞納があり、関係部局から通報のあったもの。

(2) 不誠実な行為の有無（第2号）

以下の事項に該当する場合は指名しないこと。

ア 本市の建設工事等入札参加者の指名停止要綱（以下、「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中であること。

イ 本市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。

① 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。

② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

(3) 工事の施工成績（第3号）

工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。

(4) 地理的条件（第4号）

本店、支店又は営業所の所在地及び工事实績からみて工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実に円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。

(5) 技術的適性（第5号）

以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。

- ア 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。
- イ 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
- ウ 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

(6) 手持ち工事の状況（第6号）

工事の手持状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

(7) 指名及び契約の実績（第7号）

当該工事と同種工事について、本市との間に相当の指名及び契約実績があること。

(8) その他当該工事についての適否（第8号）

前各号に掲げる場合のほか、上記に準ずる次の事由があると認められる場合は指名にあたって十分に勘案すること。

- ア 本市の行う企業実態調査、下請状況調査等の調査を拒否するなどの理由により業者の実態の把握が困難なとき。
- イ 前号の調査等により業者登録の内容、工事の施工実態に問題があることが認められ、口頭又は文書による注意を受けているとき。
- ウ 経営状況不良について(1)に掲げる具体的事実はないが、差押を受けるなど経営状況に問題があることが十分に認められるとき。
- エ 本店・営業所等の所在地及び実態について登録申請と異なるなど問題があると認められるとき。
- オ 過去の指名停止の状況
- カ 不正・不当な手段若しくは方法により本市発注工事の受注を図ろうとし、又は本市発注工事に介入を行おうとしたとき。
- キ 本市が実施する事業に著しく非協力的であり、当該事業の実施に当たって大きな障害となったとき。
- ク その他、市発注工事の請負者として不適当であると認められる事由があるとき。

付 則

この基準は、平成6年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成7年6月1日から施行する。

指名基準の例外的取扱いについて

(平成 27 年 3 月 19 日 契約室長決裁)

建設工事の施工及び測量、建設コンサルタント等の業務に当たって業者を選定する場合は、「北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」(平成6年規則第59号)第14条及び「北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」(平成6年規則第60号)第12条に規定する指名基準に基づいて選定することとしている。

しかし、この指名基準に基づいて業者を選定することができない特別の事由がある場合は、同条第1項ただし書により例外的な取扱いをすることができるが、この適用は最小限に止めるべきものであり、安易に適用すべきものではない。

このため、特別の事由があると認められる場合の手続について、下記のように定める。

なお、軽微な工事の施工に当たっては、「軽微な工事の執行要領」に基づいて措置されたい。

記

1 建設工事の無登録業者を選定する場合

事前に、別紙様式1により技術監理局契約部長に協議すること。

2 測量、建設コンサルタント等の無登録業者を選定する場合

事前に、別紙様式2により技術監理局契約部長に協議すること。

3 上位等級業者を選定する場合

(1) 下水道管渠更生工事の場合

別表に掲げる工事の種別に応じ、別表【省略】に掲げる業者の中から選定を行う場合においては、事前の協議を不要とし、入札後、別紙様式4により技術監理局契約部長あて速やかに報告すること。

(2) その他の工事の場合

事前に、別紙様式3により技術監理局契約部長に協議すること。

技術監理局契約部長 様

指名基準の例外的取扱いについて（協議）

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年規則第 59 号）
第 14 条第 1 項ただし書を適用し、次のとおり措置したいので承認くださるようお願いします。

記

- 1 措 置 無登録業者の指名
- 2 理 由 別紙理由書のとおり
- 3 対象工事
 - (1) 工事名
 - (2) 工事場所
 - (3) 概算金額
 - (4) 工期
 - (5) 工種
- 4 対象業者
- 5 添付書類
 - (1) 経営事項審査結果通知書の写し
 - (2) 建設業許可申請書の別表の写し（受任地を設ける場合のみ）
 - (3) 登記簿謄本の写し（法人のみ）
 - (4) 使用印鑑届・委任状
 - (5) 印鑑証明書
 - (6) 納税証明書（北九州市税のみ）
 - (7) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その 3）
 - (8) 労働保険料納入証明書
 - (9) 誓約書

注：当該業者が、登録業者であるが当該工種について無登録である場合においては、添付書類(3)から(9)までについては、省略できる。

北九 第 号
平成 年 月 日

技術監理局契約部長 様

指名基準の例外的取扱いについて（協議）

北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年規則第 60 号）第 12 条第 1 項ただし書を適用し、次のとおり措置したいので承認くださるようお願いします。

記

1 措 置	無登録業者の指名
2 理 由	別紙理由書のとおり
3 対象工事	(1) 工事名 (2) 工事場所 (3) 概算金額 (4) 工期 (5) 工種
4 対象業者	
5 添付書類	(1) 登記簿謄本の写し（法人のみ） (2) 使用印鑑届・委任状 (3) 印鑑証明書 (4) 納税証明書（北九州市税のみ） (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その 3） (6) 労働保険料納入証明書 (7) 誓約書

北九 第 号
平成 年 月 日

技術監理局契約部長 様

指名基準の例外的取扱いについて（協議）

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年規則第 59 号）第 14 条第 1 項ただし書を適用し、次のとおり措置したいので承認くださるようお願いします。

記

1 措 置	上位等級業者の指名
2 理 由	別紙理由書のとおり
3 対象工事	(1) 工事名 (2) 工事場所 (3) 概算金額 (4) 工期 (5) 工種
4 対象業者	

注：「4 対象業者」については、当該業者の等級を記載すること。

北九 第 号
平成 年 月 日

技術監理局契約部長 様

指名基準の例外的取扱いについて（報告）

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年規則第 59 号）第 14 条第 1 項ただし書を適用し、次のとおり措置したので報告します。

記

1 対象工事	(1) 工事名 (2) 工事場所 (3) 契約金額 (4) 工期
2 工 法	（別表の工事の種別）
3 指名業者	

北九州市建設工事等業者選定委員会設置規程（抄）

（平成 6 年 4 月 1 日施行）

（目的）

第 1 条 この規程は、北九州市が行う建設工事等（他の公共団体その他公共的団体等から建設工事等の委託を受けた場合を含む。）に関する入札参加者等の選定について、適正かつ公正な執行を図ることにより、良好な建設工事等を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この規程において「建設工事等」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「工事」という。）並びに工事に係る設計委託、測量委託、調査委託及び資材の購入をいう。ただし、軽微な工事の執行要領（昭和 53 年 5 月 31 日施行）に定める「軽微な工事」を除く。

（設置）

第 3 条 第 1 条の目的を達するため、北九州市建設工事等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成等）

第 4 条 委員会の構成及び所管の範囲等は、別表のとおりとする。

（委員会の職務）

第 5 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議する。

- （1）建設工事等を指名競争入札に付する場合の業者の指名又は随意契約を行う場合の見積業者の決定に関すること。
- （2）市長が特に必要と認める工事の共同企業体構成員の選定及び共同企業体結成後の共同企業体の指名に関すること。

（委員長等の職務）

第 6 条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第 7 条 委員会の会議は、必要の都度委員長が招集する。ただし、次の各号に該当する場合は、持ち回りにより審議することができる。

- （1）委員長が急施を要すると認めるとき。
- （2）共同企業体結成後の共同企業体を指名するとき。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開催することができない。

3 委員会の議事は、原則として出席委員の全員の同意により決する。ただし、これによることができない場合は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員は、親族（3 親等以内）が代表役員等（北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱第 2 条第 2 号の者をいう。）となっている業者の利害に関係がある議事に加わることができない。

（委員の聴取）

第 8 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、別表で定めるところにおいて処理する。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 次の内規は、この規程施行の日から廃止する。

北九州市建設工事等業者選定委員会内規（昭和 57 年 1 月 1 日施行）

付 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 25 日から施行し、同年 5 月 9 日以降に開催する委員会で審議する工事から適用する。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区 分	所 管	構 成 員		庶 務	備 考
		委員長	委員		
本庁に設置するもの	特別委員会 5億円を超える工事等	省略	省略	技術監理局 契約部 契約課	1 特別委員会は、原則として審議対象工事の関係委員全員による合同審議とする。
	第一委員会 ①工事等で2000万円を超えるもの。(ただし、特別委員会の所管に属するものを除く。) ②工事に係る委託で1000万円を超えるもの。	省略	省略	技術監理局 契約部 契約課	2 省略 3 本表において、「工事等」とは、工事及び下水道事業に係る工事資材の購入をいい、「工事に係る委託」とは、工事に係る設計委託、測量委託及び調査委託をいう。
	第二委員会 ①工事等で2000万円以下のもの。 ②工事に係る委託で1000万円以下のもの。 ただし、①、②ともに本庁設計分の全案件及び本庁外設計分のうち第三委員会の所管に属するものを除く案件に限る。	省略	省略	技術監理局 契約部 契約課	4 省略 5 本表において「整備事務所」とは、都市整備局の東部整備事務所及び西部整備事務所を示す。
整備事務所に設置するもの	第三委員会 ①工事等で2000万円以下のもの。 ②工事に係る委託で1000万円以下のもの。 ただし、①、②ともに本庁外（産業経済局各農政事務所、都市整備局各整備事務所、折尾総合整備事務所、港湾空港局整備課各工事係、各区まちづくり整備課）設計分に限る。	省略	省略	整備事務所 庶務課	(注) 省略

北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱(抄)

(最終改正 令和6年11月8日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市が発注する建設工事等(以下「市発注工事等」という。)における契約事務の適正な執行を確保するため、有資格業者の指名停止等の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格業者 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号)第11条において準用する第7条第1項の規定により作成する有資格業者名簿又は北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号)第11条において準用する第7条第1項の規定により作成する有資格業者名簿に記載されている者をいう。
- (2) 代表役員等 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認められる肩書きを付した役員を含む。)をいう。
- (3) 一般役員等 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で前号に掲げる者以外のものをいう。
- (4) 使用人 有資格業者の使用人で代表役員等及び一般役員等以外の者をいう。
- (5) 契約担当者 北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)、北九州市区長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第11号)及び北九州市事業所長等専決規程(昭和43年北九州市訓令第12号)の規定に基づき市発注工事等に係る契約の締結について専決権を有する職員をいう。
- (6) 指名停止 市発注工事等に係る契約のための競争入札及び随意契約に関し、一定の期間を定めて指名又は選定しない措置をいう。
- (7) 暴力団関係者 暴力団関係者とは、暴力団の構成員、暴力団に協力し若しくは関与する等これと関わりを持つ者その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があったもの若しくは警察等捜査機関が確認したものをいう。

(指名停止委員会)

第3条 有資格業者の指名停止等に関する事案を審議するため、指名停止委員会を設置する。

2 前項の指名停止委員会の所掌事務、組織等は、別に定める。

(指名停止の決定)

第4条 市長は、有資格業者が別表各項の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、指名停止委員会の審議結果に基づき、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、指名停止委員会の審議を省略することができる。

- (1) 別表第1項第2号に該当する場合で、工事成績又は設計等業務成績に係るもの
- (2) 別表第2項第11号に該当する場合で、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立て又は手続開始の決定及び会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は更生手続の開始によるもの

(3) 別表第3項各号に該当する場合で、公共事業にかかわる暴力団排除対策会議の審議を経たもの

2 市長が指名停止を行ったときは、契約担当者は、市発注工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名取消通知書(第1号様式)によりその指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に対する指名停止)

第5条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の加重)

第6条 有資格業者が一の事案について別表各号の措置要件の2以上に該当するときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に規定する短期の2倍の期間とする。

(1) 別表第1項各号又は別表第2項各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1項各号又は別表第2項各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2項第1号及び第2号又は第3号から第6号までの措置要件に係る指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同項第1号及び第2号又は第3号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、指名停止期間が36月を超えるときは、36月とする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第7条 有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合(前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は市(市が設立した公社を含む。以下、第5号及び別表第2項において同じ。)の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2項第3号に該当したとき 同

号に定める短期の2倍の期間

(2) 別表第2項第3号から第6号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2項第3号及び第4号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第5項に規定する入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2項第3号及び第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(前各号の規定に該当することとなった場合を除く。)それぞれ当該各号に定める短期に1月加算した期間

(5) 市の職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2項第5号及び第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第2号の規定に該当することとなった場合を除く。)それぞれ当該各号に定める短期に1月加算した期間

(指名停止期間の短縮)

第8条 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号並びに第6条第1項及び第2項並びに前条の規定による指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

(指名停止期間の変更)

第9条 市長は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前3条に定める期間の範囲内で指名停止期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第10条 市長は、指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者に対する指名停止を解除するものとする。

(局長等に対する通知)

第11条 市長は、第4条第1項若しくは第5条の規定により指名停止を行い、第9条の規定により指名停止期間を変更し、又は前条の規定により指名停止を解除したときは、指名停止決定(変更・解除)通知書(第2号様式)により関係局長等に対して速やかに通知するものとする。

(指名停止の通知)

第12条 市長は、第4条第1項若しくは第5条の規定により指名停止を決定したときは指名停止通知書(第3号様式)により、第9条の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書(第4号様式)により、第10条の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書(第5号様式)により、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、当該指名停止の事由が市発注

工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(指名停止の公表)

第13条 前条第1項の規定により、指名停止の通知をしたときは、当該指名停止に係る有資格業者の商号又は名称、所在地(住所)及び代表者又は受任者の氏名並びに指名停止期間及びその理由を公表する。指名停止期間中に指名停止期間の変更又は指名停止を解除したときも、また、同様とする。

(事故等の報告)

第14条 契約担当者及び関係局長等は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件に該当する事案が生じたときは、報告書(第6号様式)により直ちに市長に報告しなければならない。

(随意契約の相手方の制限)

第15条 契約担当者は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第16条 契約担当者又は工事監督部署の課長等(北九州市請負工事監督要領第2条に定める者をいう。)は、指名停止期間中の有資格業者が市発注工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。ただし、別表第2項第11号に係る指名停止のうち、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て若しくは再生手続開始の決定によるもの又は会社更生法に基づく会社更生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の決定によるものについては、この限りでない。

(指名停止に至らない事案に関する措置)

第17条 市長は、有資格業者に係る事案が指名停止に至らない場合において、市発注工事等の適正な履行を確保する必要があると認めるときは、当該有資格業者に対して、書面又は口頭で警告し、又は注意を喚起することができる。

(その他)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

(建設工事等入札参加者の指名停止要綱の廃止)

2 建設工事等入札参加者の指名停止要綱(平成2年6月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱を適用する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年6月1日から施行するものとし、同日以降に行われた指名停止に係るものから適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行するものとし、同日以降に行われた指名停止に係るものから適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱を適

用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱を適用する。

付 則

1 この要綱は、令和6年11月8日から施行する。

第1号様式～第6号様式

省略

別表 （第4条-第8条関係）

1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（虚偽記載） （1）市発注工事等において、競争入札参加申込書その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
（過失による粗雑工事等） （2）市発注工事等の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
（3）市発注工事等以外の建設工事等（以下「一般工事等」という。）の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以内
（契約違反等） （4）第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上4月以内
（5）市発注工事等において、落札決定（随意契約の相手方の決定を含む。）後、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。	当該認定をした日から 3月以上6月以内
（公衆損害事故） （6）市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
（7）一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以内

措 置 要 件	期 間
(工事関係者事故) (8) 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上4月以内
(9) 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上2月以内

2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) (1) 次に掲げる者が、建設工事等に関して、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知ったときから 18月以上36月以内 12月以上27月以内 9月以上18月以内
(2) 次に掲げる者が、建設工事等に関して、他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知ったときから 8月以上18月以内 6月以上12月以内 4月以上8月以内
(独占禁止法違反行為) (3) 市発注工事等に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6月以上24月以内
(4) 前号に掲げる場合を除くほか、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 4月以上18月以内

措 置 要 件	期 間
(談合等) (5) 次に掲げる者が、市発注工事等に関して、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人 (6) 次に掲げる者が、一般工事等に関して、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人 (建設業法違反行為) (7) 市発注工事等に関し建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (8) 一般工事等に関し建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (不正又は不誠実な行為) (9) 第1項及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (10) 第1項及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起され又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (欠格条項該当の場合の当面の措置) (11) 有資格業者が北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第3条に定める欠格条項又は北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第3条に定める欠格条項に該当することとなるおそれが強いと判断することができるとき。	逮捕又は公訴を知ったときから 12月以上24月以内 6月以上18月以内 逮捕又は公訴を知ったときから 8月以上18月以内 4月以上12月以内 当該認定をした日から 2月以上9月以内 当該認定をした日から 1月以上9月以内 当該認定をした日から 1月以上9月以内 逮捕若しくは公訴を知った日又は当該認定をした日から 1月以上9月以内 当該認定をした日から有資格業者名簿から抹消すること又は抹消しないことの決定を行った日まで

3 暴力的組織等に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
(1) 次のアからカのいずれかに該当するものとして関係行政機関から通報があり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 有資格業者、有資格業者の役員等(代表役員等及び一般役員等をいう。)若しくは建設業法施行令第3条に規定する使用人又はこれら以外の者で有資格業者の経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配しているもの(以下「有資格業者等」という。)が、暴力団関係者である場合。 イ 有資格業者等が、暴力団関係者であることを知りながら、暴力団関係者を雇用し、又は使用しているとき。 ウ 有資格業者等又は使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団関係者を利用した場合。 エ 有資格業者等が、市又は市が出資する団体との契約を履行するにあたり、暴力団関係業者(有資格業者であると否とに関わらず、前各号に該当すると認められる業者をいう。)と知りながら、その業者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結した場合。 オ 有資格業者等又は使用人が、名目の如何を問わず、暴力団又は暴力団関係者に対し、直接に又は間接に金銭等財物の提供又は財産上の利益若しくは便宜を供与した場合。 カ 有資格業者等又は使用人が、名目の如何を問わず、暴力団若しくは暴力団関係者と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している場合。 (2) 前号の規定により関係行政機関からの通報があり、第17条に規定する書面による警告(以下「文書警告」という。)を受けた有資格業者等が、3年を経過するまでの間に、再び、同号の規定により関係行政機関からの通報があり、文書警告を受けることとなったとき。	アについて 当該認定をした日から36 月を経過し、かつ、暴力団又は暴力団関係者との関係がないことが明らかな状態になるまで イからオについて 当該認定をした日から24 月を経過し、かつ、暴力団又は暴力団関係者との関係がないことが明らかな状態になるまで カについて 当該認定をした日から18 月を経過し、かつ、暴力団又は暴力団関係者との関係がないことが明らかな状態になるまで 2回目の文書警告の認定をした日から18月

北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱の取扱要領

(最終改正 令和6年11月8日)

この取扱要領は、「北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱」(以下「要綱」という。)を具体的に運用していくための指針である。

第1 一般的事項及び運用について

- 1 要綱において「建設工事等」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に付帯する測量その他の業務をいう。
- 2 要綱において「指名停止等」とは、指名停止及び第17条に規定する書面又は口頭での警告及び注意の喚起をいう。
- 3 要綱において「市(市が設立した公社を含む。)の職員」又は「他の公共機関の職員」とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる者を含む。また、私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものである。

- 4 第2条第2号の「代表権を有すると認められる肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

5 指名停止の対象となる事案

指名停止の対象となる事案は、本市における当該事務担当職員又は公共的機関からの情報によるもののほか、北九州市内で販売される日刊紙等主要報道機関の報道により知り得たものとする。

6 指名停止の始期

- (1) 指名停止期間の始期は、原則として当該措置要件に該当する事案を技術監理局契約部事務担当職員が知り得た日、又はその事実を確認した日(委員会の決定日)とする。
- (2) 指名停止の期間中に、別件により再度指名停止を行う場合は、当初の指名停止期間の終期を待たずに、上記(1)の始期により指名停止を行う。
- (3) 有資格業者名簿以外の者が、新たに名簿登録するときにおいて、登録前に措置要件に該当していた場合は、原則として次のとおりとする。
 - ア 当該措置事由で、既に他の有資格業者に対し指名停止を行っている場合は、当該指名停止と同一の始期とする。
 - イ 上記ア以外の場合は、当該措置事由の事実発生日を始期とする。

7 指名停止期間と有資格者名簿

指名停止期間は、有資格者名簿の有効期間が満了し、新たな名簿が発効し、これに登録している場合は引き続くものとする。

8 相当期間経過後に知り得た事案

別表各号に掲げる措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとに規定する期間の長期を経過した後に知り得たときは、指名停止は行わない。ただし、当該事案が極めて悪質で、指名停止措置を講じる必要があると認めるときは、この限りでない。

9 指名取消しの対象

第4条第2項の規定により指名を取り消す場合は、指名の対象となっている市発注工事等の入札が、原則として翌日以降に行われるものを対象とする。

10 共同企業体に関する指名停止の運用

第5条第3項の規定による共同企業体の指名停止は、当該企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第6条第2項の規定に基づく措置(以下「短期2倍措置」という。)の対象としないこととする。

11 短期2倍措置の運用

- (1) 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期2倍措置の対象としないものとする。
- (2) 下請負人及び共同企業体の構成員について短期2倍措置を講じるときは、第5条第1項又は第2項の規定にかかわらず、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができる。

12 第12条第1項の「市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるとき」とは、指名停止の措置を行なった有資格業者に対し、措置の内容を明らかにすることにより市以外の機関や第三者に多大な影響があることが予想される等適当でないと認められるときをいう。

13 第14条の「報告書」は、工事事務の場合、北九州市請負工事監督要領第22条に定める報告書様式を使用することができる。

14 第15条の「やむを得ない事由があるとき」とは次の場合をいう。

- (1) 特許等特殊な技術を必要とする建設工事等で、指名停止中の者以外の者では、契約の目的を達成することができない場合
- (2) 指名停止中の者以外の者では価格において著しく不利となる場合
- (3) その他、前2号に相当する事由があると認められる場合

15 指名停止措置の公表

- (1) 指名停止措置の公表は、当該措置をした後速やかに技術監理局契約部で一般の閲覧に供するとともに、技術監理局ホームページで公表する。
- (2) 公表期間は原則として措置開始日から措置終了日までとする。

第2 措置要件の各項目別事項について

1 別表第1項 事故等に基づく措置基準

(1) 過失による粗雑工事等

市発注工事等に関して「過失により履行を粗雑にした」場合のうち、本市の請負工事成績評定要領及び設計等委託業務成績評定実施要領により算定された総評点に基づく指名停止期間は、別表1のとおりとする。

なお、請負工事成績評定要領に定める「法令遵守等」の評価項目において点数を減じられた場合は、当該減じられた点数を除いた点数を総評点として適用する。

(2) 契約違反

ア 契約違反等(第4号)については、原則として別表2のとおりとする。

イ 工期内に工事を完成したが、工事写真等書類未整備のため、契約の履行が遅れた場合の措置は、上記アと同じ取扱いをする。

ウ 契約違反等(第5号)については、天災地変のほか、入札参加者として通常必要と認められる注意を尽くしても防止し得ない事由が生じたことにより、契約を辞退する場合には、原則として指名停止を行わない。

(3) 工事事故

ア 本基準は、人命及び財産を保護するための注意又は措置を怠ったために社会的、経済的に損害を与えた場合を対象とする。

イ 公衆損害事故又は工事関係者事故の場合、特に重大な場合のほか、作業員個人の責めに帰すべき事由により生じたもの(例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等)又は第三者の行為により生じたもの(例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で侵入したことにより生じた事故等)であると認められるときは、原則として指名停止を行わない。

ウ 市発注工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは原則として(ア)の場合とする。ただし、(イ)によることが適当である場合には、これによることができる。

(ア) 設計図書等より具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明確になった場合

(イ) 警察署、労働基準監督署等による当該工事の現場代理人等の逮捕、送検等が行われた場合

エ 一般工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として(ア)の場合とする。ただし、(イ)によることが適当である場合には、これによることができる。

(ア) 警察署、労働基準監督署等による当該工事の現場代理人等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

(イ) 新聞報道、公表された工事事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての請負人の責任が明白であることが判断できる場合

オ 「損害」とは、上下水道管、ガス管等を損傷し、住民の生活に重大な支障を与えた場合を含む。

(4) 第3号、第7号及び第9号に係る規定の適用については、原則として九州及び山口県において発生した事案を対象とする。

2 別表第2項 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

(1) 独占禁止法違反行為

ア 独占禁止法第3条に違反した場合は、①排除措置命令がなされたこと、②課徴金納付命令がなされたこと、③刑事告発がなされたこと、④有資格業者である法人の代表役員及び一般役員、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反の容疑による逮捕のいずれかを知った後に指名停止を行う。

イ 独占禁止法第8条に違反した場合は、課徴金納付命令が出されたことを知った後に指名停止を行う。

ウ 独占禁止法違反行為(第3号及び第4号)の措置要件に該当した場合の指名停止期間は、別表3のとおりとする。なお、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、別表3に規定する期間の2分の1の期間とする。この場合において、当該期間が第3号及び第4号に規定する期間の短期を下回る場合においては、当該短期の2分の1まで短縮することができる。

(2) 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものとする。

(3) 建設業法違反行為

建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として、次の

場合とし、指名停止期間については、別表4のとおりとする。

- ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（市長が軽微なものと判断した場合を除く。）

(4) 不正又は不誠実な行為

- ア 「不正又は不誠実な行為」(第9号)とは、賄賂などこの要綱に規定のあるものを除く不正行為であって、請負人の営業に関し法令等に違反した行為をいい、原則として次の場合とする。
 - (ア) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
 - (イ) 業務に関する法令違反により監督官庁から、業務停止命令等の不利益処分を受けた場合
 - (ウ) 暴力団関係者から不当介入を受け、又は不当介入による被害を受けたにもかかわらず、これらの事実を市に報告せず、又は所轄の警察署に届出なかったことが関係行政機関からの通報により判明した場合(情状酌量すべき特別の事由がある場合を除く。)
- イ 上記ア(ウ)に該当する場合は、原則として4月の指名停止を行うものとする。

3 別表第3項 暴力的組織等に対する措置基準

- (1) 第1号カの「密接な交際」とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。この場合、特定の場所で偶然出会った場合などは含まないが、年1回でもその事実がある場合には当該要件に該当するものとする。
- (2) 第1号カの「社会的に非難される関係」とは、たとえば、暴力団関係者が参加するパーティその他の会合に招待するあるいはされる若しくは同席するような関係を含む。
- (3) 第1号ウの「利用」には、実際には暴力団とは関係がないが、その威を借りるために暴力団の名を騙る場合を含む。
- (4) 第1号イ及びエの「知りながら」とは暴力団関係者である事実を知らずに、暴力団関係者を雇用している場合又は暴力団関係業者である事実を知らずに、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当然事実を知りながら行っているものとみなす。
- (5) 第1号エ及びオの措置は、該当する事実が継続的でない場合に適用し、継続的な場合は第1号カ該当とする。
- (6) 第1項アからカに該当する事実があるとして、新聞等による指摘又はその他の情報提供があったときは、警察等捜査機関に確認を求めるものとする。
- (7) 「市発注工事等の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで」とは、警察等捜査機関から指名停止をした有資格業者について公共機関の契約の相手方として不適切ではなくなった旨の通知があり、市長が市発注工事等の契約の相手方として問題がないと認めたとき。

付 則

この要領は、平成6年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成17年4月1日以降請負契約を締結する工事から施行する。

付 則

この要領は、平成17年11月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行後知り得た事案については、この要領の施行前に生じた事案であっても、この要領を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年6月14日から施行する。
- 2 この要領の施行後知り得た事案については、この要領の施行前に生じた事案であっても、この要領を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行後知り得た事案については、この要領の施行前に生じた事案であっても、この要領を適用する。

付 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年10月21日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年11月8日から施行する。

別表1(過失による粗雑工事等)

総評点数	
35点未満	6月
35点以上40点未満	5月
40点以上45点未満	4月
45点以上50点未満	3月
50点以上55点未満	2月
55点以上60点未満	1月

別表2(契約違反等)

契約違反事由	指名停止期間
(1) 履行遅延日数 15日以内 16～30日以内 31日以上	1月 2月 3月
(2) 契約の相手方の責めに帰すべき事由により契約が解除となった場合	3月
(3) 契約書又は仕様書等に違反し、損害を生じさせる等の影響がある場合	1月
(4) 上記(3)以外で、契約書又は仕様書等に違反した場合	1月

【注】

ア 北九州市工事請負契約約款第46条及び第47条による契約解除は、上記(2)を適用する。

イ 上記(3)の「損害」とは、損害賠償請求の有無に限らず、事業の信用性を損ねるおそれを生じた場合や市の事業遂行に支障が生じた場合を含む。

ウ 上記(4)に該当する主な事例は次のとおりである。

①「違反行為が継続して行われていた場合」、②「虚偽の報告が行われた場合」、

③「必要な報告を怠っていた場合」、④「違反について、市が是正の指示を行っても改善しない場合」

エ 指名停止期間は、原則として上記のとおりとするが、「違反行為が複数認められる場合(上記

イ①～④が重複する場合を含む)」、「公衆へ損害を及ぼすおそれがある場合」等の重大な違反行為については、市の事業遂行に支障が生じた程度や社会的影響に応じて、月数を加算する。

別表3(独占禁止法違反行為)

独占禁止法違反の程度		指名停止期間
1 市発注工事等に関するもの	(1) 排除措置命令 (2) 課徴金納付命令 (3) 逮捕	6月
	(4) 刑事告発	8月
2 上記以外に関するもの	(1) 排除措置命令 (2) 課徴金納付命令 (3) 逮捕	4月
	(4) 刑事告発	6月

【注】上記は、課徴金減免制度の適用がない場合の月数とする。

別表4(建設業法違反行為)

建設業法違反の程度		指名停止期間
1 市発注工事等に関するもの	(1) 指示処分・営業停止処分(10日未満)	2月
	(2) 営業停止処分(10日以上)	3月
	(3) 逮捕、公訴	5月
2 上記以外に関するもの	(1) 指示処分、営業停止処分(10日未満)	1月
	(2) 営業停止処分(10日以上)	2月
	(3) 営業停止処分(経営審査事項虚偽申請)	3月
	(4) 逮捕、公訴	4月

北九州市建設業者指名停止委員会設置規程（抄）

（最終改正 令和6年4月1日）

（趣旨）

第1条 この規程は、北九州市建設工事等競争入札参加者の指名停止要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、北九州市建設業者指名停止委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項について審議を行う。

- （1）指名停止及びその措置期間に関すること。
- （2）要綱第17条に規定する指名停止に至らない事案について、書面又は口頭による警告又は注意の喚起に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる補職にある者をもって組織する。

- 2 委員長は必要に応じ、別表に掲げる委員のほかに関係各局の職員に出席を求め、委員会を組織することができる。

（審議の方法）

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長は会務を統括する。

- 2 緊急の事案について、委員会を招集するいとまのないときは持ち回りの方法により審議を行うことができる。
- 3 委員長は必要に応じ、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

（事務局）

第5条 委員会の事務局を技術監理局契約制度課に置く。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が決める。

付 則

この規程は、平成6年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年7月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

省略

北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則

平成 7 年 12 月 25 日

(北九州市規則第 78 号)

(最終改正 平成 28 年 5 月 2 日)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約に関する事務の取扱いに関し、北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号。以下「物品等資格審査規則」という。）、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年北九州市規則第 59 号。以下「建設工事資格審査規則」という。）及び北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年北九州市規則第 60 号。以下「測量業務等資格審査規則」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「物品等」、「特定役務」、「一連の調達契約」又は「特定調達契約」とは、それぞれ特例政令第 2 条又は第 4 条に規定する物品等、特定役務、一連の調達契約又は特定調達契約をいう。

(競争入札参加資格の審査等)

第 3 条 市長は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が一般競争入札又は指名競争入札に参加することができる資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するかどうかを審査するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、競争入札参加資格がないと認められた者から請求があったときは、市長は、競争入札参加資格がないと認めた理由を書面により通知するものとする。

(一部改正：8.3.27 規則 13・26.4.15 規則 32)

(一般競争入札の参加者の資格に関する要件の制限)

第 4 条 市長は、建設工事資格審査規則第 10 条第 1 項及び測量業務等資格審査規則第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者につき、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。

(一般競争入札の公告)

第 5 条 一般競争入札により特定調達契約を締結しようとする場合における契約規則第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「10 日前」とあるのは「40 日前（一連の調達契約のうち、その最初の契約に係る公告において、最初の契約以外の契約に係る公告を 24 日前までに行う旨記載した場合における当該最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24 日前）」と、「市公報または掲示場その他の方法」とあるのは「北九州市公報」と、「5 日」とあるのは「10 日」と読み替えるものとする。

- 2 契約規則第 16 条の規定は、特定調達契約については適用しない。
 - 3 第 1 項の規定により読み替えられた契約規則第 4 条第 1 項の規定による公告（以下「一般競争入札の公告」という。）には、同条第 2 項に掲げる事項のほか、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
 - (2) 第 3 条第 1 項の規定による審査を申請する時期及び場所
 - (3) 特例政令第 8 条に規定する文書の交付に関する事項
 - (4) 落札者の決定の方法
 - (5) 特例政令第 10 条第 1 項の規定による一般競争入札により特定調達契約を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項
 - ア 特例政令第 10 条第 1 項の規定による競争入札の方法による旨
 - イ 特例政令第 10 条第 2 項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨
 - ウ 特例政令第 10 条第 11 項の規定により当該競争入札を取り消すことがある旨
 - エ 端数の入札を制限する場合にはその旨
 - (6) 公告に係る特定調達契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
 - (7) 契約の手續において使用する言語
 - 4 一般競争入札の公告には、次の事項を英語で記載するものとする。
 - (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
 - (2) 入札期日
 - (3) 公告に係る特定調達契約に関する事務を担当する主管課の名称
(一部改正：26.4.15 規則 32・28.5.2 規則 49)
(指名競争入札の公告)
- 第 6 条 市長は、指名競争入札により特定調達契約を締結しようとするときは、前条第 1 項の規定により読み替えられた契約規則第 4 条第 1 項の規定の例により、公告をするものとする。
- 2 前項の規定による公告（以下「指名競争入札の公告」という。）には、前条第 3 項の規定により一般競争入札の公告に記載するものとされている事項のほか、指名競争入札において指名されるために必要な要件に関する事項を記載するものとする。
 - 3 前条第 4 項の規定は、指名競争入札の公告について準用する。
(指名競争入札の参加者の指名)
- 第 7 条 特定調達契約に係る指名競争入札の参加者の指名については、物品等資格審査規則第 12 条第 2 項第 3 号及び第 6 号、建設工事資格審査規則第 14 条第 2 項第 4 号及び第 7 号並びに測量業務等資格審査規則第 12 条第 2 項第 4 号及び第 7 号の規定は、適用しない。
- 2 特定調達契約に係る指名競争入札の参加者を指名するときは、前条第 2 項の規定により指名競争入札の公告に記載するものとされている事項を通知するものとする。
 - 3 前項の規定による通知は、指名競争入札の公告の日に行う。

(公告に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の取扱い)

第8条 市長は、一般競争入札の公告又は指名競争入札の公告をした後、当該公告に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者から競争入札参加資格の審査の申請があったときは、速やかに、その者が競争入札参加資格を有するかどうかについて審査を開始するものとする。

2 市長は、競争入札参加資格の審査の申請があった場合において、開札の日時まで前項の審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、特定調達契約に係る指名競争入札の場合においては、第1項の審査の結果、指名競争入札に参加することができる資格を有すると認められた者のうちから、指名競争入札において指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名し、第6条第2項の規定により指名競争入札の公告に記載するものとされている事項を通知するものとする。

4 市長は、特定調達契約につき競争入札参加資格の審査の申請を行った者から入札書が第1項の審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時に、一般競争入札の場合にあっては一般競争入札に参加することができる資格を有すると認められること、指名競争入札の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受け付けるものとする。

(郵便による入札)

第9条 特定調達契約に係る入札は、郵便によることができる。

(入札説明書の記載事項)

第10条 特例政令第8条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 第5条第3項又は第6条第2項の規定により一般競争入札の公告又は指名競争入札の公告に記載するものとされている事項(第5条第3項第3号に掲げる事項を除く。)

(2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

(4) 契約規則第16条の2に規定する電子入札の方法により手続を行う場合においては、電子情報処理組織の使用に関する事項

(一部改正：26.4.15 規則 32)

(複数落札入札制度による競争入札の予定価格)

第10条の2 特例政令第10条第1項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付する事項の予定価格は、契約規則第13条第2項の規定にかかわらず、当該競争入札に付する物品等又は特定役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は特定役務の種類ごとの需要数量で除した金額をもって定めなければならない。

(追加：28.5.2 規則 49)

(落札者の決定に関する通知)

第11条 市長は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあ

っては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(落札者等の公告)

第12条 市長は、特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、北九州市公報により公告をするものとする。

2 前項の公告には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
 - (2) 特定調達契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
 - (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
 - (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所
 - (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
 - (6) 契約の相手方を決定した手続
 - (7) 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、一般競争入札の公告又は指名競争入札の公告をした日
 - (8) 随意契約による場合にはその理由
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- (開札の異議)

第13条 契約規則第11条の規定は、特定調達契約には適用しない。

(競争入札に関する記録)

第14条 市長は、特定調達契約につき、一般競争入札又は指名競争入札により落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- (2) 入札者の申込みに係る価格
- (3) 落札者の氏名又は名称、落札金額及び落札者の決定の理由
- (4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- (5) 第8条第2項の規定による通知をした場合には、当該通知に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(随意契約に関する記録)

第15条 市長は、特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したときは、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。

(特定調達契約に関する統計)

第16条 各局室長は、技術監理局長の定めるところにより、特定調達契約に関する統計を作成し、技術監理局長に報告するものとする。

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、技術監理局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

付 則（平成 8 年 3 月 27 日規則第 13 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 9 年 3 月 28 日規則第 5 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 2 6 年 4 月 1 5 日規則第 3 2 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

付 則（平成 2 8 年 3 月 2 9 日規則第 2 2 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市建設工事一般競争入札実施要領

(最終改正 令和6年2月1日)

(趣旨)

第1 市が発注する建設工事の請負契約を締結する場合の一般競争入札の実施に当たっては、北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号)及び北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。)その他の関係規定に定めるもののほかこの要領に定めるところによる。

(対象工事)

第2 一般競争入札の対象とする工事は、原則として次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 予定価格が2,500万円以上の土木工事及び水道施設工事
- (2) 予定価格が4,500万円以上の建築工事
- (3) 予定価格が1,200万円以上の電気工事及び管工事
- (4) 予定価格が2,000万円以上の造園工事
- (5) 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、造園工事及び水道施設工事以外の工種で予定価格が1億円以上の工事

2 前項の規定にかかわらず、高度な施工管理能力、技術力等を必要とし、指名が極めて困難な工事は、一般競争入札の対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、規則第15条第1項の規定により設置する北九州市建設工事等業者選定委員会が地方自治法施行令第167条第1項各号に該当すると認める工事は、指名競争入札の対象とすることができるものとする。

(競争参加資格)

第3 規則第10条第1項の規定に基づき市長が定める資格(以下「競争参加資格」という。)は次のとおりとし、工事ごとにその内容を公示する。

- (1) 当該工事の施工能力(経営事項審査の総合評定値を含む。)
- (2) 同種工事の施工実績又は指名実績
- (3) 当該工事に配置を予定する主任技術者、現場代理人及び監理技術者の状況
- (4) 本社、本店、支店、営業所等の所在地
- (5) 本市「建設工事等入札参加者の指名停止要綱」に基づく指名停止(以下「指名停止措置」という。)の状況
- (6) その他当該工事に係る適性

(競争参加資格委員会)

第4 規則第10条第2項の規定により設置する北九州市建設業者競争参加資格委員会(以下「競争参加資格委員会」という。)の構成は、別表のとおりとする。

2 競争参加資格委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 競争参加資格に関する事項
- (2) 競争参加資格の有無
- (3) 競争参加資格がないと認めた者からの理由の説明請求への対応
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

4 委員会は、必要の都度委員長が招集する。ただし、委員長が急施を要すると認めるときは、持ち回りにより審議することができる。

5 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開催することはできない。

6 委員会の議事は、原則として出席委員の全員の同意により決する。ただし、これによりできない場合は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出及び受付)

第5 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び受付は、次のとおり行うものとする。

- (1) 一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者は所定の期限までに申請書及び資料を市の指示する方法で提出しなければならない。
- (2) 所定の期限までに申請書及び資料を市の指示する方法で提出しない者又は市長が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争に参加することができない。
- (3) 申請書及び資料の様式は、原則として電子入札システムの様式を使用することとする。ただし、市長から電子入札以外での入札を認められた者については、申請書及び資料を様式1～4に準じて作成するものとする。
- (4) 申請書及び資料の受付期間並びに受付場所は、入札説明書において明らかにするものとする。

(資料の内容)

第6 資料の内容は次に掲げる事項とし、入札説明書において明らかにするものとする。

- (1) 施工実績又は指名実績
同種工事の施工実績又は指名実績
- (2) 配置予定の技術者
配置予定技術者の資格、経歴、同種の工事の経験等
- (3) その他、入札説明書において指定する資料

(競争参加資格の確認)

第7 競争参加資格の確認は次のとおり行うものとする。

- (1) 競争参加資格の有無は、競争参加資格委員会の委員長の承認を経て確認を行うものとする。
ただし、委員長が必要と認める場合は、競争参加資格委員会の審議を経て確認を行うものとする。
- (2) 市長は所定の期限までに競争参加資格の確認の結果を所定の様式により通知するものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (3) 競争参加資格がないと認めた者に対してはその理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由については説明を求めることができる旨を通知するものとする。
- (4) 前号の通知は、原則として申請書及び資料の提出期限日の翌日から起算して7日以内に行うものとする。
(競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明は、次のとおり行うものとする。

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、第7(2)の通知をした日の翌日から起算して7日以内に、市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。ただし、工事の規模等により、その期限を4日以内とすることができるものとする。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、指定の場所に書面を持参することにより行うものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (3) 市長は、(1)に規定する説明を求められたときは、原則として当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答するものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (4) 市長は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合には、第7(2)の通知を取り消し、改めて競争参加資格のある旨の通知を行うものとする。
- (5) 市長は、(3)の回答及び(4)の通知を行う場合は、競争参加資格委員会の委員長の承認を経て行うものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、競争参加資格委員会の審議を経て行うものとする。

(設計図書等の配布)

第9 契約書案、入札にあたっての注意事項、図面及び仕様書（以下「設計図書等（これらの内容を記録した電磁的記録を含む。）」という。）の配布は次のとおり行うものとする。

- (1) 設計図書等は有料又は無料により配布するものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (2) 設計図書等の配布期間、配布場所及び配布方法を入札説明書において明らかにするものとする。

- (3) 設計図書等に対する質問書（以下「質問書」という。）の提出があった場合は、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (4) 質問書の提出は、受付場所への持参その他の方法により行うものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (5) 質問書の受付期間及び場所を入札説明書において明らかにするものとする。
- (6) 質問書の受付期間は、原則として設計図書等の配布をした日から、入札書の受付開始日の5日前までとするものとする。
- (7) 質問に対する回答書の閲覧期間及び場所を入札説明書において明らかにするものとする。
- (8) 質問に対する回答書の閲覧は、原則として質問書の提出期限日の翌開庁日から起算して2日後までに開始し、入札書の受付開始日の前日に終了するものとする。

（現場説明会）

第10 市長が必要があると認めるときは、現場説明会を行うことができるものとする。

2 現場説明会を行う日は、競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明手続きが終了した以降とし、原則として入札書の受付開始日の7日前とする。

（入札の無効）

第11 北九州市契約規則第12条各号及び北九州市電子入札実施要領第10条各号に該当する入札並びに虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告において明らかにするものとする。

（入札結果等の公表）

第12 一般競争入札に付した工事については、次のとおり入札結果等を公表するものとする。

(1) 公表の内容

ア 申請書を提出した業者名

イ 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由

ウ 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに地方自治法施行令第167条の2の規定により随意契約によることとした工事については契約の相手方及び契約金額

(2) 公表の時期

落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後、速やかに公表するものとする。

(3) 公表の場所及び方法

原則として、(1)に掲げる事項を北九州市技術監理局のホームページに掲載することとする。

付 則

この要領は平成7年6月1日から施行し、同日以降の発注工事から適用する。

付 則

この要領は平成 9 年 4 月 1 日から施行し、同日以降の発注工事から適用する。

付 則

この要領は平成 1 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以降の発注工事から適用する。

付 則

この要領は平成 1 6 年 1 2 月 1 日から施行し、同日以降に公告する工事から適用する。

付 則

この要領は平成 1 9 年 4 月 1 日から施行し、同日以降の発注工事から適用する。

付 則

この要領は、平成 1 9 年 1 2 月 2 1 日から施行し、同日以降に発注する工事から適用する。ただし、既に基準適合型指名競争入札により発注することが決定している工事については、なお、従前の例による。

付 則

この要領は平成 2 0 年 4 月 1 日から施行し、同日以降の発注工事から適用する。

付 則

この要領は平成 2 0 年 7 月 1 日から施行し、同日以降の発注工事から適用する。ただし、既に指名競争入札により発注することが決定している工事については、なお従前の例による。

付 則

この要領は平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行し、同日以降の発注工事から適用する。ただし、既に指名競争入札により発注することが決定している工事については、なお従前の例による。

付 則

この要領は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行し、同日以降の発注工事から適用する。

付 則

この要領は平成 2 1 年 7 月 1 日から施行し、同日以降の発注工事から適用する。

付 則

この要領は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行し、同日以降の発注工事から適用する。

付 則

この要領は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以降の発注工事から適用する。

付 則

この要領は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行し、同日以降の発注工事から適用する。

付 則

この要領は平成 2 8 年 4 月 2 5 日から施行し、同年 5 月 9 日以降に開催する競争参加資格委員会で審議する工事から適用する。

付 則

この要領は令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

別表 省略

(第1号様式)

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

北九州市長様

北九州市登録番号 第.....号

所在地

商号又は名称

代表者氏名 印

持参人氏名（会社名）

電話番号

令和 年 月 日付で入札公告のありました「 工事」に係る一般競争入札に参加したく、下記の書類を添えて申し込みます。

なお、当該競争に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 同種工事の施工又は指名実績（第2又は3号様式）
- 2 配置予定技術者（第4号様式）

（申請に当たっての留意事項）

- * 返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載した封筒（所要額の切手貼付、JIS規格「長3号:120×235」）をこの参加申込書と併せて提出して下さい。
- * 同種工事の施工実績（第2号様式）には、施工内容の確認をすることができる履行証明書又はコリンズの工事カルテの写しを添付してください。本市発注工事については、契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）及び施工内容の確認ができる設計図書等の写しに代えることもできます。

(第2号様式)

同種工事の施工実績

商号又は名称 _____

1	工事名	_____
2	工事種類（※1）	_____
3	発注機関名（※2）	_____
4	施工場所	_____
5	契約金額	_____
6	工期	_____
7	受注形態（※3）	_____
8	工事概要	
	① 規模・寸法	_____
	② 構造形式	_____
	③ その他	_____

(注)

- ※ 1 建築、土木などの工種を記入すること。
- ※ 2 北九州市技術監理局、上下水道局、北九州市住宅供給公社など具体的に記入すること。
- ※ 3 単体・共同企業体等の別を記入すること。ただし、共同企業体の場合は、出資比率も記入すること。

(第3号様式)

同種工事の指名実績

商号又は名称 _____

1	指名年度	_____
2	工事名	_____
3	工事種類（※1）	_____
4	発注機関名（※2）	_____
5	受注形態（※3）	_____

(注)

- ※ 1 建築、土木などの工種を記入すること。
- ※ 2 北九州市技術監理局、上下水道局、北九州市住宅供給公社など具体的に記入すること。
- ※ 3 単体・共同企業体等の別を記入すること。ただし、共同企業体の場合は、出資比率も記入すること。

(第4号様式)

配置予定技術者

商号又は名称 _____

1	配置予定監理技術者名	_____
2	監理技術者資格者証	
	①交付年月日	_____
	②交付番号	_____
3	雇用年月日	_____
4	主な工事経歴	
	①工事名	_____
	②発注機関名	_____
	③施工場所	_____
	④契約金額	_____
	⑤工期	_____
	⑥従事役職	_____
	⑦従事期間	_____
	⑧工事概要	_____

(最終改正 令和6年2月1日)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、北九州市が行う建設工事の競争入札に参加することができる共同企業体（以下「共同企業体」という。）の資格要件、資格審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の種類)

第2条 共同企業体は、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体とする。

- (1) 特定建設工事共同企業体は、建設工事の特性に着目して工事ごとに結成される共同企業体をいう。
- (2) 経常建設共同企業体は、中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより経営力、施工力を強化することを目的として結成する共同企業体をいう。

第2章 特定建設工事共同企業体

(対象工事の種類及び規模)

第3条 共同企業体の施工対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、請負工事費が当該各号に掲げる金額以上のものとする。

- (1) 土木・港湾・建築工事 5億円
- (2) その他の工事 2億円

2 市長は、前項の規定にかかわらず、工事の工期、内容及び技術的特性等を総合的に勘案して、共同企業体による施工が適当と認める場合は、当該工事を対象とすることができる。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は、2社又は3社とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、対象工事が大規模でかつ技術的難度の高いものであって、技術力等を特に結集する必要があると認められる場合は、円滑な施工の確保に支障が生じないと認められるときに限り、5社までとすることができる。

(組合せ)

第5条 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第12条第1項に規定する等級区分のある工種については、原則としてその最上位の等級の者のみによる組合せとする。ただし、工事の規模、内容に照らし、第2位の等級に属する者によっても十分な施工が確保される見込みのあるときは、最上位の等級及び第2位の等級に属する者の組合せとすることができる。

(構成員の資格)

第6条 構成員は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 対象工事に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。
- (2) 対象工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (3) すべての構成員が、対象工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、入札公告で定める参加資格を有していること。

2 市長は、工事の円滑な施工を図るうえで必要があると認めるときは、前項に定める資格に加え、次

の各号に掲げる事項を構成員の資格とすることができる。

- (1) 本店又は支店等の事業所の所在地
- (2) 経営事項審査による総合評定値
(共同企業体の結成)

第7条 市長は、共同企業体により工事を施工しようとするときは、入札予定日（電子入札においては、入札書の受付開始日）の前日から起算して10日前までに工事の名称、概要、構成員の資格及び共同企業体結成の受付要領並びに入札方式を公示するものとする。

2 共同企業体を結成したときは、建設工事共同企業体協定書を必ず作成するものとする。

3 結成した共同企業体の代表者は受付要領に従い、次の資料を市長に提出（電子入札においては、市の指示する方法で提出）し、競争入札参加資格の確認又は審査を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書（一般競争入札の場合に限る。）

（第1－(1)号様式……2社用）

（第1－(2)号様式……3社用【省略】）

- (2) 建設工事共同企業体協定書（第2－(1)号様式……甲型2社用）

（第2－(2)号様式……甲型3社用）

（第2－(3)号様式……乙型用）

- (3) 委任状（共同企業体の代表者に委任するもの）

（第3－(1)号様式……2社用）

（第3－(2)号様式……3社用【省略】）

- (4) 前各号の資料のほか、入札公告で定める資料

4 構成員は、同一工事の中で2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

5 共同企業体の代表者は、構成員中最も施工能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならない。

6 市長は、審査の結果、適格又は不適格であると認めた共同企業体に対し、その旨を通知するものとする。

（出資比率）

第8条 構成員の出資比率は、次のとおりとする。

(1) 甲型共同企業体（共同施工方式）による場合は、各構成員の出資の割合が、次のとおりであること。ただし、市長は、構成員が特殊工法等技術的特性を有する場合で、次に定める出資の割合によることが不適当と認めるときは、この出資の割合によらない定めをすることができる。

ア 構成員が2業者で結成される共同企業体の場合

出資の割合が30パーセントを下回る構成員がいないこと。

イ 構成員が3業者で結成される共同企業体の場合

出資の割合が20パーセントを下回る構成員がいないこと。

ウ 構成員が4業者で結成される共同企業体の場合

出資の割合が15パーセントを下回る構成員がいないこと。

エ 構成員が5業者で結成される共同企業体の場合

出資の割合が10パーセントを下回る構成員がいないこと。

(2) 乙型共同企業体（分担施工方式）による場合は、次の要件を満たしていること。

ア 各構成員の分担工事が明確であり、かつ、当該分担工事と各構成員の有資格工種が対応していること。

イ 当該工事の内容から判断して、各構成員の工事の分担及び割合が適当であると認められること。
(共同企業体の存続期間等)

第9条 市の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでとする。

2 存続期間満了後においても、当該工事につき、契約不適合責任がある場合には、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

3 当該工事につき結成された共同企業体のうち、市の契約の相手方とならなかったものの存続期間は、当該発注工事の契約が締結された日をもって終了するものとする。

第3章 経常建設共同企業体

(対象工事の種類及び規模、構成員の数、組合せ、構成員の資格)

第10条 対象工事の種類及び規模は、単体工事の場合に準じて取扱う。

2 構成員の数は2社又は3社とする。

3 規則第12条第1項に規定する等級区分のある工種については、同一等級又は直近等級に属する者で構成され、最上位等級に属する者を含まないものであること。

4 構成員は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。

(2) 原則として、当該登録部門について元請として一定の実績を有すること。

(3) 原則として、全ての構成員に当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工にあたっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ること。

(登録)

第11条 経常建設共同企業体の登録は、通常の登録受付に準じて行う。

2 一の企業が結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とする。

(出資比率)

第12条 出資比率は、第8条第1項の規定に準じるものとする。

(代表者の選定方法とその出資比率)

第13条 代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。

第4章 その他

(適切な施工の確保)

第14条 共同企業体は、各構成員相互の信頼と協調のもとに、この要綱及び共同企業体協定書の定めるところにより、当該発注工事を共同の責任で円滑かつ適切に施工するものとする。

(要綱に定めのない事項)

第15条 この要綱に定めのない事項については、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行し、同日以降の発注工事から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、同日以降に起工する工事から適用する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

北九州市長 様

共同企業体 所在地

名 称 共同企業体

代 表 者 北九州市建設工事登録番号 第.....号

（構成員） 所在地

商号又は名称

代表者氏名㊟

構 成 員 北九州市建設工事登録番号 第.....号

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名㊟

持参人氏名(会社名)

電話番号

令和 年 月 日付で入札公告のありました「 工事」に係る競争参加資格について確認していただきたいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、当該競争に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 建設工事共同企業体協定書の写し（1部）
- 2 委任状
- 3 同種工事の施工又は指名実績 （第2又は3号様式）
- 4 配置予定技術者 （第4号様式）

（申請にあたっての留意事項）

- * 返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載した封筒（所要額の切手貼付、JIS規格「長3号：120×235」）をこの申請書と併せて提出してください。
- * 同種工事の施工実績（第2号様式）には、施工内容の確認をすることができる履行証明書又はコリンズ工事カルテの写しを添付してください。本市発注工事については、契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）及び施工内容の確認ができる設計図書等の写しに代えることもできます。

第2－(1)号様式

建設工事共同企業体協定書（甲）

（目 的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 北九州市の発注に係る.....工事（当該工事内容
の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

（名 称）

第2条 当共同企業体は、.....共同企業体（以下「当企業
体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を.....に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3カ月
を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、
当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

会 社 名

所 在 地

会 社 名

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、.....を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うこ
とを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払
金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するも
のとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者
と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名 %

会社名 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価す
るものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工

の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、.....とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決 算)

第 12 条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(共同企業体結成後における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち前項の規定により脱退した者がある場合において、発注者の承認があるときは残存構成員が工事を完成するものとする。

3 前項の規定により工事を完成する者は、残存構成員 1 社による共同企業体とし、この協定書の関係規定を適用する。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(共同企業体結成後における構成員の破産又は解散に対する処置等)

第 17 条 構成員のうちいずれかが共同企業体結成後において破産し、又は解散した場合には、前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

2 構成員のうちいずれかが当企業体の業務執行に当たり重要な義務の不履行若しくは不正な行為を行った場合において、当該構成員以外の構成員から要求があり、かつ発注者の承認があったときは、当該構成員は当企業体から脱退しなければならない。

3 構成員のうちいずれかが建設業法の許可の取消若しくは営業の停止を受けた場合、公共工事の受注者として適当でないような反社会的な行為を行った場合又は手形交換所による取引停止処分、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て等事実上の倒産状態にあり、著しく経営状態が悪いと判断される場合において、当該構成員以外の構成員から要求があり、かつ発注者の承認があったときは、当該構成員は当企業体から脱退しなければならない。

4 前項に掲げる事由がある場合において、当該構成員以外の構成員に対し前項の措置をと

るよう発注者から申出があったときは、当該構成員以外の構成員は、これに応ずるものとする。

5 第3項の規定に基づく当該構成員以外の構成員からの要求に当該構成員が応じない場合又は前項の規定に基づく発注者からの申出に当該構成員以外の構成員が応じない場合は、発注者において共同企業体が北九州市工事請負契約約款第45条第1項の規定に該当するものとみなし、これらの規定に基づく発注者の権利を行使することを承諾するものとする。

6 前条第2項から第5項までの規定は、第2項及び第3項の場合に準用する。

(構成員の加入)

第18条 前2条の規定による構成員の脱退、破産又は解散（以下「脱退等」という。）により構成員が欠けた場合において、発注者の承認があるときは、新たな構成員を加入させることができる。

2 前項の場合において新たに加入した構成員の出資比率は原則として脱退等構成員が脱退等の前に有していた出資比率とするものとし、他の構成員の出資比率は第16条第3項（前条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず第8条の規定により従前有していた出資比率とする。

(解散後の契約不適合責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....外1社は、上記のとおり.....
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称 共同企業体

会 社 名

氏 名 印

会 社 名

氏 名 印

建設工事共同企業体協定書（甲）

（目 的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 北九州市の発注に係る.....工事（当該工事内容
の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

（名 称）

第2条 当共同企業体は、.....共同企業体（以下「当企業
体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を.....に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3カ月
を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、
当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

会 社 名

所 在 地

会 社 名

所 在 地

会 社 名

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、.....を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うこ
とを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払
金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するも
のとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者
と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名 %

会社名 %

会社名 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうち構成員が協議して評価す

るものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、.....とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(共同企業体結成後における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち前項の規定により脱退した者があるときは、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(共同企業体結成後における構成員の破産、解散又は除名に対する処置等)

第17条 構成員のうちいずれかが共同企業体結成後において破産し、又は解散した場合は、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

2 構成員のうちいずれかが当企業体の業務執行に当たり重要な義務の不履行若しくは不正な行為を行った場合、建設業法の許可の取消若しくは営業の停止を受けた場合、公共工事の受注者として適当でないような反社会的な行為を行った場合又は手形交換所による取引停止処分、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て等事実上の倒産状態にあり、著しく経営状態が悪いと判断される場合は、他の構成員全員の総意により当該構成員を除名することがで

きる。

3 前項の規定により構成員を除名する場合は、発注者に届け出てその承認を得るものとする。

4 前条第2項から第5項までの規定は、第2項の場合に準用する。

(構成員の加入)

第18条 前2条の規定による構成員の脱退、破産、解散又は除名（以下「脱退等」という。）により構成員が欠けた場合において、発注者の承認があるときは、残存構成員の総意により新たな構成員を加入させることができる。

2 前項の場合において新たに加入した構成員の出資比率は原則として脱退等構成員が脱退等の前に有していた出資比率とするものとし、他の構成員の出資比率は第16条第3項（前条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず第8条の規定により従前有していた出資比率とする。

(解散後の契約不適合責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....外2社は、上記のとおり.....
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称 共同企業体

会 社 名

氏 名 印

会 社 名

氏 名 印

会 社 名

氏 名 印

建設工事共同企業体協定書（乙）

（目 的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 北九州市の発注に係る.....工事（当該工事内容
の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

（名 称）

第2条 当共同企業体は、.....共同企業体（以下「当企業
体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を.....に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3カ月
を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、
当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地	
会 社 名	
所 在 地	
会 社 名	
所 在 地	
会 社 名	

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、.....を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督
官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の
請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発
注者と契約内容の変更増減のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

.....工事	会社名	
.....工事	会社名	
.....工事	会社名	

2 前項に規定する分担工事の価格については、運営委員会で定める。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、建設工事の請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、.....とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、第8条に規定する分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....外2社は、上記のとおり.....

共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称 共同企業体

会 社 名

氏 名 印

会 社 名

氏 名 印

会 社 名

氏 名 印

委 任 状

共同企業体の名称 _____ 共同企業体

受 任 者

共同企業体	所 在 地	_____
代 表 者	商号又は名称	_____
	代表者氏名	_____ 印

私は、上記の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体と北九州市との間における下記事項に関する権限を委任します。

1 委任事項

- (1) 入札、見積及び契約締結に関する件
- (2) 契約代金の請求受領に関する件
- (3) 各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人選任に関する件
- (5) その他契約履行に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日から、受注した工事の請負契約の履行後3か月を経過するまで。

委 任 者

共同企業体	所 在 地	_____
構 成 員	商号又は名称	_____
	代表者氏名	_____ 印

令和 年 月 日

指名業者各位

北九州市長

共同企業体構成員の選定等通知書

下記の建設工事について、共同請負方式により競争入札を行います。

については、貴社を共同企業体の構成員として選定しましたので、下記により共同企業体を結成のうえ、入札参加資格審査を申請して下さい。

記

1 対象工事

- (1) 工 事 名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 工 期

2 選定業者 別添「共同企業体構成員選定表」のとおり

3 共同企業体の結成について

- (1) 別添構成員選定表に記載されている自己が所属するグループ以外のグループから、他の構成員を任意に選び共同企業体を結成すること。
- (2) 構成員は、2以上の共同企業体の構成員になることはできない。
- (3) 共同企業体の代表者は、第1グループの構成員とすること。

4 共同企業体の入札参加資格審査申請

- (1) 申請期限 令和 年 月 日
- (2) 申請場所
- (3) 申請書類

ア 共同請負入札参加資格審査申請書（第5号－（ ）様式）

イ 建設工事共同企業体協定書（第2－（ ）号様式）

ウ 委任状（共同企業体の代表者に委任するもの）（第3－（ ）号様式）

- (4) その他 共同企業体に不参加の場合又は共同企業体を結成することができなかった場合、上記申請期限までにその旨を届け出ること。

5 注意事項

- (1) 共同企業体の名称は、できるだけ簡略にすること。
- (2) 構成員の出資比率は代表者を最大とし、他の構成員については %を下回らないこと。

令和 年 月 日

北 九 州 市 長 様

共同請負入札参加資格審査申請書

このたび、貴市所管に係る建設工事について、別添協定書のとおり共同企業体を結成したので、指定の書類を添えて入札参加審査を申請します。

共同企業体 所在地
名 称
共同企業体

代 表 者 北九州市建設工事登録番号 第.....号
(構成員) 所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

構 成 員 北九州市建設工事登録番号 第.....号
所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

北九州市共同企業体取扱要綱運用基準

平成 7 年 6 月 1 日
最終改正
平成 20 年 4 月 1 日

第 3 条第 2 項関係（対象工事の種類及び規模）

工事の工期、工事内容及び技術的特性等を総合的に勘案して、共同企業体による施工が適当と認める場合の基準は次のとおりとする。

- (1) 予定金額が 5 億円未満の工事であって、地元業者単体では工期内の完成、安全対策、総合管理能力又は資金力等の点で施工能力に問題があるが、地元業者によって結成された共同企業体による共同請負では施工可能であると判断される場合

第 5 条関係（組合せ）

最上位の等級及び第 2 位の等級に属する者の組合せとすることができる場合の基準は次のとおりとする。

- (1) 2 社による共同企業体の場合

第 2 位の等級の者の出資比率を 30%とみなし、当該工事の予定価格に 30%を乗じた額が第 2 位の等級の者の標準請負工事金額の範囲内にある場合

- (2) 3 社による共同企業体の場合

第 2 位の等級の者の出資比率を 20%とみなし、当該工事の予定価格に 20%を乗じた額が第 2 位の等級の者の標準請負工事金額の範囲内にある場合

- (3) 上記の場合において、共同企業体ごとに現実にどのような出資比率で協定がされたかは問わないものとする。

第 6 条関係（構成員の資格）

特定建設共同企業体の構成員には、経常建設共同企業体を含むことはできない。

第 10 条関係（対象工事の種類及び規模・構成員の数・組合せ・構成員の資格）

- 1 有資格業者名簿に記載されている者で経常建設共同企業体の構成員である者は、経常建設共同企業体以外の有資格業者として指名することはできない。
- 2 経常建設共同企業体の構成員は、本店又は建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 条）第 6 条に規定する主たる営業所が北九州市内にある者でなければならない。
- 3 第 3 項に規定する最上位等級に属する者は、等級別格付のない工種にあつては、当分の間、経営事項審査総合数値が 900 点以上の者を最上位等級に属する者とみなす。
- 4 第 4 項第 1 号に規定する営業年数が少なくとも数年あることとは、許可を有しての営業年数が 3 年以上ある場合をいう。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合は、許可を有しての営業年数が 3 年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

付 則

- 1 この基準は、平成7年6月1日から施行する。
- 2 北九州市共同企業体取扱要綱の運用について（昭和63年3月15日助役決裁）は廃止する。

付 則

- 1 この基準は、平成11年2月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

工事請負契約及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約に係る最低制限価格の設定基準について

平成5年12月16日助役通知
最終改正 令和6年11月1日施行

- 1 工事請負契約においては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額に、1.0001から1.005の範囲内で無作為に抽出した係数（以下「ランダム係数」という。）を乗じ、さらに100分の110を乗じて得た額とする。
ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。
ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
なお、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の定義については、原則として、土木請負工事工事費積算要領（昭和42年7月20日建設省官技第34号）又は公共建築工事積算基準（平成15年3月31日国営計第196号）の例によることとする。
- 2 工事請負契約における特別なものについては、1の算定方法にかかわらず、契約ごとに10分の7.5以上で契約担当者等の定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。
- 3 工事に付帯する測量その他の業務の委託契約においては、当該契約に係る予定価格の算出の基礎となった設計書に基づき算出した別表の業種区分の⑤の額に100分の110を乗じて得た額とする。
ただし、⑤の額が⑥の額に満たない場合にあっては⑥の額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、工事に付帯する測量その他の業務の委託契約において、別表の複数の業種区分の欄に掲げる業種からなる契約については、当該契約に係る予定価格の算出の基礎となった設計書に基づき算出した別表の業種区分の⑤の額を合計した額に100分の110を乗じて得た額とする。
ただし、⑤の額が⑥の額に満たない業種にあっては⑥の額を合計の算入に用いる。
- 5 工事に付帯する測量その他の業務の委託契約において、別表の業種区分の欄に掲げる業務と同一の積算の基準を有する業務については、3及び4の規定を準用する。
- 6 工事に付帯する測量その他の業務の委託契約における特別なものについては、3及び4の算定方法にかかわらず、契約ごとに10分の6以上で契約担当者等の定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

付 則

この基準は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付 則

この基準は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付 則

この基準は、平成 28 年 6 月 1 日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

(経過措置)

2 当分の間、ランダム係数は、1.0001 から 1.005 の範囲内とする。

(経過措置)

3 当分の間、総合評価落札方式を適用する場合にはランダム係数を採用しないものとする。

付 則

この基準は、平成 29 年 6 月 1 日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和元年10月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付 則

この基準は、令和3年9月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約から適用する。

付 則

この基準は、令和4年8月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約から適用する。

付 則

この基準は、令和6年11月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約から適用する。

別表

業種 区分	①	②	③	④	⑤	⑥
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額	—	①～③の合計額にランダム係数を乗じて得た額	直接測量費、測量調査費及び諸経費の合計額の10分の6の額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	①～④の合計額にランダム係数を乗じて得た額	直接人件費、特別経費、技術料等経費及び諸経費の合計額の10分の6の額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額	①～④の合計額にランダム係数を乗じて得た額	直接人件費、直接経費、その他原価及び一般管理費等の合計額の10分の6の額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額	①～④の合計額にランダム係数を乗じて得た額	直接調査費、間接調査費、解析等調査業務費及び諸経費の合計額の3分の2の額

(最終改正 令和4年4月1日)

1 趣旨

この要領は、競争入札により建設工事及び工事に付帯する測量その他の業務の委託（以下「建設工事等」という。）の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）又は価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みした者の当該申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）及び落札者を決定するための手続について、必要な事項を定めるものとする。

2 低入札価格調査の対象

低入札価格調査の対象は、「政府調達に関する協定」の適用を受けて競争入札により契約を締結しようとする建設工事等とする。

3 低入札価格調査の基準価格

- (1) 「工事請負契約及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約に係る最低制限価格の設定基準について」（平成5年12月15日北九契一第468号）に定める最低制限価格をもって低入札価格調査を実施する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）とする。ただし、総合評価落札方式を適用する場合にはランダム係数を採用しないものとする。
- (2) 調査基準価格は、あらかじめ、予定価格調書の「調査基準価格」欄に記入するものとする。

4 入札参加者への周知及び入札後の処理

- (1) 入札に先立つ入札公告等において、次の事項を明記し、入札参加者に周知する。
 - ア 最低の価格が調査基準価格を下回った場合の入札終了の方法及び結果の通知方法に関すること。
 - イ 調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならないこと。
 - ウ 総合評価落札入札方式において、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、北九州市建設工事等総合評価落札方式実施要領第4条第2項に規定する評価値（以下「評価値」という。）の最も高い者であっても、必ずしも落札者とならないこと。
 - エ 調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。
- (2) 入札の結果、調査基準価格を下回る入札があった場合は、入札者全員に、落札者の決定を一時保留し、低入札価格調査を実施する旨を告げて入札を終了する。

5 調査の手続

- (1) 技術監理局契約課長は、設計担当課長とともに、調査基準価格を下回る入札をした者（以下「落

札候補者」という。)に対し、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを調査するものとする。

- (2) (1)による調査は、次に掲げる事項について、落札候補者からの事情聴取、関係機関への照会等により行うものとする。

- ア 当該価格で入札した理由【様式1】
- イ 積算内訳書【様式2-1】
- ウ 積算内訳書に対する明細書【様式2-2】
- エ VE提案等によるコスト縮減額調書【様式3】
- オ 下請予定業者等一覧表【様式4】
- カ 配置予定技術者名簿【様式5】
- キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)【様式6-1】
- ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)【様式6-2】
- ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係【様式7】
- コ 手持ち資材の状況【様式8-1】
- サ 資材等購入予定先一覧【様式8-2】
- シ 手持ち機械の状況【様式9-1】
- ス 機械等リース元一覧【様式9-2】
- セ 労務者の確保計画【様式10-1】
- ソ 工種別労務者配置計画【様式10-2】
- タ 建設副産物の搬出地【様式11】
- チ 建設副産物の搬出及び資機材等の搬入・搬出に関する運搬計画書【様式12】
- ツ 品質確保体制(品質管理のための人員体制)【様式13-1】
- テ 品質確保体制(品質管理計画書)【様式13-2】
- ト 品質確保体制(出来形管理計画書)【様式13-3】
- ナ 安全衛生管理体制(安全衛生教育等)【様式14-1】
- ニ 安全衛生管理体制(点検計画)【様式14-2】
- ヌ 安全衛生管理体制(仮設設置計画)【様式14-3】
- ネ 安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)【様式14-4】
- ノ 誓約書【様式15】
- ハ 施工体制台帳【様式16-1】
- ヒ 施行体系図【様式16-2】
- フ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者【様式17】
- ヘ 積算内訳書(兼)下請予定業者等確認調書①【様式18-1】
- ホ 積算内訳書に対する明細書(兼)下請予定業者等確認調書②【様式18-2】
- マ 経営状況【様式19】

- (3) 前号に定める事項に係る提出書類及び資料については、調査対象の通知を行う日の翌日から起算して3日目までに提出し、提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めないものとする。

- (4) 技術監理局契約課長は、契約審査委員会に対し、別紙様式により(2)による調査の結果及び意見

を提出して、契約審査委員会の意見を求めるものとする。

6 契約審査委員会の構成及び運営

- (1) 契約審査委員会は、委員長及び委員5名をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

委員長	当該工事の設計担当局長
委員	当該工事の設計担当部長
	当該工事の設計担当課長
	技術監理局技術部長
	技術監理局契約部長
	技術監理局契約課長

- (2) 契約審査委員会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (3) 契約審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

7 落札者の決定

- (1) 契約審査委員会が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、契約課長は落札候補者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、落札候補者の次に低い価格をもって入札をした者又は落札候補者の次に評価値が高い者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定し、直ちに、次順位者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。ただし、落札者と決定されるべき次順位者が調査基準価格を下回る価格で入札をしている場合は、5以下の手続に準じ改めて調査を行い落札者を決定する。
- (2) 契約審査委員会が契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めたときは、契約課長は落札候補者を落札者と決定し、直ちに、落札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。

8 施行期日

この要領は、平成11年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成15年6月1日から施行し、同日以降に起工する工事から適用する。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から施行し、同日以降に発注する工事から適用する。

付 則

この要領は、平成19年12月21日から施行し、同日以降に発注する工事から適用する。ただし、既に基準適合型指名競争入札により発注することが決定している工事については、なお、従前の例による。

付 則

この要領は、平成20年12月8日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事が

ら適用する。

付 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

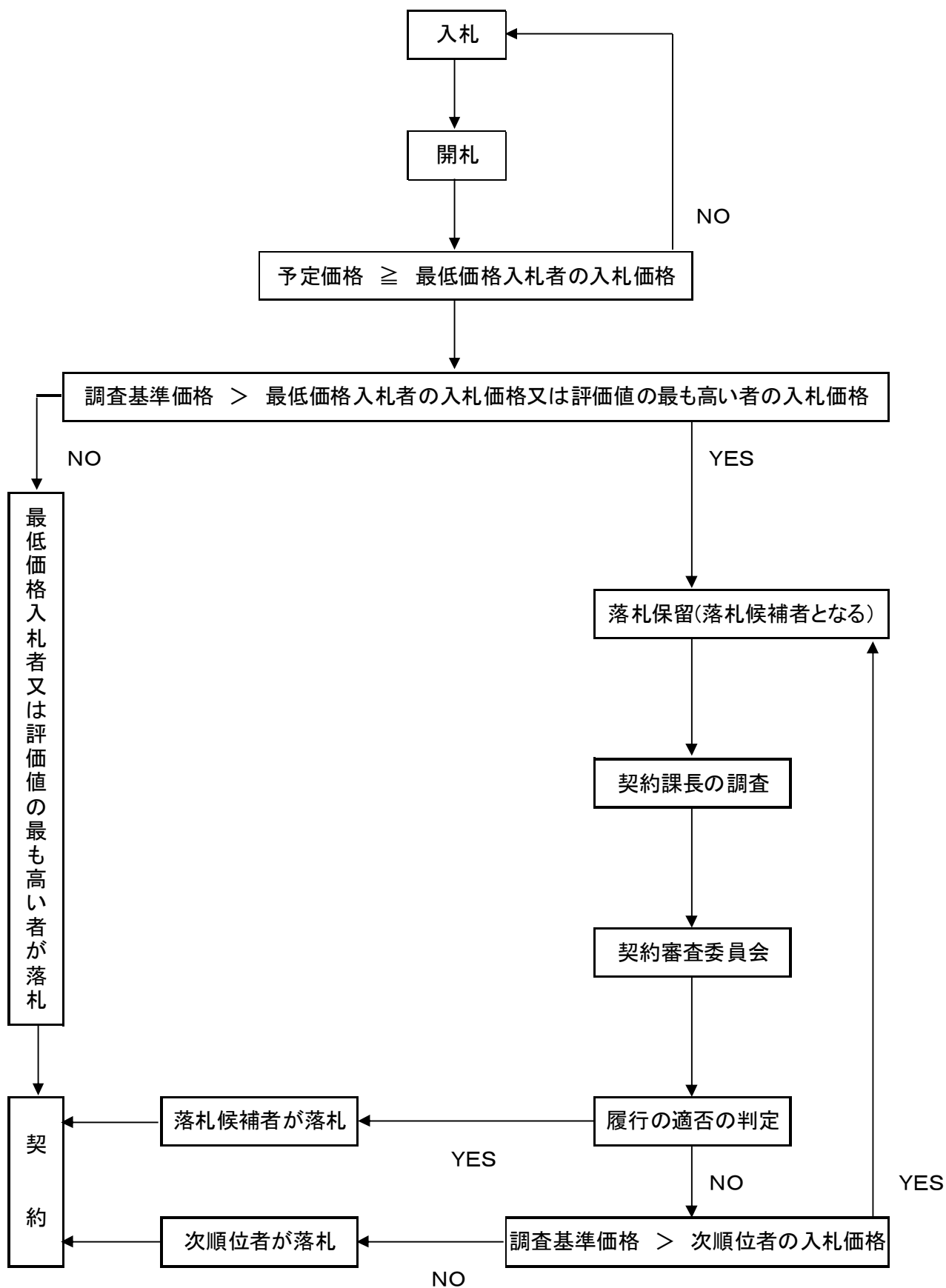
付 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

低入札価格調査の手續



契約審査委員会 様

契約課長

北九州市建設工事低入札価格調査の結果について（報告）

標記の件について、次のとおり報告します。

工事件名				
開札日				
落札候補者	登録番号：	所在地：		
	商号又は名称：		代表者又は受任者：	
	登録工種：①	()	②	() ③ ()
予定価格等	予定価格：		調査基準価格：	(予定価格の %)
			最低入札価格：	(予定価格の %)
調査結果	調 査 日 時：平成 年 月 日 ： ～ ：			
	調査場所			
	聴取者補職氏名：			
	相手方役職氏名：			
	(調査の方法及び内容等を具体的に記入)			
契約課長意見				

公共工事における随意契約のガイドライン

(最終改正 平成17年1月1日)

(趣旨)

第1条 この基準は、市が行う建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の適正な発注を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約によることができる工事のガイドラインを定めるものとする。ただし、随意契約によることができる工事は、このガイドラインに列挙したものに限定されるものではなく、また直ちに随意契約にすべきものとするものではない。

(随意契約の原則)

第2条 随意契約方法は、一般競争入札を原則とする契約締結方法の例外であるので、その必要性が認められる場合に限り、適用するものとする。

(ガイドライン)

第3条 随意契約のガイドラインは、別表のとおりとする。

付 則

この基準は、平成2年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成17年1月1日から施行することとし、同日以降に起工する工事から適用する。

別表（第3条関係）

大 分 類	中 分 類	小 分 類
1号 予定価格が、規則等で定めた額未満である場合		
2号 契約の性質又は目的が、競争入札に適しないものをする場合	(1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき。 (2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき。	① 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事 ② 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事 ③ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機械等の新設、増設等の工事 ④ ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事 ① 本施工に先立ち行われる試験的な施工（以下「試験施工」という。）の結果、当該試験施工者に施工させなければならない本工事 ② 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事 ③ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事
5号 緊急の必要により競争入札に付することができない場合	(1) 緊急に施工しなければならない工事であつて、競争入札に付す時間的余裕がないとき。	① 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事 ② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
6号 競争入札に付することが不利と認められる場合	(1) 現に契約履行中の施工業者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。 (2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められるとき。	① 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事 ② 本体工事と密接に関連する付帯的な工事 ① 前工事と後工事が、一体の構造物（一体の構造物として、完成してはじめて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事

大 分 類	中 分 類	小 分 類
	(3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められるとき。	② 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事。ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。 ① 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事 ② 他の発注者に係る工事と一部重複、錯綜する工事
7号 時価に比して著しく有利な契約を締結する見込みがある場合	(1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められるとき。 (2) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められるとき。	
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合		
9号 落札者が契約を締結しない場合		

大分類の各号は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に対応する。

昭和58年4月1日
最終改正
平成16年12月1日

指名競争入札の入札・現説等に係る事務処理について、次のとおり定める。
なお、電子入札を行う案件については、別に定める。

1 「入札執行通知書」及び「設計書等」交付の通知

- (1) 方法 F A X又は電話での連絡とする。
- (2) 内容 「入札執行通知書」及び「設計書等」を交付する日時・場所のみを通知する。
- (3) 記録 ア F A Xの場合は、送信の確認をする。
イ 電話の場合は、受信者を確認し、記録する。

2 「入札執行通知書」及び「設計書等」の交付

- (1) 指名業者全員に対し、契約主管課が通知した日時・場所において交付する。
交付は、F A Xで送付した「指名のお知らせ」又は名刺等を提示させて、指名を受けている者であることを確認して行う。（受領印は不要）
なお、数件の工事について、同時に執行して差し支えない。
- (2) 遅刻者の取扱い
ア 原則として、通知を行った日時に交付するが、遅れた者については、当日中に限り契約主管課において交付する。
イ 当日中に交付を受けなかった者については、当該入札を認めない。
ウ 遅刻者及び不参加者については、遅滞なく「理由書」（第1号様式）を徴する。

3 設計書等

- (1) 搬入 契約主管課の指定する時刻、場所に設計主管課が搬入する。
- (2) 回収 入札執行前に契約主管課が回収する。
- (3) 交付 落札者には、回収した設計書を交付する。
- (4) 処分 設計書の不要分については、落札者から設計主管課に返却させ、設計主管課で処分する。

4 入札辞退について

指名を受けた者が入札を希望しない場合には、入札執行までの間は次の方法により入札を辞退することができる。

(1) 入札辞退の方法（共同企業体の場合は除く）

- ア 入札を辞退しようとする者は、入札執行前及び入札執行中に「入札辞退書」（第2号様式）を契約主管課（入札執行職員）に提出する。この場合、郵送または電送による提出は受理しない。

イ 「入札辞退書」に不備があり、入札執行までに受理することができなかった場合の入札不参加は、5の入札不参加者として取り扱う。

(2) 共同企業体の場合の入札辞退の取り扱い。

ア 予備指名の段階における（単体）業者の入札辞退

共同企業体結成届締切日の前々日（閉庁日を除く）までに入札辞退届が提出された場合には構成員を補充する。補充した構成員がなお辞退した場合には再度の補充は行わない。

イ 共同企業体結成後の入札辞退

1 共同企業体内の1構成員からの辞退は認めない。共同企業体としての辞退は(1)の方法により受理する。

5 入札不参加者・遅刻者の取り扱い

(1) 遅刻者については、入札参加を認めない。

(2) 入札不参加者・遅刻者については、事後、遅滞なく「入札不参加理由書」（第3号様式）を提出させるものとする。

6 入札

(1) 入札回数 原則として2回を限度とする。

(2) 落札者がいない場合は、当該入札は不調とし、次により措置する。

① 最低入札価格と予定価格との差が僅少であるときは、入札価格の低い者2～3者との競争見積による随契協議を行う。

② 最低入札価格と予定価格との差が大きいとき又は①による随契協議の結果、請負者が決定しない場合

ア 当該案件を設計主管課に返却し、積算の見直しを行う。

イ 積算に誤りがないときは、全業者指名替して再入札に付す。

ウ 積算に誤りがあるときは、予定価格を変更のうえ同一メンバーによる再入札に付す。

7 低価格入札に係る措置（工事又は製造の請負の場合のみ適用）

最低制限価格を設定しない工事について、予定価格を著しく下回る価格をもって申込をした者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、次により措置する。

(1) 最低入札価格とその入札者を発表し、落札者の決定については一時保留する。

(2) 入札者全員に、最低入札価格が異常に低いため、当該価格で契約を締結することの可否について検討のうえ決定する旨告げ、入札執行者は契約専決権者と協議のうえ、当該入札に係る措置（最低価格での入札者との契約の可否、次順位以下の者との契約の可否、入札不調等の措置）を決定する。

(第1号様式)

現説等不参加理由書

平成 年 月 日

北 九 州 市 長
水道・交通・病院事業管理者 様

登録番号 第 号

所 在 地

商 号

代表者又

は受任者

印

電話 ()

下記工事の現説等に参加できなかったのでお届けします。

記

1 工事名

2 現説等の日時 平成 年 月 日 午前 時 分
午後

3 現説等の場所

4 不参加理由

(第2号様式)

入札辞退届

件名

上記について指名を受けましたが、下記の理由により入札を辞退します。

記

(辞退の理由)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

平成 年 月 日

所在地

商号

代表者又

は受任者

印

=====

北九州市長 様

備考 入札辞退の理由は、具体的に記載すること。

(第3号様式)

入札不参加理由書

平成 年 月 日

北 九 州 市 長
水道・交通・病院事業管理者 様

登録番号 第 号

所 在 地

商 号

代表者又

は受任者

印

電話 ()

下記工事の入札に参加できなかったのでお届けします。

記

1 工事名

2 入札の日時

平成

年

月

日

午前

時

分

午後

3 入札の場所

4 不参加理由

入 札 心 得

(最終改正 令和元年 1 0 月 1 日)

北九州市が行う建設工事における指名競争入札（電子入札を除く）は、地方自治法、同法施行令、本市契約規則及びその他関係法令に定めるもののほか、この心得によって執行します。

入札参加者は事前に良く読み、間違いのないようにしてください。

1 入札執行についての通知及び設計書の配布

指名についての連絡は、通常ファックスで行います。

指定された日時及び場所で「入札（見積）執行について（通知）」、設計書、仕様書及び図面等（以下「設計書等」という。）を受け取ってください。このときファックスで送付した「指名のお知らせ」を持参してください。

2 入札の準備

- (1) 見積にあたっては、設計書等及び現場をよく確認してください。
- (2) 設計書等に疑義があるときは、関係職員に説明をもとめてください。

3 入札書の記入

- (1) 入札書は、所定の様式を使用してください。

なお、随意契約による場合は「入札」を「見積」と読み替えるので訂正の必要はありません。

- (2) 契約金額は、入札書に記載された金額に 1 0 0 分の 1 0 に相当する額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した金額とするので、入札者は、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載してください。

4 入札の方法

- (1) 入札は、「入札（見積）執行について（通知）」に示した日時及び場所で行います。
- (2) 入札執行の場所に入札者以外の立ち入りはできません。
- (3) 入札者は、入札執行について係員の指示に従ってください。
- (4) 入札者は代表者本人又は代表者の代理人とし、代理人による入札を行う場合は、委任状を提出してください。
- (5) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

5 入札の辞退

- (1) 入札を希望しない場合は、入札書を投函するまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- (2) 入札を辞退したことで、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

- (3) 入札を辞退する者は、所定の「入札辞退届」を契約担当課に持参してください。
- (4) 共同企業体の場合は、共同企業体としての辞退はできますが、企業体構成員の一員からの辞退はできません。

6 入札の中止等

入札者が協定して入札したと認められるとき又は入札に際し不正があると認められるときは、入札の中止、延期又は取消をします。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する場合の入札は、無効となりますので注意してください。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (2) 入札書に入札者の記名押印がないとき又は入札金額を訂正したとき。
- (3) 所定の入札書によらない入札をしたとき又は誤った工事名を記載したとき若しくは入札書の記載事項について判読できないとき。
- (4) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 委任状を提出しないで代理入札をしたとき又は他人の代理を兼ね、若しくは2人以上の代理をしたとき。
- (6) 予定価格を超える金額で入札したとき。
- (7) 最低制限価格を設定している工事について、最低制限価格を下回る価格で入札したとき。
- (8) 前各号のほか、指示事項に違反したとき。

8 入札に参加できない場合

次の各号の一に該当する場合は入札に参加することができません。

- (1) 指定された日時に「設計書等」の交付を受けなかったとき。ただし、再度指定された日時に交付を受けたときはこの限りではありません。
- (2) 入札者が入札開始時刻までに到着しないとき。
- (3) 代理人による入札で委任状が不備のとき。

9 落札の決定

- (1) 予定価格以下で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設けている場合は、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 2人以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定します。

10 異議の申立て

入札をした者は、入札後、設計書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

工 事 請 負 契 約 書

1	工 事 名	
2	工 事 場 所	北九州市
		¥
3	請 負 金 額	〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額・適用税率10パーセント〕 ¥
4	工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
5	工事を施工しない日 工事を施工しない時間	注: 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。
6	契 約 保 証 金	
7	契約不適合責任期間	目的物引渡しの日から起算して 年間 ※注
8	前 払 金	¥
9	中 間 前 払 金	¥
10	部 分 払	回
11	解体工事に要する費用等	

上記の工事について、発注者北九州市と受注者とは、別紙の北九州市工事請負契約約款により請負契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 北九州市 代表者 北九州市長 ⑩

受 注 者 住 所
商号又は名称
代 表 者 ⑩

※注・設備機器本体等については引渡しから1年間(検査で発見できなかった契約不適合に限る)
・故意又は重大な過失による場合は、契約不適合を知った日から5年を経過する日又は引渡しを受けた日から10年を経過する日のいずれか早い日まで。

工 事 請 負 契 約 書

1	工 事 名	
2	工 事 場 所	北九州市
3	請 負 金 額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額・適用税率10パーセント) ¥
4	工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
5	工事を施工しない日 工事を施工しない時間	注:工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。
6	契 約 保 証 金	
7	契約不適合責任期間	目的物引渡しの日から起算して 年間 ※注
8	前 払 金	¥
9	中 間 前 払 金	¥
10	部 分 払	回
11	解体工事に要する費用等	

上記の工事について、発注者北九州市と受注者とは、別紙の北九州市工事請負契約約款により請負契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。
本契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意のうえ電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

発 注 者 北九州市 代表者 北九州市長

受 注 者 住 所
商号又は名称
代 表 者

※注・設備機器本体等については引渡しから1年間(検査で発見できなかった契約不適合に限る)
・故意又は重大な過失による場合は、契約不適合を知った日から5年を経過する日又は引渡しを受けた日から10年を経過する日のいずれか早い日まで。

第 回工事請負変更契約書

令和 年 月 日締結した_____

の請負契約（令和 年 月 日締結の第 回工事請負変更契約までを含む。以下「原契約」という。）において約定した事項の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

変更する事項	変更する内容
請 負 金 額	原契約で定めた金額を¥_____増（減）する。 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥_____ 適用税率 _____パーセント
契約保証金	
工 事 期 間	「令和 年 月 日から令和 年 月 日まで」とする。
部分払回数	「 _____回」とする
施 工 内 容	別添変更設計書のとおり。

上記変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令 和 年 月 日

発注者 北 九 州 市 代表者 北九州市長 印

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者 _____ 印

第 回工事請負変更契約書

令和 年 月 日締結した_____

の請負契約（令和 年 月 日締結の第 回工事請負変更契約までを含む。以下「原契約」という。）において約定した事項の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

変更する事項	変更する内容
請 負 金 額	原契約で定めた金額を¥_____増（減）する。 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥_____ 適用税率 パーセント
契約保証金	
工 事 期 間	「令和 年 月 日から令和 年 月 日まで」とする。
部分払回数	「 回」とする
施 工 内 容	別添変更設計書のとおり。

上記変更契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意のうえ電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。

令 和 年 月 日

発注者 北 九 州 市 代表者 北九州市長_____

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者 _____

北九州市工事請負契約約款

(令和6年2月1日施行)

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書又は契約内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(以下「契約書等」という。))を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書等記載又は記録の工事を契約書等記載又は記録の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(「施工方法等」という。以下同じ。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、前項の工程表を変更しようとするときは、あらかじめ変更に係る工程表を発注者に提出しなければならない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第53条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第1項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な

な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人等の通知）

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）及び資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人等の選定）

第7条の2 受注者は、第47条の2第1項第1号から第7号までのいずれかに該当する者及び該当することを理由とした指名停止期間中の者を下請負人又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としてはならない。

- 2 受注者が第47条の2第1項第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請負人又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）の解除（受注者が当該下請契約等の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。

- 3 前項の規定により発注者が受注者に対して下請契約等の解除等を求めたことにより生じる下請契約等の当事者の損害及び当該解除等によるその他の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務）

第7条の3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としてはならない。ただし、発注者の指定した期限までに、当該社会保険等未加入建設業者が次の各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を、受注者が発注者に提出した場合は、この限りではない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

（2）設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

（3）設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

（1）現場代理人

（2）ア（ ）主任技術者

イ（ ）監理技術者

ウ 監理技術者補佐（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

（3）専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請

負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出して

はならない。

- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があ

ると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期

若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状況が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通

知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむをえない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況

を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

- 第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなけれ

ばならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書等記載又は記録の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、受注者から当該認定に係る請求があったときは、発注者又は発注者の指定する者は、直ちに調査を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、返還の期限内に第38条又は第39条の規定により支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して、返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から29日以内に協議が整わないときは、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(部分払)

第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、契約書等記載又は記録の部分払回数を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から13日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times \{9/10 - (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) / \text{請負代金}$

額}

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×{1－(前払金額+中間前払金額)／請負代金額}

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

- 3 発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第35条中「契約書等記載又は記録の工事完成の時期」とあるのは「契約書等記載又は記録の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年

度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第42条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合は、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、受注者は、出来高超過額について部分払の請求をしたときは、請求後において当該会計年度の中間前金払の請求をすることはできない。
- 3 債務負担行為に係る契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10$

$$\begin{aligned} & - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) \\ & - \{ \text{請負代金相当額} - (\text{前年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \\ & \times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額}) / \text{当該会計年度の出来高予定額} \end{aligned}$$

(前払金等の不払に対する工事中止)

第43条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認め

られるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第44条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条から第47条の3まで又は第53条第3項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(4) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

- (5) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 第49条又は第50条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(暴力団関与の場合の解除権)

第47条の2 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている

と認められるとき。

- (5) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (7) 下請契約等に当たり、その相手方が第1号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 受注者が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（第7号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除等を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (9) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

2 前条第1項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

（談合その他の不正行為の場合の解除権）

第47条の3 発注者は、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。第53条の3において同じ。）又は受注者の使用人（建設業法第6条第1項第4号に規定する使用人をいう。）がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第6条又は第19条の規定に違反したことに對する同法第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (3) 独占禁止法第77条の規定による審決取消しの訴えにつき、請求が棄却され又は却下されて判決が確定したとき。

2 第47条第1項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第48条 第46条から第47条の3までの各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前4条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第49条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第50条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超え

るときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第51条 第49条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第52条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条から第47条の3まで又は第53条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第45条、第49条又は第50条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、

発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条から第47条の3まで又は第53条第3項の規定によるときは発注者が定め、第45条、第49条又は第50条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第53条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第46条又は第47条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第46条又は第47条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
- 6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(暴力団関与の場合の損害賠償請求等)

第53条の2 発注者は、受注者が第47条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

2 受注者が第47条の2の規定により、工事目的物の完成前にこの契約が解除されたときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項又は第2項に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

(談合等に伴う損害賠償)

第53条の3 受注者は、受注者又は受注者の使用人がこの契約に関し第47条の3各号のいずれかに該当したときは、同条の規定による契約の解除の有無又は工事の完了の有無にかかわらず、発注者に対する損害賠償として請負代金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償の額を超える場合においては、当該超過分について発注者が受注者に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。

4 第53条第6項の規定は、第1項の賠償金（第47条の3の規定による契約の解除があった場合に限る。）について準用する。

(受注者の損害賠償請求等)

第54条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第49条又は第50条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第55条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から契約書等記載又は記録の契約不適合責任期間内でなければ、契約不適

合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が契約不適合責任期間の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第56条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第57条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による福岡県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第58条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（関係法令の遵守）

第59条 受注者は、この契約の履行に当たり、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係法令を遵守するものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第60条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約外の事項）

第61条 この約款に定めのない事項については、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）及び北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）（以下これらを「契約規則等」という。）によるものとし、契約規則等に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

北九州市工事請負契約約款の運用

(最終改正 令和6年2月1日)

第1条関係

- 1 第3項において、仮設、施工方法等についてその責任の所在を明らかにするため、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定めることとしているので、設計図書における特別の定めについては、工事内容を十分検討し、慎重に措置すること。
- 2 契約締結後に施工方法等の選択について発注者が注文をつける必要が生じた場合には、約款第19条の手続きに従って設計図書を変更して、必要な施工方法の指定をしなければならない。
- 3 第5項において、本約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこと。
- 4 第6項から第11項は、WTO・政府調達に関する協定の発効に伴い、外国企業が受注者となった場合を想定して設けている規定である。

第2条関係

関連工事における工程等の調整は発注者側の義務的事項とされているが、これについては、個々の工事の実情に対応して監督員、監督所管の課長等が行うものとする。

第3条関係

- 1 第1項に定める工程表は、原則として監督員が行う工種工程の管理等に支障をきたさない程度の内容を示すバーチャート（棒線工程表）とする。ただし、比較的大きな規模の工事で、作業が多岐にわたり協議調整を要する面が多いもの等で工程管理上必要と認められるものについては、ネットワークによる工程表を提出させること。工程表の提出は契約締結後14日以内。
- 2 工程表は原則として3部提出させること。
- 3 第1項中に定める「工程表の提出」は、監督所管課において所定の手続終了後、受注者から提出された工程表のすべてに受付印（文書受付印を使用）を押印して、1部を受注者に交付することによって行うものとする。
- 4 第2項において、受注者から契約変更に係る変更後の工程表を提出させるときは、変更契約の締結までに提出させること。
- 5 軽微な工事については、原則として工程表は提出させないものとする。

第4条関係

- 1 本条は、当初契約金額が300万円未満の工事及び当初契約金額が300万円未満で契約変更後に300万円以上の金額となった工事については適用しない。
- 2 当初契約金額が300万円以上であったが、契約変更後の金額が300万円未満となった場合は、契約保証の減額は行わない。
- 3 変更契約後の請負金額が30%以上増額した場合は発注者より契約保証の増額を求め、請負金額が30%以上減額した場合は受注者より契約保証の減額請求があった場合のみ発注者

は契約保証の減額を行う。変更契約後の請負金額が30%未満の増減の場合は、契約保証の増減変更は行わない。

なお、契約保証の増額変更の場合、原則として当初契約時の保証と同種の保証を求める。

- 4 契約の保証に関する具体的な取扱いについては、「契約保証の種類と手続き」を参照すること。

第6条関係

本条は、発注者が受注者の施工能力に対する信頼を保護するため一括委任又は一括下請負を禁止した規定である。「一括下請負」とは、工事の主体的部分をまとめて1人の者に下請負させる場合は勿論であるが、一部を下請負させる場合であってもその部分の施工について、工程の管理、調整等も行わず何ら実質的に関与していないような場合には、一括下請に該当すると解される。したがって、工事の全部又は大部分を細分化して下請負させる場合であっても、受注者が施工計画を総合的に企画し、工事全体の施工の確保をするため、工程管理、下請施工者間の調整、監督等を行う等、下請負部分の施工について実質的に関与している場合は、一括下請負に該当しないものと解する。

第7条関係

- 1 本条の通知請求は、この約款を用いる全ての建設工事において、契約上の権利として、発注者が請求できるものであることを規定したものである。
- 2 「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の名称等を含むものである。

第7条の3関係

- 1 受注者から施工体制台帳が提出された場合、監督員は、施工体制台帳に記載された「下請負人に関する事項」の「健康保険等の加入状況」を確認すること。
- 2 受注者が社会保険等未加入建設業者を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としていたことが確認された場合は、「建設工事における社会保険等未加入対策について」（平成31年1月18日付け北九技契制第1053号）により取扱うこと。

第8条関係

- 1 「その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利」には、著作権が含まれる。
- 2 「受注者がある存在を知らなかったとき」とは、発注者が受注者の知悉（受注者が第三者の権利の存在を知っていたこと）を立証したときに発注者の負担義務が免責される。

第9条関係

- 1 監督員を任命した場合は、契約締結の日から7日以内に受注者に対し、監督員選定（変更）通知書（第1号様式）を発するものとする。
- 2 第3項にいう「2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたとき」とは、同一の監督業務について2人以上の監督員を任命して権限を分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務内容を監督員選定（変更）通知書に明示すること。

- 3 監督員等の指示等は、第1条第5項に基づき書面により行うこととされているが、これは監督員の指示等が口頭でなされた場合におけるその有無、内容等について受注者との間における紛争を未然に防止しようとするものであるので、必ず指示票（第2号様式）等書面により行うこと。

第10条関係

- 1 第1項中の（ ）には、建設業法第26条第3項の「公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるもの」に該当する工事の場合には「専任の」という字句を入れること。

なお、「政令で定めるもの」については、建設業法施行令第27条参照のこと。

- 2 受注者において現場代理人等を定めた場合は、契約締結の日から7日以内に現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書（第3号様式）を監督所管課へ提出させるものとする。
- 3 第2項に定める「現場代理人の工事現場における常駐」及び第3項に定める「現場代理人について工事現場における常駐を要しないこと」に関する取扱い並びに「現場代理人の兼任を認める工事等」については、別途定める「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」により取扱うこと。

第11条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含むものである。

第12条関係

- 1 第1項中の「職務」とは、第10条第2項及び第3項の規定により、原則として受注者の一切の権限の行使のことであるが、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、現場代理人に対する措置請求の受理、同請求についての決定及びその通知、解除、受注者が個別に委任しないこととしたものは含まれない。

また「著しく不相当と認められる」ためには、客観性がなければならず、単に発注者が主観的に著しく不相当と認めても、本項の対象とはならない。たとえば、品行が悪いというようなことのみでは本項の対象となるものではないが、それが工事現場周辺に悪影響を及ぼし、ひいては工事の施工が有形無形の影響を受ける場合等には、本条の対象となる。

また、現場代理人が外国人等で日本語の能力に問題がある場合においては、通訳が常時同伴しており、いつでも発注者に対応できる体制が整っていれば格別、そうでない場合には職務の執行が著しく不相当であると認められる場合もある。

- 2 第2項において「工事の施工又は管理」には工事現場の運営、取締り、工事の具体的な施工等のすべてを包含するものと解するのが妥当である。単に工事目的物の良否に関するものばかりでなく、近隣に与える影響等をも併せて考慮されるべきである。

なお「著しく不相当と認められる」の判断に客観性が求められることは、現場代理人の場合と同様である。

- 3 第3項から第5項について、発注者又は受注者は、対応結果として、措置請求の内容について具体的にどのように対応したのかを通知することになるが、措置請求の内容が不適

切であるとして拒否することも可能である。

- 4 現場代理人又は監督員の職務の執行に関する紛争及び技術者等の工事の施工又は管理に関する紛争については、第57条に定めるあっせん又は調停の手続きに進む前に、本条に規定する措置請求の手続きを経なければならない。

第13条関係

- 1 本条に規定する検査は、設計図書で指定しなければ全て不要となるので、設計図書の作成に当たっては十分留意すること。
- 2 第1項中の「中等」は、下等のものの使用を禁じるという趣旨であって、上等のものを使用することは、工事目的物の全体の調和を破壊しない限りこれを拒むものではない。
- 3 第2項中の「確認」は、監督員及び受注者の現場事務の簡素合理化の要請と相まって、J I Sマーク、J A Sマーク、品質保証書等を確認することをいう。また同項中の「検査に直接要する費用」は、社会通念に従って定めるべきものであり、特殊な検査に要する費用、監督員の出張旅費、日当等は含まない。
- 4 第3項において、受注者から工事材料の検査を求められたときは、監督員は、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない、監督員が期間に応じないときには、受注者は第22条の規定により工期の延長を請求できる。しかしながら、検査を受けずに工事材料を使用することはできない。これは、工事材料についてはその品質が適性であったことを証明する方法が極めて乏しいことによるものである。

第14条関係

- 1 第1項及び第2項に関しては、設計図書で指定された工事材料又は工事に限られる。従って、発注者としては十分な配慮のもとに設計図書を作成すること。
- 2 第2項において、設計図書で監督員の立会いを義務付けられない工事については、立会いを求めることなく受注者の自主的な施工ができることとなる。このため、発注者は完成後外面から明視することができない工事については、必要に応じ設計図書で指定しておくこと。
また、第2項において、立ち会うべき工事を指定するほか、立ち会いを求めるべき具体的な方法等についても、設計図書で指定することができる。
- 3 第4項において、受注者が調合への立会い、施工への立会い又は見本検査を請求した場合において、監督員が立会い又は見本検査に応じないときには、受注者は第22条の規定により工期の延長を請求することができる。
- 4 第5項において、監督員が立会いや見本検査に応じない場合にも、受注者は見本又は工事写真等の記録を整備して工事を進めなければならないとするものではなく、工事材料の種類や施工段階によっては、監督員の立会いや見本検査を待っていたのでは、準備した工事材料が使えなくなったり、工程を止めておくために大きな費用がかかったりして、受注者に不利益が及ぶ可能性があるので、見本等を整備して工事を進めることができることとしている。
- 5 第6項中、「直接要する費用」は監督員の出張旅費等の間接的な経費は含まない。

第15条関係

- 1 第1項中、「規格又は性能」を設計図書において定めることとしているのは、中古品の建設機械等の場合には、単に規格を設計図書で定めても実際の稼働能力が的確に把握できないので、実際の性能を設計図書で定めようとするものである。

なお、貸与品の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を設計図書に明示すること。

- 2 第2項の趣旨は、発注者の検査・引渡しの段階で、設計図書の定めと異なっていること又は使用に適当でないことが判明した場合には、受注者から書面でその旨を通知させ、第5項及び第7項という明確な手続きを設けることによって、工期若しくは請負代金額の変更又は発注者による費用負担を確保し、受注者の立場を保護することにある。
- 3 第5項中、「…、又は理由を付した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。」は、支給材料又は貸与品の品質、規格又は性能等の実態が設計図書の定めと異なっている場合であってもその程度が軽微なとき、あるいは、発注者と受注者の間において見解の相違等がある場合には、その支給材料又は貸与品をそのまま受注者に使用させ、それによる責任は一切発注者が負担することが合理的である場合もあり、そのような場合を想定した規定である。

なお、第5項に掲げる措置をとる場合は、第7項の規定により、工期若しくは請負代金額の変更又は発注者による費用の負担が求められる。

- 4 第6項に掲げる措置をとる場合は、第7項の規定により、工期若しくは請負代金額の変更又は発注者による費用の負担が求められる。
- 5 第8項において、受注者が善良な管理者の注意を怠り、支給材料又は貸与品について損害を生じたときは、第10項の規定により損害賠償義務を受注者が負うこととなる。これに対して、受注者の故意過失によらない支給材料又は貸与品についての損害は、工事現場に搬入済みのものは、第30条の規定により、請負代金額の100分の1を超えるものは発注者の負担である。
- 6 第9項において、工事材料について加工、切断等によって生じた残材も本項の不要となった工事材料の概念に含まれるものであるが、発注者が特にそれらの返却を必要としない場合は、設計図書において返却を要しない旨を明記すること。
- 7 第10項において、「支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返却が不可能となったとき」とは、一般的には、支給材料の目的外の加工切断等、貸与品の破損等を想定しているが、その他、支給材料又は貸与品について善良な管理者の注意を怠り、火災、盗難等の損害を受けたとき等が想定される。

第16条関係

- 1 第1項中、「工事用地」とは、工事目的物が建設される場所そのものを意味し、「その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地」とは、設計図書において、発注者が提供すべきことを明示した工事用道路の用地、機械プラントの用地、労働者宿舎の用地等である。これらの用地については、設計図書について、発注者が特に提供することを定めるときにのみ確保義務が生ずるものである。

なお、他の条項で「工事現場」という用語が用いられているが、これは、工事用地よりも

やや広い概念であり、必ずしも発注者が確保した用地である必要はなく、受注者が工事の施工のために確保した土地等も含むものである。

また「確保する」とは、必ずしも土地の所有権を取得することだけに限らず、受注者の工事の施工を妨げる所有権以外の権利（地上権、地役権等の用地物権のほか、抵当権等の担保物件、用役借地権、漁業権、鉱業権等）を消滅させることも含む。また、このように権利を取得し又はこれを消滅させることのほか、物理的に障害物件等を除去することにも含まれる。

- 2 工事用地等の確保義務があり、その確保ができない場合は、発注者は、工事の全部又は一部の中止を命じなければならず、これによって、工期又は請負金額の変更、必要な費用の負担を行わなければならない。

なお、発注者が工事の中止を行わない場合でも、受注者は、工事の施工上必要とする日までに工事用地等が確保されなかったことにより、工期内に工事を完成することができなくなれば、第22条の規定により工期の延長を請求することができる。

- 3 「受注者が工事の施工上必要とする日」とは受注者の工事の進捗状況を勘案して現実に受注者が工事を施工するために必要な日をいう。
- 4 第3項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を発注者に返還することが含まれる。
- 5 第4項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。

第17条関係

- 1 第2項に規定する破壊検査は、「必要があると認められるとき」に限定されるが、これは、工事の施工が適正であるか否かの証明が施工部分を破壊しなければ確認し得ない場合に限る趣旨であり、ラジオアイソトープ等による検査など他の検査によることが技術的、経済的に可能であるときは、その方法によるべきことも考慮して規定している。

また本項の規定に基づいて、監督員が破壊検査を実施できるのは工事の施工部分であり、原則的には、出来形部分と解されるが、仮設等についても設計図書で指定している場合には含まれる。

- 2 第3項中、「相当の理由がある場合」とは、単に監督員が疑いを有するのみではなく、事実の認定につき客観的妥当性を必要とするので、特に留意する必要がある。
- 3 第4項中、「直接要する費用」は監督員の出張旅費等の間接的な経費は含まない。

第18条関係

- 1 第1項各号に定める請求を行う場合には監督員が判断できる資料等を添付させること。

なお、第1項中に定める請求を受けたときは、受注者の立場の保護を図るため、受注者の立会いの上事実確認を行い、調査の結果を受注者に書面により通知する。

- 2 第1項各号に掲げる事実が発見された場合において、当初の設計図書に従って工事を施工することが不適当と発注者が認めるときには、発注者は第20条第2項の規定により工事を中止させる場合もある。また、発見された事実が重大であるときには、「受注者が施工できないと認められるとき」に該当するので、第20条第1項の規定により工事を中止させなければならない。

- (1) 第4号の対象となる自然的な施工条件の例

工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、例えば一部に軟弱な地盤がある場合、転石がある場合、酸欠又は有毒ガスの噴出等がある場合

(2) 第4号の対象となる人為的な施工条件の例

予想し得なかった騒音規制、交通規制等、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害等

3 第3項において、受注者は調査期間中の調査結果とりまとめ中も発注者から中止命令がかからない限り工事を続行することになり、仮に、最終的に設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、その時まで受注者が施工した分について手戻り、改造が必要となれば、発注者がその費用を負担することとなるとともに、中止命令をかけた場合には、中止期間中の増加費用は発注者の負担となる。このため、調査終了から調査結果通知までの期間は、いたずらに長い期間とらないように注意すること。

4 第4項において「必要があると認められるとき」とは、発注者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきものである。

なお、必要があると認められるときであるのに、設計図書の変更又は訂正が行われない場合、あるいは、受注者が通知したにもかかわらず、発注者が調査をしない又は調査結果のとりまとめを行わない場合において、契約の履行が不可能となったときには、受注者は、第49条の規定により契約を解除することができることとなる。

5 第5項の「必要があると認められるとき」は「工期若しくは請負代金額を変更」のみに係るが、「必要があると認められるとき」か否かは発注者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきものである。したがって、設計図書の変更が行われても全く工期、請負代金額に影響を及ぼさないといった特殊な場合を除き、工期又は請負代金額の変更が行われなければならない。なお、工期又は請負代金額の変更とは、どちらか一方のみを変更すればよいとの意味ではなく、工期と請負代金額の双方又はその一方を変更すべきことを意味している。

第19条関係

1 設計図書の変更を行う場合は、所定の変更決裁手続きを終了後、直ちに受注者に対し、工事内容変更通知書（第4号様式）を送付すること。この場合、写1部を契約担当課に送付すること。

なお、応急的に変更指示をしなければならない場合は、監督所管課又は設計担当課において所定の決裁手続を経たうえ、書面により変更指示を行い、後日所定の変更手続を行うこと。

2 発注者は、設計変更に伴い、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に生じた損害を負担しなければならない場合があるので、計画、設計、施工の各段階で十分検討し、できるだけこのような事態の起こらないよう配慮すること。

第20条関係

1 工事の全部又は一部を中止する場合の工事中止通知書及び工事中止解除通知書の取扱いについては、「第19条関係」に同じ。

2 発注者は、工事の全部又は一部中止に伴い、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注

者に対し必要な費用を負担しなければならない場合があるので、計画、設計、施工の各段階で十分検討し、できるだけこのような事態の起こらないよう配慮すること。

- 3 工事の中止は、あくまでも「一時中止」であり、永久的な中止、すなわち工事の打切りは、本条の対象とするところではない。
- 4 第1項において、工事用地等の確保ができないため工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない場合とは、現実には受注者が工事を施工できないと認められるときをいう。
- 5 第3項の「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるための労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するため労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。

第22条関係

- 1 本条は請負代金額の変更を伴わない工期の変更（いわゆる無償延長）を認める趣旨の規定である。
- 2 延長変更を請求できる場合については、受注者の責めに帰すことができない事由が要件となっているが、これには、不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって発注者と受注者の双方の責めに帰することができないもの）や監督員の失火による火災等、発注者の帰責事由によるものも含まれる。

受注者がその責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成させることができないとして、本条の規定により工期の延長変更を請求した場合には、発注者は、受注者の申出が不当な場合を除き延長に応じなければならない。
- 3 受注者より工事期間延長申請書（第5号様式）の提出があったときは、監督所管課において所定の決裁手続を経たうえ、工事期間延長承認（不承認）通知書（第6号様式）により通知すること。

第23条関係

- 1 第1項中、発注者の「特別の理由」は、発注者の自由な意思によるものであり、必ずしもこれを明示しないと短縮請求ができないわけではない。
- 2 特殊な事案によっては、発注者の特別な理由により、本約款の各条項によって工期を延長する場合において、当該延長をすることが困難であり、かつ、当初の工期をも短縮しなければならない場合も予想される。このような場合には、第1項と第2項とを合わせて適用することにより解決すべきである。

第24条関係

- 1 第1項の「工期の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条、第23条第1項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。
- 2 第2項にいう「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材

料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第20条第3項においては、発注者が工事の施工の一時中止を通知した日、第43条第2項においては、受注者が工事施工の一時中止を通知した日とする。

第25条関係

- 1 第1項の「請負代金額の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第23条第2項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。
- 2 第2項にいう「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、発注者が工事の施工の一時中止を通知した日、第23条第2項においては、発注者が同条第1項の請求を行った日、第43条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。
- 3 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第15条第7項、第17条第1項、第19条、第20条第3項、第22条第2項、第23条第2項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。

第26条関係

- 1 本条の規定に基づく請負代金額の変更（以下「スライド」という。）の請求は、残工事の工期が2月以上ある場合に行うことができる。
なお、受注者からの請負代金額の変更申請書（第7号様式）の提出があったときは、監督所管課又は設計担当課へ回付するものとする。
- 2 第2項の「変動前残工事代金」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、第1項の請求があった日から起算して、14日以内に発注者が受注者と協議して定める日において、監督員に確認させるものとする。この場合において受注者の責めにより遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。
- 3 受注者と協議するためのスライド額は、次の式により算定するものとする。
$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 15 / 1000)]$$

S : スライド額
P1 : 請負代金額から出来形部分に相応する代金額を控除した額
P2 : 請求のあった日の設計単価を基礎として算出したP1に相応する額×（当初請負代金額／当初設計金額）
- 4 受注者から請負代金額の変更申請書の提出があった場合は、スライド額を算定し、協議書（第8号様式）により受注者に申し出ること。
- 5 受注者が協議書のスライド額を承諾したときは、承諾書（第9号様式）を提出させること。
- 6 第4項に規定する再スライドを行う場合には、上記を準用すること。
- 7 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある

原油価格の引上げのような特別な要因をいう。

第27条関係

臨機の措置に要した費用は、第4項中において「受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。」と規定しているが、これは、その措置が一般的な管理行為に属するものとして当然に受注者が負担しなければならないものなど請負代金額の範囲内において受注者が負担することが適当であると認められるものは受注者の負担とし、請負代金額の範囲内に含めて受注者が負担することが適当でない部分については発注者が負担するということである。

この場合における発注者の負担額の決定に当たっては、受注者のとった措置の内容、それに要した費用の額等を勘案して、発注者及び受注者が協議して定める。

第28条関係

受注者が第56条において付保を義務付けられてない保険等（以下「任意保険等」という。）を自主的にかけた場合は、発注者の負担額を定めるに当たって、任意保険等によっててん保された部分を損害の総額から控除しないこととしている。すなわち、発注者は、損害全額のうちの発注者の帰責割合（過失割合）に相応する額を負担し、受注者は、損害全額のうちの受注者の帰責割合（過失割合）に相応する額を負担しなければならない。保険金等は、受注者の帰責割合（過失割合）に相応する損害部分のみ損害保険会社等から受注者に対して支払われるべきであり、発注者は、発注者の帰責割合（過失割合）に相応する部分についても保険金の支払いを請求するよう受注者に求めることはできない。

第29条関係

- 1 第1項において、通常避けることが可能な第三者に与えた損害については、受注者が損害を賠償しなければならないという原則を規定し、損害の発生の原因が監督員の指示による等、発注者の責めに帰すべき事由による場合には、第1項後段で特則を設け、発注者の負担となることを規定している。
- 2 第2項において「通常避けることができない」というのは、発注者の設計する工事目的物が当然に損害の原因となるもの及び工事の施工が通常の技術的又は経済的尺度で判断して妥当な場合においても避け得ないものとして考えるべきであり、特殊な又は一般的でない施工方法をとれば避けることができる場合でも、その旨が設計図書等に指定されていない場合には、通常避けることができない場合に該当することになる。また、工事を施工する地域の特殊性に応じて、発注者が特にこれらの損害の防止のため特別の施工方法を考慮した場合においては、予定価格の積算においても配慮し、むしろその特別の施工方法等に従うことを設計図書で明らかにし、受注者に義務付けるべきであり、そのようにしてもなお防止し得ないものについて本項を適用すべきである。
- 3 第2項後段の規定は、受注者の善管注意義務違反によって通常避けることができない損害が拡大した場合には、その損害全体のうち善管注意義務違反によって拡大した部分については、受注者が負うことを明確にしたものである。

第30条関係

- 1 第1項中の「天災等」の定義は、第20条第1項を参照のこと。
- 2 第2項中に定める損害の確認については、原則として監督員若しくは監督所管の課長又は起工所管の課長が行い、特に重要なもの、判断の困難なもの等は、必要に応じて災害調査委員会を設置し、同委員会において決定するものとする。また、損害の確認に当たっては、その発生原因（出水位、雨量、風速又は土質等）を調査し、損害が受注者の善管注意義務を怠ったことに基づくものか否かを判定し、その確認を行う。

なお、損害額の算定に必要な資料（図面、数量等）を受注者に提出させるとともに被災額についても参考資料として提出させるものとする。

（1）出来形

その部分が施工されていたことを確認するため、施工中の写真、出来形を示す写真及び被災直後の状況を示す写真等が必要である。したがって、日常の施工管理を十分行うとともに被災のおそれのある箇所については、これらの確認ができる資料を整備しておくこと。

（2）工事材料

設計図書に検査を明記しているものは、材料検査簿等により数量、規格等を確認し、検査を指定していない材料については、工程の進捗状況を勘案し、写真、納入伝票等により確認すること。

（3）工事仮設物

設計図書において指定しているものについては、設計図書に基づき損害の実態を確認するものとする。また、工程表等を参考として仮設物が設置されていたことを示す写真及び被災直後の状況が確認できる写真が必要である。

- 3 第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額をいう。
- 4 1回の損害額が当初の請負代金額の5/1000の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0として取り扱うこと。
- 5 第4項の「当該損害の取片づけに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取り片づけに直接必要とする費用をいう。

第32条関係

第2項前段において、受注者が正当な理由なく立会いを拒否した場合には、受注者の立会いを得ずに当該期間内に検査を完了すること。

第33条関係

第3項において、遅延日数が約定期間の日数を超えた場合においては、約定期間は満了したものとみなされ、発注者は、請負代金額の支払いについて履行遅滞になり、第54条第2項の規定により遅延利息の支払義務を負うこととなる。

第34条関係

- 1 第1項において、発注者から部分使用の承諾を請求された場合に受注者がこれに応じることが否かは自由であり、また、承諾に当たって、使用方法、時期等に条件を付けることも可

能であるので注意すること。

また、部分使用に当たっては、部分使用申入書（第10号様式）により受注者に通知し、部分使用承諾書（第11号様式）の提出を求めること。

- 2 第3項に規定する損害は、使用部分そのものに生じたものに限られず、工事目的物の他の部分について生じた損害であっても、それが当該部分使用に起因して生じたものであれば、発注者が必要な費用の負担をしなければならない。

また、本項の損害賠償責任は、必ずしも、発注者の故意又は過失を要しない。発注者がいかに注意を払っていても、部分使用によって損害を及ぼした場合には、発注者は受注者に対して損害を賠償しなければならない。

第35条関係

- 1 受注者は、前払金又は中間前払金の支払いを請求しようとするときは、前払金交付願（第17号様式）又は中間前払金交付願（第18号様式）に必要な書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を添付して、起工担当課（支出担当課）に請求しなければならない。
- 2 第4項は、受注者が中間前払金の支払いを請求するためには、あらかじめ、工事監督課の中間前金払に関する認定を受けなければならないことを規定している。受注者は、認定請求書（第19号様式）及び「中間前金払における認定方法について」（平成29年3月27日技術監理局長通知）で指示する書類を工事監督課に提出して、認定を受けなければならない。

工事監督課は、認定請求書を受け付けた日から原則として7日以内に調査を行い、当該結果を認定調書（第20号様式）により通知しなければならない。

第36条関係

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下回らないよう注意すること。

第38条関係

- 1 本条において「製造工場等にある工場製品」とは、橋梁の上部構造、ダムのゲート等のように工場において製造する特殊な製品がある場合を想定したものである。
- 2 第6項の算式中「（前払金額＋中間前払金額）／請負代金額」については、「（前払金額＋中間前払金額）÷請負代金額」で算出した数字の小数点以下第3位を切り上げて計算すること。

第39条関係

第2項の算式中「（前払金額＋中間前払金額）／請負代金額」については、「（前払金額＋中間前払金額）÷請負代金額」で算出した数字の小数点以下第3位を切り上げて計算すること。

第41条関係

- 1 第1項は、受注者は、契約直後にまとめて請負代金額の全体の一定割合の前払金及び中間前払金を請求することはできず、各会計年度毎に、その年度の出来高予定額の一定割合の前払金及び中間前払金を請求しうるとどまることを規定している。（債務負担行為工事における前払金の原則）

また、契約を締結した年度は、予算成立後に契約は締結されるために予算執行上の問題はないが、翌年度以降は、会計年度当初に予算が成立していない場合もありうるので、予算の執行が可能な時期以降にのみ前払金及び中間前払金の請求ができることとしている。

- 2 第2項は、契約会計年度（初年度）と翌会計年度（2年度）について第1項の特則を置き、初年度には前払金及び中間前払金を請求できず、翌会計年度（2年度）に初年度分と翌年度分をあわせて請求できることとしている。そして、翌々年度以降（3年度以降）については、第2項の特則が適用されないので、第1項の規定にしたがって、各会計年度毎の出来高予定額の一定割合の前払金及び中間前払金を請求できることとなる。

本項は、ゼロ国債等のように、初年度の支払限度額が全く無い債務負担行為を対象にしているものであり、本項を適用するためには、設計図書に契約締結年度には前払金及び中間前払金の支払いを行わない旨を定めなければならない。

また、第2項は、契約会計年度分の前払金及び中間前払金を翌会計年度にあわせて支払う旨の第1項の特則であるので、第4項及び第5項と矛盾する点はなく、第4項及び第5項は、第2項が適用される場合にも、そのまま適用される。例えば、翌会計年度当初において、契約会計年度末における請負代金相当額が契約会計年度の出来高予定額に達していない場合には、第4項及び第5項の規定が適用され、受注者は、請負代金相当額が契約会計年度までの出来高予定額に達するまでの翌会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

- 3 第3項は、初年度と翌年度について第1項の特則を置き、初年度に支払うべき前払金及び中間前払金の額に翌年度に払うべき前払金及び中間前払金の額を加えた額を初年度に前払金として請求することができることとしている。そして、翌々年度目以降（3年度以降）については、第3項の特則が適用されないので、第1項の規定にしたがって、各会計年度毎の出来高予定額の一定割合の前払金及び中間前払金を請求できることとなる。

本項は、ゼロ国債等の場合とは逆に、初年度の出来高予定額が極めて少額であるにもかかわらず、初年度に出来高予定額を相当程度上回る支払限度額が設定される場合を対象にしているものであり、本項を適用するためには、設計図書に契約締結年度に翌会計年度の前払金及び中間前払金を含めて支払いを行う旨を定めなければならない。

また、第3項は、翌会計年度分（2年度）の前払金及び中間前払金を契約会計年度（初年度）に前倒しして支払う旨の第1項の特則であるので、翌会計年度については、そもそも前払金及び中間前払金が契約会計年度に支払われてしまっているため第4項及び第5項の適用はありえないが、翌々年度以降（3年度以降）については第4項及び第5項と矛盾する点はなく、第4項及び第5項は、第3項が適用される場合にも、そのまま適用される。たとえば、翌々会計年度当初（3年度当初）において、翌会計年度末（2年度末）における請負代金相当額が翌契約会計年度（2年度）の出来高予定額に達していない場合には、第4項及び第5項の規定が適用され、受注者は、請負代金相当額が翌会計年度（2年度）までの出来高

予定額に達するまで翌々会計年度（３年度）の前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

- 4 第４項は、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、受注者は、実施工高が前会計年度までの出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の支払いを請求することができないこととしている。そして、この場合には、受注者は、請負代金相当額が出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長しなければならない。さらに、受注者が保証事業会社への保証期限延長の請求を行うこととなる。

第42条関係

- 1 第１項は、会計年度末における出来高累計額が、出来高予定累計額を超過したときの出来高超過に対する部分払の請求権を規定している。

債務負担行為に基づく契約では、各会計年度ごとに出来高予定額を定めているので、会計年度末における受注者が施工した出来高の累計額が出来高予定額累計額を超過することもあると考えられる。そのため、出来高を超過して施工された場合には、受注者は次年度当初にその出来高超過額部分について、それに見合う部分払を請求することができることとしている。これは、受注者の資金的負担を早急に軽減するための特別の措置である。
- 2 第３項の算式中「（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額」については、「（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）÷当該会計年度の出来高予定額」で算出した数字の小数点以下第３位を切り上げて計算すること。
- 3 本条に基づく部分払の場合には、技術監理局検査課所管の「完成（一部完成・出来形・中間）届」の「今回支出額」欄に記載する金額の算出基礎とするため、部分払金額算出表（第16号様式）を添付すること。
- 4 「公共工事の前金払及び部分払に関する取扱要綱（昭和44年3月31日市長決裁）」第４条第３項に該当する場合で、かつ、契約会計年度（初年度）に前払金及び中間前払金を支出した場合、翌会計年度（２年度）に部分払を行う時は、第３項の算式中「前会計年度までの支払金額」、「前年度までの出来高予定額」及び「出来高超過額」とあるのは「０」とし、「（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）」とあるのは「当該会計年度までの前払金額及び中間前払金額」、「当該会計年度の出来高予定額」とあるのは「当該会計年度までの出来高予定額」と読み替え、これらの規定を準用する。

第45条関係

第１項において発注者が契約を解除することができるのは、「工事が完成するまでの間」すなわち、契約の成立後で工事の完成前に限られる。このため、受注者が工事を完成したが、工事目的物の引渡しはまだ行われていないときに、解除することはできない。

第46条及び第47条関係

- 1 契約担当課長は、第１項の規定により契約を解除する場合は、受注者に対し、工事請負契約解除通知書（第14号様式）により契約の解除を行うこと。この場合において、受注者

に対する解除通知書は、配達証明付内容証明郵便によること。また、受注者の住所等を確認することができない場合における当該通知書の送達については、公示送達の方法等を検討のうえ処理すること。

- 2 契約を解除しようとする工事について前払金をしているときは、前払金の保証人である保証事業会社に対し、あらかじめその旨を予告し、契約解除の時点で解除を行った旨を第15号様式により通知すること。
- 3 契約を解除する場合、契約担当課長は、受注者の施工に係る出来形部分及び当該出来形部分に対する代金額の確認については、受注者を工事現場に立ち会わせたうえ、確認すること。なお、受注者と連絡がとれない等、受注者を立ち会わせることが困難な場合は、この限りでない。

第47条の2 関係

契約を解除する場合の取扱いについては、「第46条及び第47条関係」に準ずる。

第47条の3 関係

契約を解除する場合の取扱いについては、「第46条及び第47条関係」に準ずる。

第52条関係

- 1 第6項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を発注者に返還することが含まれる。
- 2 第7項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。

第53条関係

- 1 受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成できないときは、履行遅滞に係る損害金の支払いを受注者に請求することとなるが、完成（出来形）届に記載された期間のみでは、その理由が受注者の責めに帰すべきものであるのか又は天候の不良、物不足等受注者の責めに帰することができないものであるかが書面上明確でないので、損害金支払請求の判断資料として工事期間遅延理由書（第12号様式）を添付すること。
- 2 損害金支払請求の基礎となる残工事代金額（請負代金額から出来形部分に相応する請負代金相当額を控除した額）は、工期末に受注者立会いのうえ、契約工期末現在出来形確認書（第13号様式）により確認し、当該損害金支払請求額を算定すること。なお、当該確認書は、完成（出来形）届に添付すること。
- 3 検査期間は、遅延日数に参入しないこと。
- 4 工期内に工事が完成し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（以下「契約書等」という。）に記載し、又は記録したの工事完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

第55条関係

契約不適合責任期間は2年とし、契約書等に記入する。ただし、設備機器本体（メーカーから購入し備え付けるもの等）、室内の仕上げ、装飾、家具、植栽等については1年とする。

※注：「契約保証の種類と手続き」（第 4 条関係）、様式 省略

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第2項及び第3項に規定する「現場代理人の常駐義務の緩和」に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(工事現場に常駐を要しない期間)

第2条 約款第10条第2項中の「工事現場に常駐し」とは、当該工事の作業期間中特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものである。

2 約款第10条第3項について、少なくとも次の各号のいずれかに該当する場合には、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこと。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(兼任を認める対象工事)

第3条 次に掲げる条件をすべて満たす工事は、合計で2件までの工事の現場代理人を兼任することができるものとする。ただし、発注者が工事の内容及び特殊性、安全管理上等の理由により兼任を認めることが適当でないと判断した場合は、兼任を認めない。

- (1) 本市（上下水道局、交通局、公営競技局含む）の発注工事で、工事現場がいずれも市内及び本市に隣接する市町村の区域内にあること。
- (2) 兼任する工事のいずれも請負金額が4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）であること。

(兼任を認める条件)

第4条 前条に定める工事において、次に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼任を認めるものとする。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること。
- (2) 必ずいずれかの工事現場に常駐していること。

(兼任を認める対象工事の明示の手続き)

第5条 第3条の兼任を認める対象工事を適用する場合には、次の手続きを経て入札公告又は指名通知書に対象工事であることを記載すること。

- (1) 設計担当課は、工事の内容及び特殊性、安全管理上等を考慮し、工事監督課と十分協議したうえで、兼任を認めることが適当であるかどうかを判断する。当該判断を踏まえて、起工担当課は、起工伺の特記事項欄に現場代理人の兼任対象工事であるか否かを明記し、契約担当課へ提出する。
- (2) 契約担当課は、提出された起工伺の特記事項欄を確認し、現場代理人の兼任対象工事である場合、兼任を認める対象工事であることを入札公告又は指名通知書に記載するための手続きを行う。

(兼任の手続き)

第6条 現場代理人の兼任を希望する場合は、次のとおり手続きを行うこと。

- (1) 現在施工中の工事と新規に落札した工事の兼任を希望する場合
 - ア 受注者は、現在施工中の工事の監督課に、「現場代理人の兼任申請書（兼承認書）【様式1】」及び「新規に落札した工事の契約書の写し」を提出する。
 - イ 受注者は、現在施工中の工事の監督課の承認を得たうえで、新規に落札した工事の監督課に「現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書」及び【様式1】の写しを提出する。
- (2) 同時期に落札した二つの新規工事で兼任を希望する場合
 - ア 受注者は、落札した二つの新規工事の監督課に、「新規工事の現場代理人の兼任申請書（兼承認書）【様式2】」及び「落札した他方の契約書の写し」を提出する。
 - イ 受注者は、落札した二つの新規工事の監督課の承認を得たうえで、各工事の監督課に「現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書」及び「落札した他方の【様式2】」の写しを提出する。
- (3) 工事監督課は、【様式1】及び【様式2】の承認にあたって、適正な審査及び受注者との調整を十分に行い、承認書を通知すること。
- (4) 手続きは、契約締結の日から7日以内に行うこと。

附則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月15日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。ただし、現在施工中の工事については、条件等に該当していれば施行期日以前でも適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成28年6月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和５年１月１日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和７年２月１日から施行する。

【様式1】

現場代理人の兼任申請書(兼承認書)

北九州市長 様

平成 年 月 日

(受注者)

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

北九州市発注の下記工事に係る現場代理人を兼任配置したいので申請します。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

現場代理人氏名		連絡先	

工事1 (現在 施工中 の工事)	工事番号	
	工事名	
	工事場所	
	工期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
	請負金額(税込み)	
	工事監督課	
	監督員	
工事2 (兼任 する 工事)	工事番号	
	工事名	
	工事場所	
	工期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
	請負金額(税込み)	

平成 年 月 日付けで申請のあった現場代理人の兼任について

☐ 承認する

☐ 不承認とする 理由

平成 年 月 日

北九州市長 ○ ○ ○ ○

【様式2】

新規工事の現場代理人の兼任申請書(兼承認書)

平成 年 月 日

北九州市長 様

(受注者)

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

北九州市発注の下記工事に係る現場代理人を兼任配置したいので申請します。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

現場代理人氏名		連絡先	

新規工事 【1】	工事番号	
	工事名	
	工事場所	
	工期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
	請負金額(税込み)	
	工事監督課	
	監督員	
新規工事 【2】	工事番号	
	工事名	
	工事場所	
	工期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
	請負金額(税込み)	
	工事監督課	
	監督員	

平成 年 月 日付けで申請のあった現場代理人の兼任について

☐ 承認する

☐ 不承認とする 理由

平成 年 月 日

北九州市長 ○ ○ ○ ○

【様式3】

現場代理人の工事現場兼任緩和に関する意見書

令和 年 月 日 契約担当課長あて 設計担当課長	
工事名	
工事場所	
上記工事における工事現場代理人兼任については下記のとおり意見いたします。 可 不可 とする。 可又は不可のいずれかを○印で囲む	
不可の場合の理由	
備考	

北九州市工事請負契約約款第 25 条（スライド条項）の減額となる場合の運用について（通知）

平成12年2月10日
北九契管第243号
契約室長から関係局・
区・室長、各建設事務
所長あて

北九州市工事請負契約約款第 25 条（スライド条項）の減額となる場合の運用については、下記により運用することとしたので通知します。

貴局等関係各課及び外郭団体にも周知をお願いします。

記

1 適用対象工事

- (1) 請負契約締結の日（又は直前のスライド変更のための基準日）から 12 月を経過した工事であること。
- (2) 基準日（出来形を確認する日であり、賃金水準、物価水準変動後単価の基準となる日）以降の残工期が 2 月以上あること。
- (3) 物価変動後の市の積算を基に計算した請負代金額が、1,000 分の 30 以上変化していると予想されること。
- (4) 物価変動後の積算額が、請負代金額以下となっていること。

2 スライド額の算定

- (1) 賃金又は物価の変動により請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労働単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。
- (2) 適用対象工事に該当し、交渉の結果 1,000 分の 15 以上のスライド額となる場合は、1,000 分の 15 を超える額をスライド額とすること。
- (3) 請負者と協議するためのスライド額は、「北九州市工事請負契約約款第 25 条（スライド条項）減額となる場合の運用手順」 5（1）により算出すること。

3 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、部分払をするときと同様に、基準日における設計図書に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 変更契約を行っていないが、先行指示されている設計量についても、スライドの対象と

する。

(3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。

4 変更契約の手続

通常の契約変更の手続によって行うこと。

5 運用開始日

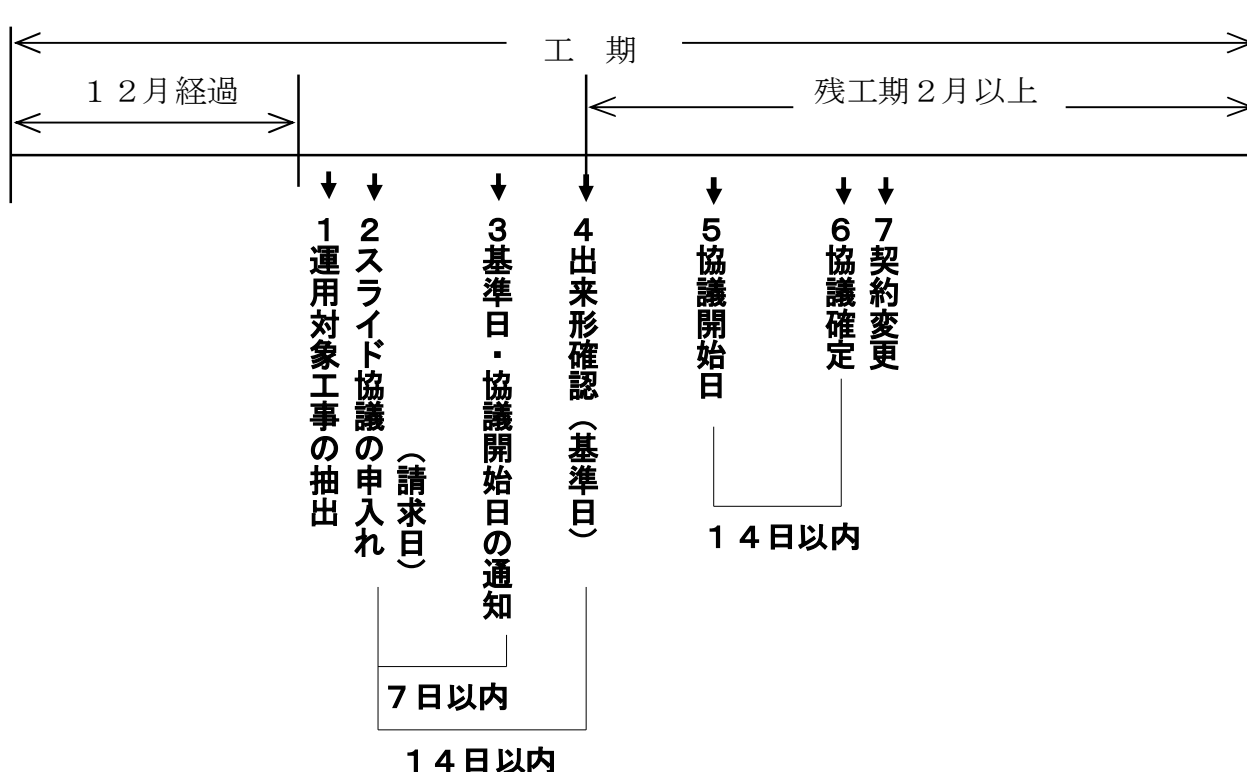
平成 12 年 2 月 1 日現在、契約締結日から 12 月を経過している工事から適用する。

6 添付書類

(1) 北九州市工事請負契約約款第 25 条（スライド条項）減額となる場合の運用手順

(2) この通知の運用に必要な様式（様式－①～⑥）

北九州市工事請負契約約款第 25 条（スライド条項）減額となる場合の運用手順



1 運用対象工事の抽出

設計担当課は、運用対象工事を抽出し、起工担当課及び工事監督課に連絡すること。

(1) 契約締結日（又は直前のスライド基準日）から **12 月を経過した時点**で、賃金水準、物価水準が下落していると想定される場合に、各工事が対象となるか試算する。

(2) 適用対象工事の要件

ア 基準日以降の残工期が **2 月以上**あること。

イ 当初積算額から、当初契約数量による変動後積算額を差し引いた差が、当初積算額の **30/1,000** 以上となっていること。

ウ 当初契約数量による変動後積算額が、契約金額以下となっていること。

2 スライド協議の申入れ

工事監督課は、1 において適用対象工事とされた後、速やかに、設計担当課と協議して請負者にスライド協議を申し入れること（様式－①）。以下、請負者との協議は、工事監督課が窓口となり行うこと。

(1) 希望する**基準日**（賃金水準、物価水準変動後単価の基準となる日。この申入れの日から **14 日以内**の日を設定すること。）及び**協議開始日**を明記し、スライド協議を請求する。

（以下、このスライド協議を申し入れた日を、「**請求日**」という。）

(2) 基準日及び協議開始日についての請負者からの回答（様式－②）は、**請求日から 4 日以内**に提出させること。

3 基準日及び協議開始日の通知（請求日から**7日以内**に行うこと。）

請負者からの回答（様式－②）を受付後、様式－③により基準日及び協議開始日を通知する。

4 出来形確認（3で通知した基準日に行うこと。：請求日から**14日以内**）

出来形数量、残工事量を確認（様式－④）。

5 スライド額の協議開始（3で通知した協議開始日）

下記によりスライド額を算出し、請負者と協議すること（様式－⑤）。

- (1) 基準日に確認した残工事量を基に、スライド額（変動前後の残工事代金額の差額のうち、変動前残工事代金額の15／1,000を超える額）を積算する。

スライド額は、次の式により算出すること。

$$S = [P2 - P1 + (P1 \times 15 / 1,000)] \quad (\text{ただし、} P1 > P2)$$

この式において、**S**、**P1**及び**P2**は、それぞれ次の額を表すものとする。

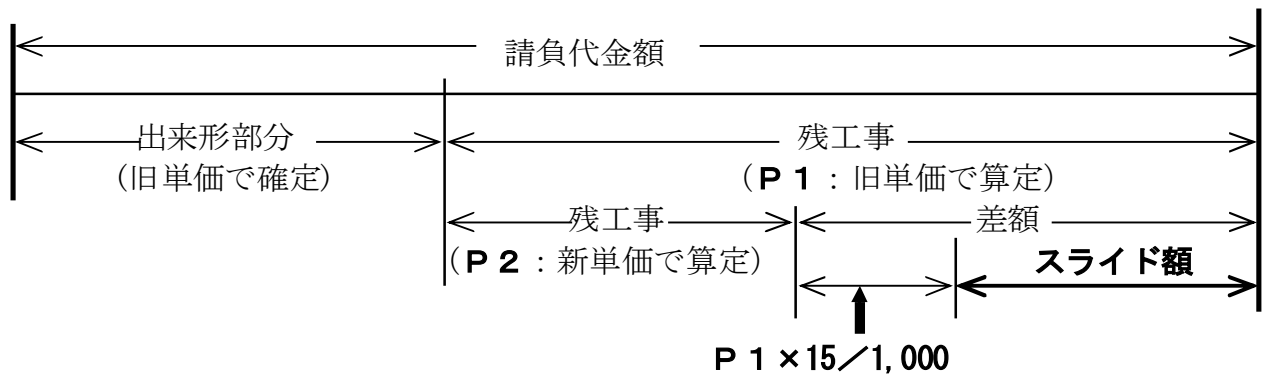
S : スライド額

P1 : 請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額

P2 : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した**P1**に相当する額

（ $P = \alpha \times Z$ 、 α : 請負比率、**Z** : 積算額）

- (2) 変動後の積算額が、契約金額より少額であることを確認する。



6 スライド額の協議確定（5のスライド額の協議開始日から**14日以内**）

協議が整えば（様式－⑥）、工事監督課は起工担当課に契約変更を指示すること。

協議が整わない場合にあつては、市が定め、請負者に通知する。

7 契約変更（スライド額の協議確定以降、適宜行うものとするが、精算変更時に行うことができる。）

議会の議決を要する工事（変更後の契約金額が5億円以上の工事）については、技術監理局と協議の上で措置すること。

(様式－①)

北九 第 号
平成 年 月 日

請負者 住 所
商号又は名称
代 表 者

北九州市長

賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更請求について（協議）

平成 年 月 日付けで請負契約を締結した下記の工事について、賃金又は物価の変動に伴い、請負金額を変更したいので、北九州市工事請負契約約款第25条第1項の規定に基づき請求します。

ついては、基準日（出来形を確認する日であり、賃金水準、物価水準変動後単価の基準となる日。）及び変更金額の協議開始日を、下記のとおり設定したいので、協議します。

記

1 工 事 名				
2 工 期	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日まで
3 請 負 金 額	¥			
4 希 望 基 準 日	平成	年	月	日
5 希望協議開始日	平成	年	月	日

(様式－②)

平成 年 月 日

北九州市長 様

請負者 住 所
商号又は名称
代 表 者

賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更請求について（回答）

平成 年 月 日付けで協議のあった、下記の工事における北九州市工事請負契約約款第25条第1項の適用並びに基準日及び協議開始日の設定については異存ありません。

記

1 工 事 名				
2 工 期	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで		
3 請 負 金 額	¥			
4 基 準 日	平成 年 月 日			
5 協 議 開 始 日	平成 年 月 日			

(様式－③)

北九 第 号
平成 年 月 日

請負者 住 所
商号又は名称
代 表 者

北九州市長

**賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更請求に伴う基準日及び協議開始日
について（通知）**

平成 年 月 日付けで請負契約を締結した下記の工事について、基準日及び協議開始日を、下記のとおり設定したので通知します。

記

1 工 事 名					
2 工 期	平成	年	月	日から	
	平成	年	月	日まで	
3 請 負 金 額	¥				
4 基 準 日	平成	年	月	日	
5 協 議 開 始 日	平成	年	月	日	

(様式－④)

工事量確認書

工 期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

基 準 日 平 成 年 月 日

残 工 事 量 別紙「 」のとおり

残工事量確認日 平成 年 月 日

上記の通り確認する。

平成 年 月 日

残工事量確認者 甲 監 督 員 印

乙 現場代理人 印

(様式－⑤)

北九 第 号
平成 年 月 日

請負者 住 所
商号又は名称
代 表 者

北九州市長

**賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更に伴う、北九州市工事請負契約約
款第25条第2項の適用に必要な残工事代金額について（協議）**

平成 年 月 日付けで請負契約を締結した下記の工事については、基準日にお
いて残工事量の確認をしたところですが、下記のとおり残工事代金額を積算したので、北
九州市工事請負契約約款第25条第3項の規定に基づき協議します。

記

- 1 工 事 名 _____
- 2 変動前残工事代金額（P 1） ¥ _____
- 3 変動後残工事代金額（P 2） ¥ _____
- 4 スライド変更金額（S） ¥ _____

（ P 1：請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額
P 2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P 1 に相当する額
S = [P 2 - P 1 + (P 1 × 15 / 1,000)] （ただし、P 1 > P 2）

(様式－⑥)

平成 年 月 日

北九州市長 様

請負者 住 所
商号又は名称
代 表 者

**賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更に伴う、北九州市工事請負契約約
款第25条第2項の適用に必要な残工事代金額について（回答）**

平成 年 月 日付けで協議のあった、標記の件については、下記のとおり異存
ありません。

記

1	工 事 名	_____
2	変動前残工事代金額（P 1）	¥ _____
3	変動後残工事代金額（P 2）	¥ _____
4	スライド変更金額（S）	¥ _____

委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 _____
- 2 業 務 委 託 料 ¥ _____
 [うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
 ¥]
- 3 履 行 期 間 令和 年 月 日 か ら
 令和 年 月 日 ま で

- 4 契 約 保 証 金 _____
- 5 契 約 不 適 合 責 任 期 間 _____ ※注
- 6 前 払 金 _____

上記の委託業務について、発注者北九州市と受注者とは、別紙の北九州設計業務等委託契約約款により委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 北九州市 代表者 北九州市長 印

受 注 者 住 所
 商号又は名称
代 表 者 _____ 印

※ 故意又は重大な過失による場合は、契約不適合を知った日から5年を経過する日又は引渡しを受けた日から10年を経過する日のいずれか早い日まで。

委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 _____
- 2 業 務 委 託 料 ¥ _____
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
 ¥ _____
- 3 履 行 期 間 令和 年 月 日 か ら
 令和 年 月 日 ま で

- 4 契 約 保 証 金 _____
- 5 契 約 不 適 合 責 任 期 間 _____ ※注
- 6 前 払 金 _____

上記の委託業務について、発注者北九州市と受注者とは、別紙の北九州設計業務等委託契約約款により委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

本契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意のうえ電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

発 注 者 北九州市 代表者 北九州市長

受 注 者 住 所
 商号又は名称
代 表 者 _____

※ 故意又は重大な過失による場合は、契約不適合を知った日から 5 年を経過する日又は引渡しを受けた日から 10 年を経過する日のいずれか早い日まで。

第 回委託変更契約書

令和 年 月 日締結した _____
契約（ _____ 締結の第 回委託変更契約までを含む。以下「原契約」という。）において約定した事項の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

変更する事項	変 更 す る 内 容
業務委託料	原契約で定めた金額を ¥ _____ 増（減）する。 〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____〕
履 行 期 間	「 _____ から _____ まで」とする。
契約保証金	
施 工 内 容	別添変更設計書のとおり

上記変更契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 北九州市 代表者 北九州市長 _____ 印

受 注 者 住 所 _____
商号又は名称 _____
代 表 者 _____ 印

第 回委託変更契約書

令和 年 月 日締結した_____
契約（ 締結の第 回委託変更契約までを含む。以下「原契約」という。）において約定した事項の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

変更する事項	変 更 す る 内 容
業務委託料	原契約で定めた金額を ￥_____増（減）する。 〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥_____〕
履 行 期 間	「 _____ から _____ まで」とする。
契約保証金	
施 工 内 容	別添変更設計書のとおり

上記変更契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意のうえ電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

発 注 者 北九州市 代表者 北九州市長

受 注 者 住 所
商号又は名称
代 表 者 _____

(令和6年2月1日施行)

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（以下「契約書等」という。）を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書等記載又は記録の業務（以下「業務」という。）を契約書等記載又は記録の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第52条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはな

らない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（著作権の譲渡等）

- 第6条 受注者は、成果物（第40条第1項の規定により準用される第35条に規定する指定部分に係る成果物及び第40条第2項の規定により準用される第35条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条から第9条までにおいて同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下本条から第9条において「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（著作者人格権の制限）

- 第7条 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
 - (2) 発注者が、成果物の利用目的の実現のために必要な範囲で、成果物を自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
 - (3) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本件建築物を増築し、改築し、修正若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
 - (2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- 3 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(受注者の利用)

第8条 受注者は、発注者が承諾した場合には、成果物を複製し、又は、翻案することができる。

(著作権の侵害の防止)

第9条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

- 2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括再委託等の禁止)

第10条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第11条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第11条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

- 2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第11条の3 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠

の実施を無償で承諾するものとする。

- 2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

[注] 前2条は、設計業務を委託する場合に、当該業務の内容に応じて、選択的に適用する。

(監督員)

- 第12条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 監督員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督
 - 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
 - 4 第1項の規定により、発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

- 第13条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第17条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

- 第14条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第15条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第16条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第17条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第10条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第18条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第19条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第20条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責め

に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第21条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第22条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第24条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第23条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（第33条において「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

- 第24条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
 - 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

- 第25条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第26条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第27条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第28条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第26条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の

請求を受けた日とする。) から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

- 第29条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

- 第30条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

- 第31条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第33条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第32条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除

く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第33条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、試験等に従事する業務の出来形部分(以下この条及び第51条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりて補填された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

- 5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よりも少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第34条 発注者は、第11条、第20条から第24条まで、第26条、第27条、第30条、第

31条、第33条、第37条又は第41条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第35条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に届出なければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による届出を受けたときは、届出を受けた日から10日以内に受注者の立会いの下、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を読み替えて準用する。

(業務委託料の支払い)

第36条 受注者は、前条第2項（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第37条 発注者は、第35条第3項若しくは第4項又は第40条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害

を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第38条 受注者は、契約書等記載又は記録の前払金の支払いを請求する場合においては、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と、契約書等記載又は記録の履行期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して請求しなければならない。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第39条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分引渡し)

第40条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下本条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第35条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第36条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第35条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第36条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項において準用する第36条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前2項において準用する第36条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）

(債務負担行為に係る契約の特例)

第40条の2 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特例)

第40条の3 債務負担行為に係る契約の前金払については、第38条中「契約書等記載又は記録の履行期限」とあるのは「契約書等記載又は記録の履行期限(最終の会計年度以外の会計年度にあたっては、各会計年度末)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第38条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することはできない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第38条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第38条第1項の規定にかかわらず、受注者は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第38条第4項の規定を準用するものとする。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第41条 受注者は、発注者が第38条又は第40条第1項若しくは第2項において準用する第36条第2項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認め

られるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第42条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第43条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又から第45条の3まで又は第52条第3項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直

ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 第47条又は第48条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(暴力団関与の場合の解除権)

第45条の2 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店、営業所又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (7) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 受注者が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(第7号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約

の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (9) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

2 前条第1項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(談合その他の不正行為の場合の解除権)

第45条の3 発注者は、受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員を含む。第52条の3において同じ。）又は受注者の使用人（支配人及び支店又は営業所の代表者（支配人であるものを除く。）をいう。第52条の3において同じ。）がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。）第3条、第6条又は第19条の規定に違反したことに對する同法第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (3) 独占禁止法第77条の規定による審決取消しの訴えにつき、請求が棄却され又は却下されて判決が確定したとき。

2 第45条第1項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第46条 第44条から第45条の3までの各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前4条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第47条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第22条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第23条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 第47条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第50条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第40条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第40条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第51条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第38条の規定による前払金があったときは、受注者は、第44条から第45条の3まで又は第52条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第40条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第43条、第47条又は第48条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第38条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第40条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第44条から第45条の3まで又は第52条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第43条、第47条又は第48条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第40条に規定する部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第10条第3項

の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 5 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等

この契約の解除が第44条から第45条の3まで又は第52条第3項によるときは受注者が負担し、第43条、第47条又は第48条によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等

受注者が負担する。

- 6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。

- 7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条から第45条の3まで又は第52条第3項によるときは発注者が定め、第42条、第46条又は第47条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第52条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第44条又は第45条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第44条又は第45条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律

第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額とする。

6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（暴力団関与の場合の損害賠償請求等）

第52条の2 発注者は、受注者が第45条の2の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

2 受注者が第45条の2の規定により、成果物の引渡し前にこの契約が解除されたときは、前項の損害賠償に代えて、発注者は業務委託料の10分の2に相当する額を違約金として請求することができる。

（談合等に伴う損害賠償）

第52条の3 受注者は、受注者又は受注者の使用人がこの契約に関し第45条の3各号のいずれかに該当したときは、同条の規定による契約の解除の有無又は業務の完了の有無にかかわらず、発注者に対する損害賠償として業務委託料の10分の1に相当する額を支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償の額を超える場合においては、当該超過分について発注者が受注者に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。

4 第52条第6項の規定は、第1項の賠償金（第45条の3の規定による契約の解除があった場合に限る。）について準用する。

（受注者の損害賠償請求等）

第53条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第47条又は第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第36条第2項（第40条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第54条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第35条第3項又は第4項（第40条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から契約書等記載又は記録の契約不適合責任期間内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者が契約不適合責任期間の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（保険）

第55条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（違約金等の徴収方法）

第56条 発注者は、この契約に関して受注者から徴収することができる違約金等があるときは、受注者に対して支払うべき業務委託料から控除し、なお不足額があるときは、これを追徴する

ことができる。

(関係法令の遵守)

第57条 受注者は、この契約の履行に当たり、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係法令を遵守するものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第58条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第59条 この約款に定めのない事項については、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）によるものとし、契約規則に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

北九州市設計業務等委託契約約款の運用

(最終改正 令和 6 年 2 月 1 日)

対象業務関係

設計業務等委託契約約款は、工事に係る設計、測量及び調査業務等（軽微な工事の執行要領の対象となる予定価格 100 万円以下のものを除く。）を対象とする。

第 1 条関係

- 1 第 4 項において、施工方法等についてその責任の所在を明らかにするため、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定めることとしているので、設計図書における特別の定めについては、業務内容を十分検討し、慎重に措置すること。
- 2 契約締結後に施工方法等の選択について発注者が注文をつける必要が生じた場合は、約款第 2 2 条の手続きに従って設計図書等を変更して、必要な施工方法の指定をしなければならない。
- 3 第 6 項から第 11 項までは、W T O ・政府調達に関する協定の発効に伴い、外国企業が受注者となった場合を想定して設けている規定である。

第 2 条関係

第 1 項において、この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、必ず書面で行うこと。

第 3 条関係

- 1 第 1 項に定める業務工程表は、原則として監督員が行う業務工程の管理等に支障をきたさない程度の内容を示すバーチャート（棒線工程表）とする。
- 2 業務工程表は原則として 3 部提出させること。
- 3 「業務工程表の提出」があったときは、監督所管課において所定の手続終了後、受注者から提出された工程表のすべてに受付印（文書受付印を使用）を押印して、1 部を受注者に交付する。
- 4 第 3 項において、受注者から契約変更に係る変更後の工程表を提出させるときは、変更契約の締結までに提出させること。

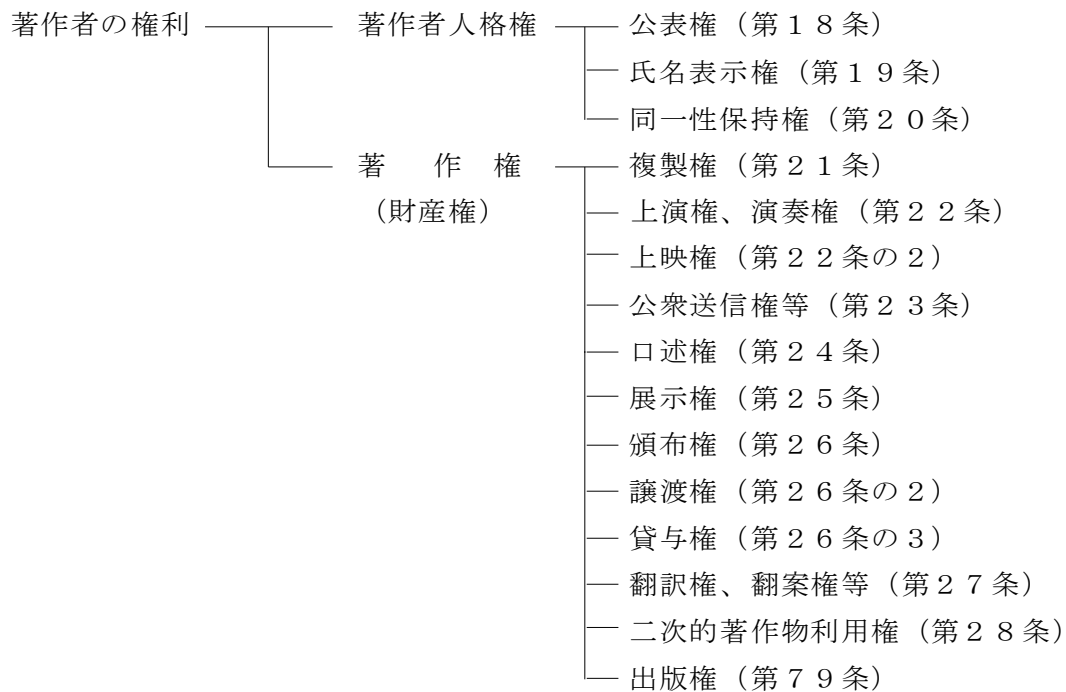
第 4 条関係

- 1 本条は、随意契約を締結する場合において、当初契約金額が 200 万円未満の業務及び当初契約金額が 200 万円未満で契約変更後に 200 万円以上の金額となった業務については適用しない。
- 2 随意契約を締結する場合において、当初契約金額が 200 万円以上であったが、契約変更後の金額が 200 万円未満となった場合は、契約保証の減額は行わない。
- 3 変更契約後の業務委託料が 30%以上増額した場合は発注者より契約保証の増額を求め、業務委託料が 30%以上減額した場合は受注者より契約保証の減額請求があった場合のみ発注者は契約保証の減額を行う。変更契約後の業務委託料が 30%未満の増減の場合は、契約保証の増減変更は行わない。

なお、契約保証の増額変更の場合、原則として当初契約時の保証と同種の保証を求める。

第6条関係

- 1 著作権の内容は、次図のとおりである。



(注) () 内は、著作権法の条番号である。

- 2 設計図書のCADデータを成果物として提出させる必要がある場合は、特記仕様書に明記すること。
- 3 第2項に規定する成果物の作成過程において受注者が開発したプログラム及びデータベースの利用に当たっては、別途利用契約を締結し、使用料等を設定すること。

第10条関係

- 1 本条は、受注者の業務遂行能力に対する発注者の信頼を保護するため一括再委託又は設計図書において指定した主たる部分の再委託を禁止した規定である。受注者が業務の実施に関与していると認められる場合には、仮に表面上、受注者が業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせていると見えても、本条違反とはならない。ここで、実質的に関与とは、受注者が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工方法等の総合的な企画、業務全体の的確な施工を確保するための工程管理及び業務実施方法の決定、成果物の品質管理等）を行うことをいい、単に管理技術者を置いているだけでは、実質的に管理しているとはいえない。
- 2 第4項の「その他必要な事項」とは、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の住所、委任し又は請け負わせた業務の内容、当該業務の担当責任者の名称等を含むものであること。

第 11 条関係

- 1 「その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利」には、著作権が含まれる。
- 2 「受注者がその存在を知らなかったとき」とは、発注者が受注者の知悉（受注者が第三者の権利の存在を知っていたこと）を立証したときに発注者の負担義務が免責される。

第 12 条関係

- 1 監督員を任命した場合は、契約締結の日から 7 日以内に受注者に対し、監督員選定（変更）通知書（第 1 号様式）を発するものとする。
- 2 第 3 項にいう「2 名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたとき」とは、同一の監督業務について 2 人以上の監督員を任命して権限を分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務内容を監督員選定（変更）通知書に明示すること。
- 3 監督員等の指示等は、第 2 条第 1 項に基づき書面により行うこととされているが、これは監督員の指示等が口頭でなされた場合におけるその有無、内容等について受注者との間における紛争を未然に防止しようとするものであるので、必ず指示票（第 2 号様式）等書面により行うこと。

第 13 条関係

受注者において管理技術者を定めた場合は、契約締結の日から 7 日以内に管理技術者・照査技術者等選任（変更）通知書（第 3 号様式）を監督所管課へ提出させるものとする。

第 14 条関係

受注者において照査技術者を定めた場合は、管理技術者と併せて契約締結の日から 7 日以内に管理技術者・照査技術者等選任（変更）通知書（第 3 号様式）を監督所管課へ提出させるものとする。

第 15 条関係

第 2 項中の「当該交渉等に関して生じた費用」とは、交渉等のための会場借上げ料や茶菓代等をいい、受注者の旅費等は含まない。

第 17 条関係

- 1 第 1 項中の「業務の実施」には、成果物の作成のための作業を始めとする業務の具体的な施工等のすべてを包含するものとする。単に成果物の良否に関するものばかりではなく、現場調査業務にあつては、近隣に与える影響等をも併せて考慮されるべきである。
また「著しく不相当と認められる」ためには、客観性がなければならず、単に発注者が主観的に著しく不相当と認めても、本項の対象とはならない。たとえば、単に品行が悪いというようなことのみでは本項の対象となるものではないが、それが業務全体に悪影響を及ぼし、ひいては業務の施工が有形無形の影響を受ける場合等には、本条の対象となる。また、管理技術者等が外国人等で日本語の能力に問題がある場合においては、通訳が常時同伴しており、いつでも発注者に対応できる体制が整っていれば格別、そうでない場合には、業務の執行が著しく不相当であると認められる場合もある。

- 2 第2項又は第4項について、発注者又は受注者は、対応結果として、措置請求の内容について具体的にどのように対応したのかを通知することになるが、措置請求の内容が不適切であるとして拒否することも可能である。

第18条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

第19条関係

- 1 第1項中、「規格又は性能」を設計図書において定めることとしているのは、中古品の調査機械器具等の場合には、単に規格を設計図書で定めても実際の稼働能力が的確に把握できないので、むしろ実際の性能を設計図書で定めようとするものである。
なお、貸与品等の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を設計図書に明示すること。
- 2 第3項において、受注者が善良な管理者の注意を怠り、貸与品について損害を生じたときは、第5項の規定により損害賠償義務を受注者が負うこととなる。これに対して、受注者の故意又は過失によらない貸与品等についての損害は、作業現場に搬入済みのものは、第33条第4項の規定により、業務委託料の100分の1を超えるものは発注者の負担である。
- 3 第5項において、「貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったとき」とは、一般的には、貸与品の破損等を想定しているが、その他、貸与品等について善良な管理者の注意を怠り、火災、盗難等の損害を受けたとき等が想定される。

第21条関係

- 1 受注者が第1項各号に該当する事実について請求を行う場合には、監督員が判断できる資料等を添付させること。
なお、第1項中に定める請求を受けたときは、受注者の立場の保護を図るため、受注者の立会いの上事実確認を行い、調査の結果を受注者に書面により通知する。
- 2 第1項各号に掲げる事実が発見された場合において、当初の設計図書に従って業務を実施することが不適当と発注者が認めるときには、発注者は第23条第2項の規定により業務を中止させる場合もある。また、発見された事実が重大であるときには、「受注者が業務を行うことができないと認められるとき」に該当するので、第23条第1項の規定により業務を中止させなければならない。
- 3 第3項において、調査終了から調査結果通知までの期間は、いたずらに長い期間とならないように注意すること。なぜならば、受注者は調査期間中も調査結果とりまとめ中も発注者から中止命令がかからない限り業務を続行することになり、仮に、最終的に設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、その時まで受注者が施工した分について手戻り、改造が必要となれば、発注者がその費用を負担することになる可能性があり、また、中止命令をかけた場合には、中止期間中の増加費用は発注者の負担となるからである。

- 4 第4項において「必要があると認められるとき」とは、発注者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきものである。

なお、必要があると認められるときであるのに、設計図書の変更又は訂正が行われな
い場合、あるいは、受注者が通知したにもかかわらず、発注者が調査をしない又は調査
結果のとりまとめを行わない場合において、契約の履行が不可能となったときには、受
注者は、第47条の規定により契約を解除することができることとなる。

- 5 第5項の「必要があると認められるとき」は「履行期間若しくは業務委託料を変更」
のみにかかるが、「必要があると認められるとき」か否かは発注者の意思によって決め
られるものではなく、客観的に決められるべきものである。したがって、設計図書の变
更が行われても全く履行期間又は業務委託料に影響を及ぼさないといった特殊な場合
を除き、履行期間又は業務委託料の変更が行われなければならない。なお、履行期間又
は業務委託料の変更とは、どちらか一方のみを変更すればよいとの意味ではなく、履行
期間と業務委託料の双方又はその一方を変更すべきことを意味している。

第22条関係

- 1 設計図書の変更を行う場合は、所定の変更決裁手続きを終了後、直ちに受注者に対し、
業務内容変更通知書（第4号様式）を送付すること。この場合、写1部を契約担当課に
送付すること。

なお、応急的に変更指示をしなければならない場合は、監督所管課又は設計担当課に
おいて所定の決裁手続きを経たうえ、書面により変更指示を行い、後日所定の変更手続き
を行うこと。

- 2 発注者は、設計変更に伴い、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に生
じた損害を負担しなければならない場合があるので、業務の発注の前に十分検討し、で
きるだけこのような事態の起こらないよう配慮すること。

第23条関係

- 1 第1項の通知は、業務中止通知書（第5号様式）により行うものとする。また、業務
の一時中止を解除しようとするときは、受注者に対し、業務中止解除通知書（第6号様
式）により通知するものとする。

- 2 発注者は、業務の全部又は一部中止に伴い、履行期間若しくは業務委託料を変更し、
又は受注者に対し必要な費用を負担しなければならない場合があるので、業務の発注の
前に十分検討し、できるだけこのような事態の起こらないよう配慮すること。

- 3 業務の中止は、あくまでも「一時中止」であり、永久的な中止、すなわち業務の打切
りは、本条の対象とするところではない。

- 4 第3項の「増加費用」とは、中止期間中、現場を維持し（現場調査業務である場合に
限る。）又は業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされ
る費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を
再開するため労働者、機械器具等を作業現場に搬入する費用等をいう。

第24条関係

- 1 第1項において、「技術的」に優れた代替方法とは、例えば、既に設計図書等で規定されている解析手法に比べ、より高精度の結果を得ることが期待される別途の解析手法や調査手法等であり、本来の業務目的の達成の観点からの業務内容自体に関する提案も含まれるものである。

「経済的」に優れた代替方法とは、例えば、設計図書等で、独自に分析又は調査を行うことが規定されているときに、より安価に同程度の精度又は品質を確保し得る既存調査資料での代用や簡易な調査手法又は分析手法の採用等である。

- 2 第2項において、発注者は、受注者からの積極的な提案があったとしても、契約内容の変更をみだりに行うべきではない。

受注者からの提案を採用すると発注者に不利益な結果となると考えられる場合には、会計諸法令の精神に則り、契約変更してはならない。また、契約の同一性が確保されない程度の大幅な契約変更となる提案、例えば、業務委託料が著しく増加するような代替案は、仮に発注者にとって有利な内容であったとしても、競争契約においては契約事項のすべてを入札条件としていることから、これを契約締結後に変更することは、競争入札に付した目的趣旨に反するものである。

第26条関係

- 1 本条は業務委託料の変更を伴わない履行期間の変更（いわゆる無償延長）を認める趣旨の規定である。
- 2 延長変更を請求できる場合については、受注者の責に帰すことができない事由が要件となっているが、これには、天候の不良、土地所有者からの立入不承諾のほかに、不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって発注者と受注者の双方の責めに帰すことができないもの）や監督員による中途成果物の毀損等発注者の帰責事由によるものも含まれる。

受注者がその責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了させることができないとして、本条の規定により履行期間の延長変更を請求した場合には、発注者は、受注者の申出が不当な場合を除き延長に応じなければならない。
- 3 受注者より履行期間延長申請書（第7号様式）の提出があったときは、監督所管課において所定の決裁手続を経たうえ、履行期間延長承認（不承認）通知書（第8号様式）により通知すること。

第27条関係

第1項中、発注者の「特別の理由」は、発注者の自由な意思によるものであり、必ずしもこれを明示しないと短縮請求ができないわけではない。

第28条関係

- 1 第1項の「履行期間の変更」とは、第20条、第21条第5項、第22条、第23条第3項、第24条第3項、第26条第1項、第27条第1項及び第41条第2項の規定に基づくものをいう。
- 2 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第20条においては、監督員が

修補の請求を行った日、第 21 条第 5 項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第 22 条においては、設計図書等の変更が行われた日、第 23 条第 3 項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、第 24 条第 3 項においては、設計図書等の変更が行われた日、第 41 条第 2 項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

第 29 条関係

- 1 第 1 項の「業務委託料の変更」とは、第 20 条、第 21 条第 5 項、第 22 条、第 23 条第 3 項、第 24 条第 3 項、第 26 条第 2 項、第 27 条第 2 項及び第 41 条第 2 項の規定に基づくものをいう。
- 2 第 2 項にいう「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、第 20 条においては、監督員が修補の請求を行った日、第 21 条第 5 項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第 22 条においては、設計図書等の変更が行われた日、第 23 条第 3 項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、第 24 条第 3 項においては、設計図書等の変更が行われた日、第 26 条第 2 項においては、受注者が同条第 1 項の請求を行った日、第 27 条第 2 項においては、発注者が同条第 1 項の請求を行った日、第 41 条第 2 項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。
- 3 第 3 項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第 20 条、第 22 条、第 23 条第 3 項、第 26 条第 2 項、第 27 条第 2 項及び第 41 条第 2 項の規定に基づくものをいう。

第 30 条関係

- 1 第 1 項の「災害防止等」とは、成果物、調査機械器具、貸与品等に関する被害の防止のほか、業務の実施が第三者に与える損害の防止や業務の実施に従事する労働者の労働災害の防止をも含むものである。
- 2 第 4 項の規定は、その措置が一般的な管理行為に属するものとして当然に受注者が負担しなければならないものなど業務委託料の範囲内において受注者が負担することが適当であると認められるものは受注者の負担とし、業務委託料の範囲内に含めて受注者が負担することが適当でない部分については発注者が負担するということである。

この場合における発注者の負担額の決定に当たっては、受注者のとった措置の内容、それに要した費用の額等を勘案して、発注者及び受注者が協議して定める。

第 31 条関係

受注者が第 55 条において付保を義務付けられてない保険等（以下「任意保険等」という。）を自主的にかけた場合は、発注者の負担額を定めるに当たって、任意保険等によっててん保された部分を損害の総額から控除しないこととしている。すなわち、発注者は、損害全額のうちの発注者の帰責割合（過失割合）に相応する額を負担し、受注者は、損害全額のうちの受注者の帰責割合（過失割合）に相応する額を負担しなければならない。保険金等は、受注者の帰責割合（過失割合）に相応する損害部分のみ損害保険会社等から受注者に対して支払われるべきであり、発注者は、発注者の帰責割合（過失割合）に相応する

部分についても保険金の支払いを請求するよう受注者に求めることはできない。

第 32 条関係

- 1 第 1 項において、通常避けることが可能な第三者に与えた損害については、受注者が損害を賠償しなければならないという原則を規定し、第 2 項において、損害の発生の原因が監督員の指示による等、発注者の責めに帰すべき事由による場合には、発注者の負担となることを規定している。
- 2 第 3 項において「通常避けることができない」というのは、現場調査業務の施工方法が通常の技術的又は経済的尺度で判断して妥当な場合においても避け得ないものとして考えるべきであり、特殊な施工方法をとれば避けることができる場合でも、その旨が設計図書等に指定されていない場合には、通常避けることができない場合に該当することになる。また、現場調査業務を実施する地域の特殊性に応じて、発注者が特にこれらの損害の防止のため特別の施工方法を考慮した場合においては、予定価格の積算においても配慮し、むしろその特別の施工方法等に従うことを設計図書で明らかにし、受注者に義務付けるべきであり、そのようにしてもなお防止し得ないものについて本項を適用すべきである。
- 3 第 3 項ただし書の規定は、受注者の善管注意義務違反によって通常避けることができない損害が拡大した場合には、その損害全体のうち善管注意義務違反によって拡大した部分については、受注者が責任を負うことを明確にしたものである。

第 33 条関係

- 1 第 1 項中の「天災等」の定義は、第 23 条第 1 項を参照のこと。
- 2 第 2 項中に定める損害の確認については、原則として監督員若しくは監督所管の課長が行い、特に重要なもの、判断の困難なもの等は、必要に応じて災害調査委員会を設置し、同委員会において決定するものとする。また、損害の確認に当たっては、その発生原因（出水位、雨量、風速又は土質等）を調査し、損害が受注者の善管注意義務を怠ったことに基づくものか否かを判定し、その確認を行う。

なお、損害額の算定に必要な資料（図面、数量等）を受注者に提出させるとともに被災額についても参考資料として提出させるものとする。

(1) 出来形

その部分が施工されていたことを確認するため、施工中の写真、出来形を示す写真及び被災直後の状況を示す写真等が必要である。したがって、日常の施工管理を十分行うとともに被災のおそれのある箇所については、これらの確認ができる資料を整備しておくこと。

(2) 仮設物

設計図書において指定しているものについては、設計図書に基づき損害の実態を確認するものとする。また、工程表等を参考として仮設物が設置されていたことを示す写真及び被災直後の状況が確認できる写真が必要である。

- 3 第 4 項の「業務委託料」とは、被害を負担する時点における業務委託料をいうものであること。

- 4 1回の損害額が当初の業務委託料の5/1000の額(この額が20万を超えるときは20万円)に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0として取扱うこと。
- 5 第4項の「当該損害の取片づけに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片づけに直接必要とする費用をいう。

第35条関係

- 1 第1項の届出は、完了(一部完了・出来形)届(第9号様式)により行うものとする。
- 2 第2項において、受注者が正当な理由なく立会いを拒否した場合には、受注者の立会いを得ずに当該期間内に検査を完了すること。
- 3 第2項の通知は、検査担当課において検査結果通知書(第10号様式)又は設計業務委託検査結果及び成績評定通知書により行うものとする。
- なお、検査に合格しないときは、発注者は、修補指示書(第11号様式)により修補を指示するものとする。
- 4 第5項において、受注者は、修補完了後、修補完了届(第12号様式)を提出して、発注者の検査を受けるものとする。

第36条関係

第3項において、遅延日数が約定期間の日数を超えた場合においては、約定期間は満了したものとみなされ、発注者は、業務委託料の支払いについて履行遅滞になり、第53条第2項の規定により遅延利息の支払義務を負うこととなる。

第37条関係

第1項において、発注者から部分使用の承諾を請求された場合に受注者がこれに応じるか否かは自由であり、また、承諾に当たって、使用方法、時期等に条件を付けることも可能であるので注意すること。

また、部分使用に当たっては、部分使用申入書(第13号様式)により受注者に通知し、部分使用承諾書(第14号様式)の提出を求めること。

第38条関係

受注者は、前払金の支払いを請求しようとするときは、前払金交付願(工事請負契約約款の運用の第35条関係において定める第17号様式を使用する。)に必要な書類(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。)を添付して、業務担当課(支出担当課)に請求しなければならない。

第40条関係

第3項の算式中「前払金の額/業務委託料」については、「前払金の額/業務委託料」で算出した数字の小数点以下第3位を切り上げて計算すること。

第42条関係

実施設計については、契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（以下「契約書等」という。）の「５．契約不適合責任期間」の欄に「この契約による成果品にもとづき施工される工事が完成したのち１年間」の契約不適合責任期間を記入すること。

その他の業務委託については、契約書等の「５．契約不適合責任期間」の欄に「３年間」の契約不適合責任期間を記入すること。

第 43 条関係

第 1 項において、発注者が契約を解除することができるのは、「業務が完了するまでの間」、すなわち、契約の成立後で業務の完了前に限られる。このため、受注者が業務を完了したが、成果物の引渡しはまだ行われていないときに、解除することはできない。

第 44 条及び第 45 条関係

- 1 契約担当課長は、第 1 項の規定により契約を解除する場合は、受注者に対し、設計業務等委託契約解除通知書（第 16 号様式）により契約の解除を行うこと。この場合において、受注者に対する解除通知書は、配達証明付内容証明郵便によること。また、受注者の住所等を確知することができない場合における当該通知書の送達については、公示送達の方法等を検討のうえ処理すること。
- 2 契約を解除しようとする業務について前払金をしているときは、前払金の保証人である保証事業会社に対し、あらかじめその旨を予告し、契約解除の時点で解除を行った旨を第 17 号様式により通知すること。

第 45 条の 2 関係

契約を解除する場合の取扱いについては、「第 44 条及び第 45 条関係」に準ずる。

第 45 条の 3 関係

契約を解除する場合の取扱いについては、「第 44 条及び第 45 条関係」に準ずる。

第 50 条関係

- 1 第 1 項の規定により、契約が解除された場合には、受注者による成果物の引渡義務及び発注者による業務委託料の支払義務は消滅することになる。例外的に、部分引渡しに係る部分については、ただし書きにより解除の遡及効を認めないこととしている。
- 2 第 2 項において、発注者は、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、まず、既履行部分の検査をすることになる。その上で、発注者は、検査に合格した部分のみの引渡しを受け、引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を支払うこととなる。
その既履行部分の状態、品質等から既履行部分が価値のないもの、利用に適さないものであれば、それに対して対価を支払う理由はないので、検査を行うこととしたものである。すなわち、検査は、契約に適合するか否かを調べ、不適合部分の修正を請求するために行うものではなく、対価を支払う必要がある部分を確定するためのものである。

第 51 条関係

- 1 第 4 項の「撤去」には、貸与品等を発注者に返還することが含まれる。
- 2 第 6 項の「処分」には、貸与品等を回収することが含まれる。

第 52 条関係

- 1 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了できないときは、履行遅滞に係る損害金の支払いを受注者に請求することとなるが、完了（一部完了・出来形）届に記載された期間のみでは、その理由が受注者の責めに帰すべきものであるのか又は天候の不良、物不足等受注者の責めに帰することができないものであるかが書面上明確でないので、損害金支払請求の判断資料として履行期間遅延理由書（第 15 号様式）を添付すること。
- 2 検査期間は、遅延日数に参入しないこと。
- 3 履行期間末前に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完了した日から契約書等記載又は記録の業務完了の日までの日数は、修補日数（完了検査の結果不合格とされた日から修補が完了して再検査に合格した日までの日数）から差し引いて遅延日数を算定すること。

保証金の納付に代えて提供させる担保に関する規程

(最終改正 平成20年9月10日)

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号)。(以下「規則」という。)に定める入札及び契約の保証金の納付に代えて提供させることができる担保について必要な事項を定めるものとする。

(市長が確実と認める担保)

第2条 規則第5条第2項第4号(規則第25条第5項において準用する場合を含む。)に規定する市長が確実と認める担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 規則第5条第2項第2号に規定するものを除くほか、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社法(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券(以下「公社債」という。)
- (2) 市長が確実と認める社債
- (3) 銀行、株式会社商工組合中央金庫又は農林中央金庫の発行する債券(以下「金融債」という。)
- (4) 市長が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下同じ。)が振出し又は支払保証をした小切手
- (5) 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

2 契約保証金に代わるべき担保について、契約の性質又は目的により前項に定める担保により難しいときは、別に市長の定めるところによる。

(担保の評価)

第3条 規則第5条第2項第1号から第3号まで(規則第25条第5項において準用する場合を含む。)、規則第25条第6項各号及び前条第1項各号に掲げる担保(以下「担保」という。)の評価は、次に掲げるところによる。

- (1) 国債、地方債、政府の保証のある債権、公社債、市長が確実と認める社債及び金融債は、額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額とする。
- (2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振出し又は支払保証をした小切手は、小切手金額とする。
- (3) 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権は、当該債権証書に記載された債権金額とする。
- (4) 銀行若しくは金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証は、その保証する金額とする。

2 前条第2項の担保の評価は、その都度市長が定める。

(担保の提供に必要な書類)

第4条 担保を提供するときは、その担保の内容により、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 担保物件差入額
- (2) 登録債券については、担保権設定登録済証並びに登録の変更及び抹消に関する一切の行為を委任した委任状
- (3) 定期預金債権については、当該債権に質権の設定をし、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は市長が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面
- (4) 前各号のほか、市長が必要と認めるもの

付 則

- 1 この規程は、昭和39年9月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に入札保証金または契約保証金に代わる担保として提供されている担保については、この規程による担保とみなす。

付 則 (昭和57年1月4日告示第2号)

この告示は、昭和57年1月4日から施行する。

付 則 (昭和60年4月1日告示第87号)

この告示は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 (平成元年9月1日告示第260号)

この告示は、平成元年9月1日から施行する。

付 則 (平成8年8月8日告示第274号)

この告示は、平成8年10月1日から施行する。

付 則 (平成19年2月6日告示第53号)

この告示は、平成19年2月6日から施行する。

付 則 (平成20年9月10日告示第353号)

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

北九州市会計規則（抜粋）

（最終改正 平成 30 年 12 月 20 日）

（前金払）

第 59 条 次に掲げる経費で、支払額の確定したものについては、債務履行期限到来前に前金払をすることができる。

- （1） 官公署及びこれに準ずるものに対して支払う経費
 - （2） 補助金、負担金、交付金及び委託費
 - （3） 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費
 - （4） 土地又は家屋の買収又は収用により移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料及び補償費
 - （5） 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
 - （6） 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
 - （7） 運賃、運搬料又は渡切経費
 - （8） 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証に係る同条第 1 項に規定する公共工事に要する経費
 - （9） 市営住宅の建替え等により移転を必要とすることとなった入居者に対する移転料
- （昭 57 規則 63・平 9 規則 14・平 11 規則 6・平 30 規則 20・一部改正）

公共工事の前金払及び部分払に関する取扱要綱

(最終改正 平成 29 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 59 条第 8 号の規定に基づく公共工事に要する経費の前金払及び北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 40 条の規定に基づく部分払については、この要綱の定めるところによる。

(前金払の対象及び割合)

第 2 条 公共工事に要する経費の前金払（以下「前金払」という。）は、契約金額が 300 万円以上の公共工事のうち、土木建築に関する工事（工事に係る設計及び調査並びに工事の用に供する機械類の製造を除く。以下同じ。）にあっては契約金額の 100 分の 40、その他のものにあっては契約金額の 100 分の 30 の範囲内とするものとする。

(中間前金払の要件及び割合)

第 3 条 前条の土木建築に関する工事であって、次の各号に掲げる要件に該当するものは、前条の範囲内で既にした前金払に追加して前金払をするものとする。ただし、工期が 60 日以内の工事については、当該前金払をしない。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- (4) 当該工事の工期中に、契約の相手方が部分払又は部分引渡しに係る支払の請求をしていないこと。

2 前項の規定により既にした前払金に追加してする前払金（以下「中間前払金」という。）は、契約金額の 100 分の 20 の範囲内とするものとする。ただし、前条の前払金に中間前払金を加えた金額の割合が契約金額の 100 分の 60 を超えてはならない。

(債務負担行為に係る前金払及び中間前金払の特例)

第 4 条 債務負担行為に基づき工期が 2 年度以上にわたる契約を締結したときは、各年度ごとの出来高予定額に対して、それぞれ第 2 条の前金払及び第 3 条の中間前金払をすることができるものとする。この場合において、第 2 条及び第 3 条中「契約金額」とあるのは「当該年度の出来高予定額」と、第 3 条中「工期」とあるのは「当該年度における工事実施期間」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により前金払をする場合において前年度の出来高予定額に繰越しがあつたときは、当該繰越分に係る前払金及び中間前払金を全部償却した後において当該年度の前金払をするものとする。

3 年度末において契約を締結したときは、当該年度の支払額の範囲内で支払が可能であるときに限り、契約を締結した年度及びその翌年度における出来高予定額を合計した金額に対して、前金払をすることができる。この場合において、第 2 条中「契約金額」とあるの

は「契約を締結した年度とその翌年度における出来高予定額をそれぞれ合計した金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 4 前項の規定により年度末に前金払をした場合において中間前金払をするときは、契約を締結した年度とその翌年度における出来高予定額をそれぞれ合計した金額に対して、中間前金払をするものとする。ただし、契約を締結した年度に中間前金払をする場合は、当該年度の支払額の範囲内で支払が可能であるときに限る。この場合において、第3条中「工期」とあるのは「契約を締結した年度とその翌年度における工事実施期間をそれぞれ合計した期間」と、「契約金額」とあるのは「契約を締結した年度とその翌年度における出来高予定額をそれぞれ合計した金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(部分払の回数)

第5条 部分払のできる回数は、契約規則第40条第4項に規定する範囲内で次のとおりとする。ただし、工期が60日以内の工事については、部分払をしない。

(1) 前金払をした場合

ア 工期が61日以上150日以内のとき 1回

イ 工期が150日を超えるときは、60日を増すごとに1回を加える。この場合において60日に満たない端数があるときは、30日以内の端数は切り捨て、30日を超える端数は60日とする。

(2) 前金払をしていない場合

ア 工期が61日以上90日以内のとき 1回

イ 工期が91日以上120日以内のとき 2回

ウ 工期が120日を超えるときは、前号イの規定を準用する。

(前金払及び中間前金払をした場合の部分払)

第6条 公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払をした場合における部分払金の額は、契約規則第40条の規定により支払う金額から、既済部分に対する代価に前金払の割合及び中間前金払の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。

(部分払の特例)

第7条 契約規則第40条第2項ただし書に規定する市長が特に必要があると認めるものは、厚生省が所管する補助金の交付の対象となるものとする。

- 2 契約規則第40条第3項ただし書に規定する市長が特に必要があると認めるときは、工期が2年度以上にわたるときとする。

公共工事の発注に係る事務処理について

昭和 58 年 3 月 25 日
北 九 契 一 第 3 5 6 号
最終改正
平成 9 年 3 月 31 日
契約室長から契約・設計
・施工管理担当部長あて

みだしのことについては、昭和 58 年 4 月 1 日付で下記のとおり取扱うこととしたのでお知らせします。

なお、これに伴い、貴部等においても相応の措置を講じていただく必要があるので、よろしくお取り計らいください。

記

1 ～ 3 略 （既に別の規程に取り込み済。）

4 かし担保責任

かし担保になじまない委託設計については、契約書の「5. かし担保責任期間」の欄は横線を引き抹消する。

ただし、実施設計については、「この契約による成果品にもとづき施工される工事が完成したのち 1 年間」のかし担保を設定する。

消費税の導入に伴う建設工事等の契約の事務手順について

(最終改正 令和6年2月1日)

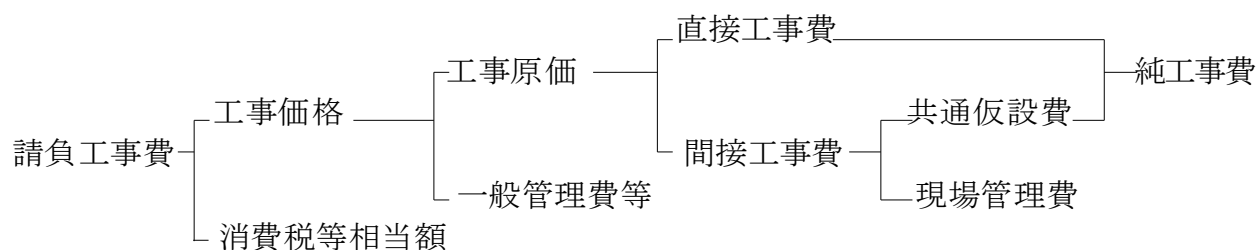
I 法適用日以後に契約を締結する工事等について

法適用日以後に契約を締結する工事等（建設工事に付帯する測量その他の業務の契約を含む。以下同じ。）の取扱いは、次のとおりとする。

1 予定価格の決定方法

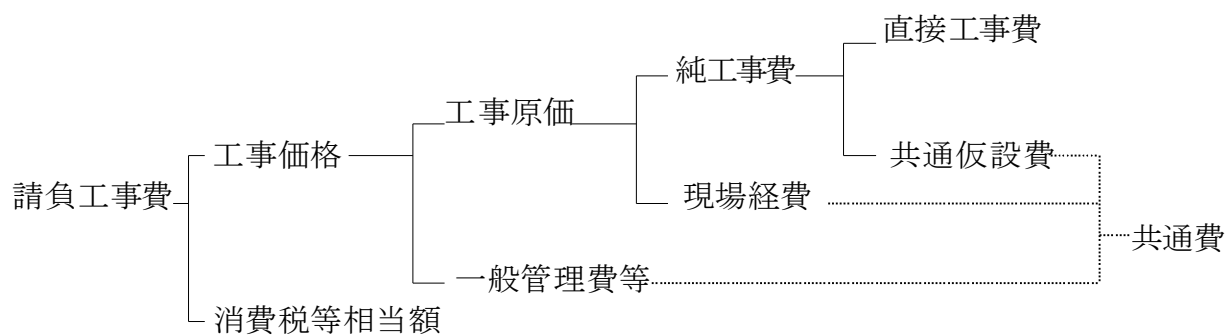
- (1) 消費税及び地方消費税は、税の転嫁を通じて最終的には発注者等の消費者が負担すべきものであるので、予定価格は消費税及び地方消費税を考慮して適正に定める。
- (2) 予定価格の積算は、消費税及び地方消費税抜きの工事価格を求め、これに10%の消費税及び地方消費税相当額を加算する方法とする。

土木工事



土木請負工事工事費積算要領(S. 42. 7. 20 建設省官技第 34 号)

建築工事



建設省建築工事積算基準 (S. 60. 4. 12 建設省営計発第 29 号)

2 設計金額の決定方法

- (1) 積算に使用する材料の設計単価は、消費税及び地方消費税抜きの単価とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価表しかない場合は次の算式による。

$$\text{設計税抜単価} = \text{税込単価} \times 100 / 110$$

(2) 設計金額調書の様式（別紙 1）及び記入方法

- ア 「請負工事費」は、上図の「請負工事費」と同一であり、消費税及び地方消費税相当額を含む金額である。
- イ 「請負工事費（消費税及び地方消費税相当分を除く）」は、上図の「工事価格」と同一である。
- ウ 「支給品費」は、現物支給の市費購入価格である。
- エ 「設計金額」は、ア＋ウである。

3 入札、落札者の決定等の方法

消費税の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、入札、落札者の決定等に当たっては、次の方法によるものとする。

現場説明

「落札決定に当たっては、入札書（別紙 2）に記載された金額に、当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること」等入札、落札の方法について説明する。（「入札・現説等に係る事務処理要領」による。）

また、「入札（見積）執行について（通知）」（別紙 3）については、上記文言を明記したものを渡す。

落札者は、次の事項について直ちに届出てもらうよう周知する。

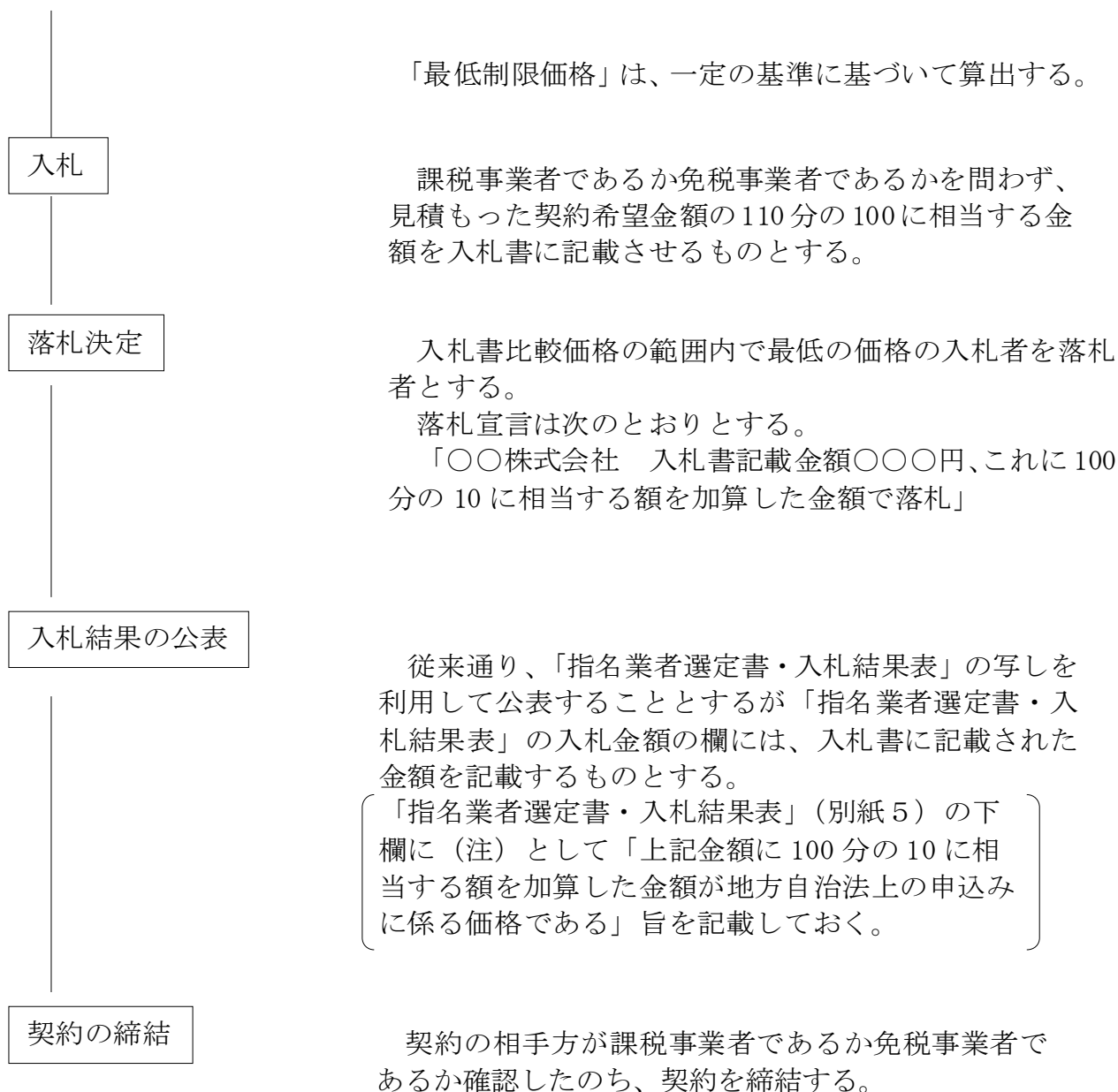
- (1) 単体の場合 課税事業者であるか又は免税事業者である旨
- (2) 共同企業体の場合 各構成員について課税事業者であるか又は免税事業者である旨

予定価格調書

(別紙 4)

「予定価格」は、消費税及び地方消費税抜きの価格で積算した工事価格に 10%の消費税及び地方消費税相当額を加算した額であり、「設計金額調書」の請負工事費を記載する。

「入札書比較価格」は、入札方式の変更により、入札書には見積もった契約希望金額の 110 分の 100 を乗じて得た金額を記載することとされたことに伴い、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあるか否かを判断するために設けたものであり、「設計金額調書」の請負工事費（消費税及び地方消費税相当分を除く）を記載する。



4 工事請負契約書等（別紙6－1、6－2）の請負代金等の記載方法

工事請負契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記載し、又は記録する請負代金は、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

（契約の相手方が課税事業者の場合）

消費税及び地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を表示する。なお、消費税及び地方消費税の額の算出に当たって1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

5 前金払・部分払の取扱い

前金払・部分払には、消費税及び地方消費税分を含むものとする。

6 課税事業者・免税事業者の確認方法

消費税及び地方消費税が確実に転嫁されるために、課税事業者か免税事業者かを確認

する必要がある。

確認の方法（当面の間）は、課税事業者である旨又は免税事業者である旨（予定を含む。）の届出書（別紙7）によるものとする。

7 支出命令書及び隔地払・口座振替依頼書等の記載について（記載例 別紙）

(1) 窓口払いの場合

支出命令書の支払内訳書（窓口用）の「支払金の内訳」の欄及び裏面の欄外下部に「契約金額＝入札金額×110／100」又は「契約金額＝見積金額×110／100」（ゴム印可）を記入する。

(2) 隔地払い等の場合

隔地払・口座振替依頼書、隔地払・口座振替受託書、振込票、隔地払・口座振替通知書の請求金内容、振替金の内容、振込金の内容、振替金の内訳欄及び支出命令書の裏面の欄外下部に「契約金額＝入札金額×110／100」又は「契約金額＝見積金額×110／100」（ゴム印可）を記入する。

※注：別紙省略

契約書作成に伴う印紙税の取扱いについて

昭和57年10月27日
北九契一第224号
契約室長から各局・区・
室等総務担当部長あて

建設工事の請負契約をはじめとして、あらゆる契約において作成する契約書に関して、印紙税の取扱いについて、小倉税務署と協議の結果、次の事項が明確となりましたので、関係職員に周知されると共に、該当する事例があれば早急に相応の措置をとられるようお知らせします。

記

- (1) 契約書は通常正本二通を作成し、契約者の双方が各一通を保管することとなる。この場合、市が保管する契約書は、印紙税法に基づく印紙を貼付し、契約の相手方が保管することとなる契約書には、印紙税は免除される。
- (2) ところで、この二通の契約書の他に、単に事務上の必要から、契約の相手方に、ゴム印を押印させ、あるいはカーボン等を利用して同時複写で契約書等を作成し、市に提出させた場合は、契約の相手方の押印の有無に関係なく、この複製にも全て印紙を貼付しなければならない。
- (3) ただし、複製の作成方法として、正本である契約書をもとに複写機を利用して作成することは差しつかえない。
- (4) 以上のことは、建設工事の請負契約書だけにとどまらず、あらゆる種類の契約書についても該当する。

建設業退職金共済制度証紙購入基準の運用について

平成 28 年 3 月 7 日
北九契管第 1354 号
契約室長から工事関係局
長あて

標記の件については、平成 16 年 10 月 26 日付北九契管第 203 号の通知に基づいて運用してきたところですが、下記のとおり取扱いを改めるので通知します。

なお、「建設業退職金共済制度証紙購入基準の運用について」（平成 16 年 10 月 26 日付北九契管第 203 号）は廃止します。

また、貴局等関係各課及び外郭団体にも周知方よろしくお願いします。

記

1 証紙購入基準について

「共済証紙の購入について」（別紙のとおり）による。

この「共済証紙の購入について」は、入札（見積）執行の通知を行うときに、入札（見積）参加者に配布するものとする。

2 入札（見積）執行通知書の改定

証紙購入免除対象工事の時は、「9 (1) 建設業退職金共済制度掛け金証紙の購入」欄の「別紙「共済証紙の購入について」による。」を抹消し、「免除」と記載すること。

3 証紙購入免除対象工事

たたみ、ふすま、建具、ガスの各工事については、証紙購入を免除する。

4 建退共対象者に係る報告書等の提出（当初）

受注者は、軽微な工事を除き工事契約締結後 1 か月以内に、次の書類を工事監督課に提出しなければならないものとする。ただし、建退共対象者がいない場合は、その理由を示した①「建退共対象者に係る報告書」のみを提出するものとする。

① 建退共対象者に係る報告書（当初）（様式 1）

② 「掛金収納書（契約者が発注者へ）」

5 建退共対象者に係る報告書等の提出（工事完成時）

受注者は、軽微な工事を除き工事完成時まで、次の書類を工事監督課に提出しなければならないものとする。

① 「建退共対象者に係る報告書（完成時）」（様式 2）

② 「共済証紙受払簿」及び「建設業退職金共済証紙添付状況報告書」

③ 当初に提出した後に追加購入した「掛金収納書（契約者が発注者へ）」

（注 1）他工事等で余った証紙を使用する場合は、証紙の購入履歴のわかる「共済証紙受払簿（写し）」を提出すること。

（注 2）建退共対象者がいない場合は、下記に示す書類を提出すること。

①建退共以外の退職金制度を利用している場合

自社退職金制度の規約の写し、又は建退共以外の退職金制度加入証明書の写し

②退職金制度を一切利用していない場合

「建退共未利用理由の申出書」(様式3)(工事監督課に原本、契約担当課に写しを提出のこと)

6 「建退共対象者に係る報告書」の交付

契約担当課は、工事契約締結時に「建退共対象者に係る報告書」を受注者に交付するものとする。

7 実施時期

平成28年4月1日以降に入札を執行するものから適用する。

平成30年4月1日
北九州市

共 済 証 紙 の 購 入 に つ い て

1 共済証紙購入の原則

受注者は、請負工事に係る建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の対象予定労働者数及び当該労働者の就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数の共済証紙を購入すること。（対象には当該工事の下請業者の労働者を含む）

2 1による購入が困難な場合の共済証紙購入の考え方

就労予定日数等の的確な把握が困難な場合は、裏面の「共済証紙購入の考え方」記載の方法によって算出した共済証紙代金を下回らない額の共済証紙を購入すること。

3 建退共対象者に係る報告書等の提出（当初）

受注者は、請負工事（予定価格が250万円以下の軽微な工事を除く。以下同じ）について工事契約締結後1か月以内に、次の書類を工事監督課に提出すること。ただし、建退共対象者がいない場合は、その理由を示した①「建退共対象者に係る報告書」及び（注2）記載の書類を提出すること。

- ①「建退共対象者に係る報告書（当初）」
- ②「掛金収納書（契約者が発注者へ）」

4 建退共対象者に係る報告書等の提出（工事完成時）

受注者は、請負工事（軽微な工事を除く）について工事完成時までに、次の書類を工事監督課に提出すること。

- ① 建退共対象者に係る報告書（完成時）」
- ② 「共済証紙受払簿」及び「建設業退職金共済証紙貼付状況報告書」
- ③ 当初に提出した後に追加購入した「掛金収納書（契約者が発注者へ）」

（注1）他工事等で余った証紙を使用する場合は、証紙の購入履歴のわかる「共済証紙受払簿（写し）」を提出すること。

（注2）建退共対象者がいない場合は、下記に示す書類を提出すること。

- ①建退共以外の退職金制度を利用している場合

自社退職金制度の規約の写し、又は建退共以外の退職金制度加入証明書の写し

- ②退職金制度を一切利用していない場合

建退共未利用理由の申出書（工事監督課に原本、契約担当課に写しを提出のこと）

共済証紙購入の考え方

(1) の証紙購入率表に基づいて、請負工事の証紙購入率を選定するとともに、(2) の請負工事における労働者の建退共加入率を算定し、(3) の計算方法によって、共済証紙代金を算出し、その代金を下回らない額の共済証紙を購入すること。

(1) 証紙購入率表

請負金額 (千円)		1,000 以上 10,000 未満	10,000 以上 50,000 未満	50,000 以上 100,000 未満	100,000 以上 500,000 未満	500,000 以上
工事種別						
土	舗 装	3.5/1000	3.3/1000	2.9/1000	2.3/1000	1.7/1000
	橋 梁 等	3.5/1000	3.2/1000	2.8/1000	2.1/1000	1.6/1000
	隧 道	4.5/1000	3.6/1000	2.8/1000	2.1/1000	1.9/1000
	堰 堤	4.1/1000	3.8/1000	3.1/1000	2.5/1000	1.8/1000
木	浚渫・埋立	3.7/1000	2.8/1000	2.7/1000	1.9/1000	1.7/1000
	上記以外の土木	4.1/1000	3.6/1000	3.1/1000	2.3/1000	1.8/1000
建 築	住 宅	4.8/1000	2.9/1000	2.7/1000	2.2/1000	2.0/1000
	非 住 宅	3.2/1000	3.0/1000	2.5/1000	2.1/1000	1.8/1000
設 備	住 宅 設 備	4.8/1000	2.9/1000	2.7/1000	2.2/1000	2.0/1000
	非住宅設備	3.2/1000	3.0/1000	2.5/1000	2.1/1000	1.8/1000
	屋外の電気等	2.9/1000	2.1/1000	1.8/1000	1.4/1000	1.1/1000
	機械器具設置	2.2/1000	1.7/1000	1.4/1000	1.1/1000	1.1/1000

※ 請負金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(2) 請負工事における労働者の建退共加入率

$$\text{請負工事における労働者の建退共加入率}(\%) = \frac{\text{請負工事における予定建退共対象労働者数}}{\text{請負工事における予定総労働者数}} \times 100$$

(3) 共済証紙代金の計算方法

$$\text{共済証紙代金} = \text{請負金額} \times \frac{\text{請負工事の証紙購入率}}{100} \times \frac{\text{請負工事における労働者の建退共加入率}(\%)}{70} \quad (\text{証紙購入率表の想定建退共加入率})$$

○ 建設業退職金共済制度の活用について

- 1 北九州市発注工事の受注者は、自ら雇用する建退共の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付してください。
- 2 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進してください。

○ 建退共に関する問合せ先

建退共福岡県支部

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号 福岡建設会館内
Tel (092) 477-6734 Fax (092) 477-6740

北九州市長 様
(工事監督課あて)

建退共対象者に係る報告書(当 初)

1 工 事 名

2 請 負 金 額

3 工 事 期 間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

この工事に関して、中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済制度の対象者については、下記のとおりです。

記

1 対象予定労働者数及び当該労働者の就労日数(予定)は次のとおりです。

対象予定労働者数	人
就労予定日数	のべ 日

2 当初において対象者の把握が困難であるため、「共済証紙購入の考え方」に従います。

$$\begin{aligned} \text{共済証紙代金} &= \text{請 負 金 額} \times \text{証紙購入率} \times \frac{\text{請負工事における労働者の建退共加入率}}{70\%} \\ &= \underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times (\hspace{2cm}) / 1000 \times (\hspace{2cm}) / 70\% \\ &= \underline{\hspace{2cm}} \text{円} \end{aligned}$$

3 対象者はありません。

理由 ()

平成 年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

印

北九州市長 様
(工事監督課あて)

1 工 事 名

2 請負金額

3 工 事 期 間 自 平成 年 月 日
 至 平成 年 月 日

この工事に関して、中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済制度の対象者については、下記のとおりです。

記

1 対象労働者数及び当該労働者の就労日数は次のとおりです。

$$\frac{\text{対象労働者数}}{\text{就労日数}} \quad \frac{\text{人}}{\text{日}}$$

「共済証紙受払簿」又は「建設業退職金共済証紙貼付状況報告書」が提出できない理由

2 対象者はありません。

理由()

平成 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者

印

平成 年 月 日

様

住 所

商号又は名称

代 表 者

㊞

建退共未利用理由の申出書

工事名称 _____

当該工事について建設業退職金共済制度を利用しない理由は下記のとおりです。

未利用理由

- 1 一人親方（個人事業主）である。
- 2 その他、建退共未利用の具体的な理由。

(_____)

【注意事項】

- ・ 建退共未利用事業者が受注者（元請業者）の場合、宛先は北九州市とする。
- ・ 建退共未利用事業者が下請業者の場合、宛先は受注者（元請業者）とする。
- ・ 本申出書は、退職金制度を一切利用していない事業者のみが提出する。
- ・ 建退共以外の退職金制度を利用している場合は、自社退職金制度規約の写し、又は、建退共以外の退職金制度加入証明書の写しを必ず提出する。

記入例

平成 年 月 日

(株)●●建設様

住 所 北九州市

商号又は名称 (有)▲▲工務店

代 表 者 ■■ ■■ ⑩

建退共未利用理由の申出書

工事名称 (仮称)北九州市◆◆◆◆施設新築工事

当該工事について建設業退職金共済制度を利用しない理由は下記のとおりです。

未利用理由

① 一人親方（個人事業主）である。

② その他、建退共未利用の具体的な理由。

()

【注意事項】

- ・ 建退共未利用事業者が受注者（元請業者）の場合、宛先は北九州市とする。
- ・ 建退共未利用事業者が下請業者の場合、宛先は受注者（元請業者）とする。
- ・ 本申出書は、退職金制度を一切利用していない事業者のみが提出する。
- ・ 建退共以外の退職金制度を利用している場合は、自社退職金制度規約の写し、又は、建退共以外の退職金制度加入証明書の写しを必ず提出する。

工事請負契約に係る設計図書の実費徴収及び販売要領

(最終改正 令和6年2月1日)

工事請負契約に係る設計図書（図面、金抜設計書及び仕様書をいう。以下同じ。）の実費徴収及び販売方法については、次のとおりとする。

1 電子入札対象工事以外の工事について

(1) 対象

工事請負契約に係る設計図書2部。

なお、

ア 当初契約時のみ有料とし、契約変更時の設計図書は、無償で配布する。

なお、この場合の配布部数は、従来どおりとする。

イ 現場説明用設計図書は、従来どおり無償で貸与する。

ウ 軽微な工事は、対象外とする。

(2) 負担金額

設計図書の請負者負担金額は、実費相当額とする。

(3) 設計図書の単価の決定

ア 起工担当課は、現説時に指名業者に配布する設計図書1部当たりの単価（消費税抜きの額）を起工時点での協定価格等に基づき算出する。

ただし、青写真については、当面の間「平成27年度（下半期）価格協定について（通知）（平成27年10月1日付け北九契契第292号）」の5ページに記載がある協定価格に基づき算出する。

なお、起工担当課と設計担当課が異なる場合は、起工担当課は、設計担当課に確認のうえ単価を算出する。

算出した結果、

① 1部当たりの金額が100円未満の場合は、「起工及び契約締結伺」の「特記事項」欄に「設計図書代金0円」と記入する。

② 1部当たりの金額が100円以上の場合は、

・ 100円未満の端数を切り捨てて1部当たりの単価を算出する。

・ 「1部当たりの単価×2×1.1」で設計図書代金を算出する。

・ 「起工及び契約締結伺」の「特記事項」欄に「請負者負担額△△円（〇〇円×2×1.1）」と記入する。（注：〇〇円＝1部当たりの単価）

イ 設計図書請負者負担額算定表に必要事項を記入し、「起工及び契約締結伺」に添付する。

ウ 設計図書の作成経費は、従来どおり原局負担とする。また、設計図書の作成部数についても、従来どおりとする。

(4) 納付書（払込書）兼領収済通知書の作成

ア 当該工事が一般会計分の工事の場合

契約担当課は、起工担当課から持ち込まれた「起工及び契約締結伺」の「特記事項」欄に基づき納付書（払込書）兼領収済通知書を作成する（一般会計の工事に係る設計図書実費の収入は、契約担当課の一般会計の収入となる。）。なお、調定等の事務は、「会計関係事務手続説明書」を参考にすること。

イ 当該工事が特別会計又は下水道事業会計（一般会計分以外の工事）の場合

起工担当課は、「起工及び契約締結伺」の「特記事項」欄に基づき納付書（払込書）兼領収済通知書を作成する（特別会計等の工事に係る設計図書実費の収入は、起工担当課の当該会計の収入となる。）。

この場合、納付書（払込書）兼領収済通知書の「所属（住所）・氏名」欄は、空欄にしておく。調定等の事務は、「会計関係事務手続説明書」を参考にすること。

作成後は、「起工及び契約締結伺」と納付書（払込書）兼領収済通知書を契約担当課に持ち込む。

(5) 入札執行通知書への記載

契約担当課は、入札執行通知書に、

- ・(3)－ア－①の場合は、「設計図書実費は徴収しない。」と明記する。
- ・(3)－ア－②の場合は、「設計図書請負者負担額：△△円」と明記する。（設計図書1部当たりの単価ではないので注意。）

(6) 実費の徴収方法

ア 契約担当課は、落札者に契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（以下「電子契約書」という。）（以下「契約書等」という。）を交付し、又は送付するとともに、納付書（払込書）兼領収済通知書を交付する。

イ 落札者は、実費を市金庫等で納入し、契約書（電子契約書をもって契約する場合を除く。）と領収書を契約担当課に提示する。

ウ 契約担当課は、領収書を確認したうえで、契約書に市長印を押印し、契約者に契約書を渡す。

電子契約書をもって契約する場合は、領収書を確認したうえで、電子契約書に電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をする。

2 電子入札対象工事について

(1) 対象

電子入札対象工事の工事請負契約に係る設計図書で、電子媒体（以下「CD-R」という。）に記録したもの。

なお、1－(1)－アの規定については、この場合に準用する。

(2) 負担金額

市とＣＤ－Ｒ販売業者で取り決めた協定価格を負担金額の上限とする。

(3) 販売方法

ア 公告や指名通知で指定したＣＤ－Ｒ販売業者から、指定期間内に購入する。

イ 購入時には、競争参加資格確認結果通知書又は指名通知書の写しをＣＤ－Ｒ販売業者へ提出する。

実施期日

この要領は、平成１６年１２月１日以降の発注分から適用する。

実施期日

この要領は、平成２６年４月１日以降の発注分から適用する。

実施期日

この要領は、平成２８年４月１日以降の発注分から適用する。

実施期日

この要領は、令和元年１０月１日以降の発注分から適用する。

実施期日

この要領は、令和６年２月１日から施行する。

工事履行証明書の交付に伴う手数料の徴収について

昭和 5 7 年 2 月 1 日
最終改正
平成 2 8 年 4 月 1 日

建設業者等が工事履行証明書の交付を希望するときは、従来、各契約担当局において、その手数料の徴収の取扱いに差があったので、今後は、次のとおり事務処理することとする。

記

- 1 主旨
手数料を徴収する。
- 2 根拠
北九州市手数料条例（昭和 40 年 3 月 31 日 条例第 5 号）第 2 条 1 項 7 号（手数料）
- 3 手数料
1 件につき 300 円
1 個の請求で 2 以上の事項を含むときは、1 事項ごとに 300 円とする。（上記条例第 2 条 3 項）
- 4 費目（技術監理局の場合）
款 使用料及び手数料
項 手数料
目 総務手数料
節 総務管理手数料
- 5 徴収方法
 - ① 工事履行証明書の交付の申し出を受けた契約担当者は、業者が作成した様式に記入されている内容を確認し、その写しに担当課長の決裁を得た後、一括して庶務へ回付する。
 - ② 庶務担当は、納付書（用品 NO3307）に必要事項を記入して納付させる。
 - ③ 庶務担当は、手数料を納付したことを確認して、証明年月日、証明者名を押印をして交付する。
- 6 様式
証明書の様式は、業者の任意とするが、一応の見本として別添の様式【省略】を常備し、業者の利用に供することができる。
- 7 納付書
 - ① 摘要欄は「工事履行証明書の交付」とする。
1 個の請求で 2 以上の事項を含むときは、その旨追記する。（例 2 事項の場合は、

2 事項と追記する。)

② 収入番号は、年度ごとに 1 からの一連番号とし、当該決裁欄の下に同一番号を記載する。

8 実施年月日

昭和 57 年 2 月 1 日

北九州市工事執行規則

(昭和 49 年 5 月 27 日規則第 77 号)

北九州市工事執行規則（昭和 38 年規則第 46 号）の全部改正

（趣 旨）

第 1 条 この規則は、工事の適正かつ合理的な施工を図るため、工事の執行について必要な事項を定めるものとする。

（工事の定義）

第 2 条 この規則において「工事」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。

（執行の方法）

第 3 条 工事の執行は、直営又は請負若しくは委託の方法によるものとする。

（直 営）

第 4 条 次の各号に掲げる場合の工事は、直営工事とする。

- (1) 請負によることが不利又は不相当と認められるとき。
- (2) 臨時の場合又は急施を要する場合で請負に付する暇がないとき。
- (3) 請負契約を締結することができないとき。
- (4) 特に直営とする必要があるとき。

2 前項の直営工事の執行の手続については、市長が別に定める。

（委 託）

第 5 条 市長は工事の性格上必要があると認めるときは、工事を委託するものとし、その相手方は、国、他の地方公共団体その他の公共団体又はこれに準ずる者で市長が指定するものとする。

（請 負）

第 6 条 工事の執行は、前 2 条による場合のほか請負とする。

（監督員）

第 7 条 市長は、請負人の工事の執行について、必要な監督を行わせるため、監督員を置く。

2 前項の監督員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 工事の執行について、請負人又は請負人の現場代理人に対して指示をすること。
- (2) 図面又は仕様書（現場説明書等を含む。）に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の段階確認又は工事材料の試験若しくは検査をすること。

（平 7 規則 60・一部改正）

（関連工事の調整）

第 8 条 市長は、市の発注する工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、当該工事の円滑な施工を図るため必要な調整を行うものとする。

（請負人の責任）

第 9 条 請負人は、現場代理人、主任技術者、使用人等（次条において「現場代理人等」という。）の行為について、すべての責任を負わなければならない。

(現場代理人等の交代)

第10条 市長は、現場代理人等が監督員の職務執行を妨げたときその他工事の執行又は管理について著しく不適當であると認められるときは、その理由を明示して請負人に対し、現場代理人等の交代を求めることができる。

(施工後点検不可能となる工事の立会い)

第11条 請負人は、水中又は地中に埋没する工事その他施工後外面から点検することが不可能となる工事については、監督員の立会いの上、施工しなければならない。

2 監督員は、前項の規定による立会いを求められるときは、遅滞なく応じなければならない。

(工事の中止)

第12条 市長は、技術上支障が生じたとき、天災地変が生じたときその他工事を継続して執行することができない理由が生じたときは、請負人に対して工事中止通知書により、工事の施工の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 市長は、前項の規定による工事の施工の一時中止を解除しようとするときは、請負人に工事中止解除通知書を交付するものとする。

(平7規則60・一部改正)

(検査等)

第13条 請負人は、工事の全部又は一部が完成したときは、直ちに完成(出来形)届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による完成(出来形)届を受理したときは、その日から14日以内に請負人の立会いの上で検査を行わなければならない。

3 請負人が前項の検査に立ち会わないときは、検査の結果に対して、異議を申し立てることができない。

4 市長は、完成検査をする場合において、必要があると認めるときは、請負人に完成検査に必要な設備をさせ、又は工事の目的物を検査に必要な限度において、破壊することができる。

5 請負人は、前項の規定による設備又は破壊部分については、市長の指定する期間内に原状に復しなければならない。この場合において、第16条第2項及び第3項の規定を準用する。

(昭50規則71・平7規則60・一部改正)

(検査員及び検査補助員の設置等)

第14条 市長は、工事の検査(設計図書を伴う工事の検査に限る。以下この条において同じ。)を行わせるため、市に検査員及び検査補助員を置く。

2 検査員は、職員のうちから市長が任命し、検査補助員は、検査員が職員のうちから指名する者をもって充てる。

3 検査員は、技術監理局長又は技術監理局技術部検査課長の命を受けて、工事の検査を担当する。

4 検査補助員は、検査員の命を受けて、当該検査員が担当する工事の検査を補助する。

5 この条に定めるもののほか、検査員及び検査補助員について必要な事項は、技術監理局

長が定める。

(昭 50 規則 71・追加、昭 50 規則 84・平 17 規則 50・平 18 規則 49・一部改正)

(しゅん工認定通知)

第 15 条 市長は、完成検査の結果合格と認めるときは、速やかに請負人にしゅん工認定通知書を交付するものとする。

(昭 50 規則 71・旧第 15 条繰下・一部改正、平 7 規則 60・一部改正)

(修 補)

第 16 条 請負人は、完成検査に合格しなかったときは、修補指示書に従い、修補しなければならない。この場合において、修補に要した期間は、遅延日数に算入しないものとする。

2 請負人は、前項の規定による修補を完了したときは、直ちに修補完了届を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による修補完了届を受理したときは、その日から 14 日以内に再検査を行うものとする。

(昭 50 規則 71・旧第 16 条繰下、平 7 規則 60・一部改正)

(担保責任)

第 17 条 市長は、引き渡された工事の目的物に関し、引渡しを受けた日から 2 年を経過する日までの間でなければ、当該工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと(次項及び第 4 項において「契約不適合」という。)を理由とした修補の請求をすることができない。この場合において、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 637 条第 1 項の規定は、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、契約不適合が請負人の故意又は重大な過失により生じたものである場合は、同項に規定する期間の終期は、市長が契約不適合を知った日から 5 年を経過する日又は引渡しを受けた日から 10 年を経過する日のいずれか早い日とする。

3 市長は、第 1 項の規定にかかわらず、工事の目的物の性質等に応じ、同項に規定する期間を延長し、又は短縮することができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、契約不適合を理由とした修補の請求に代え、又は修補の請求とともに損害賠償の請求をすることができる。

(昭 50 規則 71・旧第 17 条繰下、令 2 規則 21・令 3 規則 39・一部改正)

(別の方法による処置)

第 18 条 軽微な工事のうちこの規則によらないことが適当と市長が認めるものについては、別に市長が定める方法により処理することができる。

(昭 50 規則 71・旧第 18 条繰下)

(様 式)

第 19 条 この規則の施行に関し必要な帳票の様式については、技術監理局長が定める。

(平 7 規則 60・追加、平 18 規則 49・一部改正)

付 則

1 この規則は、昭和 49 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に存する従前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（昭和 50 年 9 月 1 日規則第 71 号）

- 1 この規則は、昭和 50 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙については、なお当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（昭和 50 年 11 月 1 日規則第 84 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙については、第 10 条の規定による改正後の北九州市工事執行規則の規定にかかわらず、なお当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成 7 年 8 月 1 日規則第 60 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 50 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 49 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 6 月 26 日規則第 30 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の北九州市工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以降に締結する契約に係る工事について適用し、同日前に締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。

付 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 47 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 30 日規則第 21 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。（改正法の施行日と同日）

付 則（令和 3 年 8 月 17 日規則第 39 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第 17 条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約に係る工事について適用し、同日前に締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。

軽微な工事の執行要領

(最終改正 令和6年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定により、同規則によらないことが適当と市長が認める軽微な工事（以下「軽微な工事」という。）の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(軽微な工事等)

第2条 この要領で「軽微な工事」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 予定価格が1件250万円以下の工事
- (2) 工事に係る測量、設計、調査等の業務で、予定価格が1件100万円以下のもの
- 2 この要領で「本工事」とは、北九州市工事執行規則に基づき執行するものをいう。
- 3 この要領で「土木関係工事」とは、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第2条に掲げる工事のうち、土木、港湾、とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、造園、さく井、水道施設の各工事とする。
- 4 この要領で「建築関係工事」とは、土木関係工事以外の工事とする。

(設計金額の積算等)

第3条 軽微な工事を執行するときは、設計金額の積算基礎になる工事内容内訳書を作成するものとする。

- 2 予定価格が30万円を超える土木関係工事を執行する場合において、発注工事に対応した職種の技術職員がいない等の理由により工事内容内訳書の作成が困難であるときは、整備事務所等に工事内容内訳書の作成又は軽微な工事の執行を依頼するものとする。
- 3 予定価格が30万円を超える建築関係工事を執行する場合において、発注工事に対応した職種の技術職員がいない等の理由により工事内容内訳書の作成が困難であるときは、選定した業者に見積明細書（提案）の作成と工事箇所が確認できる簡易な図面作成及び写真撮影を依頼し、見積明細書（提案）の内容の確認を都市整備局建築部に依頼するものとする。
- 4 予定価格が30万円以下の工事を執行する場合において、発注工事に対応した職種の技術職員がいない等の理由により工事内容内訳書の作成が困難であるときは、工事内容内訳書の作成を省略することができる。
- 5 特殊な構造物を施工する工事及び国庫補助事業の対象となる工事（測量、設計、調査等を含む。）を軽微な工事の執行手続きにより執行するときは、前4項の規定にかかわらず、本工事を執行する場合に契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に添付する設計書（内訳書等を含む。）及び図面（以下「設計図書」という。）を必ず作成するものとする。

(工事内容等の把握)

第4条 軽微な工事を執行するときは、現地を踏査し、工事の内容、規模、施工方法等工

事施工上必要な事項を十分把握しなければならない。

(予定価格の設定)

第5条 軽微な工事を執行するときは、あらかじめ、予定価格を定めなければならない。

2 軽微な工事を執行する課において、第3条第4項の規定により工事内容内訳書の作成を省略したため、設計金額を積算することができないときは、次に掲げる事項を考慮し、適正な予定価格を設定するものとする。

- (1) 予算積算時の概算資料
- (2) 業者による参考見積り
- (3) 過去の同種工事の契約価格
- (4) 技術担当課との協議結果

(業者選定)

第6条 業者の選定は、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第16条において準用する同規則第14条又は北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第14条において準用する同規則第12条の規定により行うものとする。

2 格付のある工種については、軽微な工事に対応する等級の業者を選定しなければならない。ただし、軽微な工事に対応する等級の業者を選定することができない特別の理由があるときは、この限りでない。

3 特殊な工事の施工又は業務の実施に関し、有資格業者名簿に記載されていない業者を選定しようとするときは、当該業者の選定の可否について、技術監理局契約制度課長に協議するものとする。

4 業者は、予定価格が50万円以下の工事については2名以上、50万円超の工事については3名以上選定するものとする。ただし、2名以上選定することができない特別の理由があるとき並びに第2条第1項第1号の規定に定める工事にあつては、予定価格が1件30万円以下のとき及び第2条第1項第2号の規定に定める業務にあつては、予定価格が1件10万円以下のときは、この限りではない。

(見積資料等の提供)

第7条 業者に見積りを依頼するときは、工事の内容や範囲を特定するため、できるだけ現地説明を行うものとする。

2 緊急を要する場合等都合により現地説明ができないときは、工事の内容、使用資材等の数量等が十分に把握できる資料を業者に提示し、適正な見積りができるよう配慮するものとする。

(見積明細書の徴収)

第8条 第3条第4項により工事内容内訳書の作成及び設計金額の積算を省略したときは、業者から図面及び数量、規格、材質、形状寸法を明確に記載した見積明細書を徴するものとする。

(請負者の決定)

第9条 予定価格の範囲内で最も低価格の見積りをした業者を請負者とする。

2 前項の規定にかかわらず、見積金額が極端に低価格、又は見積内容が不適切であるため、契約条件に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最も低価格の見積りをした業者以外の者を請負者とすることができる。

3 各業者の見積内容を検討した結果、請負者として決定できる業者がない場合は、改めて業者選定を行うものとする。

(契約不適合責任期間)

第10条 契約不適合責任期間は、原則として1年とする。ただし、契約不適合が請負者の故意又は重大な過失による場合は、民法の定めるところによる。

(契約変更)

第11条 契約金額を増額変更する必要がある場合において、変更後の契約金額は、特別の理由のあるときを除き、当初の契約金額に100分の130を乗じて得た額を超えることはできないものとする。また、いかなる場合においても変更後の予定価格は、250万円（工事に係る測量、設計、調査等の業務にあっては、100万円）を超えることはできない。

2 削除

(工事写真等の添付)

第12条 請負者が工事の完了を報告するときは、着工前と竣工後の現場の状況のわかる写真を提出させるものとする。ただし、契約金額が1万円未満の工事については、当該写真を提出させないことができる。

2 前項の写真は、写真撮影する目的を阻害しない場所に、工事名、場所、工種及び構造物の形状、寸法等を記入した小黒板を置いて撮影させるものとする。

3 地中に埋設する工事、部品の取替工事等で、着工前と竣工後の区別がつかない工事については、当該工事の施工中の写真も提出させるものとする。

4 舗装工事については、前3項の工事写真のほか、出来形図を作成のうえ提出させるものとする。

(その他)

第13条 工事の規模からみて、本工事の執行手続により執行すべき工事を、この要領による執行をするために分割して起工してはならない。

2 本工事の執行手続により施工している工事の一部であって、通常、契約変更手続により執行すべきものを、この要領に基づいて執行してはならない。

3 工事の規模からみて、本工事の執行手続により執行すべき工事は、次により判断するものとする。

(1) 同一時期、同一場所で発注する工事は、通常、同一工事として1件の工事とみなす。

(2) 前号の規定にかかわらず、工種が異なるため施工中の業者と異なる業者に発注する場合、又は工期を短縮する必要がある等のため、それ自体単独の工事として施工可能な適当な工区に区分し、それぞれ異なる業者に発注する場合は、それぞれの工事を1件の工事とすることができる。

- 4 工事の内容等からみて、設計変更によりこの要領に規定する予定価格の上限額を超えると判断される工事は、本工事の執行手続きにより起工するものとする。
- 5 この要領に定めるもののほか、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）等関係規程の定めによるものとする。
- 6 軽微な工事の起工、契約、検査等一連の執行手順、様式その他必要な事項については、技術監理局長が別に定める。

付 則

この要領は、平成13年4月1日から施行し、同日以降に起工する工事について適用する。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行し、同日以降に起工する工事について適用する。

付 則

この要領は、平成17年1月1日から施行し、同日以降に起工する工事について適用する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に起工する工事について適用する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に起工する工事について適用する。

付 則

この要領は、令和2年11月1日から施行し、令和2年4月1日以降に起工した工事に遡って適用する。

付 則

この要領は、令和3年10月1日から施行し、同日以降に締結する契約に係る工事について適用する。

付 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

契 約 伺

										年度						
										整理 No.						
課		係 長		課 長												
契約担当課 担当者																
契 約	起案	年	月	日		起案	年	月	日	支 出 科 目	一般会計 ・ 特別会計					
	決裁	年	月	日		決裁	年	月	日		単費 ・ 補助					
件 名											款 項 目 節					
工事場所																
種 別	☐ 工事（工種										予 算					
											残 額					
工 期 限	年 月 日まで（ 日間）										設 計					
工事内容											金 額					
											予 定					
											価 格					
特記事項											見 積 書					
											比較価格					
見積業者名（契約者に○印）										等 級	確定金額					
1											（頭に ¥ を 入れる）					
2																
3											契約不適合責任期間					
随意契約の理由（令 167 条の 2）										1 号 予定価格が規則で定める額を超えない。 2 号 契約の性質、目的が競争入札に適しない。 5 号 緊急のため競争入札できない。 6 号 競争入札によることが不利である。 7 号 有利な価格で契約できる。		1 年（故意又は重過失の場合 は、民法の定めるところ による）				
契 約 事 前 確 認 事 項（契 約 担 当 課）											適 否					
1 設計金額について 工事内容内訳書(又は設計図書)を作成し、設計金額を積算しているか。																
2 工種について 工種は、「建設工事有資格業者名簿」に掲載している建設工事の種類を参考に、工事 内容に応じて適正に設定されているか。																
3 業者選定について (1) 業者は、金額に応じて 2 名もしくは 3 名以上選定しているか。 1 名しか選定していない場合は、合理的な理由があるか（特記事項欄に記入してい るか）。																
(2) 工事の場合、選定した業者は、「建設工事有資格業者名簿」の当該工事の工種に登 載されているか。 工事に係る測量等の業務委託の場合、選定した業者は、「測量及び建設コンサルタン ト有資格業者名簿」に登録されているか、また、当該業務委託は選定業者の申請業務内 容であるか。 無登録業者を選定するときは、契約制度課長に事前協議しているか。																
(3) 格付工種の工事の場合、選定した業者の等級は適正か（「軽微」の表示はあるか）。 上位等級業者を選定するときは、特別な理由があるか(特記事項欄に記入しているか)。																
4 予定価格について (1) あらかじめ予定価格を設計金額等の算定根拠に基づいて設定しているか。																
(2) 設定した予定価格は、250万円以下（建設工事で工事内容内訳書を作成していない 場合は30万円以下又は工事に係る測量等の業務委託の場合は、100万円以下）である か。																

* 適 否 欄
記入方法

適⇒

○

否⇒

×

該当なし⇒

／

様式第2-1号（見積書添付用）

工事内容内訳書

[illegible]

見 積 書

整理 No.

北 九 州 市 長 様

見 積 提 出

年 月 日

住 所

氏 名



下記のとおり見積します。

1 件 名							
2 工事場所							
3 工事内容	別記	{ 工事内容内訳書 見積明細書 () } のとおり。					
4 工 期 限	年 月 日まで						
5 見 積 金 額	〔金額の頭に ¥を入れる〕						円

(注) 見積業者は、上記の太枠部分（見積提出日、住所、氏名、件名、工事場所、工事内容、工期限、見積金額）のみを記入すること。

請 書

整理 No.

収入印紙

北九州市長 様

見積提出	年 月 日
契約	年 月 日

住所.....

氏 名.....印

契約締結のうえは、北九州市契約規則その他関係諸規程を遵守し、貴市が決定した工事内容及び契約金額により工事を施工します。なお、下請契約を締結した場合、直ちに「施工体制台帳」及び「下請契約書」の写しを提出します。

1 件 名							
2 工事場所							
3 工事内容	別記 $\left\{ \begin{array}{l} \text{工事内容内訳書} \\ \text{見積明細書} \\ \text{()} \end{array} \right\}$ のとおり。						
4 工 期 限	年 月 日まで						
5 見 積 金 額 〔金額の頭に ¥を入れる〕							円
6 下請契約の有無（予定） 〔○で囲む〕	有 ・ 無						

注）見積業者は、上記の太枠部分（見積提出日、住所、氏名、件名、工事場所、工事内容、工期限、見積金額、下請契約の有無（予定）のみを記入すること。

7 契 約 金 額 〔金額の頭に ¥を入れる〕							円
8 うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額							円

$$\text{契約金額} = \text{見積金額} \times 110 / 100$$

9 契約不適合責任期間 1年。ただし、故意又は重大な過失によるときは、民法の定めるところによる。

※電子契約の場合は、押印及び収入印紙不要

供 契約担当課 担 当 者	係 長	課 長
覧		

請 書

整理 No.

収入
印紙

北九州市長 様

見 積 提 出	年 月 日
契 約	年 月 日

住 所

氏 名 印

契約締結のうえは、北九州市契約規則その他関係諸規程を遵守し、貴市が決定した工事内容及び契約金額により工事を施工します。

1 件 名								
2 工事場所								
3 工事内容	別記	{ 工事内容内訳書 見積明細書 () }		のとおり。				
4 工 期 限	年 月 日まで							
5 見 積 金 額	{ 金額の頭に ¥を入れる }							円

(注) 見積業者は、上記の太枠部分（見積提出日、住所、氏名、件名、工事場所、工事内容、工期限、見積金額）のみを記入すること。

6 契 約 金 額	〔金額の頭に ¥を入れる〕						円
7 うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額							円

$$\text{契約金額} = \text{見積金額} \times 110 / 100$$

8 契約不適合責任期間 1年。ただし、故意又は重大な過失によるときは、民法の定めるところによる。

※電子契約の場合は、押印及び収入印紙不要

供 契約担当課 担 当 者	係 長	課 長
覧		

見 積 明 細 書

件 名	

[illegible]

※工事内容が把握できるよう詳細に記入すること。

合 計 (頭に¥を入れる)	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

※工事内容が把握できるよう詳細に記入する

合 計
(頭に¥を入れる)

工 事 完 了 報 告 書

整理 No.

契 約	年 月 日
契 約 変 更	年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者名(※)

⑩

(代表者の署名の場合は押印不要)

検 査		
担 当 者	係 長	課 長
件 名		
工 事 場 所		
工 事 完 了	年 月 日	
工事完了報告	年 月 日	
検査及び引渡し	年 月 日	
契約金額		金額の頭に ¥を入れる 円

※ 受任地を設定している場合は、受任者名を記入してください。受任者が署名した場合も押印不要です。

軽 微 な 工 事 の 事 務 手 順 書（土木関係工事）

1 起工及び契約締結時の手順

（測量及び建設コンサルタント）

処理者	手順	処理内容
起工担当課 担当者	1	財務会計システムにおいて執行伺を作成し、電子決裁で起案する。
	2	契約伺（様式第1号）の太枠内〔課名、年度、整理No.、会計別、補単の別、支出科目、予算残額、設計金額、件名、工事場所、種別（工事の場合、工種を含む。）、工期限、工事内容〕を記入する。 （1）予定価格が30万円を超える場合は、整備事務所等に工事内容内訳書の作成を依頼し、設計金額を記入する。 （2）予定価格が30万円以下の工事で、技術職員が配置されていない等の理由により、設計金額が積算できない場合は、設計金額欄には斜線を引く。
	3	契約伺を係長にまわす。 （1）工事内容内訳書（様式2-1号、2-2号）や設計図書を作成している場合は添付する。 （2）予定価格が30万円以下で、工事内容内訳書（様式2-1号、2-2号）や設計図書を作成していない場合は、予定価格の算定根拠となる参考見積り等を添付する。
	4	係長 記載内容を審査し、執行伺は電子決裁し、契約伺を課長にまわす。
	5	課長 記載内容を審査し、執行伺は電子決裁し、契約伺を担当者に返す。
	6	担当者 執行伺書を出力（*）し、契約伺と併せて契約担当課の担当者にまわす。 （*）決裁欄に決裁者の氏名が印字されている（＝電子決裁が完了している）ことを確認する。
契約担当課 担当者	7	執行伺書及び契約伺の記載内容を審査し、契約起案年月日を記入する。 見積業者名及び随意契約の理由を記入する。
	8	1-1 建設工事の場合 見積業者は「北九州市建設工事有資格業者名簿」の中から予定価格30万円を超え、50万円以下の工事については、適格者を2名以上、予定価格50万円超の工事については、適格者を3名以上選定する。 適格者とは、次の者をいう。 （1）発注工事に係る工種について登録されていること。

処理者	手順	処理内容
		(工種については、「北九州市建設工事有資格業者名簿」に掲載している「建設工事の種類」を参考にして選ぶこと。) (2) 格付工種（「北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」第12条第1項に定める工事）については、同条第3項の規定に基づく対応等級業者であること。 具体的には、 ア 土木、水道施設については、格付が「C」又は「D」の者 イ 舗装、造園については、格付が「B」又は「C」の者 ウ 港湾については、格付が「C」の者 (上記アからウの者には、名簿に「軽微」の記載あり。) (3) 格付工種以外の工種については、対象者の制限はない。 (4) 見積業者を1名しか選定しないとき又は上位等級業者（「軽微」の表示のない者）を選定するときは、特別の理由が必要であり、その理由を特記事項欄に記入すること。 1－2 測量及び建設コンサルタント 見積業者は「北九州市測量及び建設コンサルタント有資格業者名簿」の中から予定価格10万円を超え、50万円以下の工事に係る委託については、適格者を2名以上、予定価格50万円超の工事に係る委託については、適格者を3名以上選定する。 見積業者を1名しか選定しないときは、特別の理由が必要であり、その理由を特記事項欄に記入すること。 2 随意契約の理由は、最も比重の高いものの番号を○で囲むこと。軽微な工事については、一般に1号で処理して差し支えない。ただし、特命の場合には、個々の要件に照らして該当するものを選ぶこと。
	9	契約同の契約担当課担当者欄に押印して係長にまわす。
係長	10	執行伺書及び契約同の記載内容を審査し、契約事前確認事項（契約担当課）欄の「4 予定価格について」以外の確認事項の適否を記入する。
	11	記載内容の審査後、契約同に押印して課長にまわす。
課長	12	執行伺書及び契約同の記載内容を審査し、予定価格及び見積書比較価格を次の要領で記入し、押印して担当者に返す。

処理者	手順	処理内容
担当者		1 設計金額が記入されている場合 (1) 設計金額から消費税及び地方消費税の額並びに支給品費を除いた工事請負費を基礎として見積書比較価格を記入する。 (2) 見積書比較価格に1.1を乗じた価格を予定価格として記入する。 2 設計金額の記入が省略されている場合 (1) 執行要領第5条第2項の規定に従って、添付された業者による参考見積り等を基に見積書比較価格を決定して記入する。 (2) 見積書比較価格に1.1を乗じた価格を予定価格として記入する。
	13	契約事前確認事項（契約担当課）欄の「4 予定価格について」の適否を記入し、確認事項が全て適正であることを確認して、押印する。
	14	契約時に契約決裁年月日を記入する。
見積業者	15	業者に、見積書（様式3-1号）を配布し見積を依頼する。工事内容内訳書又は設計図書を作成している場合は、配布する。工事内容内訳書又は設計図書がない場合は、見積明細書（様式4号）を配布する。 また、「契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積業者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること」と口頭で注意を促す。 見積明細書を配布するときは、併せて、「見積明細書には、工事、工程、工種等の名称、数量、規格、材質、形状、寸法等を明確かつ詳細に記載すること（必要な場合には図面の添付を指示すること）」と注意を促す。 ※ 工事場所の特定を確実にし、わかりにくい場合には、図面や写真等を交付すること。
	16	1 工事内容内訳書等がある場合 見積書（様式3-1号）の太枠の中（見積提出年月日、工事名、工事場所、工期限、見積金額、住所、氏名）を記入し、 工事内容欄には、「別記 $\left\{ \begin{array}{l} \text{工事内容内訳書} \\ \text{見積明細書} \\ \text{()} \end{array} \right\}$ のとおり」の「工事内容内訳書」を○で囲み（設計図書がある場合は、下段の（ ）に「設計図書」と記入する。）押印して契約担当者に提出する。

処理者	手順	処理内容
契約担当課 担当者	17	2 工事内容内訳書等がない場合 (1) 見積明細書を作成して見積金額を積算する。 (2) 見積明細書には、工事、工程、工種等の名称、数量、規格、材質、形状、寸法等を明確に記載する。 (3) 必要に応じ、施工の内容がわかる図面を見積書に添付する。 (4) 見積書を上記 1 の要領で記入し、工事内容欄は「見積明細書」を○で囲み、押印して見積明細書とともに契約担当者に提出する。
		1 工事内容内訳書等がある場合 業者から提出された見積書の記載内容を審査し、見積書比較価格以下で見積もった業者があるときは、その時点で見積りを終了する。 契約何に見積金額の低い順に見積書を添付して係長にまわす。(工事内容内訳書を最終回分に添付しておく。) 2 工事内容内訳書等がない場合 業者から提出された見積書と見積明細書の記載内容を審査し、見積書比較価格以下で見積もった業者があるときは、その時点で見積りを終了する。契約何に見積金額の低い順に見積書と見積明細書を添付して係長にまわす。
係長	18	記載内容を審査して課長にまわす。
課長	19	1 見積書の見積金額と契約何の見積書比較価格を検討して請負業者を決定し、契約何の見積業者欄の当該業者に○印をつける。 決定した業者の見積金額に1.1を乗じた金額を確定金額（1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）として記入し、担当者に返す。 2 決定できる業者がない場合は、改めて業者選定から手続きをやり直すよう指示して担当者に返す。
担当者	20	決定した請負者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか確認するため、課税事業者である旨（予定を含む）又は免税事業者である旨（予定を含む）の届出をさせる。この届出書は、契約何に添付しておくこと。
	21	請負者に次のものを交付する。 (1) 見積書一式[請書（様式第3-2号）と見積書及び工事内容内訳書又は見積明細書をホッチキスで重ね綴じたもの。] (2) 工事完了報告書（様式第5号） (3) 請求書兼領収書

処理者	手順	処理内容
請負者	22	※ なお、請書と工事完了報告書には、契約年月日、契約金額、取引に係る消費税及び地方消費税の額（課税事業者の場合のみ。免税事業者の場合は斜線を引く。）、整理No. を記入しておく。 ※ 受注者が電子契約を希望する場合は、Microsoft Word等の追加入力のできる形式の請書、工事完了報告書、請求書兼領収書及び電子契約サービス利用届書のデータとスキニングした見積書及び工事内容内訳書又は見積明細書を電子メール等で送付する。 請求書兼領収書データ：よーしきくん 会計室 No. 004 工事完了報告書（様式第5号）を提出する際には、 (1) 着工前と竣工後の現場の写真を添付すること。（ただし、契約金額1万円未満の工事は省略可。） (2) 写真撮影に当たっては、撮影目的を阻害しない場所に、工事名、場所、工種及び構造物の形状、寸法等を記入した小黒板を置き、撮影すること。 (3) 地中に埋設する工事、部品の取替工事等で、竣工前後の区別がつかない工事については、当該工事を施工中の写真も添付すること。 (4) 舗装工事については、工事写真のほか出来形図を作成のうえ添付すること。
		を指示しておく。
		請書の太枠の中に、見積書の太枠の中の内容を転記し、押印する。
		請書に、課税事業者は契約金額から消費税及び地方消費税の額を引いた金額、免税事業者は契約金額に応じた収入印紙を貼り消印する。見積書一式の見開きのページに割印して契約担当者に提出する。
	23	※ 見積書一式が数ページに及ぶときは、各ページの見開きすべてに割印させること。（袋綴じし、綴じ代に押印してもよい。） ※ 電子契約の場合は、請書の太枠の中に、見積書の太枠の中の内容を入力後、見積書及び工事内容内訳書又は見積明細書とともに電子契約システムに登録し、自社署名をした後、本市宛に署名依頼を行う。
	契約担当課 担当者	24 請負者から提出された見積書一式を審査し、課長まで供覧する。
		25 電子契約の場合は、電子契約システム内の請書、見積書及び工事内容内訳書又は見積明細書を確認した後、電子契約の承認処理を行う。
		26 執行伺書及び契約伺に見積書一式を添付して起工担当課担当者に返す。
起工担当課 担当者	27	見積書一式の内容を確認した上で、財務会計システムにおいて支出負担行為（確定）に確定情報を入力し、支出負担行為書を出力する。
	28	請負者に工事の開始を指示する。
	29	執行伺書、支出負担行為書及び契約伺、見積書一式は工事完了まで保管する。

処理者	手順	処理内容
	30	請負業者が下請契約を締結した場合、直ちに「施工体制台帳」及び「下請契約書」の写しを提出させること。また、施工体制台帳に基づいて作成する「施工体系図」は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示するよう指導すること。 ※ただし、測量及び建設コンサルタントは除く。

軽 微 な 工 事 の 事 務 手 順 書 (建築関係工事)

(予定価格30万円以下又は工事内容内訳書等を作成している場合)

1 起工及び契約締結時の手順

処理者	手順	処理内容
起工担当課 担当者	1	財務会計システムにおいて執行伺を作成し、電子決裁で起案する。
	2	契約伺（様式第1号）の太枠内〔課名、年度、整理No、会計別、補単の別、支出科目、予算残額、設計金額、件名、工事場所、種別（工事の場合、工種を含む。）、工期限、工事内容〕を記入する。 ※ 工事に対応した職種の技術職員が配置されていない等の理由により、設計金額が積算できない場合は、設計金額欄には斜線を引く。
	3	契約伺を係長にまわす。 (1) 工事内容内訳書（様式2-1号、2-2号）や設計図書を作成している場合は添付する。 (2) 工事内容内訳書（様式2-1号、2-2号）や設計図書を作成していない場合は、予定価格の算定根拠となる参考見積り等を添付する。
	4	係長 記載内容を審査し、執行伺は電子決裁し、契約伺を課長にまわす。
	5	課長 記載内容を審査し、執行伺は電子決裁し、契約伺を担当者に返す。
	6	担当者 執行伺書を出力（*）し、契約伺と併せて契約担当課の担当者にまわす。 （*）決裁欄に決裁者の氏名が印字されている（＝電子決裁が完了している）ことを確認する。
契約担当課 担当者	7	執行伺書及び契約伺の記載内容を審査し、契約起案年月日を記入する。 見積業者名及び随意契約の理由を記入する。
	8	1 見積業者は「北九州市建設工事業有資格業者名簿」から予定価格30万円を超え、50万円以下の工事については、適格者を2名以上、予定価格50万円超の工事については、適格者を3名以上選定する。 適格者とは、次の者をいう。 (1) 発注工事に係る工種について登録されていること。 （工種については、「北九州市建設工事業有資格業者名簿」に掲載している「建設工事の種類」を参考にして選ぶこと。） (2) 格付工種（「北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」第12条第1項に定める工事）については、同条第3項の規定に基づく対応等級業者であること。

処理者	手順	処理内容
係長	9	具体的には、 ア 建築については、格付が「C」又は「D」の者 イ 電気、管については、格付が「B」又は「C」の者 (上記ア及びイの者には、名簿に「軽微」の記載あり。) (3) 格付工種以外の工種については、対象者の制限はない。 (4) 見積業者を1名しか選定しないとき又は上位等級業者(「軽微」の表示のない者)を選定するときは、特別の理由が必要であり、その理由を特記事項欄に記入すること。 2 随意契約の理由は、最も比重の高いものの番号を○で囲むこと。軽微な工事については、一般に1号で処理して差し支えない。ただし、特命の場合には、個々の要件に照らして該当するものを選ぶこと。
		契約伺の契約担当課担当者欄に押印して係長にまわす。
		執行伺書及び契約伺の記載内容を審査し、契約事前確認事項(契約担当課)欄の「4 予定価格について」以外の確認事項の適否を記入する。
	11	記載内容の審査後、契約伺に押印して課長にまわす。
課長	12	執行伺書及び契約伺の記載内容を審査し、予定価格及び見積書比較価格を次の要領で記入し、押印して担当者に返す。 1 設計金額が記入されている場合 (1) 設計金額から消費税及び地方消費税の額並びに支給品費を除いた工事請負費を基礎にして見積書比較価格を記入する。 (2) 見積書比較価格に1.1を乗じた価格を予定価格として記入する。 2 設計金額の記入が省略されている場合 (1) 執行要領第5条第2項の規定に従って、添付された業者による参考見積り等を基に見積書比較価格を決定して記入する。 (2) 見積書比較価格に1.1を乗じた価格を予定価格として記入する。
	13	契約事前確認事項(契約担当課)欄の「4 予定価格について」の適否を記入し、確認事項が全て適正であることを確認して、押印する。
担当者	14	契約伺に契約決裁年月日を記入する。
	15	業者に、見積書(様式3-1号)を配布し見積を依頼する。工事内容内訳書又は設計図書を作成している場合は、配布する。工事内容内訳書又は設計図書がない場合は、見積明細書(様式4号)を配布する。 また、「契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、見積業

処理者	手順	処理内容
見積業者	16	者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること」と口頭で注意を促す。 見積明細書を配布するときは、併せて、「見積明細書には、工事、工程、工種等の名称、数量、規格、材質、形状、寸法等を明確かつ詳細に記載すること（必要な場合には図面の添付を指示すること）」と注意を促す。 ※ 工事場所の特定を確実にし、わかりにくい場合には、図面や写真等を交付すること。 1 工事内容内訳書等がある場合 見積書（様式3－1号）の太枠の中（見積提出年月日、工事名、工事場所、工期限、見積金額、住所、氏名）を記入し、 工事内容欄には、「別記 見積明細書（ ）」のとおり」の「工事内容内訳書」を○で囲み（設計図書がある場合は、下段の（ ）に「設計図書」と記入する。）押印して契約担当者に提出する。 2 工事内容内訳書等がない場合 (1) 見積明細書を作成して見積金額を積算する。 (2) 見積明細書には、工事、工程、工種等の名称、数量、規格、材質、形状、寸法等を明確に記載する。 (3) 必要に応じ、施工の内容がわかる図面を見積書に添付する。 (4) 見積書を上記1の要領で記入し、工事内容欄は「見積明細書」を○で囲み、押印して見積明細書とともに契約担当者に提出する。
契約担当課 担当者	17	1 工事内容内訳書等がある場合 業者から提出された見積書の記載内容を審査し、見積書比較価格以下で見積もった業者があるときは、その時点で見積りを終了する。 契約同に見積金額の低い順に見積書を添付して係長にまわす。（工事内容内訳書を最終回分に添付しておく。） 2 工事内容内訳書等がない場合 業者から提出された見積書と見積明細書の記載内容を審査し、見積書比較価格以下で見積もった業者があるときは、その時点で見積りを終了する。 契約同に見積金額の低い順に見積書と見積明細書を添付して係長にまわす。

処理者	手順	処理内容
係長	18	記載内容を審査して課長にまわす。
課長	19	1 見積書の見積金額と契約何の見積書比較価格を検討して請負業者を決定し、契約何の見積業者欄の当該業者に○印をつける。 決定した業者の見積金額に1.1を乗じた金額を確定金額（1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）として記入し、担当者に返す。 2 決定できる業者がない場合は、改めて業者選定から手続きをやり直すよう指示して担当者に返す。
担当者	20	決定した請負者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか確認するため、課税事業者である旨（予定を含む）又は免税事業者である旨（予定を含む）の届出をさせる。この届出書は、契約何に添付しておくこと。
	21	請負者に次のものを交付する。 (1) 見積書一式[請書（様式第3-2号）と見積書及び工事内容内訳書又は見積明細書をホッチキスで重ね綴じたもの。] (2) 工事完了報告書（様式第5号） (3) 請求書兼領収書 ※ なお、請書と工事完了報告書には、契約年月日、契約金額、取引に係る消費税及び地方消費税の額（課税事業者の場合のみ。免税事業者の場合は斜線を引く。）、整理No.を記入しておく。 ※ 受注者が電子契約を希望する場合は、Microsoft Word等の追加入力のできる形式の請書、工事完了報告書、請求書兼領収書及び電子契約サービス利用届書のデータとスキャニングした見積書及び工事内容内訳書又は見積明細書を電子メール等で送付する。 請求書兼領収書データ：よーしきくん 会計室 No.004
	22	工事完了報告書（様式第5号）を提出する際には、 (1) 着工前と竣工後の現場の写真を添付すること。（ただし、契約金額1万円未満の工事は省略可。） (2) 写真撮影に当たっては、撮影目的を阻害しない場所に、工事名、場所、工種及び構造物の形状、寸法等を記入した小黒板を置き、撮影すること。 (3) 地中に埋設する工事、部品の取替工事等で、竣工前後の区別がつかない工事については、当該工事を施工中の写真も添付すること。 (4) 舗装工事については、工事写真のほか出来形図を作成のうえ添付すること。 を指示しておく。

処理者	手順	処理内容
請負者 契約担当課 担当者 起工担当課 担当者	23	請書の太枠の中に、見積書の太枠の中の内容を転記し、押印する。 請書に、課税事業者は契約金額から消費税及び地方消費税の額を引いた金額、免税事業者は契約金額に応じた収入印紙を貼り消印する。見積書一式の見開きのページに割印して契約担当者に提出する。 ※ 見積書一式が複数ページに及ぶときは、各ページの見開きすべてに割印させること。（袋綴じし、綴じ代に押印してもよい。） ※ 電子契約の場合は、請書の太枠の中に、請書、見積書の太枠の中の内容を入力後、見積書及び工事内容内訳書又は見積明細書とともに電子契約システムに登録し、自社署名をした後、本市宛に署名依頼を行う。
	24	請負者から提出された見積書一式を審査し、課長まで供覧する。
	25	電子契約の場合は、電子契約システム内の請書、見積書及び工事内容内訳書又は見積明細書を確認した後、電子契約の承認処理を行う。
	26	執行伺書及び契約伺に見積書一式を添付して起工担当課担当者に返す。
	27	見積書一式の内容を確認した上で、財務会計システムにおいて支出負担行為（確定）に確定情報を入力し、支出負担行為書を出力する。
	28	請負者に工事の開始を指示する。
	29	執行伺書、支出負担行為書及び契約伺、見積書一式は工事完了まで保管する。
	30	請負業者が下請契約を締結した場合、直ちに「施工体制台帳」及び「下請契約書」の写しを提出させること。また、施工体制台帳に基づいて作成する「施工体系図」は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示するよう指導すること。

軽微な工事の事務手順書（建築関係工事）

（予定価格 30 万円超で工事内容内訳書等を作成していない場合）

1 起工及び契約締結時の手順

処理者	手順	処理内容
起工担当課 担当者	1	財務会計システムにおいて執行伺を作成し、電子決裁で起案する。
	2	契約伺（様式第 1 号）の太枠内〔課名、年度、整理 No、会計別、補単の別、支出科目、予算残額、件名、工事場所、種別（工事の場合、工種を含む。）、工期限、工事内容〕を記入する。 ※ 設計金額欄には斜線を引く。
	3	契約伺を係長にまわす。
	4	記載内容を審査し、執行伺は電子決裁し、契約伺を課長にまわす。
	5	記載内容を審査し、執行伺は電子決裁し、契約伺を担当者に返す。
	6	執行伺書を出力（*）し、契約伺と併せて契約担当課の担当者にまわす。 （*）決裁欄に決裁者の氏名が印字されている（＝電子決裁が完了している）ことを確認する。
契約担当課 担当者	7	執行伺書及び契約伺の記載内容を審査し、契約起案年月日を記入する。 見積業者名及び随意契約の理由を記入する。
	8	1 見積業者は「北九州市建設工事有資格業者名簿」から予定価格 30 万円を超え、50 万円以下の工事については、適格者を 2 名以上、予定価格 50 万円超の工事については、適格者を 3 名以上選定する。 適格者とは、次の者をいう。 (1) 発注工事に係る工種について登録されていること。 （工種については、「北九州市建設工事有資格業者名簿」に掲載している「建設工事の種類」を参考にして選ぶこと。） (2) 格付工種（「北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」第 12 条第 1 項に定める工事）については、同条第 3 項の規定に基づく対応等級業者であること。 具体的には、 ア 建築については、格付が「C」又は「D」の者 イ 電気、管については、格付が「B」又は「C」の者 （上記ア及びイの者には、名簿に「軽微」の記載あり。） (3) 格付工種以外の工種については、対象者の制限はない。

処理者	手順	処理内容
係長	9	(4) 見積業者を1名しか選定しないとき又は上位等級業者（「軽微」の表示のない者）を選定するときは、特別の理由が必要であり、その理由を特記事項欄に記入すること。
		2 随意契約の理由は、最も比重の高いものの番号を○で囲むこと。軽微な工事については、一般に1号で処理して差し支えない。ただし、特命の場合には、個々の要件に照らして該当するものを選ぶこと。
		契約同の契約担当課担当者欄に押印して係長にまわす。
	10	執行伺書及び契約同の記載内容を審査し、契約事前確認事項（契約担当課）欄の「4 予定価格について」以外の確認事項の適否を記入する。
課長	11	記載内容の審査後、契約同に押印して課長にまわす。
	12	記載内容を審査し、契約同に押印して担当者に返す。
担当者	13	契約同に契約決裁年月日を記入する。
	14	業者に、見積書（様式3-1号）及び見積明細書（提案）（様式第4-2号）と見積明細書のひな型、軽微な工事の見積りの際の注意事項を配布し、見積りを依頼する。 見積りを依頼する際には、「軽微な工事の見積りの際の注意事項」に従い適正な見積りをするよう、下記のことについて念押しをすること。 (1) 見積事例（ひな型）を参考に各項目を明確かつ詳細に記載すること。 (2) 市の指示に従って、工事の範囲及び箇所が確認できる簡易な図面と数量調書（図面に記載がある場合は省略可）及び写真を添付すること。 (3) 見積書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。 (4) 見積明細書（提案）の内容に疑義が生じたときは、再度見積りを依頼する場合があること。 (5) 不適切な見積りが発見されたときは、今後の指名に影響が及ぶ場合があること。 ※ 工事範囲の特定を確実にし、わかりにくい場合には、図面や写真等を交付すること。
見積業者	15	(1) 見積明細書（提案）を作成して見積金額を積算する。 (2) 見積明細書（提案）には、工事、工程、工種等の名称、数量、規格、材質、形状、寸法、施工人数等を明確に記載する。 (3) 市の指示に従って、工事箇所が確認できる簡易な図面と数量調書（図面に記載がある場合は省略可）及び写真を見積明細書に添付する。

処理者	手順	処理内容
契約担当課 担当者 都市整備局 建築部 設備部 契約担当課 担当者 課長 担当者		(4) 見積書の太枠の中（見積提出年月日、工事名、工事場所、工期限、見積金額、住所、氏名）を記入し、 工事内容欄には、「別記」 工事内容内訳書 見 積 明 細 書 () } のとおり」の「見積明細書」を○で囲み、押印して契約担当者に提出する。
	16	各業者から提出された見積書と見積明細書（提案）の記載内容を審査し、最低価格の業者分のみ、工事箇所の簡易な図面と数量調書（図面に記載がある場合は省略可）及び写真を添えて都市整備局建築部に送付し、積算内容の確認（主として金額、単価のチェック）を依頼する。
	17	契約担当課から送付された見積明細書（提案）の積算内容を工種別に都市整備局建築部又は設備部の担当者が確認する。 見積明細書（提案）の内容確認が終わり、修正箇所がなければ、すみやかに契約担当課に返送する。積算内容の確認の過程で修正箇所があれば、見積明細書（提案）を修正の上、契約担当課に返送する。 （別紙：見積明細書の内容確認の手順を参照）
	18	見積書と見積明細書（提案）を契約同に添付して課長にまわす。
	19	契約同に予定価格、見積書比較価格を記入し、担当者に返す。
	20	契約事前確認事項（契約担当課）欄の「4 予定価格について」の適否を記入し、確認事項が全て適正であることを確認する。
	21	1 積算内容に修正がなかった場合 都市整備局建築部又は設備部から返送された見積書と見積明細書（提案）を見積金額の低い順に並べ、契約同に添付して係長にまわす。 2 積算内容に修正があった場合 (1) 都市整備局建築部又は設備部から修正等の連絡があった場合は、最低価格の見積明細書（提案）を提出した業者に修正内容を説明して、改めて見積書と見積明細書（提案）の作成依頼をする。その際、「見積明細書には、単価及び金額を省略し、合計欄以降を明確に記載すること」と注意を促す。 （別紙：「見積明細書の内容確認の手順」を参照） (2) 改めて業者から提出された見積明細書（提案）の記載内容と都市整備局建築部又は設備部の提示内容を確認する。 (3) 業者から提出された見積書と見積明細書（提案）を見積金額の低い順に並べ、契約同に添付して係長にまわす。

処理者	手順	処理内容
係長	22	都市整備局建築部又は設備部による見積内容の確認を受けて、適正に処理をしていることを確認して、課長にまわす。
課長	23	1 都市整備局建築部又は設備部による見積内容の確認を受けて、適正に処理をしていることを確認する。 2 請負者を決定し、契約同の見積業者欄の当該業者に○印をつける。 3 決定した業者の見積金額に1.1を乗じた金額を確定金額（1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）として記入し、担当者に戻す。 4 決定できる業者がない場合は、改めて業者選定から手続きをやり直すよう指示して担当者に返す。
担当者	24	決定した請負者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか確認するため、課税事業者である旨（予定を含む）又は免税事業者である旨（予定を含む）の届出をさせる。この届出書は、契約同に添付しておくこと。
	25	請負者に次のものを交付する。 (1) 見積書一式[請書（様式第3-2号）と見積書及び見積明細書をホッチキスで重ね綴じたもの。] (2) 工事完了報告書（様式第5号） (3) 請求書兼領収書 ※ なお、請書と工事完了報告書には、契約年月日、契約金額、取引に係る消費税及び地方消費税の額（課税事業者の場合のみ。免税事業者の場合は斜線を引く。）、整理No.を記入しておく。 ※ 受注者が電子契約を希望する場合は、Microsoft Word等の追加入力のできる形式の請書、工事完了報告書、請求書兼領収書及び電子契約サービス利用届書のデータとスキャニングした見積書及び工事内容内訳書又は見積明細書を電子メール等で送付する。 請求書兼領収書データ：よーしきくん 会計室 No.004
	26	工事完了報告書（様式第5号）を提出する際には、 (1) 着工前と竣工後の現場の写真を添付すること。（ただし、契約金額1万円未満の工事は省略可。） (2) 写真撮影に当たっては、撮影目的を阻害しない場所に、工事名、場所、工種及び構造物の形状、寸法等を記入した小黒板を置き、撮影すること。 (3) 地中に埋設する工事、部品の取替工事等で、竣工前後の区別がつかない工事については、当該工事を施工中の写真も添付すること。 (4) 舗装工事については、工事写真のほか出来形図を作成し添付すること。 を指示しておく。

処理者	手順	処理内容
請負者	27	請書の太枠の中に、見積書の太枠の中の内容を転記し、押印する。 請書に、課税事業者は契約金額から消費税及び地方消費税の額を引いた金額、免税事業者は契約金額に応じた収入印紙を貼り消印する。見積書一式の見開きのページに割印して契約担当者に提出する。 ※ 見積書一式が複数ページに及ぶときは、各ページの見開きすべてに割印させること。（袋綴じし、綴じ代に押印してもよい。） ※ 電子契約の場合は、請書の太枠の中に、見積書の太枠の中の内容を入力後、見積書及び見積明細書とともに電子契約システムに登録し、自社署名をした後、本市宛に署名依頼を行う。
	28	契約担当課 担当者 請負者から提出された見積書一式を審査し、課長まで供覧する。
	29	電子契約の場合は、電子契約システム内の請書、見積書及び工事内容内訳書又は見積明細書を確認した後、電子契約の承認処理を行う。
	30	執行伺書及び契約伺と見積書一式を起工担当課担当者に返す。
起工担当課	31	担当者 見積書一式の内容を確認した上で、財務会計システムにおいて支出負担行為（確定）に確定情報を入力し、支出負担行為書を出力する。
	32	請負者に工事の開始を指示する。
	33	執行伺書、支出負担行為書及び契約伺、見積書一式は工事完了まで保管する。
	34	請負業者が下請契約を締結した場合、直ちに「施工体制台帳」及び「下請契約書」の写しを提出させること。また、施工体制台帳に基づいて作成する「施工体系図」は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示するよう指導すること。

契 約 変 更 時 の 手 順

処理者	手順	処理内容
起工担当課 担当者	1	変更契約伺（契約伺（様式第1号）を訂正したもの、または別に作成した様式を使用してもよい。）の太枠内〔課名、年度、整理No.、起工起案年月日、会計別、補単の別、支出科目、予算残額、確定金額、件名、工事場所、請負者名、種別（工事の場合、工種を含む。）、工期限、工事内容、変更理由等〕を記入する。 変更後の契約金額が、当初の契約金額に30%を加算した額を超えることとなるときは、事前に契約担当課長に協議しておくこと。 ※変更後の予定価格（税込設計金額）は、工事では250万円、工事に係る委託では100万円を超えることはできない。
	2	起工担当課担当者欄に押印して係長にまわす。 契約変更に係る工事内容内訳書又は設計図書を添付する。
	3	係長 記載内容を審査し、押印して課長にまわす。
	4	課長 記載内容を審査し、押印して担当者に返す。
契約担当課 担当者	5	起工決裁年月日を記入し、変更契約伺を契約担当課の担当者にまわす。
	6	変更契約伺の記載内容を審査し、契約起案年月日を記入する。 契約担当課担当者欄に押印して係長にまわす。
	7	係長 記載内容を審査し、押印して課長にまわす。
	8	課長 記載内容を審査し、押印して担当者に返す。
担当者	9	変更契約伺に契約決裁年月日を記入する。
	10	請負者に変更請書（請書（様式3-2号）を訂正したもの、または別に作成した様式を使用してもよい。）と工事内容内訳書をホッチキスで重ね綴じし（以下「変更請書一式」という。）、変更契約年月日、工事件名、変更内容、整理No.を記入して請負者に交付し、押印を依頼する。 ※ 受注者が電子契約を希望する場合は、Microsoft Word等の追加入力のできる形式の変更請書と工事内容内訳書を電子メール等で送付する。
請負者	11	変更請書に住所、氏名を記入、押印して、変更内容に対応した税額の収入印紙を貼り消印する。変更請書一式の見開きのページに割印して担当者に提

処理者	手順	処理内容
担当者 起工担当課 担当者		出する。 ※ 変更請書一式が数ページに及ぶときは、各ページの見開きすべてに割印させること。（袋綴じし、綴じ代に押印してもよい。） ※ 電子契約の場合は、変更請書に住所、氏名を入力後、見積書及び工事内容内訳書とともに電子契約システムに登録し、自社署名をした後、本市宛に署名依頼を行う。
	12	請負者から提出された変更請書一式を審査し、課長まで供覧する。
	13	電子契約の場合は、電子契約システム内の変更請書、見積書及び工事内容内訳書又は見積明細書を確認した後、電子契約の承認処理を行う。
	14	変更契約伺に変更請書一式を添付して起工担当課担当者に返す。
	15	変更請書一式の内容を確認した上で、財務会計システムにおいて変更執行伺を入力し、電子決裁する。
	16	変更負担行為（確定）登録を行い、決裁する。変更支出負担行為書を出力する。
	17	請負者に工事の変更を指示する。 なお、変更契約伺、変更請書一式は工事完了まで保管する。

工 事 完 了 後 の 手 順

処理者	手順	処理内容
請負者	1	工事完了報告書（様式第5号）に工事完了年月日、工事完了報告年月日を記入し、請求書兼領収書と併せて起工担当者に提出する。（工事完了報告書には、執行要領第12条に従い写真を添付させること。また、舗装工事については、出来形図を徴すること。）
起工担当課 担当者	2	工事完了報告書の記載内容（工事写真も含む。）を審査し、検査（現地確認）を行い、注文どおりの工事が完成していることを確認して、検査担当者欄に押印し、請求書兼領収書を添付して係長にまわす。
係長	3	記載内容を審査し、押印して課長にまわす。
課長	4	記載内容を審査し、検査を行い、検査及び引渡し年月日を記入、押印して担当者に返す。 以下、支出手続は省略する。

軽微な工事による 緊急工事発注事務手順書

- 1 軽微な工事による緊急工事の事務手順（概略）
- 2 軽微な工事による緊急工事事務処理要領
- 3 軽微な工事による緊急工事 事務手順書
- 4 「緊急工事発注依頼書」の雛形
【参考添付】 記入例資料 「契約伺」、「見積書」
- 5 監査指摘・注意事項（緊急工事関連）

令和6年4月1日

技術監理局 契約部 契約制度課

軽微な工事による緊急工事の事務手順(概略)



※ 環境整備事業の執行要領に基く緊急工事は、上記手順とは別に事務手順を定めている。

- ・ 同事業の適用部署:道路、下水道、公園、水産、港湾等
- ・ 局内で同執行要領の方針決裁をとった上で、年度の最初の工事において、指名競争入札を行い、指定業者を決定する。当該業者及び請負比率を実施期間中適用し、緊急工事の事案が発生する毎に、指示書を渡し施工させた後、一定の期間毎に支払事務を行う。

軽微な工事による緊急工事事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、災害等緊急時における軽微な工事による緊急工事に係る契約に関し、事務の透明性及び迅速な執行を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「緊急工事」とは、災害又は事故等により緊急かつ事前に着工しなければ、市民生活や施設運営上、重大な支障や危険性があるものであって、軽微な工事の執行要領第2条第1項第1号に定める予定価格が250万円以下の工事であつ次の各号のいずれかに該当する工事をいう。

(1) 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う緊急復旧工事等を行う場合。

- ア 堤防崩壊に伴う緊急復旧工事
- イ 道路陥没に伴う緊急復旧工事
- ウ 地滑りに伴う緊急復旧工事
- エ 火災に伴う緊急復旧工事
- オ 施設の雨漏りに伴う緊急復旧工事
- カ その他天災等に伴う緊急復旧工事等

(2) 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事等を行う場合。

- ア 電気設備の故障に伴う緊急復旧工事
- イ 給排水設備の故障に伴う緊急復旧工事
- ウ ガス設備の故障に伴う緊急復旧工事
- エ その他設備の故障に伴う緊急復旧工事等

(3) 災害や事故等の未然防止のための応急工事等を行う場合。

- ア 堤防の崩壊防止のための応急工事
- イ 浸水防止のための応急工事
- ウ 崖崩れ防止のための応急工事
- エ 外壁落下防止のための応急工事
- オ 施設利用者の安全確保のための応急工事
- カ その他災害・事故の未然防止のための応急工事等

(緊急工事の判断)

第3条 緊急を要する工事であるかの判断は、所属長の判断によるが、安易に緊急工事としてはならない。

2 緊急工事とする場合は、事後の説明ができるものでなければならない

2 軽微な工事による緊急工事事務処理要領

（業者選定）

第4条 契約担当課長は、緊急工事を発注しようとするときは、機動力と実績を勘案し、原則として、建設工事有資格者名簿に記載されている業者から1者を選定するものとする。

（発注手続）

第5条 契約担当課長は、緊急工事を発注しようとするときは、緊急工事発注依頼書（様式第6号）を作成する。

- 2 契約担当課長は、作成後、直ちに、緊急工事の施工を引き受ける旨の意思表示をした業者（以下、「緊急工事受注者」という。）へ送付し、工事に着手させるものとする。
- 3 緊急工事の場合においても、見積書を徴する時間がないときに限って、支出負担行為の事務手続を緊急工事発注依頼書（様式第6号）受領後に行うことができる。

（見積書の徴取等）

第6条 契約担当課長は、見積書（軽微な工事の執行要領に定める 様式第3-1号）を、必ず徴するものとする。

- 2 前項の規定による見積書の徴取は、原則として、緊急工事発注依頼書（様式第6号）を送付してから14日以内かつ工期が終わる前までに行うものとする。

（見積書の徴取後の事務手続）

第7条 見積書の徴取以降の事務手続は、軽微な工事の執行要領の規定に基づき行うものとする。

ただし、予定価格が30万円を超える軽微な工事の執行要領第2条第4項で定める建築関係工事を執行する場合においては、見積明細書（提案）の内容確認を都市整備局建築部に依頼することを要しない。

（適用除外）

第8条 この要領による緊急工事については、都市整備局（道路・河川・下水道）の環境整備事業の執行要領その他の要領により別段の定めがある場合は適用しない。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

軽微な工事による緊急工事 事務手順書

○ 起工及び契約締結時の手順

処 理 者	手 順	処 理 内 容
起工担当課		緊急工事を施工する事案が発生。
担当者	1	現場の状況確認 現場の状況を確認する。
課長	2	緊急工事に該当するかの判断 「軽微な工事による緊急工事事務処理要領」第2条に規定する「緊急工事」に該当するかどうかを判断する。 契約事務手続きを行わなかったこと等により、契約すべき日時が切迫したため、複数の業者選定を行う時間的余裕がなくなった場合は、単に事務の遅滞であって、緊急工事の要件に該当しないので、十分注意すること。
担当者	3	業者の選定 「北九州市建設工事有資格業者名簿」記載の業者から1者を選定する。 発注工事に係る工種について、同名簿に記載がある業者であること。
	4	対応の「可」「否」の確認 直ちに、当該業者に対して、当該緊急工事の施工が可能かどうか、対応の「可」「否」を確認する。
	5	「可」の返答の受領 緊急工事発注依頼書 作成 当該業者から対応「可」の返答があった場合、「緊急工事発注依頼書」を作成し、係長にまわす。
係長	6	記載内容を審査し、押印して課長にまわす。
課長	7	記載内容を審査し、押印して担当者に返す。
担当者	8	緊急工事発注依頼書 送付 「緊急工事発注依頼書」を当該業者に送付する。
受注者	9	受領 緊急工事発注依頼書に記名・押印 緊急工事発注依頼書 送付 「緊急工事発注依頼書」に記名押印（代表者又は受任者の自署でも可）し、起工担当課に提出する。
担当者	10	受領 当該業者から「緊急工事発注依頼書」を受領する。

処 理 者	手 順	処 理 内 容
受 注 者	11	<u>見積書 作成 見積書 送付</u> 当該緊急工事にかかる見積書及び見積明細書を起工担当課へ提出する。 (1) 見積書の太枠の中（見積提出年月日、工事名、工事場所、工期限、見積金額、住所、氏名）を記入し、 工事内容内訳書 見 積 明 細 書 () } のとおり」の見積明細書 を○で囲み押印して提出する。 (2) 見積明細書を作成して見積金額を積算する。 (3) 見積明細書には、工事、工程、工種等の名称、数量、規格、材質、形状、寸法等を明確に記載する。 (4) 必要に応じ、施工の内容がわかる図面を見積書に添付する。
起工担当課 担当者	12	<u>受領 見積書の精査</u> 見積書及び見積明細書を受領し、記載内容を精査する。
	13	<u>執行伺作成</u> 財務会計システムにおいて執行伺を作成し、電子決裁で起案する。
	14	<u>契約伺 作成</u> 契約伺（様式第1号）の<u>契約起案年月日</u>及び太枠内〔課名、年度、整理No、会計別、補単の別、支出科目、予算残額、件名、工事場所、工種、工期限、工事内容〕を記入する。 (1) 「工事内容」の欄には「別紙添付の ○○年○○月○○日付け緊急工事発注依頼書の記載された「3 工事概要」のとおり」と記載する。 (2) 「特記事項」の欄には「別紙添付の ○○年○○月○○日付け緊急工事発注依頼書の記載された「5 緊急工事に該当する工事概要」のとおり」。 (3) 「随意契約の理由(令167条の2)」の欄に記載の「5号」を○で囲む。 (4) 緊急に発注し、直ちに施工する必要があるため、設計金額欄は斜線を引く。 執行伺書を出力（＊）し、契約伺と併せて契約担当課の担当者にまわす。 （＊）決裁欄に決裁者の氏名が印字されている（＝電子決裁が完了している）ことを確認する。
契約担当課 担当者	15	契約伺の契約担当課の担当者欄に押印して、執行伺書、見積書及び見積明細書、「緊急工事発注依頼書」と一緒に係長にまわす。

処 理 者	手 順	処 理 内 容
係長	16	契約伺の記載内容を審査し、「契約事前確認事項（契約担当課）」欄の「1 設計金額について」以外の確認事項の適否を記入する。 緊急工事として、適正に処理をしていることを確認して、契約伺に押印して課長にまわす。
課長	17	1 緊急工事として、適正に処理をしていることを確認する。 2 契約伺の記載内容を審査し、予定価格、見積書比較金額及び確定金額（見積金額に1.1を乗じた金額（1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額））を記入し、契約伺に押印して担当者に返す。
担当者	18	請書の提出依頼 1 契約伺に契約決裁年月日を記入する。 2 決定した受注者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか確認するため、課税事業者である旨（予定を含む）又は免税事業者である旨（予定を含む）の届出をさせる。この届出書は、契約伺に添付しておくこと。
	19	受注者に次のものを交付する。 (1) 見積書一式 〔請書（様式第3-2号）と見積書及び工事内容内訳書又は見積明細書をホッチキスで重ね綴じたもの。〕 (2) 工事完了報告書 （様式第5号） (3) 請求書兼領収書 ※ なお、請書と工事完了報告書には、契約年月日、契約金額、取引に係る消費税及び地方消費税の額（課税事業者の場合のみ。免税事業者の場合は斜線を引く。）、整理No.を記入しておく。 ※ 受注者が電子契約を希望する場合は、Microsoft Word等の追加入力のできる形式の請書、工事完了報告書、請求書兼領収書及び電子契約サービス利用届書のデータとスキャニングした見積書及び工事内容内訳書又は見積明細書を電子メール等で送付する。 請求書兼領収書データ：よーしきくん 会計室 No.004 工事完了報告書（様式第5号）を提出する際には、 (1) 着工前と竣工後の現場の写真を添付すること。（ただし、契約金額1万円未満の工事は省略可。） (2) 写真撮影に当たっては、撮影目的を阻害しない場所に、工事名、場所、工種及び構造物の形状、寸法等を記入した小黒板を置き、撮影すること。 (3) 地中に埋設する工事、部品の取替工事等で、竣工前後の区別がつかない

処 理 者	手 順	処 理 内 容
受注者		工事については、当該工事を施工中の写真も添付すること。 (4) 舗装工事については、工事写真のほか出来形図を作成のうえ添付すること。 を指示しておく。
	20	請書作成 請書の太枠の中に、見積書の太枠の中の内容を転記し、押印する。 ※ 電子契約の場合は、請書の太枠の中に、見積書の太枠の中の内容を入力する。
担当者	21	請書送付 請書に、課税事業者は契約金額から消費税及び地方消費税の額を引いた金額、免税事業者は契約金額に応じた収入印紙を貼り消印する。見積書一式の見開きのページに割印して契約担当者に提出する。 ※ 見積書一式が数ページに及ぶときは、各ページの見開きすべてに割印させること。（袋綴じし、綴じ代に押印してもよい。） ※ 電子契約の場合は、見積書及び工事内容内訳書又は見積明細書とともに電子契約システムに登録し、自社署名をした後、本市宛に署名依頼を行う。
	22	請書受領 受注者から提出された見積書一式を審査し、課長まで供覧する。 電子契約の場合は、電子契約システム内の請書、見積書及び工事内容内訳書又は見積明細書を確認した後、電子契約の承認処理を行う。 執行何書及び契約何に見積書一式を添付して起工担当課担当者に返す。
起工担当課 担当者	23	支出負担行為何（確定）登録 見積書一式の内容を確認した上で、財務会計システムにおいて支出負担行為（確定）に確定情報を入力し、支出負担行為書を出力する。 執行何書、支出負担行為書及び契約何、見積書一式は工事完了まで保管する。 ※ 受注者が下請契約を締結した場合、直ちに「施工体制台帳」及び「下請契約書」の写しを提出させること。 また、施工体制台帳に基づいて作成する「施工体系図」は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示するよう指導すること。

様式第 6 号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇〇年〇月〇〇日

担当者	係長	課長

この例は決裁用。業者送付分は、この点線内の部分を削除する。

様

(発注者)

北九州市 ○○局 ○○課長

緊急工事発注依頼書（軽微な工事）

下記の緊急工事の施工を依頼します。なお、原則として、この緊急工事発注依頼書を受領した日から14日以内かつ工期が終わる前までに、見積書及び見積明細書を提出してください。その後、契約手続きを行う予定です。

記

- 1 工事名

- 2 工事場所 北九州市

- ### 3 工事概要

[illegible]

- 4 施工期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

- ## 5 緊急工事に該当する理由

[illegible]

上記の緊急工事について、北九州市契約規則その他関係諸規程を遵守し、施工を引き受けます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(受注者) 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(代表者の署名の場合は押印不要)

- ※ 発注者は、緊急工事発注依頼書を 3 部作成し、そのうち 2 部を受注者に渡すこと。
- ※ 受注者は、工事の施工を引き受ける場合はそのうちの 1 部に記名押印の上、発注者に提出すること。
- ※ 受注者欄について、受任地を設定している場合は、受任者名を記入してください。受任者が署名した場合も押印不要です。

4-3 記入例資料「契約伺」			契 約 伺			年度 平成27年度	
〇〇〇区コミュニティ支援課			見積書(様式第3-1号)が提出された後、契約担当者は直ちに、記載内容の精査し、起案する。 精査終了後、起案した日付を記入する。			整理No.	
契約担当課 担当者	係長	課長					
門司	小倉	八幡					
契 約	起案 27 年 10 月 9 日	起案 年 月 日	一般会計			特別会計	
	決裁 27 年 10 月 9 日	決裁 年 月 日	単費			補助	
件 名 〇〇市民センター2階会議室 空調機修理			支出科目			2 款 4 項 1 目 11 節 修繕料(維持補修費)	
工事場所 北九州市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号							
種 別 ☒ 工事(工種 管工事) ☐ 工事に係る委託			予算残額			1 0 5 0 2 7 2	
工 期 限 平成27 年 1 0 月 2 0 日まで (日間)			設計金額				
工事内容 別紙添付の平成〇〇年〇〇月〇〇日付け緊急工事発注依頼書に記載された「3 工事概要」のとおり。			予定価格			1 1 2 3 2 0	
特記事項 別紙添付の平成〇〇年〇〇月〇〇日付け緊急工事発注依頼書に記載された「5 緊急工事に該当する理由」のとおり。			見積書 比較価格			1 0 4 0 0 0	
見積業者名 (契約者に〇印)			等 級			確定金額	
① 〇〇商会			C			〔頭に¥を入れる〕 ¥ 1 1 2 3 2 0	
2							
3							
随意契約の理由 (令167条の2)			1号 予定価格が規則で定める額を超えない。 6号 競争入札によることが不利である。 2号 契約の性質、目的が競争入札に適しない。 7号 有利な価格で契約できる。 ⑤号 緊急のため競争入札できない。			かし担保責任期間 1年 (故意又は重過失の場合 10年)	
契 約 事 前 確 認 事 項 (契 約 担 当 課)						適 否	
1 設計金額について 工事内容内訳書(又は設計図書)を作成し、設計金額を積算しているか。						/	
2 工種について 工種は、「建設工事有資格者名簿」に掲載している建設工事の種類を参考に、工事内容に応じて適正に設定されているか。						○	
3 業者選定について (1) 業者は、金額に応じて2名又は3名以上選定しているか。 1名しか選定していない場合は、合理的な理由があるか(特記事項欄に記入しているか)。 (2) 工事の場合、選定した業者は「建設工事有資格者名簿」の該当工事の工種に登載されているか。 工事に係る測量等の業務委託の場合、選定した業者は、「測量及び建設コンサルタント有資格者名簿」に登載されているか。また、当該業務委託は選定業者の申請業務内容であるか。 無登録業者を選定するときは、契約制度課長に事前協議しているか。 (3) 格付工種の工事の場合、選定した業者の等級は適正か(「軽微」の表示はあるか)。 上位等級業者を選定するときは、特別な理由があるか(特記事項欄に記入しているか)。						○	
4 予定価格について (1) あらかじめ予定価格を設計金額等の算定根拠に基づいて設定しているか。 (2) 設定した予定価格は、250万円以下(建設工事で工事内容内訳書を作成していない場合は20万円以下又は工事に係る測量等に業務委託の場合は、100万円以下)であるか。						○	

* 適否欄
記入方法

適⇒

○

否⇒

×

該当なし⇒

/

様式第3-1号

見 積 書

整理 No.

北 九 州 市 長 様

見 積 提 出 平成27年10月9日

住 所 北九州市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社 〇〇商会

氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

下記のとおり見積します。

1 件 名	〇〇市民センター2階会議室 空調機修理							
2 工事場所	北九州市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号							
3 工事内容	別記 { 工事内容内訳書 見積明細書 } のとおり。 ()							
4 工 期 限	平成27年10月20日まで							
5 見 積 金 額	〔金額の頭に ¥を入れる〕	¥	1	1	2	0	0	0円

(注) 見積業者は、上記の太枠部分（見積提出日、住所、氏名、件名、工事場所、工事内容、工期限、見積金額）のみを記入すること。

建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表要領

施行日 平成13年7月10日

第1 趣 旨

この要領は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び工事に係る設計・調査・測量業務（以下「設計等」という。）の入札及び契約に係る情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 工事の発注見通しに関する公表

1 公表対象工事

当該年度に発注する予定価格が250万円を超えると見込まれる工事とする。ただし、公表時期に2の公表内容に不明な項目があり、発注の見通しがたたない工事は公表しないことができるものとする。

2 公表内容

- (1) 工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約にあっては、契約を締結する時期）

3 公表方法等

次の左欄の場所において、右欄の内容を閲覧に供し、併せて市のホームページに掲載するものとする。

閲 覧 場 所	閲 覧 内 容
技術監理局契約課（以下「契約課」という。）及び北九州市立文書館	契約課及び各整備事務所の契約に係る工事の発注見通し
各整備事務所庶務課	契約課及び当該整備事務所の契約に係る工事の発注見通し

4 公表時期

- (1) 当該年度の発注見通しを概ね4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以降、公表が可能な状態となり次第、遅滞なく公表する。
- (2) 当該年度の7月、10月及び1月に、すでに公表した発注見通しに関する事項を見直し、公表する。

5 公表期間

当該年度の3月31日までとする。

第3 入札及び契約の過程に関する事項の公表

1 工事及び設計等の入札、契約結果等に係る公表

(1) 公表対象

軽微な工事の執行要領に定める軽微な工事を除く工事及び設計等の入札及び契約

(2) 公表内容、時期及び期間

別表のとおりとする。

2 工事及び設計等の契約内容及び契約変更に係る公表

(1) 公表対象

軽微な工事の執行要領に定める軽微な工事を除く工事及び設計等

(2) 公表内容

ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所

イ 工事又は設計等の名称、場所、種別及び概要

ウ 工事の工期又は設計等の履行期間

エ 契約金額

オ 契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、変更後の契約に係るア(住所を除く。)からエの事項及び変更の理由

(3) 公表時期及び期間

契約締結後又は契約変更後遅滞なく公表するものとし、期間は、公表した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

3 公表場所、方法等

公表場所は、契約担当課事務室内とし、公表方法は、閲覧に供するものとする。

併せて、紙入札案件の契約内容並びに電子入札案件の入札、契約結果及び契約内容について、1-(2)及び2-(2)の公表内容と同等の内容を市のホームページに掲載するものとする。

第4 工事及び設計等の競争入札参加資格を有する者に関する公表

(1) 工事の公表内容

ア 有資格者の商号、代表者名、所在地及び電話番号

イ 申請工種及び申請順位

ウ 総合点数及びランク

(2) 設計等の公表内容

ア 有資格者の商号、登録番号、代表者名、郵便番号、所在地、電話番号

イ 申請業務及び業務内容

ウ 企業規模及び地域区分

(3) 公表時期及び期間

有資格業者名簿の作成後遅滞なく公表するものとし、期間は、当該有資格業者名簿の有効期間とする。

(4) 公表場所、方法等

公表場所は、技術監理局契約制度課及び北九州市立文書館並びに各整備事務所庶務課とし、公表方法は、閲覧に供するものとする。

併せて、(1)の公表内容に加え、有資格者の登録番号、許可番号、郵便番号及び申請工種ごとの得意工事並びに許可区分を、また(2)の公表内容のうちウを除く情報を市のホームページに掲載するものとする。

第5 事務処理及び様式等

工事等の入札及び契約に係る情報の公表の事務処理、様式その他の必要な事項については、技術監理局長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、平成13年7月10日に施行し、平成13年4月1日以降入札する工事から適用する。
- 2 建設工事等競争入札結果等の公表要領（昭和56年1月1日制定）は、廃止する。

付 則

この要領は、平成14年4月1日に施行し、同日以降入札する工事から適用する。

付 則

この要領は、平成16年4月1日に施行し、同日以降入札する工事から適用する。

付 則

この要領は、平成16年7月10日に施行し、平成16年4月1日以降入札する工事から適用する。

付 則

この要領は、平成17年4月1日に施行し、同日以降指名する工事から適用する。

付 則

この要領は、平成17年6月1日に施行する。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年12月8日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年8月21日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表 工事及び設計等の入札、契約結果等に係る公表内容、時期及び期間

区分	公 表 内 容	公表内容別 公 表 時 期	公 表 期 間
一般競争入札	① 予定価格 ② 件名 ③ 場所 ④ 入札日時 ⑤ 入札参加業者名 ⑥ 各回入札金額 ⑦ 総合評価方式適用時の評価値 ⑧ 落札業者名 ⑨ 低入札価格調査の対象となった業者名 ⑩ 競争参加資格確認申請書提出業者名 ⑪ 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由 ⑫ 調査基準価格、最低制限価格又は基準価格 ⑬ 調査基準価格及び最低制限価格を算出する際に用いた任意の係数 ⑭ 低入札価格調査により落札候補者を落札者とせず次順位者を落札者とした場合の理由	①～④ 入札の公告時 ⑤～⑬ 入札終了後速やかに ⑭ 契約締結後（仮契約を含む。）速やかに	契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで
指名競争入札	① 予定価格 ② 件名 ③ 場所 ④ 入札日時 ⑤ 指名業者名 ⑥ 入札参加業者名 ⑦ 各回入札金額 ⑧ 総合評価方式適用時の評価値 ⑨ 落札業者名 ⑩ 低入札価格調査の対象となった業者名 ⑪ 指名理由 ⑫ 調査基準価格、最低制限価格又は基準価格 ⑬ 調査基準価格及び最低制限価格を算出する際に用いた任意の係数 ⑭ 低入札価格調査により落札候補者を落札者とせず次順位者を落札者とした場合の理由	①～④ 業者選定委員会終了後速やかに ⑤～⑩、⑫、⑬ 入札終了後速やかに ⑪、⑭ 契約締結後（仮契約を含む。）速やかに	同上
随意契約	① 予定価格 ② 件名 ③ 場所 ④ 見積日時 ⑤ 契約の相手方 ⑥ 各回見積金額 ⑦ 相手方の選定理由	②～⑥ 契約の相手方の決定後速やかに ①、⑦ 契約締結後（仮契約を含む。）速やかに	同上
備考	調査基準価格、最低制限価格、基準価格、指名競争入札における指名理由の公表については、工事に係るもののみを対象とする。 価格及び金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額で表示する。		

工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務処理及び様式について

(最終改正 令和6年2月1日)

建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表要領に基づく公表の事務処理及び様式については、次のとおりとする。

第1 工事の発注見通しの公表

1 公表方法

「公共工事の発注見通し」(様式1)の簿冊を作成し、閲覧に供する。
併せて、技術監理局ホームページに掲載する。

- 2 公共工事の発注見通しの簿冊には、次に掲げる事項を冒頭に表示(規格はA4横)する。(令和 年 月 日現在)には、公表開始年月日を記入する。

令和 年度公共工事の発注見通し (令和 年 月 日現在) 令和 年度において、北九州市が発注を予定している予定価格が250万円を超えると見込まれる工事を公表します。 閲覧に当たっての留意事項(必ずお読みください。) 1 掲載工事は、技術監理局契約課及び各整備事務所庶務課(又は、〇〇〇整備事務所庶務課)において契約する予定の予定価格が250万円を超えると見込まれる工事です。 2 掲載工事は、公表日現在の予定であり、発注を中止し、延期し、又は早める場合があります。また、実際に発注する工事が掲載内容と異なったり、又は掲載されていない工事が発注される場合があります。 3 掲載工事の内容についてのお問い合わせは、ご遠慮ください。 北九州市技術監理局契約課(又は、〇〇〇整備事務所庶務課)

3 公表様式の記入要領

- (1) 工事名及び場所
公表時点で予定されている工事名及び工事場所を記入する。
- (2) 期間
工事期間の概数を記入する。
- (3) 種別
北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第2条に定める「工種」を記入する。
- (4) 概要
工事の規模、工事内容、主要資材の見込等を記入する。
- (5) 入札及び契約の方法
「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」の別を記入する。
- (6) 入札を行う時期
四半期の別を記入する。

第2 入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表

1 公表方法

- (1) 公表は、次の方法により行う。
 - ア 一般競争入札における予定価格は、入札の公告に記載して公表する。また、指名競争入札は入札前に指名競争入札予定価格一覧表で、随意契約は契約締結後に様式2-2で予定価格を公表する。
 - イ 指名競争入札における指名業者名は、入札終了後に様式2-1で公表する。

- ウ 一般競争入札における入札結果及び予定価格は、様式２－１及び様式２－２をそれぞれ「一般競争入札参加者一覧表・入札結果表」と書き換えた様式で公表する。
 - エ 指名競争入札における入札結果及び随意契約における結果は、様式２－１で公表する。
 - オ 一般競争入札及び指名競争入札における調査基準価格又は最低制限価格は、契約締結後に様式２－２で公表する。
 - カ 指名理由又は随意契約理由は、必要事項をチェックした「指名理由又は随意契約理由」（様式３）で公表する。
 - キ 契約内容及び契約変更内容は、「契約内容一覧表」（様式４）及び「契約変更内容一覧表」（様式５）又は、これらに替わるものとして「契約（変更）内容一覧表」（様式６）で公表する。
- (2) 次の区分ごとに、簿冊を作成する。
- ア 入札結果表
 - イ 随意契約結果表
 - ウ 指名競争入札予定価格一覧表
 - エ 指名理由又は随意契約理由
 - オ 契約内容一覧表
 - カ 契約変更内容一覧表
- (3) 随意契約結果表の簿冊には、次に掲げる事項を明示する。

閲覧にあたっての留意事項	
1	「指名業者選定書・入札結果表」の表示は、随意契約結果表と読み替える。
2	入札日時欄に記載があるものは、見積日時を記載したものである。
3	上記１及び２のほか、「入札」とあるのは、「見積」と読み替える。
4	契約の相手方は、見積金額欄に「決定」印が押印されている業者である。
5	契約金額は、契約の相手方の見積金額に１００分の１０に相当する額を加算した金額である。

2 公表様式の記入要領

(1) 「指名業者選定書・入札結果表」の記入要領

ア 件名及び場所欄

工事にあつては、契約書は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（以下「契約書等」という。）上の工事名及び工事場所を、また、設計等にあつては、契約書等上の件名を省略せずに記入する。

イ 入札日時欄

入札を開始する又は開始した日時を記入する。

随意契約結果表の見積日時は、記入しなくてもよい。

ウ 商号又は名称欄

有資格者名簿に記載されている商号又は共同企業体名を記入する。（株）（有）等も省略しない。代表者名は記入しない。ただし、同一商号の業者等まぎらわしい業者が登録されている場合は、カッコ書きで記入する。

エ 入札金額欄

（ア） 競争入札の場合は各回毎の入札金額、随意契約の場合は見積金額を記入する。ただし、最低制限価格を下回った場合や前回の最低価格を上回った場合等は、金額を記入しない。

（イ） 低入札価格調査を実施する場合は、「低入札価格調査実施」印を最終回入札金額の後ろの余白に朱色で押印する。

（ウ） 落札した業者は「落札」印を、同価入札のためくじ引をして業者を決定した場合は、「決定」印を最終回入札金額の後ろの余白に朱色で押印する。

（エ） 随意契約結果表においては、「決定」印を契約の相手方と決定した業者の見積金額の後ろの余白に朱色で押印する。

- (オ) 入札を辞退した者は「辞退」印を朱色で押印する。
(カ) 失格者は「失格」印とその理由印を朱色で押印する。

理由の例示

- ・最低制限価格を下まわったもの
- ・連絡不能
- ・現説不参加
- ・入札不参加
- ・委任状の不備
- ・不正入札
- ・無効入札

オ 予定価格欄

消費税及び地方消費税相当額を除く予定価格を記入する。

カ 調査基準価格欄又は最低制限価格欄

調査基準価格又は最低制限価格を設けた場合は、消費税及び地方消費税相当額を除く価格を記入する。調査基準価格又は最低制限価格を設けない場合は、この欄を、斜線により抹消する。

キ 備考欄

「上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る価格である。」と記入する。

ク 欄外への記入

- (ア) 同価入札のためくじ引をして業者を決定した場合は、「※」の業者については、同価入札のためくじ引により決定」の印を朱色で押印する。
※には、同価入札をした業者のNo.（入札結果表の商号の左側、枠外の番号）を記入する。
- (イ) 所定回数入札に付したが、落札者がなく随意契約をした場合は、「競争入札に付したが落札者がいないため随意契約に移行。決定業者 No. 決定金額 円」を押印し、必要事項を記入する。その場合、随意契約結果表は作成しない。
- (ウ) 入札不調（上記（イ）の場合を除く）の場合は、「不調」印を朱色で押印する。
- (エ) 一般競争入札において、競争入札参加資格がないと認めた業者がある場合は、「競争入札参加資格がないと認めた業者名及びその理由 別紙のとおり」を押印し、別紙に件名、場所、競争入札参加資格がないと認めた業者名及びその理由を記入し、当該工事の「一般競争入札参加者一覧表・入札結果表」に添付する。
- (オ) 低入札価格調査により落札候補者を落札者とせず次順位者を落札者とした場合は、「落札候補者を落札者とせず次順位者を落札者とした理由 別紙のとおり」を押印し、別紙に件名、場所、理由を記入し、当該工事の「一般競争入札参加者一覧表・入札結果表」に添付する。

(2) 「指名理由又は随意契約理由」の記入要領

ア 件名、場所及び種別欄

件名、場所は、契約書等上の工事名及び工事場所を省略せずに記入する。種別は、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第2条に定める工種を記入する。

イ 指名競争入札の場合は、指名理由及び指名の着眼点をチェックする。

ウ 随意契約の場合は、随意契約理由及び該当号をチェックする。

(3) 「契約内容一覧表」、「契約変更内容一覧表」及び「契約（変更）内容一覧表」の記入要領

ア 工事件名、工事場所

契約書等上の工事名及び工事場所を省略せずに記入する。

イ 種別、工事概要

種別は、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第2条に定める工種を記入する。工事概要は、工事の規模、工事内容、主要資材の見込等を記入する。

ウ 請負者名

有資格者名簿に記載されている商号（受任地の名称を含む。）又は共同企業体名を記入する。（株）（有）等も省略しない。代表者名は記入しない。

エ 住所

有資格者名簿に記載されている所在地を記入する。共同企業体にあつては、その代表者の所在地を記入する。

オ 変更理由

次の理由から適切なものを選択して記載する。理由に適切なものがない場合は、次の理由と同程度の適切な理由を記載する。

- （ア） 工事現場の状況により生じた数量、材質、工法等の変更
- （イ） 施工段階における事業の最終調整、見直しによる内容変更
- （ウ） 関連工事との取り合いによる分担施工部分の変更
- （エ） 賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更

第3 様式

様式1 「公共工事の発注見通し」

様式2-1 「指名業者選定書・入札結果表」（指名業者選定・入札結果・予定価格公表用）

様式2-2 「指名業者選定書・入札結果表」（予定価格・調査基準価格・最低制限価格公表用）

様式2-3 「指名業者選定書・入札結果表」（決裁用）

様式3 「指名理由又は随意契約理由」

様式4 「契約内容一覧表」

様式5 「契約変更内容一覧表」

様式6 「契約（変更）内容一覧表」

付則

平成13年9月3日から施行し、平成13年4月1日以降入札する工事から適用する。

付則

平成14年4月1日から施行し、同日以降入札する工事から適用する。

付則

平成16年4月1日から施行し、同日以降入札する工事から適用する。

付則

平成16年7月10日から施行し、平成16年4月1日以降入札する工事から適用する。

付則

平成20年4月1日から施行し、平成20年4月1日以降入札する工事から適用する。

付則

平成20年12月8日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付則

平成25年8月21日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付則

平成25年10月1日から施行する。

付則

平成26年4月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付則

平成28年4月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付則

平成31年4月1日から施行する。

付則

令和元年10月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。
付則
令和6年2月1日から施行する。

北九州市入札等監視委員会規則

(平成 24 年 3 月 29 日規則第 17 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、付属機関の設置に関する条例（昭和 38 年北九州市条例第 97 号）第 3 条の規定に基づき、北九州市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 市が発注する公共工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）に関し、入札及び契約の事務の執行状況について審議し、必要と認める場合に意見の具申又は勧告を行うこと。

(2) 工事のうち委員会が抽出したものに関し、契約の方法の決定の理由、一般競争入札に係る参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る参加者の指名の理由その他契約の内容について審議し、必要と認める場合に意見の具申又は勧告を行うこと。

(3) 工事に係る入札又は契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を除く。）に対する再苦情（工事に係る入札又は契約に対する苦情への回答に不服がある者が再度申し立てる苦情をいう。）の申立てについて調査審議すること。

(4) 前号に規定する特定調達契約に係る苦情の申立てについて調査審議すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、緊急その他やむを得ない事情により委員会の会議を招集できないときは、書類の回議をもって会議に代えることができる。

3 委員会の議事の概要は、これを公表する。

4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(定例会議)

第7条 第2条第1号及び第2号に規定する事務に係る会議は、定期的開催するものとする。

2 委員会は、前項に規定する会議で審議する工事の抽出について、あらかじめ指定した委員に委任することができる。この場合において、当該委員は、抽出の理由を会議で説明しなければならない。

3 委員会は、第2条第2号に規定する意見の具申又は勧告を行ったときは、その内容を公表するものとする。

(再苦情処理会議)

第8条 委員長は、第2条第3号に規定する再苦情の申立てが別に定める要件を欠くときは、会議を招集しないものとする。

2 委員会は、前項に規定する申立てに係る審議を終えたときは、報告書を作成し、市長に提出するとともに、審議の結果を公表するものとする。

(特定調達苦情処理会議)

第9条 委員長は、第2条第4号に規定する苦情の申立てが別に定める要件を欠くときは、会議を招集しないものとする。

2 委員会は、前項に規定する申立てに係る審議を終えたときは、報告書を作成し、市長に提出するとともに、審議の結果を公表するものとする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、技術監理局において処理する。

(委任)

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市入札等監視委員会規則の運用について

(令和3年6月29日 技術監理局長決裁)

第4条関係

委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けたとき
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき
- (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき

北九州市入札等監視委員会における苦情の処理手続に関する要綱

(最終改正 令和6年4月1日)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、次の各号に掲げる事項について必要な事項を定める。

- (1) 建設工事に資格業者（以下「有資格業者」という。）からの市（交通局を除く。）の入札及び契約の過程に関する苦情処理手続（以下「苦情処理手続」という。）及び再苦情処理手続
- (2) 市及び市が単独で設立する地方独立行政法人が行う地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に関する供給者からの苦情手続（以下「特定調達苦情処理手続」という。）

第2章 苦情処理手続

(苦情の対象)

第2条 入札及び契約の過程に関する苦情の対象は、次の各号に掲げるものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約の対象となった工事を除く。

- (1) 一般競争入札による工事
- (2) 指名競争入札による工事
- (3) 随意契約による工事（軽微な工事の執行要領による工事を除く。）

(苦情の申立てができる者)

第3条 苦情の申立てができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般競争入札による工事
競争入札参加資格確認申請書を提出した者で、入札参加資格がないと認められた者
- (2) 指名競争入札による工事
当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者で、当該入札に参加できる者として指名されなかった者
- (3) 随意契約による工事
当該契約と同一の工事種別に登録がある有資格業者で、当該契約の相手方として選定されなかった者

(苦情の申立てができる範囲)

第4条 苦情の申立てができる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般競争入札による工事
入札参加資格がないと認めた理由
- (2) 指名競争入札による工事
指名しなかった理由

(3) 随意契約による工事

随意契約の相手方として選定しなかった理由

(一般競争入札による工事の苦情の申立て手続)

第5条 一般競争入札による工事の苦情の申立ての手続は、次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格確認結果を通知した日の翌日から起算して7日以内に、市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。ただし工事の規模等により、その期限を4日以内とすることができるものとする。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合、指定の場所に書面を持参することにより行うものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (3) 市長等は、第1項に規定する説明を求められたときは、原則として当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答するものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (4) 市長等は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合、競争参加資格確認結果通知を取り消し、改めて競争参加資格のある旨の通知を行うものとする。
- (5) 市長等は、第3項に規定する回答及び第4項に規定する通知を行う場合は、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第10条第2項に規定する北九州市建設業者競争参加資格委員会（以下「競争参加資格委員会」という。）の委員長の承認を経て行うものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、競争参加資格委員会の審議を経て行うものとする。

(指名競争入札による工事の苦情申立て手続)

第6条 指名競争入札に指名されなかった者は、指名業者名を公表した日の翌日から起算して5日以内に、当該苦情の原因となった契約を担当する課長（以下「契約担当課長」という。）に対して、次に掲げる事項について記載した書面により行うものとする。

- (1) 申立人の氏名及び住所
- (2) 申立ての対象となる工事
- (3) 不服のある事項及び不服の根拠となる事項

(随意契約による工事の苦情申立て手続)

第7条 随意契約の相手方として選定されなかった者は、随意契約の相手方が公表された日の翌日から起算して5日以内に、契約担当課長に対して、次に掲げる事項について記載した書面により行うものとする。

- (1) 申立人の氏名及び住所
- (2) 申立ての対象となる工事
- (3) 不服のある事項及び不服の根拠となる事項

(苦情の申立てへの回答)

第8条 第2条第2項及び第3項に規定する苦情の申立てがあった場合、契約担当課長は、前条に定める期間の末日の翌日から起算して5日以内に書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由が有るときは、回答期間を延長できるものとする。

(苦情の申立ての却下)

第9条 契約担当課長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(苦情の申立てについての教示)

第10条 苦情の申立てができる旨の教示は、技術監理局、都市整備局の各整備事務所及び上下水道局経営企画課において閲覧の方法により教示する。

第3章 再苦情処理手続

(再苦情の申立てができる者)

第11条 次の各号に掲げる者は、再苦情の申立てができる。

- (1) 第5条に規定する回答書を受理した者で、その回答に不服がある者
- (2) 第6条及び第7条に規定する回答書を受理した者で、その回答に不服がある者

(再苦情の申立ての方法)

第12条 再苦情の申立ては、前条に規定する回答の翌日から起算して7日以内に、第6条に規定する事項を記載した書面により市長等に対して行うことができるものとする。

2 再苦情の申立てがあった場合は、市長等は、速やかに、付属機関の設置に関する条例（昭和38年条例第97号）により設置された北九州市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

(再苦情の申立てへの回答)

第13条 委員会は、再苦情に係る審議の結果について回答書を作成し、再苦情が申し立てられてから概ね50日以内に、再苦情申立人及び市長等に通知するものとする。

2 市長等は、再苦情申立人に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内に、その結果を回答するものとする。

3 前項の場合において、申立てが認められなかったときは、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは、申立てが認められた旨及びこれに伴い契約担当課長等が講じようとする措置の概要を再苦情申立人に対し明らかにするものとする。

(再苦情の申立ての却下)

第14条 市長等は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、

申立てを受理した日から起算して7日以内に、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情の申立てについての教示)

第15条 再苦情の申立てができる旨の教示は、第5条及び第7条までの規定により回答をする際に、書面により教示するものとする。

(入札手続の執行)

第16条 苦情又は再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではない。

(苦情処理手続についての明示)

第17条 苦情処理手続については、技術監理局、都市整備局の各整備事務所及び上下水道局経営企画課において閲覧の方法により明示する。

(苦情処理の結果の公表)

第18条 苦情又は再苦情の申立に対する回答を行ったときは、申立人の提出した書面及び回答を行った書面を速やかに閲覧により公表するものとする。

第4章 特定調達苦情処理手続

(苦情の申立て手続き等)

第19条 供給者（市及び市が単独で設立する地方独立行政法人が特定調達を行った際、製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、特定調達が協定その他特定調達に関する規程の規定に反する形で行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。

2 前項の規定による苦情の申立ては、供給者が苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に行わなければならない。ただし、委員会が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

3 苦情の申立ては、苦情の申立てを行う供給者の住所、氏名及び苦情の内容を記載した文書（以下「苦情申立書」という。）の提出により行わなければならない。

4 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。

5 委員会は、苦情の申立てがあったときは、直ちに苦情申立書の写しを関係調達機関に送付するとともに、原則として、当該苦情の申立てのあった日から10日以内に当該苦情について検討し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、文書により理由を付して当該苦情の申立てを却下するものとする。

(1) 第2項に規定する期間内に行われたものでないとき（同項ただし書に規定する場合を除く。）。

(2) 協定と無関係なとき。

(3) 軽微又は無意味なとき。

(4) 供給者からの苦情の申立てでないとき。

(5) 各号に掲げる場合のほか、委員会による検討が適当でないとき。

- 6 関係調達機関は、苦情の申立てが却下されるべきと判断する場合には、委員会に対し、書面により理由を付して却下すべき旨を申し出ることができる。
- 7 委員会は、苦情の申立てが正当に行われたと認め、当該苦情の申立てを受理したときは、直ちに当該苦情申立てを行った供給者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対し、その旨を、文書で通知するとともに、市役所の掲示場に掲示を行うことにより公示するものとする。
- 8 第1項の規定による苦情の申立ては、いつでも取り下げることができる。

（関係調達機関に対する協議の申出）

第20条 供給者は、苦情の申立てとは別に、特定調達に関する苦情について関係調達機関に対し、協議を申し出ることができる。

- 2 関係調達機関は、前項の規定による協議の申出があったときは、速やかに供給者と協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。
- 3 第1項の規定による協議の申出は、特定調達苦情処理手続の進行に影響を与えないものとする。

（参加者）

第21条 苦情の申立てを行った供給者以外の供給者であって当該苦情の申立てに係る調達に利害関係を有するものは、特定調達苦情処理手続に参加することができる。

- 2 前項の規定により特定調達苦情処理手続に参加しようとする供給者は、第19条第7項の規定による公示の日から5日以内に、文書で、その旨を委員会に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

（契約締結又は契約執行の停止）

第22条 委員会は、契約締結前に苦情の申立てがなされたときは、当該苦情の申立てのあった日から12日以内に、関係調達機関に対して苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を文書で行うものとする。

- 2 委員会は、契約締結後10日以内に苦情の申立てがなされたときは、速やかに、関係調達機関に対して苦情処理に係る期間内は契約の執行を停止すべきである旨の要請を文書で行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委員会は、緊急で、かつ、やむを得ない状況にあると認めるときは、前2項の要請を行わないことができる。この場合においては、直ちに、理由を付してその旨を苦情申立人に文書で通知するものとする。
- 4 関係調達機関は、第1項又は第2項の要請を受けた場合は、速やかに、これに従うものとする。
- 5 前項の場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、

機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、直ちに、理由を付して要請に従わない旨を文書で委員会に通知しなければならない。

- 6 委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、当該文書の写しを苦情申立人に送付するものとする。
- 7 第5項の通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

（関係調達機関の報告書）

第23条 関係調達機関は、苦情の申立てが委員会に受理されたときは、第19条第5項の規定による苦情申立書の送付を受けた日から14日以内に、委員会に対し、次に掲げる事項を含む当該苦情の申立てに係る調達に関する報告書を提出しなければならない。

- (1) 苦情の申立てに係る調達に関する仕様書、入札書類その他の文書
- (2) 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてに答えている説明文
- (3) 苦情を解決するうえで必要となり得る事項又は情報

- 2 委員会は、前項の報告書の提出があったときは、直ちに、苦情申立人及び第21条第2項の規定による通知をした者（以下「参加者」という。）に対し、当該報告書の写しを送付するものとする。
- 3 苦情申立人及び参加者は、前項の報告書の写しの送付を受けた日から7日以内に、委員会に対し、意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を記載した文書を提出することができる。
- 4 委員会は、前項の意見又は要望を記載した文書の提出を受けたときは、直ちに、関係調達機関にその写しを送付するものとする。

（検討の方法）

第24条 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し、説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情について検討を行う。

- 2 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、前項の説明、主張、文書の提出等の要求を拒むことができない。
- 3 委員会は、前項の要求に係る説明、主張、文書の提出等が公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提示等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明及び主張の内容並びに提示等をされた文書等の開示を求めることができない。
- 4 委員会は、受理した苦情の申立てに係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、この要綱の規定により苦情について検討を行うものとする。

- 5 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果を取りまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。
- 7 前項の承認は、いつでも取り消すことができる。
- 8 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。
- 9 代理人が2人以上あるときは、各代理人が本人を代理する。
- 10 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに委員会に出席することができる。
- 11 前項の承認は、いつでも取り消すことができる。
- 12 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が適当でないと判断する場合は、この限りでない。
- 13 委員会は、苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の求めにより、又は委員会の判断により、委員会に証人を出席させることができる。
- 14 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らが行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する商業上の秘密情報保護に配慮されたものでなければならない。
- 15 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。
- 16 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見を有する技術者等から意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。

(検討の結果及び提案)

- 第25条 委員会は、苦情の申立てがあった日から90日以内（公共事業に係る苦情の申立てにあっては、50日以内）に、当該苦情の申立てに関する検討の結果の報告書を作成する。
- 2 委員会は、前項の報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、当該苦情の全部又は一部を認めるか否か、及び調達の手続が協定の規定に反して行われたものか否かを明らかにするものとする。
 - 3 委員会は、協定に定める措置が実施されていないと認める場合には、次の各号のいずれかの措置を含む適切な是正策を提案するため、提案書を作成する。
 - (1) 新たに調達手続を行う。
 - (2) 調達条件は変えず、再度調達を行う。
 - (3) 調達を再審査する。

(4) 他の供給者を契約締結者とする。

(5) 契約を破棄する。

- 4 委員会は、第1項の報告書及び前項の提案書を作成するに当たっては、調達手続におけるかしの程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定の趣旨の障害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、当該調達の緊急性、関係調達機関の業務に対する影響等当該調達に関する状況を考慮するものとする。
- 5 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。
- 6 委員会は、第1項の報告書及び第3項の提案書を作成したときは、直ちに、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付するものとする。
- 7 関係調達機関は、第3項の提案書を受領したときは、原則として、委員会の提案に従うものとする。ただし、関係調達機関において、提案に従わないとの判断を行ったときは、同項の提案書を受領した日から10日以内（公共事業に係る苦情の申立てにあっては、60日以内）にその理由を付して委員会に報告しなければならない。
- 8 委員会は、検討の結果及び提案に関する照会に応じるものとする。
- 9 委員会は、苦情を検討する際、当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該執行当局に通報しなければならない。

(迅速処理の要請及び決定)

- 第26条 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があったときは、次条に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うことができる。
- 2 委員会は、前項の要請があったときは、直ちに、迅速処理の手続を適用するか否かを決定し、その旨を苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対し、その決定の結果及びその理由を通知するものとする。

(迅速処理の手続)

- 第27条 関係調達機関は、前条第2項の規定による迅速処理の手続を適用する旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から6日以内に、第23条第1項の報告書を委員会に提出するものとする。
- 2 委員会は、前項の報告書を受領したときは、直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するものとする。
 - 3 苦情申立人及び参加者は、前項の規程による報告書の写しの送付を受けた日から5日以内に、委員会に対し、意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を記載した文書を提出することができる。
 - 4 委員会は、前項の意見又は要望を記載した文書を受領したときは、直ちに、関係調達機関にその写しを送付するものとする。
 - 5 委員会は、苦情の申立てがあった日から45日以内（公共事業並びに電気通信機器

及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申立てにあっては、25日以内）に第25条第1項の報告書及び同条第3項の提案書を作成するものとする。

（利害関係を有する委員の除斥）

第28条 委員会に申し立てられた苦情に関し利害関係を有すると認められる委員は、当該特定調達苦情処理手続に参加することができない。

（苦情の受付及び処理状況の公表）

第29条 市長は、苦情の受付及び処理状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表するものとする。

（調達に係る文書の保存）

第30条 調達機関は、特定調達を行ったときは、特定調達苦情処理手続に資するため、当該特定調達に係る契約の日から3年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあっては、5年間）、当該特定調達に係る文書（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）を保存しなければならない。

（調達に利害関係を持つ者の秘密保持）

第31条 委員会及び関係調達機関は、調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き、この要綱による苦情処理手続において知り得た当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他当該者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示してはならない。

（委任）

第32条 この要綱の施行に関し必要な事項は、技術監理局長が定める。

第5章 補 則

（期間の計算）

第33条 第6条から第8条まで、第12条から第14条まで、第19条第5項、第27条第1項に規定する期間の計算には、北九州市の休日を定める条例（平成3年条例第2号）に規定する休日を含めない。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2号及び第3号に規定する工事のうち、予定価格が2,000万円を超えないものについては、同条の規定にかかわらず、当分の間、苦情の対象から除外するものとする。

（施行期日）

この要綱は、平成 26 年 4 月 16 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(最終改正 平成28年4月1日)

第一 一般的事項

1 マニュアル制定の趣旨

このマニュアルは、北九州市が発注する工事及び工事に係る設計委託、測量委託及び調査委託について、入札談合に関する情報があった場合における事務処理について定めるものである。

2 定義

このマニュアルにおいて、入札談合に関する情報とは次に掲げる事項に該当するおそれがあるとして把握した情報（以下「談合情報」という。）をいう。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号に規定する行為に関する情報
- (2) 刑法第96条の6に規定する談合に関する情報
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に規定する行為に関する情報

3 情報の確認、調書の作成

- (1) 談合情報があった場合は、当該情報を受けた者（以下「応対者」という。）は「入札談合情報に関する調書」（第1号様式）を作成すること。
- (2) 応対者は次の点に留意し、談合情報を聴取すること。
 - ア 談合情報の通報者との応対にあたっては、「入札談合に対しては、本市として厳しく措置するという姿勢で臨んでいく。」ことを表明したうえ、通報者名は伏せていくことを説明し、実名で通報することを要請すること。
 - イ 談合に関する具体的な内容については「入札談合情報に関する調書」（第1号様式）記載の全項目について確実に聴取するとともに、談合の事実を証明できる証拠物件等があれば提出を求めること。

4 公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）への報告

- (1) 応対者は3の調書を作成のうえ、直ちに委員会事務局（技術監理局契約制度課）に連絡すること。
- (2) 連絡を受けた事務局は、委員長に報告する。
- (3) 事務局からの報告を受けた委員長は、委員会開催の必要があると判断した場合においては速やかに委員会を招集する。ただし、緊急を要する場合等委員会を招集するいとまがない場合においては、委員長において応急の措置を講じた後に、委員会を開催することができる。

5 委員会の審議事項

委員会は、報告を受けた談合情報の信憑性等を総合的に判断し、第二以下の基準を基本

として、当該談合情報に対する対応方法を審議決定する。

6 談合情報の信憑性の判定基準

談合情報の信憑性の判定に当たっては、次の事項を総合的に勘案し判断するものとする。

- (1) 談合情報の通報者が実名により通報したものであるか否か
- (2) 次に掲げる「談合に関する具体的な内容」に関する情報がどの程度あるか
 - ア 談合の日時
 - イ 談合の場所
 - ウ 談合の参加者（首謀者）
 - エ 談合の経過
 - オ 談合の結果
- (3) その他、談合が行われたことを推定させるような談合情報以外の周辺情報の有無

第二 実情調査その他の対応

談合情報に対する対応は、次によることを基本とする。

1 入札執行前に談合情報を受けた場合

- (1) 談合情報に信憑性があると認められるもの

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行う。事情聴取は、速やかに行うこととするが、入札までの時間が限られる場合においては、発注の遅れによる影響等を勘案し、入札開始時刻又は入札日を延期して行うこと。

ア 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、入札心得（平成6年7月1日）の6を適用し、入札の中止を行うこと。

イ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の警告を発した後に入札を行うこと。

- (2) 談合情報に信憑性があると認められないもの

入札参加者に対する事前の事情聴取は行わない。入札執行の席上、後日談合の事実が確認された場合においては契約を解除する旨警告を行ったうえ、入札を執行すること。

2 入札執行後に談合情報を受けた場合

- (1) 談合情報に信憑性があると認められるもの

入札を行った者全員に対し事情聴取を行う。

ア 契約締結以前の場合

(ア) 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、北九州市契約規則第12条第7号に該当することとなるため、当該入札を無効とする。

(イ) 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約を締結する。

イ 契約締結後の場合

(ア) 談合の事実があったと認められる場合の対応

当該工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断する。

(イ) 談合の事実があったと認められない場合の対応

入札を行った者から誓約書を提出させる。

(2) 談合情報に信憑性があると認められないもの

事情聴取を含み特段の措置はとらない。

3 指名停止委員会への通報

委員長は、談合の事実があったと認められる事案について、その内容を北九州市建設業者指名停止委員会に通報する。

第三 公正取引委員会への通報

委員会において必要があると判断した情報については、公正取引委員会に通報する。

この場合において、以後の調査の過程において当該事件につき新たな情報を入手した場合は、その都度公正取引委員会に通報を行うものとする。

なお、個別の事案に関し公正取引委員会へ通報を行ったかどうかについては公表しないものとする。

第四 個別の手続きに関する留意事項

1 事情聴取

(1) 事情聴取は、1社ずつ聞き取りの方法により実施し、委員会において指名する部局の複数の職員により行うものとする。

(2) 事情聴取を行なった場合は、「事情聴取調書」(第2号様式)の項目を標準とする調書

を作成する。

2 誓約書

誓約書の提出を求める場合においては、第3号様式を参考とし、相手方から自主的に提出させること。

3 工事内訳書

(1) 入札執行後に談合情報を受けた場合において、委員会において必要があると認める場合においては工事内訳書の提出を求め、チェックを行うこと。

(2) 工事内訳書の提出及び様式等は任意とする。

付 則

このマニュアルは、平成7年4月1日から施行する。

付 則

このマニュアルは、平成9年4月1日から施行する。

付 則

このマニュアルは、平成24年4月1日から施行する。

付 則

このマニュアルは、平成28年4月1日から施行する。

[参考] 公正入札調査委員会から他の機関に対する通報の基準

談合情報を受けた時点	公正入札調査委員会の判定		公正取引委員会への通報		指名停止委員会への通報
	信憑性の有無	談合の事実についての判定	通報の可否	通報の内容	
入札執行前	信憑性あり	事実ありと認められる	通報する	①入札談合情報に関する調書 ②事情聴取調書 ③（誓約書）	通報する
		事実ありと認められない			通報しない
	信憑性なし		通報しない		
入札執行後	信憑性あり	事実ありと認められる	通報する	①入札談合情報に関する調書 ②事情聴取調書 ③（誓約書）	通報する
		事実ありと認められない			通報しない
	信憑性なし		通報しない		

第 1 号様式

入 札 談 合 情 報 に 関 す る 調 書

通報日時		平成 年 月 日 () 時 分	
情報提供者		組織又は住所 TEL () 役職・氏名	
応対者		(所属) (氏名)	
情報区分		・電話 ・書面 ・面接 ・報道 ・() ○で囲む	
談合に関する具体的な内容	①談合の日時		
	②談合の場所		
	③談合参加者 (首謀者)		
	④談合の経過		
	⑤談合の結果		
	⑥その他		
応答の概要			

第2号様式

事 情 聴 取 調 書

工事名			業者名	
聴取日時	平成 年 月 日 () :		聴取場所	
聴取の相手方	(役職) (氏名) (連絡先)			
聴取担当職員				
質 問 聴 取 内 容				
①本件工事に関し、談合が行われた（落札業者が決定している等）の情報を受けているが、このような事実があるか。 ②本件工事に関し、他社と何らかの打合せ・話合いを行ったことはあるか。あればどのような内容の話か。 ③本件工事に関し、入札金額の概算はどのように行っているか。				

第3号様式

誓 約 書

平成 年 月 日

北九州市長 ○○ ○○ 様

所在地

会社名

◇◇建設株式会社

代表者名

□□ □□ 印

平成 年 月 日執行（予定）の△△△△△△△△工事の競争入札に関し、北九州市契約規則第12条第7号及び第8号に抵触する行為は行っていないことを誓約いたします。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

北九州市建設工事公正入札調査委員会設置規程（抄）

（最終改正 平成２８年４月１日）

（目的）

第１条 北九州市発注の建設工事並びに工事に係る設計、測量及び調査委託（以下「工事等」という。）の入札談合に関する情報に対し、的確な対応を行うことにより、工事等の適正な執行を確保するため、北九州市建設工事公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（調査審議事項）

第２条 工事等について入札談合に関する情報があった場合には、委員会は次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の対応方法
- (2) その他、入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

（構成）

第３条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

（審議の方法）

第４条 委員会は委員長が招集し、委員長は会務を総括する。

- ２ 委員長は必要に応じ別表に掲げる委員のほかに関係職員の意見を聞くことができる。

（事務局）

第５条 委員会の事務局は技術監理局契約制度課に置く。

付 則

この規程は、平成７年４月１日から施行する。

付 則

この規程は、平成９年４月１日から施行する。

付 則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

付 則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

付 則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

〔別表〕 省略

公共工事に対する不当介入対処要領

(最終改正 平成28年4月1日)

1 趣旨

この要領は、市発注工事に対し、不当な介入があった場合の対処方法を定める。

2 用語の定義

(1) 不当介入

当該工事に関し、「いわれのない要求」があり、この要求の過程の中で、不穏な言動あるいは工事の進行を妨げるか、障害が生じる恐れをいだかせる言動がある行為をいう。

「いわれのない要求」とは、次のア～エに掲げる事項のいずれかに該当するような場合をいう。

ア 要求者が工事に関する直接の利害関係者でない場合（代理人である場合は代理関係が明らかでない場合）

イ 要求の基となる具体的な事実が現実に存在しないか、明らかでない場合

ウ 要求の基となる具体的な事実と比較して、要求内容が過大である場合

エ 要求内容が、発注者である市又は請負業者（下請業者を含む。）の意に反する行動又は措置を求めるものである場合

(2) 関係局等

工事起工、設計、契約、工事監督及び技術監理局の各工事関係局等及び安全・安心推進部をいう。

3 暴力団等の介入

暴力的組織の構成員であることを誇示し、あるいは匂わせた介入は、暴力団等の不当介入として取扱い、「いわれのない要求」の有無にかかわらず、この対処要領の対象とする。

4 疑似団体行為による不当介入

正規の団体あるいは当該団体の役員又は構成員（以下、団体等という。）の名において行われる要求あるいは介入であっても、この要領で規定する「不当介入」の定義に該当する行為（いわゆるエセ右翼行為、エセ同和行為をいう。）は、疑似団体行為として、この対処要領の対象とする。

5 不当介入に対する基本的な対処方針

(1) 公共工事に対する不当介入は、公共事業の工期の遅延をもたらすとともに工事に使用されるべき公費の一部が工事と関わりのない部外者に流れることにより工事の質の低下を招くおそれがある。また、場合によっては暴力団等の資金源となるおそれもあり、決して容認できないものである。

(2) 公共工事の請負業者に対して不当介入があった場合は、請負業者だけの問題としてとらず、発注者である市の問題として受け止めて対応する。

(3) 不当介入を受けた請負業者を孤立させず、市の関係局等を挙げて対応するとともに、協力業者に対しては相応の優遇措置をすることにより、不当介入を排除する機運の高揚を図る。

6 不当介入に対する具体的な対処方法

(1) 請負業者に対する不当介入

- ア 関係局等は、請負業者から通報又は相談を受けた場合あるいは不当介入に関する情報を直接把握した場合等は、直ちに必要な他の関係局等に通報する。
- イ 工事監督課は、請負業者から事情を聴取し、不当介入であるかどうかを判断する。判断が難しい場合は、技術監理局又は安全・安心推進部と協議する。
- ウ 不当介入であると判断した場合は、直ちに技術監理局又は安全・安心推進部に通知し、対応方法を協議し、決定する。
- エ 対応方法の協議及び決定に当たっては、技術監理局又は安全・安心推進部は必要に応じ、関係局等との会議を開催する。
- オ 工事監督課は、請負業者に決定した対応方法を伝え、厳正に対応するよう指示する。
- カ 工事監督課は、常に請負業者と連絡を保って請負業者と不当介入の相手方の交渉経過の把握に努め、内容を逐一技術監理局又は安全・安心推進部に通知する。
- キ 技術監理局及び安全・安心推進部は、不当介入の内容に応じ、市内部の関係局等あるいは警察との協力体制を整える。

(2) 市に対する不当介入

- ア 工事に関し不当介入を受けた関係局等は、直ちに他の関係局等に通報するとともに、技術監理局又は安全・安心推進部に通知し、対応方法を協議し、決定する。
- イ 対応方法の協議及び決定に当たっては、技術監理局又は安全・安心推進部は必要に応じ、関係局等の会議を開催する。
- ウ 工事監督課は、請負業者に不当介入の内容を通知するとともに、決定した対応方法を伝え、対応に遺漏のないよう指示する。
- エ 技術監理局及び安全・安心推進部は、不当介入の内容に応じ、市内部の関係局等あるいは警察との協力体制を整える。

7 不当介入の排除に協力した建設業者に対する対応

- (1) 不当介入の排除に積極的に協力した業者は、指名競争入札における業者選定において優良業者として取り扱う。
- (2) 不当介入の排除に著しい貢献をした建設業者に対しては、技術監理局及び安全・安心推進部から感謝状を贈呈する。
- (3) 不当介入を排除したために生じた工期の遅延は、北九州市工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）第21条に規定する「その他乙の責に帰することができない事由」に該当するものとし、請負業者からの申出があれば原則として工期の延長を承認するものとする。
- (4) 請負業者からの申出があり、不当介入を排除するために特に必要があると認めるときは、契約約款第19条又は第20条に基づき設計図書の変更又は工事の一時中止を行うことができるものとする。この場合において、請負業者が受けた損害は、請負業者からの申出があれば第19条又は第20条第3項に基づき市が必要な費用を負担する。
- (5) 不当介入を排除するために契約約款第27条に定める損害が生じた場合において、請負業者からの申出があり、損害が不適切な指示等市の責に帰すべき理由により生じたものであると認められるときは、同条に基づき市がその費用を負担する。

8 その他

その他この要領の運用に当たって必要な事項は、技術監理局長が定める。

付 則

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

公共工事に対する不当介入対処要領の運用について

(平成26年4月1日)

1 公共工事に対する不当介入対処要領（以下「要領」という。）2(1)関係（用語の定義）

(1) 「不当介入」の判断

通常は、暴力団等がその暴力的体質を背景に行う工事妨害に代表されるが、警察の取締強化等に伴って典型的な工事妨害は影を潜めてきている。

その一方で、騒音や公害を基とする、一見正当性を装った不当な要求や、下請の強要により不当な利益を得ようとする介入等が増加してきている。また、このような介入の背後には暴力団等の介在も想定されている。

「不当介入」か否かの判断に当たっては、以上のような状況を勘案し、的確かつ積極的に対応すること。

(2) 正当性を装った「不当な要求」

正当性を装った「不当な要求」の場合には、対応の判断に迷うことが多い。要領2(1)に掲げる事項のほか、下記に掲げる事項を参考として適切な判断をすること。

ア 「いわれの無い要求」について

(ア) 要求の基となる具体的な事実が無い、明らかでない場合

何等具体的な被害事実が発生していないにもかかわらず、そこで工事をするということのみを要求の理由としている場合、ある被害が予想されるというような、抽象的な根拠を要求の理由としている場合、あるいは要求の基となる事実と工事との関係が明らかでない場合等をいう。

また、要求者が当該工事に係る事業の関係者（用地買収等）であること等を理由に、当該工事の下請業者として使用するよう要求し、これに応じない場合は工事施工に支障が生じるおそれをいだかせる言動がある行為もこれに含まれる。

(イ) 要求内容が、発注者である市または請負業者（下請業者を含む。以下「下請業者等」という。）の意に反する行動または措置を求めるものである場合

要求者または要求者の指名する者を当該工事の下請として使用するよう要求する等、下請の要求に名を借り、一見正当性を装っているが、要求に応じない場合は工事施工に支障が生じるおそれをいだかせるような言動がある場合等、市または請負業者等の意に反する行動または措置を強要する場合等をいう。

(ウ) 工事の施工に障害が生じる恐れをいだくこと

要求の過程のなかで、不穏な言動や工事の進行を妨げるか、障害が生じるおそれをいだかせる言動とは、要求を受けた市または請負業者等が恐怖感をおぼえ、あるいは工事施工が円滑にいかないことを懸念するような言動をいう。

例としては、「工事をさせない。」「工事を止める。」「何が起きても知らん。」等のようなものが想定される。

(3) カンパ等に名を借りた要求

工事施工に当たりカンパ、協力金等の名目で金銭の要求があることがある。

一般的に、工事施工に関連するカンパ、協力金等の金銭の要求は理由がないと考えられる。仮に要求があったとしても、要求に応えるかどうかは任意である。

ところが、例えば要求に応じなければ工事施工に障害が生じる恐れがあるようなことを匂わせるような要求は強要であり、正当性を装った不当な介入として対処すること。

また、請負業者等がこれらの要求に任意に応じた場合であっても、市発注工事に絡んで要求されたものであり、その額が社会通念上多額であると考えられる場合は当該業者等から事情を聞く必要がある。これは、工事費の中から多額の金額が工事に必要な費用以外に支出された場合、工事の質の確保に問題が生じるおそれがあるからである。

(4) 法人等、社会的に認知されている団体からも工事に関連して様々な要求がされる場合がある。

この場合においても上記に準じて判断するものとし、任意性の有無、金額の多少等を考慮し、適切な対応すること。

2 要領5 関係（「不当介入」に対する基本的な対処方針）

「不当介入」に対しては次の点に留意し、適切に対応すること。

(1) 「不当介入」に対する対応を請負業者だけに任せるのではなく、発注者である市にとっての問題でもあるとして対応すること。

3 要領6 関係（「不当介入」に対する具体的な対処方針）

(1) 問題と思われる事例が発生した場合は、請負業者等から最初に報告を受けた担当者は上司に報告するとともに、直ちに関係者（原局、安全・安心推進部、技術監理局等）に通報すること。

決して担当者限り、あるいは担当部門限りで処理しないこと。

(2) 対応方法は関係者が協議の上で決定することとし、担当者または担当部門限りで方針を決定しないこと。

(3) 請負業者に対しては、自分だけの判断で行動せず、市との連携のもとに厳正に対応するよう指導すること。

(4) 必要に応じて警察の協力を要請するとともに、「不当介入」の態様によっては被害届を出すこと。また、請負業者等に対しても被害届を出すよう指導する。

[施工業者に対する指導例]

事例1 工事着工の挨拶に行ったら、カンパをしてほしいという要求があった。どのようにしたら良いか。

（指導） 工事をする 것과カンパは何の関係もない。断って構わない。

事例2 仮に、任意にカンパをした場合はどうなるのか。

（指導） 原則的に民間同士の話にとどまるものであれば、市としてどうこう言う事では

ないが、市発注工事に絡んで、多額のカンパをしたとか、工事費の中からカンパをしたということになれば事情を聞くことになる。

事例3 要求を断ったところ、工事に協力できない。工事に支障が出て知らないといわれた。このままでは不安だ。

(指導) 工事は市が発注しているものであり、工事に対する妨害は市として受け止めていくので心配はいらない。何等かの問題が生じれば直ちに報告するとともに、対応については市の指示によって行ってほしい。

事例4 実際に工事をするのは我々業者である。被害を受けるのは我々だ。要求に応じても構わないか。

(指導) 不当な介入に直接対応するのは施工業者であるということは理解している。しかし、公共事業に対する不当な介入を排除するのは市の重要課題である。そのため、問題が発生したときには業者、市、警察が一体となって対応するという体制も整えている。

登録業者である以上、要求に屈することなく、毅然と対応してもらいたい。

4 要領7関係（協力業者に対する対応）

(1) 適切に対応することによって生じた工事の遅れ、請負業者の経費の損失に対しては、工事の一時中止、工期の延長、設計変更等によって対応し、請負業者の協力が得られるよう配慮すること。

5 請負業者に対し、地元からの資材購入、雇用あるいは下請選定を要請することについて

(1) 起工局あるいは発注局等が請負業者に対し、市内の特定地域（以下「地元」という）から資材を購入し、または下請業者を選定するよう、あるいは地元から雇用するよう要請する場合があるが、請負契約の原則に照らし、強要とならないよう十分に配慮することが必要である。

(2) 請負契約である以上、原則として資材の調達方法や下請業者の選定等は請負業者が自由に決定すべきものである。また、競争入札の原則は価格競争であり、そのため、競争に必要な判断材料は予め提供しておくことが原則である。（条件明示の原則）

(3) 市の方針として、市発注工事の施工にあたっては市内業者から資材を購入すること、あるいは市内業者を下請業者を選定することを要請しているが、この方針は登録業者には既に周知の事項であり、かつ市内という比較的広範囲な地域を対象としており、しかも要請であるという点で条件明示の対象とはしていないものである。

(4) 仮に地元から資材購入、雇用あるいは下請選定をするよう、正規の要求をする必要がある場合は、特記仕様等において契約条件として明示しておくことが必要である。

(5) 請負者に対する契約条件以外の要求はあくまでも要請の範囲内に止めるべきであるが、発注者の優位性を考慮すると、安易に要請をすることは差し控えることが望ましい。また、請負業者に対する要請は第3者による不当介入に利用されるおそれもある。

(6) 以上の点からこの問題に対しては次のように取り扱うこと。

ア 地元から資材購入、雇用あるいは下請選定をすることが必要な場合は、契約条件としてあらかじめ明示する

イ 単に、地元から資材購入、雇用あるいは下請選定をすることを要請するだけの場合は、その必要性を吟味し、工事施工上どうしても必要なとき以外には要請しないようにする。

ウ 上記によって判断しても、なおかつ要請する必要があると判断される場合は、要請する趣旨を良く説明して理解を得るよう努めると共に、要請に応じなくても何等の不利益が生じないことを充分承知させる。

付 則

この要領の運用は、平成28年4月1日から施行する。

工事現場における施工体制点検要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の発注工事において工事現場の施工体制が、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、建設業法等の関係法令に基づいて適切に施工されているかを点検することについて、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 対象工事は、予定価格200万円超（「軽微な工事」を除く。）の工事とする。ただし、工事監督課が必要と認めた場合はこの限りではない。

(点検)

第3条 工事監督課は、前条の工事について次の各号に定める方法により「施工体制点検表（様式1、別表1、2、3を含む）」に基づいて点検する。

2 契約変更により請負金額が変更となった場合は、その変更時から第3項の区分にしたがって点検を行うものとする。

3 施工体制点検表（様式1別表1、2、3を含む）の点検項目については、次のとおり行う。

(1)「①監理技術者資格者証の把握」「②同一性の把握」「③常駐の把握」

下請代金の総額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事について行う。ただし、③において技術者が主任技術者の場合は、請負金額が500万円以上の工事について行う。

(2)「④施工体制台帳」「⑤施工体系図」「⑥施工体制の把握」

下請契約を締結している対象工事について行う。

(3)「⑦工事カルテの登録」「⑧建設業許可を示す標識」「⑨建退共制度に関する掲示」「⑩労災保険に関する掲示」

請負金額が500万円以上の工事について行う。

4 工事監督課は、第1項で点検した施工体制点検表を工事成績評定表と共に技術監理局技術部長に提出する。

5 技術監理局技術部長は前条の対象工事について前項の施工体制点検表が提出されているかを確認の上、施工体制点検表を技術監理局契約部長に提出する。

(不適切な工事の報告)

第4条 工事監督課は、施工体制点検表に基づいて点検する中で、疑義、不適切な事項が生じた場合は、次の措置を講じなければならない。

(1)「監理技術者資格者証の把握」、「同一性の把握」、「工事カルテの登録」、「建設業許可を示す標識」、「建退共制度に関する掲示」及び「労災保険に関する掲示」について疑義・不適切な事項がある場合には、口頭でその是正指導を行う。

是正指導に応じない場合は、指示書により是正を指示する。指示書によっても、是正されない場合は技術監理局契約部長に報告する。

(2) 監理（主任）技術者及び現場代理人の「常駐の把握」は、施工中月 1 回程度抜打ちにより点検する。

点検の結果、不在であった場合には本人に不在理由を聞き、その理由に正当性がない場合は、指示書により是正指導する。この是正指導後は、点検頻度を増やし、再度正当性がない不在があった場合には技術監理局契約部長に報告する。

(3) 「施工体制台帳」及び「施工体系図」の点検は、当初の提出があった場合に行い、それ以後は変更の都度行う。

点検の結果、未提出、必要事項の未記入、下請契約書の写しがない場合等は、是正を指導し、是正されない場合は指示書により指示する。指示書による指示でも是正されない場合は、技術監理局契約部長に報告する。

(4) 「施工体制の把握」は、「元請人の実質関与に関する点検事項」（別表 3）に基づき、工事施工中に点検する。

点検した結果、総合判定が「ウ．一次下請が元請が行うべきことを実施していた。」となった場合には、速やかに工事監督課から技術監理局契約部長に報告する。ただし、下請人がいない工事については、「元請人の実質関与に関する点検事項」（別表 3）による点検は不要とし、「施工体制の把握」の点検結果は「ア」と記入する。

(5) 前各号に基づいて工事監督課が技術監理局契約部長に報告する場合は、報告時点での施工体制点検表及び指示書の写しのほか、別に不適切な内容、指導の内容等がわかるものを併せて提出する。

（不適切な工事の処理）

第 5 条 技術監理局契約部長は、前条第 4 号の規定により一括下請負の疑義があると報告があった工事については、必要に応じて元請人又は下請人から事情を聞いたうえで建設業許可行政庁に通知し、建設業許可行政庁と協同して一括下請負の禁止に関する調査を行う。

2 前項の場合のほか、前条の報告に基づき次の各号に定める法令に違反している疑いがある場合は、技術監理局契約部長は建設業許可行政庁に連絡し、必要な措置を講じる為の調査を行う。

(1) 建設業法第 28 条第 1 項第 3 号、第 4 号又は第 6 号から第 8 号

(2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 13 条第 1 項若しくは第 2 項、同条第 3 項の規定により読み替えて適用される建設業法第 24 条の 7 第 4 項、同条第 1 項若しくは第 2 項又は同法第 26 条若しくは第 26 条の 2

3 前 2 項の事情の聴取及び調査にあたっては、必要に応じて工事監督課と協同で行うことができる。

（工事成績への反映）

第 6 条 施工体制点検表の点検を通じて元請人に不適切な点があった場合には、工事監督課はその内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映する。

（委任）

第 7 条 この要領に定めのない事項については、別に技術監理局長が定める。

付則

この要領は、平成14年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

付則

この要領は、平成18年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

付則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

付則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

付則

この要領は、平成29年10月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

付則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

付則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正の施行の際、現に存する従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

付則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正の施行の際、現に存する従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

施工体制点検表

[予 定 価 格 200万円超(「軽微な工事」を除く。)の工事]

令和 年 月 日		
監督員	係 長	課 長
記入者氏名		

工 事 名					
工 期		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
請 負 金 額		円	一次下請総額	(比率:)	
受注者名					
監理(主任)技術者氏名		現場代理人氏名			
目的	点検項目	時期	点検内容	点検結果	点検日
Ⅰ 監理 (主任)技術者の専任制の徹底	① 監理技術者資格者証の把握 ○(下請総額5,000万円以上の場合に記入) ○(建築一式工事は下請総額8,000万円以上の場合に記入)	工事着手前	◇ 監理技術者資格者証を携帯している。	☐ 適 ・ ☐ 否	月 日
			経過: 口頭 指示 是 月 日、書 月 日、正 月 日) ☐ 是正なし		
			◇ 監理技術者資格者証の記載内容が適切である。(会社名、工種区分、期限等)	☐ 適 ・ ☐ 否	月 日
		不備内容: ☐ 元請会社でない、 ☐ 工種が異なる ☐ 有効期限切れ、 ☐ その他 ()			
	② 同一性の把握	工事着手前	◇ 技術者選任通知、施工体制台帳、監理技術者資格証など同一人物である。	☐ 適 ・ ☐ 否	月 日
			◇ 元請会社の常時雇用者である。	☐ 適 ・ ☐ 否	月 日
③ 常駐の把握	施工中	所見: ◇ 監理(主任)技術者及び現場代理人の常駐を把握。(別表1 で点検)			
Ⅱ 適切な施工体制の確保	④ 施工体制台帳 (下請契約がある場合に記入)	当初及び変更時	◇ 施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されている。(別表2 で点検)	☐ 適 ・ ☐ 否	
	⑤ 施工体系図 (下請契約がある場合に記入)	変更時	◇ 施工体系図が見やすい場所に掲げられ、記載のない業者が作業をしていない。(別表2 で点検)	☐ 適 ・ ☐ 否	
	⑥ 施工体制の把握 (下請契約がある場合に記入)	施工中	◇ 元請人が工事の施工に実質的に関与している。(別表3 で点検)	(ア)・(イ)・(ウ)	
Ⅲ その他	⑦ 工事カルテの登録	着手前	◇ 受注時工事カルテは適正に、かつ契約後10日以内に登録されている。	☐ 適 ・ ☐ 否	月 日
			経過: 口頭 指示 登録 月 日、書 月 日、正 月 日) ☐ 登録なし		
	⑧ 建設業許可を示す標識	施工中1回	◇ 標識が公衆の見やすい場所に設置しており、監理(主任)技術者が正しく記載されている。	☐ 適 ・ ☐ 否	月 日
			経過: 口頭 指示 是 月 日、書 月 日、正 月 日) ☐ 是正なし		
	⑨ 建退共制度に関する掲示	施工中1回	◇ 建設業退職金共済制度に関する標識が現場の見やすい場所に掲示されている。	☐ 加入不要 ・ ☐ 適 ・ ☐ 否	月 日
			経過: 口頭 指示 是 月 日、書 月 日、正 月 日) ☐ 是正なし		
⑩ 労災保険に関する掲示	施工中1回	◇ 労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されている。	☐ 適 ・ ☐ 否	月 日	
		経過: 口頭 指示 是 月 日、書 月 日、正 月 日) ☐ 是正なし			

別表1 (請負金額が500万円以上の全ての工事が対象)

点検項目	点検内容		
③常駐の把握	a 監理(主任)技術者が常駐している。 b 現場代理人が常駐している。		
点検日 (月1回程度)	点検結果	不在理由	所見等
年 月 日	a() b()		
年 月 日	a() b()		
年 月 日	a() b()		
年 月 日	a() b()		
年 月 日	a() b()		
年 月 日	a() b()		
年 月 日	a() b()		
年 月 日	a() b()		
不在理由は右欄の記号を記入	イ: 地元対応 ロ: 関係機関との協議 ハ: 関係業者との協議 二: 自社事務所で執務 ホ: 不明 ヘ: その他(理由を所見欄に記入)		

別表2 (予定価格が200万円超(「軽微な工事」を除く。)の工事で下請契約がある工事が対象)

点検項目	点検内容		
④施工体制台帳	a 施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されている。 b 下請契約書(写し)及び再下請負通知書が添付されている。 c 下請契約書(写し)に下請金額が記入されている。		
⑤施工体系図	a 施工体系図が公衆が見やすい場所に掲げられている。 b 体系図に記載のない業者が作業していない。 c 施工体系図に記載されている技術者が本人である。		
点検日	点 検 結 果		所見等
	施工体制台帳	施工体系図	
年 月 日	a() b() c()	a() b() c()	
年 月 日	a() b() c()	a() b() c()	
年 月 日	a() b() c()	a() b() c()	
年 月 日	a() b() c()	a() b() c()	

【記入上の注意】

- 1 一次下請総額の比率は小数点以下四捨五入して記入。
- 2 点検した結果「否」の場合は、経過欄には指導・是正等の月日を、不備内容には該当にレ点を、「所見等」の欄には、疑義・不適切な事項及び是正指導やその結果を日付を付して記入。
- 3 □は該当の場合に、レ点を記入。
- 4 別表1及び別表2の点検結果欄は、項目ごとに ○:適正 ×:不適 ー:未確認 の記号を記入。
- 5 監理技術者には、特例監理技術者を含む。

元請人の実質関与に関する点検事項

工 事 名					
元請負会社名					
主たる(最大契約額の)一次下請会社名					
請負金額比(主たる一次下請の契約額／元請負金額)		(/)			
番号	項 目	点検項目	監督・検査での点検事項	元請人	一次下請人
1	発注者との協議	・ 請負契約に基づく協議・報告事項、設計内容の確認や設計変更協議等の打ち合わせを主体的に実施している。	・ 打合せ等		
2	住民への説明	・ 工事施工に関する具体的内容の住民説明を実施している。 ・ 住民等からの苦情等についての的確に対応している。	・ 日報、住民からの苦情の内容等		
3	官公庁への届け出等	・ 労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁への届出等を行い、履行している。 ・ 工事施工上必要な道路管理者、交通管理者等への申請、協議を的確に実施している。	・ 申請書等の内容等		
4	近隣工事との調整	・ 近隣工事との調整を適切に実施している。	・ 近隣工事と調整がとれた施工等		
5	施工計画	・ 契約図書の内容を適切に把握している。 ・ 設計図書の照査を的確にしている。 ・ 施工計画(工程計画、安全計画、品質計画等)を立案している。 ・ 必要となった修正を適切に実施している。	・ 施工計画書 施工計画打合せ等		
6	工程管理	・ 工事全体を把握し、工事の手順・段取りを適切に調整・指揮している。 ・ 工程変更を余儀なくされたときに適切に対応している。 ・ 災害防止のための臨機の措置を実施している。	・ 施工計画と実際の差が生じたときの対応等		
7	出来型・品質管理	・ 品質確保のための体制が整備されている。 ・ 所定の検査・試験を実施している。 ・ 検査・試験結果を的確に保存整備されている。 ・ 不具合等の発生時に適切な対策を講じている。	・ 出来形報告書類、 品質記録書類、 写真等		
8	完成検査	・ 下請施工分の完成検査。	・ 点検時ヒアリング、 元請の出来形 管理資料、等		
9	安全管理	・ 安全確保に責任ある体制を保持している。 ・ 設備、機械、安全施設、安全行動等の点検を行っている。 ・ 労働者の安全教育、下請業者の安全指導を行っている。	・ 仮設物の状況、仮設物の点検記録 ・ 日報、安全大会、 安全パトロール、教育の実施状況等		
10	下請の施工調整及び指導監督	・ 施工場所、施工取り扱い部分、仮設物の使用等について調整指導している。 ・ 施工上の留意点、技術的内容について具体的な指導を行っている。 ・ 施工体制台帳、体系図の整備が的確である。	・ 下請負からの苦情、下請の事故等の処理 ・ 施工体制台帳等		

○:元請けに代わって実施。
△:元請けの補助として実施。
□:担当分野を実施(項目6, 7, 8)。
×:関与していない。
—:判定不能、対象外。

- 267-5 -

平成 2 年 6 月 6 日
北 九 契 一 第 8 9 号
契約室長から関係局長あて

適切な技術者の配置については、契約書を締結するときに、「主任技術者等資格届出書」を提出させることなどにより、対応してきているところである。

この度、建設業法改正の全面適用を契機として適切な技術者配置をより一層進めるため、以下の措置を行うこととする。

1 業者選定について

工事費の予定金額が、概ね 5, 0 0 0 万円以上の指定建設業に係る建設工事については、施工技術の総合性と高度化を考慮し、特定建設業で監理技術者を雇用（直接的かつ恒常的な雇用関係をいう。）している業者のなかから選定するものとする。

2 現場説明時の周知徹底について

- (1) 現場説明時の指導として「元請業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち指定建設業の工事の監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証を携帯すること。また、発注者から請求があった場合は、同資格者証を提示しなければならない。」旨を説明する。
- (2) パンフレットを作成し配布する。また、「入札（見積）執行について（通知）」に明記する。
- (3) 当該工事に係る工事期間中において、専任の技術者を配置することが不可能であるときは、「入札辞退届」を提出するよう指導する。

3 入札時の確認について

- (1) 現場説明時において説明した内容（(1)）を再度説明し、当該工事に係る工事期間中において、専任の技術者を配置することが不可能な場合は「入札辞退届」の提出を求める。
- (2) 落札者については、次の事項を説明する。（当分の間）
 - ・「現場代理人、主任技術者等専任（変更）通知書」の提出
元請業者に係る技術者は、いままでどおり「現場代理人」、「主任技術者」、「監理技術者」、「専門技術者」それぞれ必要事項記載の上提出を求める。
 - ・公共性のある工作物に関する重要な工事については、下請業者に係る「主任技術者」についても、必要事項記載の上提出を求める。

（提出部数）

原本 1 部（起工担当課用）、複写 2 部（契約担当課、工事監督課用）

4 専任等の状況確認について

- (1) 技術者の専任等の状況確認については、必要な書類の提出を求め、監理技術者の資格者証を提示させるなど、工事監督課で行う。
- (2) 工事監督課は、確認の結果について、技術者の不在等があった場合は、その内容を技術監理局に報告するものとする。

5 報告結果の取扱い

- (1) 適正な技術者の配置がなされていない場合は、技術監理局において調査を行い、指導する。
- (2) 指導を行っても改善されない場合は、適切な措置を行うまで指名を考慮する。
特に、諸申請書類の内容に虚偽又は重大な瑕疵がある場合は、指名停止要綱にもとづき措置するものとする。

北九州市建設工事登録業者調査要綱

(最終改正 平成29年4月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、北九州市建設工事有資格業者名簿登録業者及び北九州市測量及び建設コンサルタント有資格業者名簿登録業者（以下「登録業者」という。）の実態把握のための調査（以下「調査」という。）について必要な事項を定め、本市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の適正な施工を確保することを目的とする。

(調査の目的)

第2条 調査の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの調査の実施要領については、別に定める。

(1) 企業実態調査

登録業者の事業所を現地確認し、企業実態を具体的に把握するために行う調査

(2) 下請状況調査

工事を請け負った業者（以下「受注者」という。）について、当該工事にかかる技術者の配置状況、下請負の管理状況を把握するための調査

(3) 特別調査

登録業者の企業実態又は工事の施工実態等に問題がある場合において、その状況を確認するために行う調査

(4) 臨時調査

(ア) 新たに指名を行おうとする登録業者について、その実態を把握するために行う調査

(イ) 登録業者の事業所の新設、移転などに伴い臨時に行う調査

(調査員)

第3条 調査は次の各号に掲げる者が行う。

(1) 技術監理局契約部に所属する職員及び技術監理局契約部契約制度課に所属する嘱託員

(調査員の職務)

第4条 調査員は、建設業法、北九州市契約規則並びに北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則及び北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則その他関係例規を熟知するとともに、あらかじめ調査の対象となる登録業者の資格審査申請書添付書類又は請負人が施工する工事の外注計画書等工事関係書類を書面で審査し、当該業者又は工事の概要を把握することにより効率的に調査を実施するものとする。

2 調査員は、調査にあたっては厳正な態度を保持するとともに、調査に従事することにより知り得た登録業者、請負人及び工事についての情報を技術監理局職員以外の者に漏洩してはならない。

3 調査員は、調査にあたっては、その身分を証明する身分証明書を携帯し、関係人に提示し

なければならない。

(調査の方法)

第5条 調査員は、調査を行う場合においては当該事業所の代表者又は役員又は従業員を調査に立ち合わせなければならない。

2 調査員は、調査に際し、対象者に調査の目的を説明し協力を求めるとともに、対象者の業務に支障のないよう配慮するものとする。

3 その他調査方法の詳細及び留意事項については別に定める。

(調査の中止)

第6条 調査員は、調査対象事業所の代表者から調査を拒まれたときは、調査を中止し、その顛末を技術監理局契約部長に報告しなければならない。また、当該事業所の代表者が日程調整に応じず、調査に協力する意志がないと認められる場合も同様とする。

(調査結果の報告、評価基準、措置)

第7条 調査結果は技術監理局契約部契約制度課で集約管理し、技術監理局契約部契約課に通知するものとする。技術監理局契約部契約課は調査結果を参考にして指名業者を選定しなければならない。

2 第2条第1号及び第4号の調査の登録業者に対する評価基準については、別に定める。

3 第2条第2号及び第3号の調査の結果、不適切な施工実態が判明した場合又は企業実態について問題がある場合の受注者に対する措置は、「建設工事等参加者の指名停止要綱」の規定による。

(情報の管理)

第8条 調査の結果は、契約管理システムに入力し管理するものとする。

2 技術監理局契約部に所属する職員は、調査によって知り得た登録業者及び工事に関する情報を契約関係事務以外の目的に利用してはならない。ただし、技術監理局契約部長が必要と認めるときは、工事発注課、工事監督課及び他の任命権者の契約事務担当部局へ情報提供することができる。

付 則

この要綱は平成5年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成２９年４月１日から施行する。

企業実態調査実施要領（抄）

平成元年 4 月 1 日
最終改正
平成 29 年 4 月 1 日

（目的）

- 1 北九州市建設業者有資格者名簿に登載されている業者の事業所を現地確認し、企業実態を具体的に把握することにより、本市発注工事にかかる適正な指名業者選定を行うことを目的とする。

（調査対象）

- 2 北九州市建設業者有資格者名簿登載業者のうち、次の者を調査の対象とする。

（1）市外業者

市内に支店、営業所等を有する建設業者で申請業種の第一希望順位が土木、建築、電気、港湾及び機械器具設置である者

（2）市内業者

ア 申請業種の第一希望順位が土木（Dランクは除く）、ほ装、造園、建築、管、水道施設（Dランクは除く）、電気、とび土工、解体、鋼構造物、機械器具設置、電気通信、消防施設及び港湾である者

イ 前項に規定する以外の者で、技術監理局契約部長が必要と認めた者

（調査項目）

- 3 次の事項について調査するものとする。

（1）経營業務の管理責任者の在勤状況

（2）技術者の資格及び在勤状況

（3）従業員の在勤状況

（4）事務所の実態、本社機能

（5）その他「北九州市建設工事入札参加資格審査申請書」に記載された事項

（調査方法）

- 4 実地調査は、原則として次により行うものとする。

（1）調査員 2 名編成により、対象業者の事業所を訪問する

（2）対象業者への調査の予告は、調査予定日の 2 週間前から前日までに行う。この際、代表者又は経營業務の管理責任者及び業務に支障のない範囲で技術者等の待機を求めるとともに、必要書類の準備を依頼する

（3）資格審査申請時に当該業者から提出された「技術者名簿」、「保有機材調書」を持参し、当該業者が保管する関係書類と照合確認する

（4）調査終了後は、速やかに「企業実態調査表」（様式第 1 号【省略】）を技術監理局契約部長に提出する

付 則

- 1 この要領は、平成元年４月１日から施行する。
- 2 平成５年６月１日改正。
「北九州市建設業者調査要綱」制定による条項整理
- 3 平成２８年４月１日改正。
「契約室と技術監理室との統合による技術監理局」の発足による条項整理
- 4 平成２９年４月１日改正。
調査対象業種の変更修正等

下請状況調査実施要領（抄）

平成 3 年 4 月 1 日
最終改正
令和 6 年 2 月 1 日

（目的）

- 1 本市発注工事の受注者の建設業法の遵守状況、技術者の配置、下請負の管理などの実態を实地調査により具体的に把握確認することにより、工事の適正な施工を確保することを目的とする。

（調査対象）

- 2 次の各項目に該当する請負人の中から抽出する。また、過去の調査で「良好」と判定された請負人については調査を省略することができる。
 - (1) 工 種 全ての工種
 - (2) 契約金額 2000万円以上の工事の請負人
 - (3) 対象業者
 - イ 北九州市内に、本社又は営業所を設けている業者
 - ロ 元請業者を対象とする。ただし、必要に応じて下請業者を対象とすることができる。

（調査項目）

- 3 次の事項について調査するものとする。
 - (1) 建設業法の許可状況及び「北九州市建設工事等入札参加資格申請書」に記載されている事項
 - (2) 現場代理人の雇用関係及び常駐状況
 - (3) 主任技術者又は監理技術者の雇用関係及び専任状況
 - (4) 主任技術者又は監理技術者の資格
 - (5) 下請関係の契約状況
 - (6) 下請代金の支払い状況
 - (7) 他の公共工事等の手持ち状況
 - (8) 暴力団等の介入の有無
 - (9) その他技術監理局長が必要と認める事項

（確認帳票類）

- 4 次の帳票類を確認照合するものとする。
 - (1) 工事請負契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（以下「工事請負契約書等」という。）
 - (2) 工事外注計画書、現場代理人・主任技術者（変更）通知書
 - (3) ～(4) 【省略】

(調査方法)

5 実地調査は、原則として次により行うものとする。

- (1) 調査員 2 名編成により受注者の事業所を訪問する
- (2) 調査実施前に次の事項を整備する

工事請負契約書等、工事外注計画書及び現場代理人・主任技術者選任（変更）通知書の複写

- (3) 調査終了後は、速やかに「下請状況調査表」（様式第 1 号【省略】）及び「総括表」（様式第 2 号【省略】）を技術監理局契約部長に提出する

(調査の時期)

6 調査は、当該工事の進捗率が概ね 70 %を超えた時点から竣工後 2 月以内の間に実施する。

(その他)

7 市長部局以外の企業局から第 3 項に掲げる事項について調査依頼があった場合は、この要領に基づき調査を実施する。

付 則

1 この要領は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 4 年 7 月 16 日改正。

- (1) 調査対象工事の拡大（工種を全工種に。契約金額 5000 万円から 2000 万円に）
- (2) 調査対象からの除外規定を追加

3 平成 5 年 6 月 1 日改正。

- (1) 「北九州市建設業者調査要綱」の制定による条項整理
- (2) 「調査の時期」の規定を追加

4 平成 28 年 4 月 1 日改正。

「契約室と技術監理室との統合による技術監理局」の発足による条項整理

5 平成 29 年 4 月 1 日改正。

文言修正等

6 この要領は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

特別調査実施要領（抄）

（最終改正 令和6年2月1日）

（目的）

- 1 指名選定の対象としている登録業者について、企業実態又は本市発注工事の施工実態に疑義が生じた場合において、本市発注工事を施工中（又は施工後）の当該業者の建設業法の遵守状況、技術者の配置、下請負の管理などの実態を実地調査により具体的に把握することにより、不良不適格業者の排除につなげることを目的とする。

（調査対象）

- 2 調査の対象は、次の各項目に該当する登録業者とする。
 - (1) 企業実態調査で「問題がある」と判定された者
 - (2) 過去の工事で、工事監督課から工事施工実態確認表又はその他の方法で不適切な施工実態について報告があった者
 - (3) その他、技術監理局契約部長が必要と認めた者

（調査項目）

- 3 次の事項について調査するものとする。
 - (1) 建設業法の許可状況及び「北九州市建設工事等入札参加資格申請書」に記載されている事項
 - (2) 現場代理人の雇用関係及び常駐状況
 - (3) 主任技術者又は監理技術者の雇用関係及び専任状況
 - (4) 主任技術者又は監理技術者の資格
 - (5) 下請関係の契約状況
 - (6) 下請代金の支払い状況
 - (7) 他の公共工事等の手持ち状況
 - (8) 暴力団等の介入の有無
 - (9) その他技術監理局契約部長が必要と認める事項

（確認帳票類）

- 4 次の帳票類を確認照合するものとする。
 - (1) 工事請負契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（以下「工事請負契約書等」という。）
 - (2) 工事外注計画書、現場代理人・主任技術者（変更）通知書
 - (3) ～(5) 【省略】

（調査方法）

- 5 実地調査は、原則として次により行うものとする。

- (1) 調査員 2 名編成により受注者の事業所を訪問する
- (2) 調査実施前に次の事項を整備する
工事請負契約書等、工事外注計画書及び現場代理人・主任技術者選任（変更）通知書の複写
- (3) 調査終了後は、速やかに「下請状況調査表」（様式第 1 号：特別調査用【省略】）及び「総括表」（様式第 2 号【省略】）を技術監理局契約部長に提出する

（調査の時期）

- 6 調査は、当該工事の進捗率が概ね 70 %を超えた時点から竣工後 2 月以内の間に実施する。

（その他）

- 7 市長部局以外の企業局から第 3 項に掲げる事項について調査依頼があった場合は、この要領に基づき調査を実施する。

付 則

- 1 この要領は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

臨時調査実施要領（抄）

（最終改正 平成２８年４月１日）

（目的）

- 1 北九州市建設業者有資格者名簿に登載されている業者のうち、新たに指名選定の対象としようとする業者及び登録期間内に事業所等の新設、移転、改築等を行った業者について、当該業者の事業所を現地確認することにより、企業実態を具体的に把握し、本市発注工事にかかる適正な指名業者選定を行うことを目的とする。

（調査対象）

- 2 北九州市建設業者有資格者名簿登載業者のうち、次の者を調査の対象とする。
 - (1) 市外に本店を置く業者
 - ア 新たに市内に支店、営業所等を設置した者
 - イ 市内の支店、営業所等を移転、改築した者
 - (2) 市内に本店を置く業者
 - ア 過去に指名実績がなく、技術監理局長又は整備事務局長が新たに指名選定の対象としようとする者
 - イ 指名を中断していたが、状況の変化により指名再開の適否の検討を必要とする者
 - ウ 登録期間内に事業所を移転、改築した者

（調査項目）

- 3 次の事項について調査するものとする。
 - (1) 経營業務の管理責任者の在勤状況
 - (2) 技術者の資格及び在勤状況
 - (3) 従業員の在勤状況
 - (4) 事務所の実態、本社機能
 - (5) その他「北九州市建設工事入札参加資格審査申請書」に記載された事項

（調査方法）

- 4 実地調査は、原則として次により行うものとする。
 - (1) 調査員２名編成により、対象業者の事業所を訪問する
 - (2) 対象業者への調査の予告は、調査予定日の前日又は当日に行う。この際、代表者又は経營業務の管理責任者及び業務に支障のない範囲で技術者等の待機を求めるとともに、必要書類の準備を依頼する
 - (3) 調査員は、資格審査申請時に当該業者から提出された「技術者名簿」、「保有機材調書」を持参し、当該業者が保管する関係書類等と照合、確認する
 - (4) 調査終了後は、速やかに「臨時調査報告書」（様式第１号【省略】）を技術監理局長に提出する。
なお、この報告書は「業者実態調査依頼書兼調査結果書」の様式と兼用することができ

る

付 則

- 1 この要領は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

優良業者認定基準

(目的)

第1条 この基準は、市発注工事（企業局発注工事を含む。以下同じ。）において、適切な施工体制により良質な工事を施工したと認められる建設業者を優良業者に認定するための基準、及び優良業者の受注機会の拡大を図るための方法を定めることにより、公共工事の適正な施工を確保することを目的とする。

(対象業者)

第2条 優良業者の認定の対象とする建設業者は、北九州市内に本店を有する建設業者（個人事業者にあつては、主たる営業所を北九州市内に置く業者とする。）で、工事の種類は、土木工事、港湾工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事及び水道施設工事の8工種とする。ただし、工種の格付が最下位の等級に格付けされている建設業者を除くものとする。

(認定)

第3条 市長は、次の要件を満たす建設業者を、工種ごとに、2年間の期限を付して優良業者に認定する。

- (1) 市発注工事における工事成績採点表の評定点の合計が80点以上であること。
- (2) 認定基準日前1年間に於いて、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 市発注工事における工事成績採点表の評定点の合計が65点未満のある者
 - イ 指名停止の措置を受けた者
 - ウ 北九州市建設工事登録業者調査要綱に基づく調査又は工事現場における施工体制点検で、不適切な企業実態又は施工実態がある者
 - エ その他優良業者として認定することが適当でない事実のある者
- (3) 認定基準日前6月間に於いて、次に該当しないこと。
 - ア 文書警告の措置を受けた者

(認定対象とならない工事)

第4条 次に掲げる工事は、前条の認定の対象にしないものとする。

- (1) 随意契約の方法により発注した工事。ただし、競争入札から随意契約に移行した場合を除く。
- (2) 本体工事に付随して特命発注した関連工事又は追加工事（建築一式工事における屋外付帯工事、土木一式工事における追加工事等をいう。以下同じ。）
- (3) 特殊な技術を必要とする工事で、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年規則第59号）第14条第1項ただし書きを適用して発注した工事（小口径推進、推進、信号機移設等の工事）

(取消し)

第5条 市長は、優良業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、すべての工種について、優良業者の認定を取り消す。

- (1) 認定した日以後に竣工した市発注工事における工事成績採点表の評定点の合計が70点未満であるとき。
- (2) 第3条第2号イからエまで及び第3号アの規定に該当する事実が生じたとき。

(認定取消しの対象とならない工事)

第6条 本体工事に付随して特命発注した関連工事又は追加工事は、前条の認定取消しの対象にしないものとする。

(共同企業体方式で発注した工事の特例)

第7条 共同企業体方式で発注した工事については、出資比率が30%以上である構成員を第3条の認定又は第5条の認定取消しの対象とする。

(登録資格更新時の措置)

第8条 既に認定している優良業者について、登録資格更新時に等級格付に変動があった場合は、最下位の等級に格付けされたときを除き、新たに格付けされた等級による優良業者として取り扱う。

(認定及び取消しの方法)

第9条 優良業者の認定に当たっては、最大3工種までとし、優良業者の取消しに当たっては、当該優良業者に係る認定工種が複数あるときは、全工種を同時に取り消すこととする。

(基準日)

第10条 優良業者の認定又は取消しをする日は、市長が第3条又は第5条の事実を知った日の属する月の翌月の1日とする。

(再認定)

第11条 優良業者が認定を取り消された日以後において、新たに第3条の規定に該当することになった場合は、再度、優良業者に認定することができる。

(優良業者の通知及び公表)

第12条 市長は、第3条又は第11条の規定により優良業者を認定したときは優良業者認定通知書(第1号様式)により、第5条の規定により取り消したときは優良業者取消通知書(第2号様式)により、当該建設業者に対し通知するとともに、技術監理局のホームページで公表するものとする。

(優良業者の受注機会の拡大)

第13条 市長は、優良業者が先行する工事の入札において落札決定した直後、又は指名し若しくは入札参加条件を定めるときに手持工事を有する場合であっても、次の方法により行うものとする。

(1) 指名競争入札の方法による場合にあって指名業者数を増やす必要があるときは、優先的に指名する。

(2) 一般競争入札の方法による場合にあっては、一般競争入札に参加できるよう参加資格条件を設定する。

(その他)

第14条 市長は、第3条に規定する者のほか、建設業者が市発注工事又は事業等の遂行に協力貢献し、これによって市の事業が円滑に実施できたと認められる場合は、当該業者を優良業者として認定することができる。

付 則

この基準は、平成20年1月15日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年3月3日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

北九州市電子入札実施要領

平成16年12月1日
最終改正
令和2年11月27日

目次

第1章 総則

第2章 共通事項

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市契約規則第16条の2（第18条及び第20条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市における入札に関する手続きを電子入札により行う場合において、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の意義は、別に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 入札案件の登録から入札参加申込や入札並びに落札者の決定までの事務（以下「入開札事務」という。）をインターネットを利用して処理を行うシステムのことをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムにより処理する入開札事務をいう。
- (3) 認証局 電子署名法でICカードを発行することを認められた機関をいう。
- (4) ICカード 認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (5) 入札者 有資格業者名簿に記載されている有資格業者の代表者（受任地を設定している場合は、その受任者）をいう。

第2章 共通事項

(一般競争入札の公告)

第3条 市長は、一般競争入札を電子入札で行うときは、入札書（入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）の受付開始日の前日から起算して10日前までに市公報又は掲示場その他の方法により公告するものとする。ただし、急を要する場合は、その期間を5日に短縮することができる。

2 特定調達契約に係る一般競争入札においては、前項中「10日前」とあるのは「40日前（一連の調達契約のうち、その最初の契約に係る公告において、最初の契約以外の契約に係る公告を24日前までに行う旨記載した場合における当該最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前）」と、「市公報又は掲示場その他の方法」とあるのは「北九州市公報」と、「5日」とあるのは「10日」と読み替えて適用するものとする。

3 第1項の公告には、次の事項を掲載するものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格事項
- (3) 契約条項を示す場所及び日時
- (4) 入札書の受付期間並びに開札の場所及び日時

- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 無効入札に関する事項
- (7) その他入札に必要な事項
(入札方法)

第4条 入札者は、市長が指定する入札書の受付期間に、入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付したうえで、電子入札システムにより提出しなければならない。

2 前項に定める入札書の受付期間は、原則として3日間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とするものとする。

3 入札書は、電子入札システムに記録された時点で提出があったものとし、その旨を入札書受信確認通知書により通知するものとする。

(入札の中止等)

第5条 電子入札システムに障害が発生し、入札事務が不可能となった場合は、入札の中止、延期又は取消を行うものとする。

2 前項の場合においては、入札書の受付締切日の延期や市長の指定する入札方法への移行等の方法で臨機に対応するものとする。

(入札の辞退)

第6条 入札者は、当該入札を辞退するときは、電子入札システムにより入札辞退届を提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合には、市長の承諾を得て、書面により提出することができる。

2 前項の届出は、入札者が入札書を提出するまでの間に行うことができる。

(開札)

第7条 市長は、開札を予定日時以降、電子入札システムにより速やかに行う。なお、入札者及び当該入札事務に関係のない職員の立会いは行わないものとする。

(開札の異議)

第8条 入札者は、契約規則第11条の規定にかかわらず、開札の結果について異議申立てをすることができる。

2 前項に規定する異議申立ては、開札日の翌日までに行わなければならない。

(くじによる落札者の決定)

第9条 第7条に規定する開札の結果、くじ引きにより落札者を決定する必要があるときは、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 入札者が、代理人をもってくじを引く場合は、あらかじめ委任状を提出しなければならない。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しないとき

- (3) 入札保証金を納付しないときまたはその額が不足するとき
- (4) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき
- (5) 入札者が協定して入札したと認められるとき
- (6) 入札に際し不正の行為があったとき
- (7) ICカードの登録完了通知を受けていないICカードで入札を行ったとき
- (8) ICカードの失効等により開札できなかったとき
- (9) 認証局が発行したICカードに不正な手段により改ざんされた事項を含むとき
- (10) ICカードを不正に取得した者が入札をしたとき
- (11) 開札時までに入札参加資格を失ったとき
- (12) 開札日の前日までに指名停止処分を受けたとき
- (13) 設計図書又は仕様書等を指定する方法により入手しなかったとき、または違反した場合
- (14) その他北九州市契約規則及び関係諸規程に規定する事項に違反して入札をしたとき
- (その他)

第11条 入札参加者の資格、入札保証金、入札条項の熟知、入札の中止、予定価格の決定、落札の通知及び取消並びに入札者の指名等の入札執行に必要な事項で、この要領に特に定めのないものは、北九州市契約規則に定めるところによる。

付 則

- 1 この要領は、平成16年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成19年12月26日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成26年4月16日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成27年11月20日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和2年11月27日から施行する。

北九州市電子入札運用基準

(最終改正 令和6年4月1日)

第1章 共通項目

1 総則

1-1 趣旨

この運用基準は、電子入札の適切かつ円滑な運用を図るため、北九州市契約規則（規則第25号）及び北九州市電子入札実施要領等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1-2 用語の定義

この運用基準において用いる用語の意義は、別に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

（1）電子入札システム

入札案件の登録から競争参加資格確認の申請や入札並びに落札者の決定までの事務（以下「入開札事務」という。）をインターネットを利用して処理を行うシステムのことをいう。

（2）サブシステム

電子証明書（ＩＣカード）の未取得や汚破損等により、電子入札システムに参加できない入札者が電子的に入札に参加できるようにするためのシステムをいう。

（3）情報公開システム

北九州市が発注する建設工事等の発注見通し、発注情報、入札・契約結果に関する情報等をインターネット上に公開するためのシステムをいう。

（4）設計図書公開システム

北九州市が発注する建設工事、建設工事に係る設計、測量及び調査等業務委託の設計図書及び物品等供給契約等の仕様書等をインターネットを利用して提供するシステムをいう。

（5）電子入札

電子入札システムにより処理する入開札事務をいう。

(6) 発注部局

建設工事及び建設工事に係る設計、測量及び調査等業務委託、物品等供給契約（技術監理局契約課契約分）に係る入札案件の入札事務を行う北九州市の契約担当課等をいう。

(7) ICカード

電子入札コアシステムに対応した特定認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(8) 有資格業者

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）、北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）又は北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）に基づき入札参加資格を認められた者をいう。

(9) 入札者

有資格業者で有資格者名簿に記載されている代表者（受任地を設定している場合は、その受任者）をいう。

(10) 見積人

(9) 入札者と同様とする。

2 共通事項

2-1 対象入札方式

電子入札システムの対象入札方式は、次のとおりとする。

建設工事	建設工事に係る設計、 測量及び調査等業務委 託	物品等供給契約
・一般競争入札 ・指名競争入札 ・随意契約	・一般競争入札 ・指名競争入札 ・随意契約	・一般競争入札 ・指名競争入札 ・見積競争会 ・見積箱制度 ・随意契約

2-2 電子入札を行う案件の基準

発注部局が、電子入札で行うことを決定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、原則として、電子入札システムにより入開札事務を行うものとする。

2-3 サブシステムの利用について

有資格業者は、次に掲げる理由により、電子入札システムへの参加ができない場合は、発注部局の承認を得てサブシステムを利用できるものとする。ただし、一般競争入札に参加する者の利用については、（２）による場合のみとする。

（１）ＩＣカードを保有していない場合

（２）入札に使用するパソコン等機器のトラブル、その他やむを得ない理由が生じた場合

2-4 情報公開システムの取扱いについて

情報公開システムは、建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表要領及び物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づき、公開を行うものとする。

2-5 設計図書配布システムの利用について

公告文等に設計図書又は仕様書等をダウンロードすべき旨記載されている場合は、設計図書配布システムからダウンロードを行うものとする。

2-6 各システムの運用時間

電子入札システム及びサブシステムの運用時間は、下記のとおりとする。ただし、情報公開システムの運用時間については、メンテナンス時間を除き、終日運用を行うものとする。

なお、障害発生時には、一時的に停止することがある。

システム名	運用時間
電子入札システム	９：００～１９：００ （閉庁日を除く。）
サブシステム	９：００～１７：００ （閉庁日を除く。）
情報公開システム	２４時間運用 （メンテナンス時間を除く。）
設計図書配布システム	１０：００～１９：００ （閉庁日を除く。）

2-7 電子ファイルの作成基準

提出資料等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次に掲げるものとする。

なお、ファイル形式等については、電子入札案件ごとに公告文等により通知するものとする。

ア Microsoft Word doc 又は docx

イ Microsoft Excel xls 又は xlsx

ウ PDF ファイル、画像ファイル（JPEG 形式）

エ 上記に加え発注部局が特別に認めたファイル形式

オ 電子ファイルの圧縮を行う場合は、ZIP 形式とし、自己解凍方式は認めない。

カ 提出する電子ファイルは、ウィルスチェック済のものとする。

ただし、保存時に損なわれる機能は使用しないこと。

2-8 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札者及び入札に参加しようとする者から提出された電子ファイルのウィルス感染が判明した場合においては、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止する。発注部局は、当該入札者及び入札に参加しようとする者に対してウィルス感染している旨を電話等で連絡し、再提出の方法について協議を行うものとする。

2-9 システム障害時等の取扱い

システムの障害時における取扱いは、次に掲げるとおりとする。

（１）有資格業者側のシステム障害時

有資格業者側のシステム上に障害が発生した場合は、2-3（２）の規定により、サブシステムへ移行することができる。

（２）北九州市側のシステム障害時

北九州市側の電子入札システム上に障害等が発生して、全ての入札者が電子入札システムを利用することが出来なくなった場合には、入札書受付締切日時等の変更を行うものとする。この場合には、電話又はファクシミリ等により、入札者にその旨を通知する。

なお、電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、発注部局が指定する入札方式に変更するものとし、北九州市技術監理局契約部のホームページ等により周知するものとする。

3 利用者登録及びＩＣカードの取扱い

3-1 電子入札システムの利用を認める者

電子入札システムの利用を認める者は、１－２（９）及び（１０）に規定したものとする。

ただし、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体においては、構成員全員から入札・見積りに関する権限の委任を受けた有資格業者（以下「代表構成員」という。）のみが電子入札システムを利用することができるものとする。

３－２ 電子入札システムへの利用者登録

有資格業者及び代表構成員は、入札者名義のＩＣカードを取得し、北九州市電子入札用電子証明書（ＩＣカード）登録要領に基づき利用者登録を行うものとする。

３－３ 電子入札システムに登録できるＩＣカード

電子入札システムに登録することができるＩＣカードは、次の各号によるものとする。

（１）単体企業

有資格業者のＩＣカードの名義は、入札者名簿で、一企業一名義とする。

ただし、有資格業者名簿（建設工事、測量及び建設コンサルタント、物品）毎に入札者が異なる場合は、この限りではない。

（２）特定建設工事共同企業体

ＩＣカードの名義は、代表構成員の入札者名簿で、一企業体一名義とする。

なお、単体企業用としてシステムに登録した入札者のＩＣカードを特定建設工事共同企業体用として使用する。

（３）経常建設共同企業体

ＩＣカードの名義は、代表構成員の入札者名簿で、一企業体一名義とする。

なお、単体企業用とは別に、経常建設共同企業体用としてのＩＣカードが必要となる。

３－４ ＩＣカードの変更について

次に掲げる理由により、ＩＣカードの内容等に変更が生じた有資格業者は、北九州市電子入札用電子証明書（ＩＣカード）登録要領に基づき、変更手続きを行うものとする。

（１）ＩＣカードの名義人の変更

（２）ＩＣカードの名義人の住所の変更

（３）ＩＣカードの有効期限切

（４）その他認証局においてＩＣカードの失効要件とされる項目

4 サブシステムの取扱い

4-1 サブシステムの利用登録

2-3の規定に基づき、サブシステムを利用しようとする有資格業者は、入札締切日の前日までに技術監理局契約制度課（以下「契約制度課」という。）へ電話連絡を行い、サブシステム利用申請書（第4号様式）を持参又は郵送するものとする。

4-2 サブシステムの利用期間等

2-3（1）の理由によるサブシステムの利用時間は、原則として3ヶ月以内とする。

4-3 電子入札システムへの変更

サブシステムを利用する有資格業者は、ICカードの取得等により、電子入札システムへの利用が可能となった場合、速やかに契約制度課に届け出るものとする。

ただし、2-3（2）の理由により、サブシステムの利用申請を行ったものについては、対象案件が終了するまで電子入札システムへの変更は行えないものとする。

4-4 サブシステムの設置場所

サブシステム用の入力端末機は、技術監理局契約課（以下「契約課」という。）及び都市整備局東西整備事務所に設置する。

4-5 サブシステムの利用

サブシステムの利用については、入札案件毎に発注部局において、利用日時、利用場所等を記載した利用日時指定書の発行を行うものとする。

サブシステム利用者は、サブシステムの利用時に利用日時指定書を発注部局に提出することとし、提出なしに入札を行った場合は、その入札書を無効とする。

第2章 建設工事

1 一般競争入札

1-1 競争参加資格確認申請書の取扱い

（1）競争参加資格確認申請書提出時の留意点

競争参加資格確認申請書を提出しようとする者は、次の事項に留意すること。

ア 競争参加資格確認申請書は正しい内容で作成し、確認画面において入力内容の確認を行ってから提出すること。

イ 競争参加資格確認申請書受付締切日時までに競争参加資格確認申請書の提出が完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。

ウ 競争参加資格確認申請書が正常に送信されたことを競争参加資格確認申請書受信確認通知書により確認すること。

(2) 添付資料の提出方法

ア 電子入札システムによる場合

市が指定する「提出書類一覧表」のみを競争参加資格確認申請書提出画面に添付し申請を行うこと。

イ 郵送又は持参による場合

「提出書類一覧表」に記載する書類は、別途紙媒体により郵送又は持参により提出すること。

(3) 添付資料の提出

ア 添付資料は、入札説明書に記載されたファイルを使用すること。

イ 「提出書類一覧表」は、添付資料の提出方法にかかわらず、電子入札システムにより必ず送信すること。

ウ 提出を求められた添付資料は、一括して提出するものとし、「提出書類一覧表」を除き、電子入札システムと郵送又は持参の併用は認めないものとする。

エ 添付資料を郵送又は持参する場合は、「提出書類一覧表」を一括して提出する書類の表紙として、再度利用すること。

(4) 郵送による取扱い

「提出書類一覧表」に記載する書類を郵送で提出する場合は、書留郵便によるものとする。また、封筒の表に「〇〇工事参加申込書資料在中」の文言を朱書きすること。

(5) 添付書類提出の締切

電子入札システムの競争参加資格確認申請書受付締切日と同一とし、締切日時までに必着のこと。ただし、発注部局が別途期限を指示した書類については、この限りではない。

(6) 競争参加資格確認申請書の再提出について

競争参加資格確認申請書に誤り等があった場合、申込締切日時までに発注部局に電話で再提出（差替え）の申し入れを行い、承認を得た場合に限り再提出（差替え）することができる。

(7) サブシステム利用者の競争参加資格確認申請書提出について

サブシステムの利用承認を受けたものについては、発注部局が指示する方法により、電子入札システムの競争参加資格確認申請書受付締切日時までに提出を行うものとする。

(8) 公告日以降の案件の修正

公告日以降において、案件登録情報の錯誤が認められた場合は、発注部局は次の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

【案件の修正手順】

- ① 錯誤案件に対して競争参加資格確認申請書の提出が行われるのを防ぐため、入札中止の処理を行う。
- ② 新規の案件として改めて登録する。
- ③ 既に競争参加資格確認申請書の提出があった者に対しては、電話又はファクシミリ等により確実に連絡を行い、改めて登録した電子入札案件に対して競争参加資格確認申請書等を提出するよう依頼する。

1－2 仕様書等の配布

- (1) 配布方法は、公告文で指定する。
- (2) 設計図書配布システムからダウンロードするよう指定されている場合は、指定された期間にダウンロードすること。

1－3 入札書等の取扱い

(1) 入札書の受付

ア 入札書は、電子入札システム又はサブシステムにより入札金額が入力され、システム上に記録が行われたものを有効なものとして取扱うものとする。

なお、内訳書の添付が指定されている案件については、内訳書が添付されたものを有効なものとして取扱うものとする。

イ 入札書受付締切日時までに入札書の提出が完了するよう余裕をもって処理を行うこと。また、サブシステムを利用し入札書を提出する場合は、第1章4により行うものとする。

(2) 内訳書の提出方法

内訳書の添付が指定されている場合の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 電子入札システムによる入札の場合

電子入札システムにより、電子ファイルで提出すること。

イ サブシステムによる入札の場合

サブシステムによる入札時に、紙で作成した内訳書を封筒に封入し、封筒の

表に案件番号、件名及び業者名を記載の上、発注部局に提出すること。

(3) 入札書等提出後の撤回等

電子入札システム及びサブシステムにより提出された入札書等は、撤回及び訂正等を行うことはできない。

1-4 入札者及び入札に参加しようとする者の責任

電子入札において、入札書等は、送信データが北九州市電子入札システムに記録された時点で提出されたものとする。入札者及び入札に参加しようとする者は、入札書などの提出時に通知される「受信確認通知」により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うこと。

なお、提出後に「受信確認通知」が表示されない場合は、正常に送信データが到着していない恐れがあるので、再度処理を行い、それでも「受信確認通知」が表示されない場合、契約制度課に連絡を行うこと。

辞退届の提出についても同様とする。

1-5 開札

(1) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後、速やかに行うこととする。

ただし、政府調達協定により入札書を郵送する場合の紙入札方式による入札者がいる場合の開札は、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録した後に開札を行うものとする。

(2) 開札が長引いた場合の連絡

開札予定日時から落札決定通知書等の発行までが著しく遅延（1時間程度を目安とする。）する場合には、必要に応じ、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により連絡を行うものとする。

(3) 開札の延期の連絡

開札を延期する場合には、原則として電子入札システムの日時変更通知書により、当該案件に入札書を提出している者全員に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

1-6 入札（開札）の中止など

連合して入札したと認められるとき、その他入札に際し不正があると認められるとき及び電子入札システムに障害が発生したときは、入札（開札）を中止し、延期し、

又は無効とすることがある。

1－7 落札の決定

- (1) 予定価格以下で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 2者以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定する。くじの実施については、原則として開札日に発注部局にて行うものとする。

2 指名競争入札

2－1 指名通知

電子入札システムにより送信された指名通知書の内容をよく確認し、必要に応じて指名通知書を印刷しておくこと。

2－2 受領確認書の提出

受領確認書は、電子入札システムから参加意思の有無にかかわらず、提出すること。

2－3 仕様書等の配布

- (1) 配布方法は、公告文で指定する。
- (2) 設計図書配布システムからダウンロードするよう指定されている場合は、指定された期間にダウンロードすること。

2－4 入札書等の取扱い

(1) 入札書の受付

ア 入札書は、電子入札システム又はサブシステムで入札金額が入力され、システム上に記録が行われたものを有効なものとして取扱うものとする。

なお、内訳書の添付が指定されている案件については、内訳書が添付されたものを有効なものとして取扱うものとする。

イ 入札書受付締切日時までに入札書の提出が完了するよう余裕をもって処理を行うこと。また、サブシステムを利用し入札書を提出する場合は、第1章4により行うものとする。

(2) 内訳書の提出方法

内訳書の添付が指定されている場合の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 電子入札システムによる入札の場合

電子入札システムにより、電子ファイルで提出すること。

イ サブシステムによる入札の場合

サブシステムによる入札時に、紙で作成した内訳書を封筒に封入し、封筒の表に案件番号、件名及び業者名を記載の上、発注部局に提出すること。

(3) 入札書等提出後の撤回等

電子入札システム及びサブシステムにより提出された入札書等は、撤回及び訂正等を行うことはできない。

2-5 入札者及び入札に参加しようとする者の責任

電子入札において、入札書等は、送信データが北九州市電子入札システムに記録された時点で提出されたものとする。入札者及び入札に参加しようとする者は、入札書の提出時に表示される「受信確認通知」により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うこと。

なお、提出後に「受信確認通知」が表示されない場合は、正常に送信データが到着していない恐れがあるので、再度処理を行い、それでも「受信確認通知」が表示されない場合、契約制度課に連絡を行うこと。

辞退届の提出についても同様とする。

2-6 開札

(1) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後、速やかに行うこととする。

(2) 開札が長引いた場合の連絡

開札予定日時から落札決定通知書等の発行までが著しく遅延（1時間程度を目安とする。）する場合には、必要に応じ、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により連絡を行うものとする。

(3) 開札の延期の連絡

開札を延期する場合には、原則として電子入札システムの日時変更通知書により、当該案件に指名している者全員に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

2-7 入札（開札）の中止など

連合して入札したと認められるとき、その他入札に際し不正があると認められるとき及び電子入札システムに障害が発生したときは、入札（開札）を中止し、延期し、又は無効とすることがある。

2－8 落札の決定

- (1) 予定価格以下で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 2者以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定する。くじの実施については、原則として開札日に発注部局にて行うものとする。

第3章 建設工事に係る設計、測量及び調査等業務委託

1 指名競争入札

1－1 指名通知

電子入札システムにより送信された指名通知書の内容をよく確認し、必要に応じて指名通知書を印刷しておくこと。

1－2 受領確認書の提出

受領確認書は、電子入札システムから参加意思の有無にかかわらず、提出すること。

1－3 仕様書等の配布

- (1) 配布方法は、公告文で指定する。
- (2) 設計図書配布システムからダウンロードするよう指定されている場合は、指定された期間にダウンロードすること。

1－4 入札書の取扱い

- (1) 入札書は、電子入札システム又はサブシステムで入札金額が入力され、システム上に記録が行われたものを有効なものとして取扱うものとする。
- (2) 入札書受付締切日時までに入札書の提出が完了するよう余裕をもって処理を行うこと。また、サブシステムを利用し入札書を提出する場合は、第1章4により行うものとする。
- (3) 電子入札システム及びサブシステムにより提出された入札書は、撤回及び訂正等を行うことはできない。

1－5 入札者及び入札に参加しようとする者の責任

電子入札において、入札書は、送信データが北九州市電子入札システムに記録された時点で提出されたものとする。入札者及び入札に参加しようとする者は、入札書の提出後に表示される「受信確認通知」により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うこと。

なお、提出後に「受信確認通知」が表示されない場合は、正常に送信データが到着していないおそれがあるので、再度処理を行い、それでも「受信確認通知」が表示さ

れない場合、契約制度課に連絡を行うこと。

辞退届の提出についても同様とする。

1－6 開札

(1) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後、速やかに行うこととする。

(2) 開札が長引いた場合の連絡

開札予定日時から落札決定通知書等の発行までが著しく遅延（1時間程度を目安とする。）する場合には、必要に応じ、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により連絡を行うものとする。

(3) 開札の延期の連絡

開札を延期する場合には、原則として電子入札システムの日時変更通知書により、当該案件に指名している者全員に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

1－7 入札（開札）の中止など

連合して入札したと認められるとき、その他入札に際し不正があると認められるとき及び電子入札システムに障害が発生したときは、入札（開札）を中止し、延期し、又は無効とすることがある。

1－8 落札の決定

(1) 予定価格以下で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 2者以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定する。くじの実施については、原則として開札日に発注部局にて行うものとする。

第4章 物品等供給契約

1 一般競争入札

1－1 競争参加資格確認申請書の取扱い

(1) 競争参加資格確認申請書提出時の留意点

競争参加資格確認申請書を提出しようとする者は、次の事項に留意すること。

ア 競争参加資格確認申請書は正しい内容で作成し、確認画面において入力内容の確認を行ってから提出すること。

イ 競争参加資格確認申請書受付締切日時までに競争参加資格確認申請書の提

出が完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。

ウ 競争参加資格確認申請書が正常に送信されたことを競争参加資格確認申請書受信確認通知書により確認すること。

(2) 添付資料の提出

競争参加資格確認申請において、市が指定する「提出書類一覧表」のみを競争参加資格確認申請書提出画面に添付し申請を行うこと。なお、当該提出書類一覧表に記載する書類は、別途紙媒体により郵送又は持参により提出するものとする。

(3) 郵送による取扱い

提出書類一覧表に記載する書類を郵送で提出する場合は、書留郵便によるものとする。また、封筒の表に「〇〇添付資料 在中」の文言を朱書きすること。

(4) 提出書類一覧表に記載する書類提出の締切

電子入札システムの競争参加資格確認申請書受付締切日と同一とし、締切日時までに必着のこと。ただし、契約課が別途期限を指示した書類については、この限りではない。

(5) サブシステム利用者の競争参加資格確認申請書提出について

サブシステムの利用承認を受けたものについては、契約課が指示する方法により、電子入札システムの競争参加資格確認申請書受付締切日時までに提出を行うものとする。

(6) 公告日以降の案件の修正

公告日以降において、案件登録情報の錯誤が認められた場合は、契約課は次の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

【案件の修正手順】

- ① 錯誤案件に対して競争参加資格確認申請書の提出が行われるのを防ぐため、入札中止の処理を行う。
- ② 新規の案件として改めて登録する。
- ③ 既に競争参加資格確認申請書の提出があった者に対しては、電話又はファクシミリ等により確実に連絡を行い、改めて登録した電子入札案件に対して競争参加資格確認申請書等を提出するよう依頼する。

1-2 仕様書等の配布

配布方法は、公告文で指定する。

1－3 入札書等の取扱い

(1) 入札書の受付

ア 入札書は、電子入札システム又はサブシステムにより入札金額が入力され、システム上に記録が行われたものを有効なものとして取扱うものとする。なお、内訳書の添付が指定されている案件については、内訳書が添付されたものを有効なものとして取扱うものとする。

イ 入札書受付締切日時までに入札書の提出が完了するよう余裕をもって処理を行うこと。また、サブシステムを利用し入札書を提出する場合は、第1章4により行うものとする。

(2) 内訳書の提出方法

内訳書の添付が指定されている場合の提出方法は、次に掲げるとおりとする。なお、内訳書は、市が指定する書式で作成すること。

ア 電子入札システムによる入札の場合

電子入札システムにより、電子ファイルで提出すること。

イ サブシステムによる入札の場合

サブシステムによる入札時に、紙で作成した内訳書を封筒に封入し、封筒の表に案件番号、件名及び業者名を記載の上、契約課に提出すること。

(3) 入札書等提出後の撤回等

電子入札システム及びサブシステムにより提出された入札書等は、撤回及び訂正等を行うことはできない。

1－4 入札者及び入札に参加しようとする者の責任

電子入札において、入札書等は、送信データが北九州市電子入札システムに記録された時点で提出されたものとする。入札者及び入札に参加しようとする者は、入札書などの提出後に表示される「受信確認通知」により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うこと。

なお、提出後に「受信確認通知」が表示されない場合は、正常に送信データが到着していないおそれがあるので、再度処理を行い、それでも「受信確認通知」が表示されない場合、契約制度課に連絡を行うこと。

辞退届の提出についても同様とする。

1－5 開札

(1) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後、速やかに行うこととする。

ただし、政府調達協定により入札書を郵送する場合の紙入札方式による入札者がいる場合の開札は、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録した後に開札を行うものとする。

(2) 開札が長引いた場合の連絡

開札予定日時から落札決定通知書等の発行までが著しく遅延（1 時間程度を目安とする。）する場合には、必要に応じ、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により連絡を行うものとする。

(3) 開札の延期の連絡

開札を延期する場合には、原則として電子入札システムの日時変更通知書により、当該案件に入札書を提出している者全員に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

1－6 再度入札

再度入札を行う場合は、下記のとおりとする。

(1) 再度入札の回数

再度入札の回数は、1 回とする。

(2) 再度入札の連絡

初度入札において、落札者がなかった場合は、開札後速やかに電子入札システムの再入札通知書により、初度入札に参加し、有効な入札書を提出した者全員に対し、再度入札締切日時及び開札予定日時を通知するものとする。

なお、再度入札締切日は、原則として初度入札開札日の翌日（休日の場合は、翌開庁日）とする。

(3) 開札の方法

1－5 開札と同様とする。

1－7 入札不調

(1) 入札不調の連絡

入札不調の場合は、電子入札システムの不調通知書により、入札参加者全員に通知するものとする。

(2) 随意契約への移行

ア 随意契約移行の連絡

随意契約に移行する場合は、電子入札システムの不調通知書により、入札参加者全員に通知するものとする。

イ 見積依頼業者の選定

この場合、電子入札システムは使用せずに、再度入札参加者のうち有効な入札書を提出した者のうちから任意に選定し、見積合せ実施日時を連絡するものとする。

1－8 入札（開札）の中止など

連合して入札したと認められるとき、その他入札に際し不正があると認められるとき及び電子入札システムに障害が発生したときは、入札（開札）を中止し、延期し、又は無効とすることがある。

1－9 落札の決定

- （１） 予定価格以下で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- （２） ２者以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定する。くじの実施については、原則として開札日に契約課にて行うものとする。

2 指名競争入札

2－1 指名通知

電子入札システムにより送信された指名通知書の内容をよく確認し、必要に応じて指名通知書を印刷しておくこと。

2－2 仕様書等の配布

- （１） 仕様書等の配布方法は、指名通知書で指定する。
- （２） 設計図書配布システムからダウンロードするよう指定されている場合は、入札参加者は、仕様書等を指名通知書で指定する期日までにダウンロードすることとする。ただし、設計図書配布システムからダウンロードできないやむを得ない事情が生じ、契約課が承諾する入札参加者に限り、指名通知書で指定する期日までに、契約課から仕様書等をファクシミリにより送付するものとする。
- （３） ファクシミリによる配布が指定されている場合は、原則として指名通知日の１７時までに、契約課から入札参加者に仕様書等をファクシミリにより送付するものとする。

2－3 入札書等の取扱い

(1) 入札書の受付

ア 入札書は、電子入札システム又はサブシステムにより入札金額が入力され、システム上に記録が行われたものを有効なものとして取扱うものとする。

なお、内訳書の添付が指定されている案件については、内訳書が添付されたものを有効なものとして取扱うものとする。

イ 入札書受付締切日時までに入札書の提出が完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。また、サブシステムを利用し入札書を提出する場合は、第1章4により行うものとする。

(2) 内訳書の提出方法

内訳書の添付が指定されている場合の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

なお、内訳書は、市が指定する書式で作成すること。

ア 電子入札システムによる入札の場合

電子入札システムにより、電子ファイルで提出すること。

イ サブシステムによる入札の場合

サブシステムによる入札時に、紙で作成した内訳書を封筒に封入し、封筒の表に案件番号、件名及び業者名を記載の上、提出すること。

(3) 入札書等提出後の撤回等

電子入札システム及びサブシステムにより提出された入札書等は、撤回及び訂正等を行うことはできない。

2-4 入札者及び入札に参加しようとする者の責任

電子入札において、入札書等は、送信データが北九州市電子入札システムに記録された時点で提出されたものとする。入札者及び入札に参加しようとする者は、入札書などの提出後に表示される「受信確認通知」により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うこと。

なお、提出後に「受信確認通知」が表示されない場合は、正常に送信データが到着していないおそれがあるので、再度処理を行い、それでも「受信確認通知」が表示されない場合、契約制度課に連絡を行うこと。

辞退届の提出についても同様とする。

2-5 開札

(1) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後、速やかに行うこととする。

(2) 開札が長引いた場合の連絡

開札予定日時から落札決定通知書等の発行までが著しく遅延（1 時間程度を目安とする。）する場合には、必要に応じ、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により連絡を行うものとする。

(3) 開札の延期の連絡

開札を延期する場合には、原則として電子入札システムの日時変更通知書により、当該案件に指名している者全員に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

2－6 再度入札

再度入札を行う場合は、下記のとおりとする。

(1) 再度入札の回数

再度入札の回数は、1 回とする。

(2) 再度入札の連絡

初度入札において、落札者がなかった場合は、開札後速やかに電子入札システムの再入札通知書により、初度入札に参加し、有効な入札書を提出した者全員に対し、再度入札締切日時及び開札予定日時を通知するものとする。

なお、再度入札締切日は、原則として初度入札開札日の翌日（休日の場合は、翌開庁日）とする。

(3) 開札の方法

2－5 開札と同様とする。

2－7 入札不調

(1) 入札不調の連絡

入札不調の場合は、電子入札システムの不調通知書により、入札参加者全員に通知するものとする。

(2) 随意契約への移行

ア 随意契約移行の連絡

随意契約に移行する場合は、電子入札システムの不調通知書により、入札参加者全員に通知するものとする。

イ 見積依頼業者の選定

この場合、電子入札システムは使用せずに、再度入札参加者のうち有効な入札書を提出した者のうちから任意に選定し、見積合せ実施日時を連絡するものとする。

2－8 入札（開札）の中止など

連合して入札したと認められるとき、その他入札に際し不正があると認められるとき及び電子入札システムに障害が発生したときは、入札（開札）を中止し、延期し、又は無効とすることがある。

2－9 落札の決定

- (1) 予定価格以下で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 2者以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定する。くじの実施については、原則として開札日に契約課にて行うものとする。

3 見積競争会

3－1 見積依頼通知

電子入札システムにより送信された見積依頼通知書の内容をよく確認し、必要に応じて見積依頼通知書を印刷しておくこと。

3－2 仕様書等の配布

- (1) 仕様書等の配布方法は、見積依頼通知書で指定する。
- (2) 設計図書配布システムからダウンロードするよう指定されている場合は、見積参加者は仕様書等を見積依頼通知書で指定する期日までにダウンロードすることとする。ただし、設計図書配布システムからダウンロードできないやむを得ない事情が生じ、契約課が承諾する見積参加者に限り、見積依頼通知書で指定する期日までに、契約課から仕様書等をファクシミリにより送付するものとする。
- (3) ファクシミリによる配布が指定されている場合は、原則として見積依頼通知日の17時までに、契約課から見積参加者に仕様書等をファクシミリにより送付するものとする。

3－3 見積書等の取扱い

(1) 見積書の受付

ア 見積書は、電子入札システム又はサブシステムで見積金額が入力され、システム上に記録が行われたものを有効なものとして取扱うものとする。なお、内訳書の添付が指定されている案件については、内訳書が添付されたものを有効なも

のとして取扱うものとする。

- イ 見積書受付締切日時までに見積書の提出が完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。また、サブシステムを利用し見積書を提出する場合は、第1章4により行うものとする。

(2) 内訳書の提出方法

内訳書の添付が指定されている場合の提出方法は、次に掲げるとおりとする。なお、内訳書は、市が指定する書式で作成すること。

ア 電子入札システムによる見積の場合

電子入札システムにより、電子ファイルで提出すること。

イ サブシステムによる見積の場合

サブシステムによる見積時に、紙で作成した内訳書を封筒に封入し、封筒の表に案件番号、件名及び業者名を記載の上、提出すること。

(3) 見積書等提出後の撤回等

電子入札システム及びサブシステムにより提出された見積書等は、撤回及び訂正等を行うことはできない。

3-4 見積人及び見積に参加しようとする者の責任

電子入札において、見積書等は、送信データが北九州市電子入札システムに記録された時点で提出されたものとする。見積人及び見積に参加しようとする者は、見積書などの提出時に表示される「見積書受付票」により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うこと。

なお、提出後「見積書受付票」が表示されない場合は、正常に送信データが到着していないおそれがあるので、再度処理を行い、それでも「見積書受付票」が表示されない場合、契約制度課に連絡を行うこと。

辞退届の提出についても同様とする。

3-5 開札

(1) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後、速やかに行うこととする。

(2) 開札が長引いた場合の連絡

開札予定日時から落札決定通知書等の発行までが著しく遅延（1時間程度を目安とする。）する場合には、必要に応じ、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により連絡を行うものとする。

(3) 開札の延期の連絡

開札を延期する場合には、原則として電子入札システムの日時変更通知書により、当該案件に指名している者全員に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

3-6 再度見積

再度見積を行う場合は、下記のとおりとする。

(1) 再度見積の回数

再度見積の回数は、1回とする。

(2) 再度見積の連絡

初度見積において、落札者がなかった場合は、開札後速やかに電子入札システムの再見積依頼通知書により、初度見積に参加し、有効な見積書を提出した者全員に対し、再度見積締切日時及び開札予定日時を通知するものとする。

なお、再度見積締切日は、原則として初度見積開札日の翌日（休日の場合は、翌開庁日）とする。

(3) 開札の方法

3-5 開札と同様とする。

3-7 見積不調

見積不調の場合は、電子入札システムの不調通知書により、見積参加者全員に通知するものとする。

3-8 見積競争会（開札）の中止など

連合して見積したと認められるとき、その他見積に際し不正があると認められるとき及び電子入札システムに障害が発生したときは、見積競争（開札）を中止し、延期し、又は無効とすることがある。

3-9 落札の決定

(1) 予定価格以下で、最低の価格をもって有効な見積をした者を落札者とする。

(2) 2人以上が同一落札金額で見積をした場合は、くじにより落札者を決定する。

くじの実施については、原則として開札日に契約課にて行うものとする。

4 見積箱制度

4-1 仕様書等の公開

契約課カウンターの棚及び北九州市技術監理局契約部ホームページにおいて、毎週、指定された期間に公開する。

4-2 見積書等の取扱い

(1) 見積書の受付

ア 見積書は、電子入札システム又はサブシステムにより見積金額が入力され、システム上に記録が行われたものを有効なものとして取扱うものとする。

イ 見積書受付締切日時までに見積書の提出が完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。また、サブシステムを利用し見積書を提出する場合は、第1章4により行うものとする。

(2) 内訳書の提出方法

内訳書の添付が指定されている場合の提出方法は、次に掲げるとおりとする。なお、内訳書は、市が指定する書式で作成すること。

ア 電子入札システムによる見積の場合

電子入札システムにより、電子ファイルで提出すること。

イ サブシステムによる見積の場合

サブシステムによる見積時に、紙で作成した内訳書を封筒に封入し、封筒の表に案件番号、件名及び業者名を記載の上、提出すること。

(3) 見積書等提出後の撤回等

電子入札システム及びサブシステムにより提出された見積書等は、撤回及び訂正等を行うことはできない。

4-3 見積人及び見積に参加しようとする者の責任

電子入札において、見積書等は、送信データが北九州市電子入札システムに記録された時点で提出されたものとする。見積人及び見積に参加しようとする者は、見積書などの提出後に表示される「見積書受付票」により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うこと。

なお、提出後に「見積書受付票」が表示されない場合は、正常に送信データが到着していないおそれがあるので、再度処理を行い、それでも「見積書受付票」が表示されない場合、契約制度課に連絡を行うこと。

4-4 開札

開札は、事前に設定した開札予定日時後、速やかに行うこととする。ただし、見積期間が確保できない場合は、開札を行わない。

4－5 見積不調

見積不調の場合は、電子入札システムの不調通知書により、見積参加者全員に通知するものとする。

4－6 見積の中止など

連合して見積したと認められるとき、その他見積に際し不正があると認められるとき及び電子入札システムに障害が発生したときは、見積（開札）を中止し、延期し、又は無効とすることがある。

4－7 落札の決定

- (1) 予定価格以下で、最低の価格をもって有効な見積をした者を落札者とする。
 - (2) 2者以上が同一落札金額で見積をした場合は、くじにより落札者を決定する。
- くじの実施については、原則として開札日に契約課にて行うものとする。

付 則

この基準は、平成16年12月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成17年10月6日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年2月22日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和2年11月27日から施行する。

付 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市電子入札用電子証明書（ＩＣカード）登録要領

（最終改正令和２年１１月１日）

（総則）

第１条 本要領は、北九州市電子入札システム（以下「システム」という。）への電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）の登録（以下「利用者登録」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（利用者登録の対象者）

第２条 利用者登録をすることができる者は、有資格業者とする。

（利用登録に係るＩＣカード）

第３条 利用者登録を認めるＩＣカードは、電子入札コアシステムに対応した認証局が発行したもので、有資格業者名簿に記載されている代表者（受任地を設定している場合は、その受任者）（以下「入札者」という。）に係るものとし、原則として１有資格業者につき１枚とする。ただし、有資格業者名簿毎に入札者が異なる場合についてはその限りでない。

（事前申請）

第４条 利用者登録を行おうとする者は、次に掲げる内容を記載した電子メールにより、北九州市電子入札管理者（以下「電子入札管理者」という。）に事前申請を行わなければならない。

- （１）企業名称
- （２）住所
- （３）代表者名
- （４）担当者名
- （５）電子入札用連絡用Ｅメールアドレス
- （６）連絡先電話番号
- （７）連絡先ＦＡＸ番号

２ 電子入札管理者は、事前申請の内容を確認した後、利用者登録が可能となった旨の連絡を有資格業者へ電子メールにより行うものとする。

（利用者登録）

第５条 有資格業者は、前条第２項の電子メールを受信したときは、速やかに利用者登録を行うものとする。利用者登録後、速やかに次に掲げる書類を技術監理局契約制度課へ提出しなければならない。

- （１）電子証明書（ＩＣカード）登録申請書（第１号様式）
- （２）利用者登録情報の写し

２ 電子入札管理者は、前項の規定により提出された書類を審査した後、速やかに登録完了通知書を発行するものとする。

(利用者登録の変更等)

第6条 有資格業者は、登録ＩＣカードの有効期限が到来する場合において、認証局へ失効届を提出していないときは、ＩＣカードの更新処理を行うとともに、速やかに電子証明書（ＩＣカード）登録申請書（更新用）（第２号様式）を技術監理局契約制度課へ提出しなければならない。

２ 有資格業者は、登録ＩＣカードが失効した場合（登録ＩＣカードの有効期限が到来する場合において、認証局へ失効届を提出した場合を含む。）において、再度利用者登録を行おうとするときは、速やかに電子証明書（ＩＣカード）失効届（第３号様式）を技術監理局契約制度課へ提出しなければならない。

３ 電子入札管理者は、電子証明書（ＩＣカード）失効届の内容を確認後、再度の利用者登録が可能となった旨の連絡を電子メールにより行うものとする。

４ 前条第１項の規定は、前項のメールを受信した者の再度の利用者登録に準用する。

(サブシステムの利用)

第7条 有資格業者は、次に掲げる理由により、システムによる入札への参加ができない場合においては、技術監理局契約制度課へサブシステム利用申請書（第４号様式）を提出し、サブシステムの利用について許可を受けるものとする。

(１) ＩＣカードを保有していない場合

(２) 入札に使用するパーソナルコンピュータ等機器のトラブル、その他やむを得ない理由が生じた場合

２ 前項第１号に該当する場合の利用申請については、原則として１有資格業者につき１回とし、利用期間を３ヶ月以内とする。

付則

この要領は、平成１６年１０月２９日から施行する。

付則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

付則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

付則

この要領は、令和２年１１月１日から施行する。

電子証明書（ＩＣカード）登録申請書

令和 年 月 日

北九州市長 様

(登録申請者)
業者登録番号
住 所
商号又は名称
代 表 者 名
担 当 者 名
電 話 番 号

北九州市電子入札システムによる電子入札に参加する際に使用する電子証明書（ＩＣカード）を別紙内容のとおり申請します。

なお、北九州市電子入札システムへの入力は、令和 年 月 日に行いました。

提出書類

1 利用者登録情報の写し

写しを取り忘れた方は下記の内容が網羅したものを提出してください。

- ・ 電子証明書を発行した電子認証局の名称
- ・ 電子証明書のシリアル番号（カード固有の番号）
- ・ 電子証明書の有効期限
- ・ 電子証明書に記載された所有者所属組織名称
- ・ 電子証明書に記載された所有者住民票上の住所
- ・ 電子証明書に記載された所有者氏名

2 システム登録確認通知の写し

ＩＣカード登録後、コアシステムから送信される「利用者登録のお知らせ」メールの写し

<注意事項>

* ＩＣカードは、代表者又は受任地を設けている場合は受任者のもので登録してください。

電子証明書（ＩＣカード）登録申請書（更新用）

令和 年 月 日

北九州市長 様

（登録申請者）
業者登録番号
住 所
商号又は名称
代 表 者 名
担 当 者 名
電 話 番 号

北九州市電子入札システムによる電子入札に参加する際に使用する電子証明書（ＩＣカード）を更新するため、別紙内容のとおり申請します。

なお、北九州市電子入札システムへの入力は、令和 年 月 日に行ないました。

提出書類

1 利用者登録情報の写し

写しを取り忘れた方は下記の内容が網羅したものを提出してください。

- ・ 電子証明書を発行した電子認証局の名称
- ・ 電子証明書のシリアル番号（カード固有の番号）
- ・ 電子証明書の有効期限
- ・ 電子証明書に記載された所有者所属組織名称
- ・ 電子証明書に記載された所有者住民票上の住所
- ・ 電子証明書に記載された所有者氏名

2 システム登録確認通知の写し

ＩＣカード登録後、コアシステムから送信される「利用者登録のお知らせ」メールの写し

<注意事項>

* ＩＣカードは、代表者又は受任地を設けている場合は受任者のもので登録してください。

令和 年 月 日

押印

代表者の署名の場合は押印不要

記

令和 年 月 日提出

ア 名義人の変更

イ 名義人の住所の変更

ウ 有効期限切

エ その他 ()

※ 入札予定案件等の情報

入札等の予定が在る方は、記入をお願いします。

サブシステム利用申請書

令和 年 月 日

北九州市長 様

(申請者)

業者登録番号

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

担 当 者 名

電 話 番 号

押印

代表者の署名の場合は押印不要

下記の理由により、北九州市電子入札システムによる電子入札に参加できないので、サブシステムによる参加を申請します。

記

1 電子入札システムによる参加ができない理由

2 サブシステムの利用予定期間

（最終改正 令和 6 年 2 月 1 日）

北九州市が電子入札で行う、建設工事における一般競争入札は、地方自治法、同法施行令、本市契約規則、電子入札実施要領、電子入札運用基準及びその他関係法令に定めるもののほか、この電子入札心得によって執行する。

電子入札参加者は、この心得を事前に良く読み、間違いのないようにすること。

1 全般的な留意事項

- (1) 入札にあたっては、公正な競争を妨げる目的で他の入札参加者と入札価格等の相談又は連絡を行ってはならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (2) 入札参加者は、ＩＣカードの保管又は取扱いに関して十分な注意を払うこと。ＩＣカードを他の入札参加者等に譲渡若しくは、貸与するなどの不正使用を行った者又は同一場所で他の入札参加者と協同して入札を行うなどの公正な競争を妨げる行為を行った者は、入札参加資格を取り消すものとする。
- (3) 入札参加申込書及び入札書の提出は、電子入札システムで行うこと。ただし、ＩＣカードの汚破損等の場合、又はパソコン・インターネット環境のシステム障害などのやむを得ない理由がある場合には、電子入札サブシステムを利用することができる。このとき、必ず、技術監理局契約制度課に電話連絡の上、入札書提出締切日の前日までに利用申請書を提出すること。
- (4) 入札参加者は、コンピューターウイルスの感染予防としてウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなどの対策を講じること。また、入札参加申込み及び入札時には、ウイルスチェック済みの電子ファイルを提出すること。

2 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加者は、公告文及び次の事項に留意して適正な競争参加資格確認申請書及び添付資料（以下「参加申込書等」という。）の提出を行うこと。
 - ① 参加申込書等は正しい内容で作成し、内容の確認を行ってから提出すること。
 - ② 参加申込書等が正常に送信されたことを、参加申込書受信確認通知により確認すること。
 - ③ 参加申込書等の提出は、参加申込書受付締切日時までに完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。
- (2) 入札参加申込みにおいて必要な添付資料は、原則として、電子入札システムで提出すること。ただし、電子ファイルで提出できない場合又は市が公告文において指示した場合は、郵送又は持参で提出すること。なお、添付資料の作成にあたっては、公告文において指定された様式を使用すること。
- (3) 添付資料を郵送又は持参する場合は、次の取扱いとする。
 - ① 電子入札システムで「提出書類一覧表」を事前に送信すること。
 - ② 添付資料は、一括して提出するものとし、「提出書類一覧表」を除き、電子入札システムと郵送・持参の併用は認めない。

- ③ 「提出書類一覧表」は、一括して提出する添付資料の表紙として、再度使用すること。
- (4) 添付資料を郵送で提出する場合は書留郵便によるものとする。また、封筒の表に「〇〇工事参加申込書資料在中」の文言を朱書きすること。
- (5) 添付資料を郵送又は持参する場合は、電子入札システムの参加申込書受付締切日時までに必着とする。

3 設計図書の入手

- (1) 公告文に設計図書（ＣＤ－Ｒ）を購入すべき旨記載されている場合は、指定された期間に指定された場所へ、指名通知書の写しを提出して購入すること。この場合において、指定された期間に設計図書（ＣＤ－Ｒ）を購入しなかった者は、入札に参加できないものとする。
- (2) 公告文に設計図書（ＣＤ－Ｒ）をダウンロードすべき旨記載されている場合は、指定された期間に、「北九州市設計図書配布システム」（北九州市技術監理局契約部ホームページ「設計図書」）からダウンロードすること。この場合において、指定された期間に設計図書（ＣＤ－Ｒ）をダウンロードしなかった者は、入札に参加できないものとする。
- (3) 公告文に設計図書（ＣＤ－Ｒ）を購入（任意）又はダウンロードのいずれかの方法により入手すべき旨記載されている場合は、前2項に規定するいずれかの方法により入手し、必ず図面を確認すること。この場合において、指定された期間に規定する方法で設計図書（ＣＤ－Ｒ）を入手せず、又は図面を確認しなかった者は、入札に参加できないものとする。

4 競争参加資格確認通知書の確認

入札執行については、電子入札システムで送信された競争参加資格確認通知書の内容をよく確認すること。

5 内訳書の作成

見積にあたっては、設計図書の内容をよく確認し、内訳書を作成すること。

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、電子入札システムで入札金額が入力され、かつ、内訳書が添付されたものを有効な入札書として取り扱うものとする。
- (2) 入札参加者は、次の事項に留意して適正な入札書の提出を行うこと。
- ① 契約金額は、入札書に入力された金額に１００分の１０に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した金額とするので、入札者は課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に入力すること。
 - ② 入札金額は、内訳書の合計金額と同一にすること。
 - ③ 入札書は、内訳書の合計金額と照合した上で、入力を正確に行い、入札書提出内容を確認した後、必ず印刷すること。
 - ④ 印刷した入札書の入札金額に間違いがないか確認した後、入札書を送信すること。
 - ⑤ 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知により確認を行い、印刷すること。
 - ⑥ さらに、入札書が正常に受領されたことを、入札書受付票により確認を行い、印刷すること。

⑦ ③、⑤、⑥で印刷した書類は、落札者決定通知書が到着するまで保管しておくこと。

⑧ 入札書の提出は、入札書提出締切日時までに完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。

(3) 提出された入札書及び内訳書の撤回及び訂正等は、一切認めない。

7 入札の辞退

(1) 入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 入札を辞退したことで、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(3) 入札を辞退する場合は、電子入札システムで辞退届を送信すること。ただし、提出された辞退届の撤回は一切認めない。

(4) 共同企業体の場合は、共同企業体としての辞退はできるが、企業体構成員の一員からの辞退はできない。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

(1) 入札参加の資格がなくて入札したとき。

(2) 参加申込書等に虚偽の記載をしたとき。

(3) 入札書が入札書提出締切日時までに到着しないとき。

(4) 内訳書を添付せずに入札書を提出したとき。

(5) 入札書の記載事項について判読できないとき。

(6) 電子入札と電子入札サブシステムの双方から入札書を提出したとき。

(7) 予定価格を超える金額で入札したとき。

(8) ICカードの登録完了通知を受けていないICカードで入札したとき。

(9) ICカードの失効等により開札できなかったとき。

(10) 開札日の前日までに、指名停止処分を受けたとき。

(11) 前各号のほか、指示事項に違反したとき。

9 入札参加者の責任

電子入札において、参加申込書等及び入札書は、送信データが北九州市電子入札システムに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は、参加申込書等及び入札書の提出後に表示される受信確認通知により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷を行うこと。

なお、提出後に受信確認通知が表示されない場合は、正常に送信データが到着していない恐れがあるので、再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は、技術監理局契約制度課に電話連絡を行うこと。

10 入札（開札）の中止等

入札者が連合して入札したと認められるとき、その他入札に際し不正があると認められるとき及び電子入札システムに障害が発生したときは、入札（開札）を中止し、延期し又は無効とすることがある。

11 落札の決定

- (1) 予定価格以下で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けている場合は、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とし、低入札価格調査を実施する場合は、調査基準価格を下回り有効な入札をした者又は調査基準価格を下回り有効な入札をした者で北九州市建設工事等総合評価落札方式実施要綱第4条第2項に規定する評価値の最も高い者を最初の落札候補者とし、低入札価格調査を実施した後に、落札者を決定する。
- (2) 2者以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定する。くじの実施については、原則として開札日に、契約担当課にて行うものとする。

12 契約書の交付について

契約書は、原則として開札日の翌開庁日に契約担当課で交付する。

なお、契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（以下「電子契約書」という。）をもって契約を締結する場合は、原則として開札日の翌開庁日に契約担当課から電子契約書を送付する。

13 異議の申立て

設計図書及び公告文、競争参加資格確認通知書の内容に疑義があるときは、入札前に関係職員に説明を求めること。入札した者は、入札後、設計図書及び公告文、競争参加資格確認通知書の内容についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（最終改正 令和 6 年 2 月 1 日）

北九州市が電子入札で行う、建設工事における指名競争入札は、地方自治法、同法施行令、本市契約規則、電子入札実施要領、電子入札運用基準及びその他関係法令に定めるもののほか、この電子入札心得によって執行する。

電子入札参加者は、この心得を事前に良く読み、間違いのないようにすること。

1 全般的な留意事項

- (1) 入札にあたっては、公正な競争を妨げる目的で他の入札参加者と入札価格等の相談又は連絡を行ってはならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (2) 入札参加者は、ＩＣカードの保管又は取扱いに関して十分な注意を払うこと。ＩＣカードを他の入札参加者等に譲渡若しくは、貸与するなどの不正使用を行った者又は同一場所で他の入札参加者と協同して入札を行うなどの公正な競争を妨げる行為を行った者は、入札参加資格を取り消すものとする。
- (3) 入札書の提出は、電子入札システムで行うこと。ただし、ＩＣカードの未取得や汚破損等の場合、又はパソコン・インターネット環境のシステム障害などのやむを得ない理由がある場合には、電子入札サブシステムを利用することができる。このとき、必ず、技術監理局契約制度課に電話連絡の上、入札書提出締切日の前日までに利用申請書を提出すること。
- (4) 入札参加者は、コンピューターウイルスの感染予防としてウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなどの対策を講じること。また、入札時には、ウイルスチェック済みの電子ファイルを提出すること。

2 指名通知書の確認

- (1) 入札執行については、電子入札システムで送信された指名通知書の内容をよく確認すること。
- (2) 指名通知書の確認後、電子入札システムで受領確認書を送信すること。

3 設計図書の入手

- (1) 入札に参加する場合は、設計図書を必ず入手すること。
- (2) 設計図書は、原則として北九州市設計図書配布システムからダウンロードすること。
- (3) 設計図書（ＣＤ－Ｒ）の購入ができる案件については、その旨を指名通知書に記載しているので、購入を希望する場合は、指名通知書で指定された期間及び場所で、設計図書（ＣＤ－Ｒ）を購入すること。このとき、指名通知書の写しを持参し、提出すること。なお、指定された期間以外での購入はできない。
- (4) 入手した設計図書を他人に譲渡、販売又は貸与しないこと。また、入札金額の積算目的以外で使用しないこと。
- (5) 他の入札参加者等から設計図書を取得、購入又は借用しないこと。

4 内訳書の作成

見積にあたっては、設計図書の内容をよく確認し、内訳書を作成すること。

5 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、電子入札システムで入札金額が入力され、かつ、内訳書が添付されたもの（内訳書の添付を指示している場合に限る。）を有効な入札書として取り扱うものとする。
- (2) 入札参加者は、次の事項に留意して適正な入札書の提出を行うこと。
 - ① 契約金額は、入札書に入力された金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した金額とするので、入札者は課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力すること。
 - ② 入札金額は、内訳書の合計金額と同一にすること。
 - ③ 入札書は、内訳書の合計金額と照合した上で、入力を正確に行い、入札書提出内容を確認した後、必ず印刷すること。
 - ④ 印刷した入札書の入札金額に間違いがないか確認した後、入札書を送信すること。
 - ⑤ 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知により確認を行い、印刷すること。
 - ⑥ さらに、入札書が正常に受領されたことを、入札書受付票により確認を行い、印刷すること。
 - ⑦ ③、⑤、⑥で印刷した書類は、落札者決定通知書が到着するまで保管しておくこと。
 - ⑧ 入札書の提出は、入札書提出締切日時までに完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。
- (3) 提出された入札書及び内訳書の撤回及び訂正等は、一切認めない。

6 入札の辞退

- (1) 入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退したことで、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (3) 入札を辞退する場合は、電子入札システムで辞退届を送信すること。ただし、提出された辞退届の撤回は一切認めない。
- (4) 共同企業体の場合は、共同企業体としての辞退はできるが、企業体構成員の一員からの辞退はできない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (2) 入札書が入札書提出締切日時までに到着しないとき。
- (3) 内訳書の添付を指示している工事について、内訳書を添付せずに入札書を提出したとき。
- (4) 入札書の記載事項について判読できないとき。
- (5) 電子入札と電子入札サブシステムの双方から入札書を提出したとき。
- (6) 予定価格を超える金額で入札したとき。
- (7) 最低制限価格を設定している工事について、最低制限価格を下まわる金額で入札したと

き。

- (8) ICカードの登録完了通知を受けていないICカードで入札したとき。
- (9) ICカードの失効等により開札できなかったとき。
- (10) 開札日の前日までに、指名停止処分を受けたとき。
- (11) 設計図書を3(1)～(3)に規定する方法により入手しなかった場合、または同(4)、(5)に違反した場合。
- (12) 前各号のほか、指示事項に違反したとき。

8 入札参加者の責任

電子入札において、入札書は、送信データが北九州市電子入札システムに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は、入札書の提出後に表示される受信確認通知により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷を行うこと。

なお、提出後に受信確認通知が表示されない場合は、正常に送信データが到着していない恐れがあるので、再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は、技術監理局契約制度課に電話連絡を行うこと。

9 入札（開札）の中止等

入札者が連合して入札したと認められるとき、その他入札に際し不正があると認められるとき及び電子入札システムに障害が発生したときは、入札（開札）を中止し、延期し又は無効とすることがある。

10 落札の決定

- (1) 予定価格以下で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けている場合は、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とし、低入札価格調査を実施する場合は、調査基準価格を下回り有効な入札をした者又は調査基準価格を下回り有効な入札をした者で北九州市建設工事等総合評価落札方式実施要綱第4条第2項に規定する評価値の最も高い者を最初の落札候補者とし、低入札価格調査を実施した後に、落札者を決定する。
- (2) 2者以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定する。くじの実施については、原則として開札日に、契約担当課にて行うものとする。

11 契約書の交付について

契約書は、原則として開札日の翌開庁日に契約担当課で交付する。

なお、契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（以下「電子契約書」という。）をもって契約を締結する場合は、原則として開札日の翌開庁日に契約担当課から電子契約書を送付する。

12 異議の申立て

設計図書及び指名通知書の内容に疑義があるときは、入札前に関係職員に説明を求めるこ

と。入札した者は、入札後、設計図書及び指名通知書の内容についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（最終改正 令和 6 年 2 月 1 日）

北九州市が電子入札で行う、工事に係る設計、測量及び調査等業務委託における指名競争入札は、地方自治法、同法施行令、本市契約規則、電子入札実施要領、電子入札運用基準及びその他関係法令に定めるもののほか、この電子入札心得によって執行する。

電子入札参加者は、この心得を事前に良く読み、間違いのないようにすること。

1 全般的な留意事項

- (1) 入札にあたっては、公正な競争を妨げる目的で他の入札参加者と入札価格等の相談又は連絡を行ってはならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (2) 入札参加者は、ＩＣカードの保管又は取扱いに関して十分な注意を払うこと。ＩＣカードを他の入札参加者等に譲渡若しくは、貸与するなどの不正使用を行った者又は同一場所で他の入札参加者と協同して入札を行うなどの公正な競争を妨げる行為を行った者は、入札参加資格を取り消すものとする。
- (3) 入札書の提出は、電子入札システムで行うこと。ただし、ＩＣカードの未取得や汚破損等の場合、又はパソコン・インターネット環境のシステム障害などのやむを得ない理由がある場合には、電子入札サブシステムを利用することができる。このとき、必ず、技術監理局契約制度課に電話連絡の上、入札書提出締切日の前日までに利用申請書を提出すること。
- (4) 入札参加者は、コンピューターウイルスの感染予防としてウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなどの対策を講じること。

2 指名通知書の確認

- (1) 入札執行については、電子入札システムで送信された指名通知書の内容をよく確認すること。
- (2) 指名通知書の確認後、電子入札システムで受領確認書を送信すること。

3 設計図書の入手

- (1) 入札に参加する場合は、設計図書を必ず入手すること。
- (2) 設計図書は、原則として北九州市設計図書配布システムからダウンロードすること。
- (3) 入手した設計図書を他人に譲渡、販売又は貸与しないこと。また、入札金額の積算目的以外で使用しないこと。
- (4) 他の入札参加者等から設計図書を取得、購入又は借用しないこと。

4 入札書の提出方法

- (1) 入札参加者は、次の事項に留意して適正な入札書の提出を行うこと。
 - ① 契約金額は、入札書に入力された金額に１００分の１０に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した金額とするので、入札者は課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力すること。

- ② 入札書は、入力を正確に行い、入札書提出内容を確認した後、必ず印刷すること。
- ③ 印刷した入札書の入札金額に間違いがないか確認した後、入札書を送信すること。
- ④ 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知により確認を行い、印刷すること。
- ⑤ さらに、入札書が正常に受領されたことを、入札書受付票により確認を行い、印刷すること。
- ⑥ ②、④、⑤で印刷した書類は、落札者決定通知書が到着するまで保管しておくこと。
- ⑦ 入札書の提出は、入札書提出締切日時までに完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。

(2) 提出された入札書の撤回及び訂正等は、一切認めない。

5 入札の辞退

- (1) 入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退したことで、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (3) 入札を辞退する場合は、電子入札システムで辞退届を送信すること。ただし、提出された辞退届の撤回は一切認めない。
- (4) 共同企業体の場合は、共同企業体としての辞退はできるが、企業体構成員の一員からの辞退はできない。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (2) 入札書が入札書提出締切日時までに到着しないとき。
- (3) 入札書の記載事項について判読できないとき。
- (4) 電子入札と電子入札サブシステムの双方から入札書を提出したとき。
- (5) 予定価格を超える金額で入札したとき。
- (6) ICカードの登録完了通知を受けていないICカードで入札したとき。
- (7) ICカードの失効等により開札できなかったとき。
- (8) 開札日の前日までに、指名停止処分を受けたとき。
- (9) 設計図書を3(1)、(2)に規定する方法により入手しなかった場合、または同(3)、(4)に違反した場合。
- (10) 前各号のほか、指示事項に違反したとき。

7 入札参加者の責任

電子入札において、入札書は、送信データが北九州市電子入札システムに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は、入札書の提出後に表示される受信確認通知により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷を行うこと。

なお、提出後に受信確認通知が表示されない場合は、正常に送信データが到着していない恐れがあるので、再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は、技術監理局契約制度課に電話連絡を行うこと。

8 入札（開札）の中止等

入札者が連合して入札したと認められるとき、その他入札に際し不正があると認められるとき及び電子入札システムに障害が発生したときは、入札（開札）を中止し、延期し又は無効とすることがある。

9 落札の決定

- (1) 予定価格以下で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 2者以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定する。くじの実施については、原則として開札日に、契約担当課にて行うものとする。

10 契約書の交付について

契約書は、原則として開札日の翌開庁日に契約担当課で交付する。

なお、契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（以下「電子契約書」という。）をもって契約を締結する場合は、原則として開札日の翌開庁日に契約担当課から電子契約書を送付する。

11 異議の申立て

設計図書及び指名通知書の内容に疑義があるときは、入札前に関係職員に説明を求めること。入札した者は、入札後、設計図書及び指名通知書の内容についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

有資格業者以外の者の建設工事等に係る暴力団関係業者排除措置要綱

(平成 26 年 4 月 1 日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市が発注する建設工事等における下請契約（一次及び二次下請以降すべての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）から、有資格業者以外の暴力団関係業者を排除することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(排除措置)

第2条 建設工事等における有資格業者以外の者が、警察からの通報により暴力団関係業者であることが判明したときは、原則として、北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱に規定する措置基準に準じた期間、北九州市工事請負契約約款第7条の2に基づく措置（以下「下請契約等からの排除措置」という。）を行うものとする。

(関係局等への通知)

第3条 前条の規定により、下請契約等からの排除措置を行ったときは、関係局等に速やかに通知するものとする。

(排除措置の公表)

第4条 第2条の規定により、下請契約等からの排除措置を行ったときは、商号又は名称、所在地(住所)、排除措置期間及びその理由を、安全・安心推進部のホームページで、措置開始日から措置終了日まで公表するものとする。

付 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 10 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市地元企業優先発注実施要綱

物品等供給契約における地元企業優先発注実施要綱(平成10年3月27日北九契管第289号)の全部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における物品等供給契約及び測量・設計等委託契約の執行に当たり、本市経済の振興と地元企業の育成を図るため、地元企業への発注に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、北九州市契約規則、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則、北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則及びこれらの運用基準の範囲内において適用するものとする。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける契約については、この要綱は適用しない。

(有資格業者の区分)

第3条 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則及び北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則に基づく有資格業者名簿に記載されている企業等（以下「有資格業者」という。）を次のとおり区分し、技術監理局契約部長（以下「契約部長」という。）が認定する。

区 分		定 義
地元企業	市内企業	法人登記簿上の本店若しくは本社が市内にある有資格業者又は主たる事業所が市内にある有資格業者をいう。
	準市内企業	市内にある支店、営業所等の長等に本市との契約に関する権限を委任している有資格業者をいう。ただし、本市調査により、支店、営業所等としての実態がないと認められた者を除く。
市外企業		上記以外の有資格業者をいう。

(指名又は選定の順位)

第4条 指名競争入札又は随意契約により契約を締結するときは、競争性の確保に配慮するとともに、指名又は選定が特定の有資格業者に偏ることや固定化することがないように留意し、次の順位にしたがって有資格業者を指名又は選定をするものとする。

- 第1順位 市内企業
 第2順位 準市内企業
 第3順位 市外企業

- 2 前項において、市内企業だけでは競争性が確保されない、又は市内企業では取り扱えないなど、一定の理由により市内企業以外の有資格業者を指名又は選定をする必要がある場合は、準市内企業、市外企業の順で拡大できるものとする。市内企業以外の有資格業者の指名又は選定に必要な手続きは次の表のとおりとする。

市内企業以外に指名又は選定をする有資格業者	市内企業以外の有資格業者の指名又は選定に必要な手続き	手順等
準市内企業	局等総務担当課への合議	契約主管課長は、起案文書に準市内企業へ発注する理由を表示し、局等総務担当課に合議する。 ※局等総務担当課は、準市内企業を指名又は選定する必要性を十分に確認する。
市外企業	契約部長の承認	①契約主管課長は、事前に市外企業への発注に関する審査申請書（様式）に審査資料を添えて、契約部長に提出する。 ※契約部長は、契約主管課長に対し、申請の内容について説明を求めることができる。 ②契約部長は、市外企業への発注に関する審査申請書を受理したときは、速やかに審査してその可否を決定し、契約主管課長に審査結果決定通知書（様式）を送付する。 ※本通知書は執行同等に添付する。

- 3 複数の課(課に相当するものを含む。)の職員からなる合議体をもって準市内企業を指名又は選定をするものについては、前項の局等総務担当課への合議は要しないものとする。
- 4 北九州市物品調達等業者選定委員会設置要綱又は北九州市建設工事等業者選定委員会設置規程に基づき指名又は選定をするもの及び所在地が市外にある事務所が行う契約については、第2項の市内企業以外の有資格業者の指名

又は選定に必要な手続きに関する規定は適用しない。

（地元企業優先発注の例外）

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項の市内企業以外の有資格業者の指名又は選定に必要な手続きに関する規定は適用しない。その該当する内容を執行伺（契約の特記事項欄）等に、記載例のとおり記載し、理由を明記するものとする。ただし、（1）、（3）、（4）及び（10）については記入は要しないものとする。

記載例：地元企業優先発注の例外規定 第 号を適用

- （1） 新聞、雑誌、官報、法令集その他定期刊行物の買入契約
- （2） 官公署並びにこれらが設置する試験場、職業訓練所、授産所及び学校並びに独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、地方独立行政法人、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人及び特例財団法人に対する契約
- （3） ガス（プロパンガス及び高圧ガスを除く。）及び電気の供給契約
- （4） 電気通信の供給契約
- （5） 地方公共団体の行為を秘密にする必要のあるものの契約
- （6） 特定物の買入契約
- （7） 一個人又は一法人において専有する専有物品の買入契約
- （8） 特許及び実用新案等に係る物品でその技術によらなければ製造することができないもので、他に販売権を有する業者のないときの買入契約又は製造の請負契約
- （9） 非常災害時又は市民の生命、生活等に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合における、救助物品の購入、施設等の保守・保安等の急施を要する契約
- （10） テレビの受信契約
- （11） 学術又は技芸の保護、奨励及び調査研究のための契約
- （12） 設備、機器及び情報システムに係る保守、修繕、改修及び部品等の買入れで、他の業者では対応できない契約

（委任）

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、契約部長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に指名又は選定をする契約について適用する。